

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 1項 1目 福祉特別乗車券交付事業(民営バス)		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、横浜市福祉特別乗車券交付事務取扱要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者に対し、地下鉄、市営バス、金沢シーサイドライン全線及び市内相互間を運行している民営バスの乗車時に運賃が無料になる特別乗車券を交付することによって、交付対象者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の社会参加支援及び福祉の増進のため、民営バスに乗車できる福祉特別乗車券を交付した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由		障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,238,122千円	1,237,699千円	1,247,889千円	1,346,187千円
		支出済額		1,233,688千円	1,235,276千円	1,241,904千円	1,331,190千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		4,434千円	2,423千円	5,985千円	14,997千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	99%
人 件 費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費		1,242,479千円	1,244,061千円	1,250,727千円	1,340,013千円		
増▲減		—	1,582千円	6,666千円	89,286千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業が廃止になった場合、対象者の支出のうち、交通費の占める割合が増え、外出を控えるようになる可能性がある。このことにより、バスの利用者が減少し、バス路線が廃止されていくことも懸念され、外出したくても外出できない市民が増える可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車券の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車券の受取り手続きが一連で可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		制度改正の際は、学識経験者・市民公募委員等による提言や、市民アンケートを実施している。			
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	交付者数が増加していることを考慮して、交通事業者の負担軽減のため、令和2年度から負担金積算手法を採用することとした。今後も、利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 渡辺 文夫	係長 東 宏子	移動支援 係 平野 昌之		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 1 目 災害時要援護者支援事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 1 - 1 2	
						政策番号	35	
						主な施策(事業)番号	6	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	災害対策基本法、横浜市震災対策条例、 横浜市災害時要援護者名簿作成事務要綱			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的	中期計画	政策	災害に強い人づくり・地域づくり(自助・共助の推進)				
			施策(事業)	災害時要援護者等支援の強化など災害対応の充実				
具体的な 事業内容	<p>震災や風水害では、自力で避難することが難しい高齢者や障害者等の要援護者が被害にあう可能性が高いこと、発災直後に行政がすぐに初動体制を取りづらいう状況も考えられることから、地域で平常時から災害に備えた取組をする必要があり、事業を開始しました。</p> <p>・災害時の支援活動が円滑に行われるよう、各区において名簿提供や、共助の取組を支援しました。 ・要援護者名簿作成のため、災害時要援護者管理システムの運用・保守等を実施しました。 ・福祉避難所の機能充実のため、要件を満たしている施設へ備蓄物資を整備しました。また、新型コロナウイルス対策として、衛生物品について補正予算にて整備しました。</p>							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	災害時要援護者支援の取組を実施している自治会町内会の割合		85.1%(29年度)	94.3%	95%			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	地域に名簿情報を提供している要援護者数		51,215人(29年度)	45,721人	72,700人			
事業実績	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		26,345千円	36,498千円	73,010千円		
		支出済額		22,040千円	34,795千円	64,079千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		4,305千円	1,703千円	8,931千円		
		執行率(%)		84%	95%	88%		
		人件費	一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,646千円			
総事業費		39,610千円	52,441千円	81,725千円				
増▲減		—	12,831千円	29,284千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	<p>本事業は、地域の自主的な取組の中で、日頃から地域住民と要援護者との間で顔の見える関係をつくり、災害時における支え合いや支援体制の構築など、共助による支援の推進を目指すものです。 ただし、地域ごとで要援護者を支援する取組が異なるなか、横浜市として、地域にアプローチを行い、取組の支援をしていくことが必要であると考えます。 福祉避難所においては、コロナ禍においても機能する様な支援が必要であると考えます。</p>						
	事業目的に 対する有効 性	<p>平成25年10月からの情報共有方式の開始により、新たに区と協定を締結する地域が増えるなど、地域の取組が推進されています。また、本事業は、中期計画政策35「災害に強い人づくり・地域づくり」に位置付けられており、共助の取組の推進に貢献するものです。今後は、地域の取組のさらなる推進・充実のために、区局連携して地域の取組支援や事業の周知啓発を進めていく必要があります。</p>						
	本事業の 効率性・ 類似性	<p>要援護者を地域で把握し、日頃からの関係づくりや見守り活動等地域の支え合いの取組支援を目的とした類似事業が実施されているものの、根拠規程や実施手法が異なるため、整理統合等は困難ですが、他の事業担当と事業の推進状況を共有するなど連携した事業実施は今後も必要と考えます。</p>						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<p>各地域での事業の実施にあたっては、区と地域の自主防災組織等で調整が行われています。</p>					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<p>①地域の名簿を活用した先進的な取組をまとめた事例集を活用した、地域への協定締結等の働きかけ ②事業実施地域における要援護者に対する取組の支援 ③要援護者名簿管理システムの再構築 ④福祉避難所の運用の見直し</p>						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	<p>災害時の要援護者支援については、国において災害対策基本法の改正が行われるなど、社会的要請や対象者のニーズが高まっています。平常時における地域の方と要援護者とのつながりづくりは、災害発生時においても安心な地域につながります。今後も、より多くの地域で取組が実施され、要援護者とのつながりづくりを進めるための支援を充実させていく必要があると考えます。</p>							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			江塚 直也	村尾 博美	中村 仁美			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 1 目 総務諸費		所管区局・課	健康福祉局総務課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 1 3
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	日常の庶務事務作業等、総務課に係る業務の適切かつ円滑な執行を図る。					
	具体的な 事業内容	(1) 市会委員会、同視察等 (2) 大都市民生主管局長会議等 (3) その他事務経費 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		58,134千円	1,246,503千円	34,846千円	52,679千円
		支出済額		28,084千円	1,238,244千円	40,431千円	33,876千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		30,050千円	8,259千円	△ 5,585千円	18,803千円
		執行率(%)		48%	99%	116%	64%
人 件 費		一般職職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		28,084千円	1,238,244千円	40,431千円	33,876千円		
増▲減		—	1,210,160千円	▲ 1,197,813千円	▲ 6,555千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	より効率的な事務を執行するため、引き続き組織横断的な見直しを推進していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	複写機使用経費や自動車借上料など、自己努力が可能なものは昨年度に引き続き削減に努めていくが、毎年業務量が増加しているため必要経費の削減は非常に難しい。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務 係
	酒井 啓彦	雨堤 久美	三上 剛

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 1目 金沢シーサイドライン乗車券交付事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-1 4
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券等交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者に対し、地下鉄、市営バス、金沢シーサイドライン全線及び市内相互間を運行している民営バスの乗車時に運賃が無料になる特別乗車券を交付することによって、交付対象者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の社会参加支援及び福祉の増進のため、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券及び金沢シーサイドライン福祉特別定期券を交付した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由		障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		62,278千円	63,550千円	63,612千円	63,968千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人件費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費		71,069千円	72,335千円	72,435千円	72,791千円		
増▲減		—	1,266千円	100千円	356千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業が廃止になった場合、外出したくても外出できない障害者が増える可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	金沢シーサイドライン定期券及び乗車券の交付に必要となる福祉特別乗車券の交付にあたり、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車券の受取り手続きが一連で可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	制度改正の際は、学識経験者・市民公募委員等による提言や、市民アンケートを実施している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	交付者数が増加していることを考慮して、今後も利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	移動支援 係
	渡辺 文夫	東 宏子	平野 昌之

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 1項 1目 社会福祉基金積立金	所管区局・課	健康福祉局 総務課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-1 5		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	地方自治法、横浜市社会福祉基金条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成22年度に受け入れた市民の方からの遺贈の申し出による寄附金を契機に、福祉分野への活用を希望する市民等からの寄附金を有効活用するため横浜市社会福祉基金を設置。					
	具体的な 事業内容	基金への寄附申込みの受付、受納手続及び基金の運用					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		寄附受納件数	目標	-	-	-	-
			実績	359	369	402	1,019
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		行為の性質上、指標の設定になじまないため。				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		55,000千円	100,000千円	25,000千円	76,000千円
		支出済額		54,916千円	96,770千円	15,689千円	56,486千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		84千円	3,230千円	9,311千円	19,514千円		
執行率(%)		100%	97%	63%	74%		
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円		
総事業費		57,553千円	99,406千円	18,336千円	59,133千円		
増▲減		-	41,853千円	▲81,070千円	40,797千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	介護保険制度の創設や障害者自立支援法の制定等、2000年代以降の社会福祉施策は、大きな転換を迎え、市民の福祉や社会保障に対する関心もより一層高くなっている。寄附をすることで市の福祉施策の充実に貢献したいと考える寄附受納希望者のために、その受け皿となる当該基金の運用は必要と考える。					
	事業目的に 対する 有効性	年度ごとの寄附受納額に差はあるものの、一定数以上の方から寄附をいただいている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	教育や文化等、さまざまな寄附メニューを設けている横浜市の寄附金において、社会福祉基金は、福祉・子ども・医療等の社会福祉に関するメニューとして整理されている。メニューの一つとして新設することで、社会福祉に関心の高い市民等からの寄附を受け付けやすく、その意向を反映しやすい基金となった。厳しい財政状況の中で社会ニーズに応えるための財源として、一定の効果が期待できる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業内容が、寄附受納手続と積立のみであるため、市民等外部意見の反映に適さない事業である。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	29年4月から、寄附金のメニューに、「子どもの貧困対策」、「高齢者福祉・障害者福祉の充実」、「地域医療・災害医療の充実」を新たに加えたことにより、ご寄附いただく方のお気持ちによりきめ細かく応えていけるようになった。引き続き、社会福祉基金の存在を広く知っていただくために、PR等を行っていく。 「ふるさと納税に係るワンストップ特例申請」の開始等、寄附のしやすい制度改正が浸透したことにより、令和2年度の受納件数が急増したため、受領証明書の発行など一部事務の外部委託化等、受納事務手続きの効率化・迅速化を進めている。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	經理 係		
			酒井 啓彦	渡辺 悠司	萱場 祥平		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 2目 横浜市地域福祉活動補助金		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-2 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	社会福祉法において「地域福祉の推進役」として位置づけられている横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の活動費の助成等を行うことで、地域福祉の推進を図ります。					
	具体的な 事業内容	福祉保健の生活課題の解決に向け、地域住民の参加を促進し、横浜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び、社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉を推進し、横浜市社会福祉協議会の活動費助成を実施しました。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		地区アセスメント シートの作成(地区)	目標 実績	地区別計画の推進 256	地区別計画の推進 256	地区別計画の推進 256	地区別計画の推進 256
		長期借入金に着実 な削減(百万円)	目標 実績	9,555	9,000	7,670	7,120
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		9,068	8,220	7,670	7,120
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,085,393千円	1,094,733千円	1,094,143千円	1,099,706千円
		支出済額		1,085,070千円	1,091,143千円	1,085,033千円	1,052,512千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		323千円	3,590千円	9,110千円	47,194千円
		執行率(%)		100%	100%	99%	96%
人 件 費		一般職職員		1.4人	1.4人	1.4人	1.4人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		12,307千円	12,299千円	12,352千円	12,352千円	
総事業費		1,097,377千円	1,103,442千円	1,097,385千円	1,064,864千円		
増▲減		—	6,065千円	▲ 6,057千円	▲ 32,521千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者が増加するなか、制度の狭間となる課題への対応が必要とされています。これまでの分野別の公的支援制度では、課題の解決が難しい状況であり、地域の実情に応じた地域福祉の取組が有効とされています。地域の福祉関係者等からなる社会福祉協議会の活動の推進が地域福祉の推進につながるため、助成を行う必要があります。					
	事業目的に 対する 有効性	ボランティア活動支援、区社協・地区社協の活動支援などを通じて、地域福祉の推進を図ることができています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	社会福祉法に規定された地域福祉の推進を担う団体のため、他の団体との類似点は多くありません。社会福祉施設整備のための貸付については新規貸付が平成30年度で終了しました。また、経費の見直しを行うことにより経営改善を進めていきたいと考えています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	理事会、評議員会の委員として地域福祉関係者、社会福祉施設関係者が法人の意思決定に参加しています。また協議会組織として各分野ごとに部会を設置し意見を反映しています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	社会福祉法や介護保険制度の改正への柔軟な対応や権利擁護事業の一層の推進、制度の狭間となる問題への対応が必要とされています。また、地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり、区社協・地区社協の機能強化に向けた支援、自主財源の安定的な確保が課題となっています。コロナ禍においては、従来のような地域活動が難しくなっていますが、新しい生活様式を踏まえた地域の創意工夫によって生み出された活動を支援し、見守りの目を増やしていく必要があります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				新井 隆哲	松島 雄一	長岡 かなえ	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 2 目 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業(ノンステップバス導入費補助金:民営バス)		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書番号	7-1-2 2	
						政策番号	20	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	横浜市ノンステップバス導入促進補助金交付要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	市民に身近な交通機能等の充実					
		施策(事業)	地域交通の維持・充実					
事業の目的	車いす利用者をはじめ、歩行困難者や障害者、高齢者、妊産婦、ベビーカー利用者などあらゆる利用者に対し利便性を発揮するノンステップバス導入促進により、公共交通機関の利用環境の改善とまちづくり推進を図るため事業を開始しました。							
具体的な 事業内容	横浜市内に営業所を持つ民営バス事業者に対し、ノンステップバス導入に係る経費の一部を補助します。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		ノンステップバス導入補助		668台(累計)(29年度)	760台(累計)	888台(累計)		
	備考	政策21・主な政策6・想定事業量③に再掲 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		30,323千円	41,350千円	5,570千円		
		支出済額		19,862千円	25,376千円	5,501千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		10,461千円	15,974千円	69千円		
執行率(%)		66%	61%	99%				
人件費		一般職員	0.5人	0.5人	0.5人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,412千円				
総事業費		24,255千円	29,788千円	9,913千円				
増▲減		—	5,533千円	▲19,875千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国から示されているノンステップバスの導入目標を達成するためには、各バス事業者が長期的な計画のもとで継続的に導入していくことが必要です。しかし、事業者の自己資金のみでは経済的負担が大きく、補助金の交付を前提としない導入は難しい状況です。一方、市民等からは導入促進の要望が寄せられています。このようなことから、本市の補助は引き続き実施していく必要があると考えます。						
	事業目的に 対する有効 性	市内のノンステップバス導入率は着実に上がっており、多くの市民がその利便性を享受しています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	平成25年度に補助金の上限額を引き下げたほか、交付対象を限定しています。 ※現行は1台あたり550千円の定額。 本事業のような、ノンステップバスの導入に対する補助制度に類似する他事業はありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		国の方針等を踏まえ実施している事業であるため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の拡大により、路線バスの利用者が大きく減少し、バス事業者の経営状況が悪化したことから、ノンステップバスの導入計画を見直すバス事業者が増え、市内の新規導入台数の伸びは鈍化傾向にあります。国の制度の動向を踏まえながら、バス事業者と随時情報共有を行い、適正に執行します。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	各バス事業者の間で導入率に開きが生じており、地域によってノンステップバスを利用しにくいエリアがあるため、将来的には市内均一に走行していることが望まれます。利用者の公平性の担保を目指し、本市の厳しい財政状況を踏まえた上で、導入率が低い事業者に対して優先的に補助を実施するなど、効率的な取組が必要だと考えます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				江塚 直也	田邊 誠	中世古 健太		

令和3年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和2年度 事業名		7 款 1 項 2 目 後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」運 営事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 3		
						政策番号	14		
						主な施策(事業)番号	5		
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	社会福祉法第80条、第81条、民法、任意後見契約に関する法律、老人 福祉法、成年後見制度利用促進法、社会福祉法人横浜市社会福祉協 会横浜生活あんしんセンター事業実施要領			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進						
		施策(事業)	権利擁護の推進						
事業の目的	横浜市成年後見制度利用促進基本計画(計画期間:令和元~5年度)に基づいた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進 めます。また、市民後見人の養成・活動支援や法人後見団体への支援、親族後見人等への支援を実施します。横浜市の後見推進機 関である「横浜生活あんしんセンター」は、判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、権利擁護事業を 実施します。								
具体的な 事業内容	・中核機関の運営、地域の権利擁護の推進(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能) ・市民後見人養成・活動支援事業 ・権利擁護事業(相談調整事業、定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス) ・成年後見事業								
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指 標		計画策定時	令和2年度	目標値			
		地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数		682件(29年度)	677件	800件			
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
		区社協あんしんセンター権利擁護事業利用者数		1,028人(29年度)	1,149人	1,250人			
	備考								
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人 件 費	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			現計予算額		333,028千円	351,795千円	370,860千円		
			支出済額		333,027千円	352,578千円	370,422千円		
			繰越額		0千円	0千円	0千円		
			差▲引		1千円	△ 783千円	438千円		
執行率(%)			100%	100%	100%				
一般職職員			0.7人	0.7人	0.7人				
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人				
概算人件費			6,150千円	6,176千円	6,176千円				
総事業費		339,177千円	358,754千円	376,598千円					
増▲減		—	19,578千円	17,844千円					
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 評 価	本市が行う 必要性	権利擁護事業、成年後見事業を実施することにより、地域における権利擁護の推進をすすめる、高齢者や障害者が身近な地域で安心し てその人らしい生活ができるよう、身近な地域での権利擁護を進める必要があります。							
	事業目的に 対する有効 性	令和2年4月に本市の成年後見制度利用促進の司令塔的機能を担う中核機関「よこはま成年後見推進センター」が設置されました。それ に伴い、市協議会が設置され、地域連携ネットワークの構築に向けた体制も整いました。市域における成年後見制度の利用促進の 状況を分析し、利用促進支援の課題を抽出し取り組みをすすめます。 市民後見人養成活動支援事業においては、市民後見人として総計79人(R3.3月末時点)が家庭裁判所に選任されており、着実に効果 があがっています。							
	本事業の 効率性・ 類似性	法律に基づく事業であり、他に類似するものはありません。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 業務監督審査会、市民後見推進委員会、本市における成年後見制度利用促進に向けた市協議会(横浜市成年後見サポートネット)等 に弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等が参画し、権利擁護体制の構築に向けた意見交換を行っています。							
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加や「親亡き後」の障害者の生活支援の問題など、成年後見制度へのニーズは増大しています。また家族 が小規模化する中で、本人、家族を中心としたきめ細かなチーム支援が求められています。 国の成年後見制度利用促進基本計画の中でも利用者がメリットを実感できる制度、運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正 防止の徹底と利用しやすい調和に取り組むとされており、これをふまえ、前述のとおり、令和2年4月に中核機関を設置しました。地域連携ネットワ ークの構築に取り組み、更なる相談体制の整備や関係する専門職団体、関係機関との連携体制の強化、成年後見制度利用促進に取り組みます。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	・権利擁護事業は、利用ニーズが年々増加傾向にあり、実施体制の見直し等を行うことにより、令和2年度末で利用者は1149人となりました。 新規利用者の受け入れが進められるよう、各区の相談支援機関や中核機関と連携し、現在の利用者で必要な方には成年後見制度の利用に つなげる支援を行い、利用者の増加に努めます。 ・成年後見事業においては、制度の利用がなかなか進まない障害分野の利用促進を目的に、障害者施設等の職員を対象とした研修会や、 障害者本人、家族向けの出前講座等を行いました。また、法人後見連絡会を2回開催し、リーフレットの増刷も行いました。 ・市民後見人養成については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度に延期となりましたが、市民後見人バンク登録者向けに は活動支援を行い、タイムリーかつ効果的な情報提供を目的に、専用のホームページを開設しました。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係			
				新井 隆哲	市川 亜矢子	河口 友美			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 2 目 福祉保健システム運用事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 2 4
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び精神保健福祉法		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	福祉保健事業には多くのサービスがあり、制度も複雑で膨大な事務量になります。福祉保健システムでは、福祉保健サービスの給付、障害者手帳等の交付、各種決定などの事務をシステムで集中的に行うことにより、迅速、正確に処理することができ、職員が手作業で行うよりはるかに効率的です。また、総合台帳機能により、市民の福祉サービスの利用状況を網羅的に把握でき、市民の心身の状態や所得状況に応じた福祉保健の案内を可能とし、市民の福祉向上に寄与しています。また、システムを利用することにより、職員一人当たりの事務コストが削減され、職員は直接市民と接する時間を確保し、きめ細かなサービスを提供できます。					
	具体的な 事業内容	福祉保健システム(健康福祉局、こども青少年局が所管する36事業)のシステム運用。 (1) システム運用保守(実行、監視、障害対応、端末管理)、プログラム保守、帳票作成、口座振替処理等の各種業務委託 (2) 機器類の賃借料、ネットワーク回線使用料の支払い (3) 共通機能に関するシステム改修委託 (4) システム運用に必要な消耗品・備品費等の調達 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		システム運用	目標	安定運用の継続	安定運用の継続	安定運用の継続	安定運用の継続
			実績	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続	発生した障害等は即時対応し、概ね安定運用を継続
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		システム運用は、システム障害を監視し、エラーを修復しながら正常に稼働させるものである。定量的にエラー修復数を積算するものでもなく、安定運用や制度改正対応としている。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		348,425千円	312,536千円	296,462千円	295,036千円
		支出済額		314,579千円	269,554千円	202,479千円	228,846千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		33,846千円	42,982千円	93,983千円	66,190千円		
執行率(%)		90%	86%	68%	78%		
人 件 費		一般職職員		2.5人	2.5人	2.5人	2.5人
	再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		21,978千円	21,963千円	22,058千円	22,058千円	
総事業費		336,557千円	291,517千円	224,537千円	250,904千円		
増▲減		—	▲ 45,040千円	▲ 66,980千円	26,367千円		
事業評価 の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	システムを保有・管理・運用する本市において、事業所管課と運用担当課が密に連携し、適時適切に保守を行うことにより、システム運用に支障をきたすことなく運用が可能となります。					
	事業目的に 対する 有効性	制度変更に伴う柔軟な対応、情報化資源の有効活用により事務費の軽減が図られています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	福祉保健システムは、他システムとともに情報共有基盤システムを共通プラットフォームとし、安定的・効率的な運用を図っています。限られた資源の中で、所管課・区等からの要望に対し、費用対効果を踏まえた合理的な改修を実施する必要があります。また、福祉保健システムはパッケージシステムのカスタマイズではなく、独自開発システムのため、運用に関し類似性ははありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業支援システムの運用経費であり、内部管理業務にあたるため、意見聴取の仕組みはありません。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	システム標準化対応、対象業務の制度改正への対応、関連機器(端末等)の更新、補充を行い、より効率的な運用を行います。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	江塚 直也	中川 晴美	小澤 詩織

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 2 目 地域福祉保健計画推進事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 5	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	地域福祉保健推進のための基盤づくり					
事業の目的	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、平成16年に第1期横浜市地域福祉計画を策定(第2期から横浜市地域福祉保健計画に名称変更)、それに基づき各区でも平成17年、18年に区計画を策定しました。令和2年度は第4期市計画を推進するとともに、第4期区計画の策定及び第3期区計画の推進支援を行いました。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 第4期市計画の推進に係る、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(以下、「委員会」という。)や検討会での取組検討及び関係機関や庁内関係課等との調整 計画概要版の増刷・周知、第4期市計画の啓発動画の作成 区計画担当者等に向けた会議での情報共有等による区計画・地区別計画の策定・推進支援 							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数		682件(29年度)	677件	800件		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		地域福祉保健計画の地区別計画推進組織設置地区数		237地区(累計)(29年度)	247地区(累計)	254地区(累計)		
	備考		政策33・主な施策1・想定事業量②の達成にも関連					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		8,720千円	15,628千円	19,397千円		
		支出済額		8,185千円	13,531千円	12,414千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		535千円	2,097千円	6,983千円		
執行率(%)		94%	87%	64%				
人件費		一般職員		3.5人	2.0人	2.0人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費		30,748千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費		38,933千円	31,177千円	30,060千円				
増▲減		—	▲ 7,756千円	▲ 1,117千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	社会福祉法で規定された行政計画であり、超高齢化、単身世帯化、単身世帯の増加、地域とのつながりの希薄化等、社会状況の変化への対応を進めるために、地域での支え合いの仕組みづくりを目的とした地域福祉保健計画を推進していく必要があります。						
	事業目的に 対する有効 性	身近な地域での計画策定・推進により、地域の生活課題を地域の「つながり」で解決できる支え合いの仕組みづくりが推進され、安心して生活できる社会の実現につながっています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	地域における支え合いの仕組みづくりについては、分野別の関係局・関係課の事業と関連するものもあるため、取組推進の際は、連携しながら進めていく必要があります。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		計画の策定及び計画の推進状況の評価等を目的とした委員会(附属機関)を設置し、公募による市民委員の他、各分野の関係団体の代表者、学識経験者等で構成しています。また、計画策定時にパブリックコメントを実施しています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	第4期市計画の推進については、委員会や検討会の御意見を踏まえ、関係課・関係機関等と連携して取組を実施します。区計画・地区別計画の策定については、第4期市計画策定・推進指針の活用や担当者会議等を通じて市計画と区計画の連動を図るとともに、身近な地域における支え合いの仕組みづくりが一層推進されるよう、必要な情報提供等の支援を行います。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	第4期市計画の推進にあたり、動画作成等を通じて、市民向けに周知を行うとともに、関係課・関係機関等と連携した取組を検討・実施します。新型コロナウイルス感染症の影響により、第4期区計画・地区別計画の策定を1年延期しており、第4期区計画の策定・推進にあたり、各種研修の開催、情報共有を行うなど区を支援し、第4期地区別計画の策定・推進に当たっては、区、関係機関等が連携し、支援を行います。地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議が開催できなかったものもあり、ネットワーク数が減少していますが、活動が継続し、新たな課題に対応できるよう、区や地域ケアプラザに働きかけていきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				新井 隆哲	牧野 みず江	森田 悦子		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 2 目 ごみ問題を抱えている人への支援事業		所管区局・課	健康福祉局福祉保健課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 6	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	3	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の 防止を図るための支援及び措置に関する条例			
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策					
事業の目的	不良な生活環境を解消し、発生を防止することにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。							
具体的な 事業内容	各区に設置されている対策連絡会議を中心に、状況把握及び情報共有等を行い、当事者に寄り添った福祉的な支援を通じて、不良な生活環境の解消や発生の防止を図る。また、資源循環局と協力して、自ら解消することができない堆積者への排出支援を実施する。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		近隣に影響があるいわゆる「ごみ屋敷」の解消件数		73件(累計)(29年度)	20件 97件(3か年)	200件(4か年)		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		排出支援回数		46回(累計)(29年度)	12回 57回(3か年)	120回(4か年)		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		28,281千円	28,281千円	23,853千円		
		支出済額		18,362千円	20,332千円	16,378千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		9,919千円	7,949千円	7,475千円		
執行率(%)		65%	72%	69%				
人件費		一般職職員	4.0人	4.0人	4.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費	35,140千円	35,292千円	35,292千円			
総事業費		53,502千円	55,624千円	51,670千円				
増▲減		—	2,122千円	▲ 3,954千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成29年6月に改正された社会福祉法では、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり等が規定され、各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備などが求められています。「ごみ屋敷」問題は、これまで高齢者、障害者、子どもといった対象ごとに整備されてきた公的支援とは異なり、包括的に対応していく必要がある事業となっています。こうした中、中期4か年計画に掲げる施策14の主な取組として実施しているほか、第4期横浜市地域福祉保健計画の推進の柱2「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」の重点項目取組にも位置づけ実施しています。						
	事業目的に 対する有効 性	定量的な目標として、解消件数と排出支援回数を指標、想定事業量としています。2年度までの実績では、4か年の目標値に対し解消件数は約5割(累計97件)、排出支援回数は約5割程度(累計57回)の達成状況ですが、早期発見・早期介入を行うことで予防を図るとともに、堆積物が軽微なうちに解消されている状況もあり、引き続き一定の成果が得られています。また、ごみ屋敷の解消については、資源循環局と協力した排出支援が有効に機能しています。本事業は「ごみ屋敷」の解消だけでなく発生の防止も図ることとしているため、定量的な評価だけではなく、定性的な評価の導入が課題です。						
	本事業の 効率性・ 類似性	執行率は約69%でした。本事業は平成28年12月に条例を施行し開始した事業であるため、実施体制を含め試行錯誤が続いていますが、「ごみ屋敷」事例の把握や調査等を通じて、より効果的な取組が行われるよう推進していく必要があります。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消と発生の防止に関する審議会を開催し、有識者等から意見聴取し、事業内容、研修内容に反映しました。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	排出支援は「ごみ屋敷」の解消の手段として非常に有効であることから、引き続き、実施します。また、複雑困難なニーズを抱える当事者等に対し、各機関の職員のスキルアップや連携に引き続き力を入れて取り組みます。本事業は、「ごみ屋敷」の解消だけでなく発生の防止も図ることとしているため、社会的孤立の防止に関連する事業や地域取組の支援に向けて支援のあり方を検討し、他事業とも連携して進めていく必要があります。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で現地訪問が困難になったことなどにより、排出支援回数や解消件数は減少しましたが、64件のごみ屋敷を把握し、20件を解消しています。また、コロナ禍においても、長年課題となっていた案件や緊急性の高い案件については地域、関係機関と連携しながら排出支援を行い、着実に解消しています。 この問題の背景となっている、社会的な孤立や生活困窮などの課題を解決していくために、単に行政や関係機関による福祉的な支援を行うだけでなく、近隣住民によるネットワークを構築しながら、ごみ問題を抱えている人への支援を進めていきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長				
			樋田 美智子	市川 亜矢子	飛田 はるか			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 2目 民生委員・児童委員事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-2 7
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	民生委員法、民生委員法施行令、児童福祉法、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」に始まる。大正7年に大阪府で「方面委員制度」が発足し、本市では、大正9年に横浜市方面委員制度を制定した。その後、昭和3年には方面委員制度が全国的に普及し、昭和21年の民生委員令制定により名称が「民生委員」となり、昭和22年の児童福祉法の制定に伴い、「民生委員・児童委員」として現在に至る。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の委嘱による地域福祉の増進 活動費の区配 欠員補充及び増減員の実施 民生委員活動支援策の検討 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		345,983千円	342,177千円	350,434千円	349,851千円
		支出済額		342,802千円	342,331千円	353,439千円	338,245千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,181千円	△ 154千円	△ 3,005千円	11,606千円
		執行率(%)		99%	100%	101%	97%
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円	
総事業費		360,384千円	359,901千円	371,085千円	355,891千円		
増▲減		—	▲ 483千円	11,184千円	▲ 15,194千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	<p>社会情勢の変化や急激な高齢化に伴い要支援者が増加し、民生委員の活動の幅は広がっている。そのため、民生委員の活動環境を改善する取組を行った。</p> <p>【見直しの経過】 *平成29年度：個人活動費を増額(年間780円増)、主任児童委員区代表の特別活動費区分を新設(年額24,000円)、欠員地区のある区・地区民生委員児童委員協議会の活動費算出基準を現員数から定数に変更(市民児協への補助金として支出)。</p>					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <p>民生委員候補者は、自治会町内会の代表、地区民児協の代表、地域の福祉関係者等で構成される「地区推薦準備会」で選出され、「横浜市民生委員推薦会」での審議、「横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会」での審査を経て厚生労働大臣に推薦する。</p>					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<p>【現状の課題】 高齢化の進展に伴い、要支援者の増加により民生委員の活動量が増え、負担感も増大し、なり手不足が深刻な課題になっている。</p> <p>【解決に向けた取組】 民生委員の活動支援について、市民生委員児童委員協議会等とともに検討を進め、民生委員協力員の取組等を実施した。引き続き、次期一斉改選を見据え、活動支援策について検討を行い、活動しやすい環境づくりに取り組んでいく。</p>					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	柿沼 千尋	岩崎 千里	中澤 理久

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 2目 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」 運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-2 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市福祉保健研修交流センター条例、横浜市福祉保健 研修交流センター条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	「よこはま21世紀プラン」では、福祉施設の整備促進、ホームヘルプ等在宅サービスの拡充、地域ケアシステムの推進などが主要課題として掲げられており、福祉・保健両分野にわたる人材を確保・育成するため、研修、交流をはじめとする総合的な機能を備えた市の拠点施設として整備された。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健等に関する研修会等の開催、情報の収集及び提供、調査研究 研修室・実習室等の提供 					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		研修室稼働率(%)	目標	60	62	62	62
			実績	63.7	63.1	57.6	38.0
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		292,551千円	282,945千円	287,554千円	281,820千円
		支出済額		314,543千円	271,046千円	275,239千円	278,730千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 21,992千円	11,899千円	12,315千円	3,090千円
		執行率(%)		108%	96%	96%	99%
		人 件 費	一般職職員		0.8人	0.8人	0.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.8人	0.8人	
概算人件費			7,033千円	7,028千円	3,974千円	3,974千円	
総事業費		321,576千円	278,074千円	279,213千円	282,704千円		
増▲減		—	▲ 43,502千円	1,139千円	3,491千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	上記「目的(事業開始の経緯)」記載の趣旨、及び、その後の高齢化の進展や福祉保健ニーズの高まりや制度・事業の変化を踏まえ、福祉と保健の両分野の人材の育成・確保を目的とした研修、情報提供、交流、福利厚生などの機能を併せ持つ本市の中心的な施設としての機能を担うため。					
	事業目的に 対する 有効性	福祉・保健活動従事者等に対して必要な研修、情報の提供等を行い、また交流の場及び機会を提供することにより、福祉・保健活動従事者等の養成及び確保が図られている。研修内容については、学識経験者や関係機関等主に外部委員で構成する研修委員会で議論するなど、常に効果測定と見直しを図る仕組みを作り、有効性を担保している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度により、福祉・保健活動従事者や市民に対し研修、情報提供等を行い、また交流の場及び機会を提供するなど、専門性が発揮される業務と貸館業務との連携が効果的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	研修事業をより円滑に進めるため、外部有識者を中心とする研修委員会を設置し、研修事業の方針、企画、進行管理等について協議し、その意見を参考に、保健分野の研修を拡充した。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	福祉・保健活動従事者を対象とする公共性の高い研修機関として、「よこはま福祉人材育成指針」に求められる人材育成を推進する。研修のコンセプトを「組織力の向上と地域福祉の推進」として研修内容に反映する。 新型コロナウイルス感染防止策を講じたうえで施設運営をしているが、今後はアフターコロナの社会情勢の変化を踏まえ、従来の集合型研修に加えオンラインの活用など新しい研修の方法も実践していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				柿沼 千尋	花摘 梢子	金岡 正	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 2目 社会福祉センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-2 9
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市社会福祉センター条例、横浜市社会福祉センター条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	民間の社会福祉関係諸団体が相互に密接に連携を保ちつつ活動できる拠点として、また母子、高齢者、障害者等が自由に相談に来たり、相互交流しながら活動できる場所として、昭和48年度に策定した「横浜市総合計画・1985」において建設が計画され、昭和56年度に供用を開始した。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センター施設の管理運営、ホール・会議室等の貸出 ・ボランティアに関する相談・支援、情報収集・提供等 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		会議室稼働率(%)	目標	75	80	80	80
			実績	83.4	82.6	85.4	72.2
		ホール稼働率(%)	目標	60	60	60	60
	実績		64.6	66.6	57.5	36	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		129,330千円	130,654千円	132,741千円	139,242千円
		支出済額		130,545千円	129,314千円	167,271千円	134,560千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 1,215千円	1,340千円	△ 34,530千円	4,682千円
		執行率(%)		101%	99%	126%	97%
		人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	3,516千円		3,514千円	3,529千円	3,529千円		
総事業費		134,061千円	132,828千円	170,800千円	138,089千円		
増▲減		—	▲ 1,233千円	37,972千円	▲ 32,711千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	会議室等は市域の福祉保健活動団体の活動の拠点として高いニーズがあり、ボランティアセンターについても、ボランティア活動における様々な機会・活動の場を求める方や、ボランティアによる支援を求める方に対する支援機能として必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	会議室やホールなど施設の稼働率、利用人数について、令和2年度はコロナ禍の影響を受け実績が下がっているが、新しい生活様式におけるニーズは回復傾向にある。ボランティアセンター諸室(録音室、点字製作室など)もボランティア団体により活発に利用されている。社会福祉団体やボランティア等の活動の場として有効に機能している。また、ボランティア団体の育成や団体間のネットワークづくり、市内企業やNPO法人等との連携による協働事業の推進など、市域のボランティアセンターとして、広域的な課題に対応している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度により、ボランティア活動団体の育成・支援、団体間のネットワークづくり、企業等との連携による協働事業の推進など専門性が発揮される業務と、貸館業務との連携が効果的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 附属機関として設置している「指定管理者選定評価委員会」にて第三者評価を実施。また、施設内に設置してある「ご意見箱」等により、来館者の意見等をいただき、改善に向けた対応を行っている。このほか、施設の提供と社会福祉に関する相談支援の両業務の連携をより重視することや、広域団体・中間支援組織との連携や各区福祉保健活動拠点の支援など市域の施設としての役割強化を次期指定管理業務に反映させていく。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	各区のボランティアセンターとの棲み分けや連携を図りつつ、広域を対象とする取組の実施、各区福祉保健活動拠点の支援など、市域におけるボランティアセンター機能を持つ施設としての役割の一層の強化を図っていく。指定管理業務においては自己評価に加えて事業実績評価を導入し、より客観的な視点でPDCAサイクルを運用している。また、しゅん工から40年が経過し施設が老朽化していることから、指定管理者及び入居団体と調整しながら適切な設備改修を実施し、建物の維持管理を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				柿沼 千尋	岩崎 千里	吉良 亜希子	

令和3年度事業評価書

令和2年度事業名		7 款 1 項 2 目 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業		所管区局・課		健康福祉局地域支援課		令和3年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 10	
								政策番号	14	
								主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な名称	老人福祉法、介護保険法、第4期横浜市地域福祉保健計画				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	事業の目的	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進						
			施策(事業)	身近な地域で支援が届く仕組みづくり						
事業の目的	第2期横浜市地域福祉保健計画における「必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」を具体化するため、日常生活において支援が必要なひとり暮らし高齢者の状況を把握し、日常の相談支援、地域の見守り活動等につなげる仕組みを作ることを目的として、平成23年度から事業を開始。									
具体的な事業内容	民生委員や地域包括支援センターが、日常生活において支援が必要なひとり暮らし高齢者等の状況を効果的に把握し、相談支援、地域の見守り活動につなげることを推進するため、行政が保有するひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員等に提供する。									
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値				
		—		—	—	—				
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値				
		『ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業』におけるひとり暮らし高齢者等の把握数		133,136人(29年度)	209,514人	167,734人				
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。								
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			現計予算額		17,598千円	14,970千円	16,343千円			
			支出済額		17,680千円	15,394千円	15,996千円			
			繰越額		0千円	0千円	0千円			
			差▲引		△ 82千円	△ 424千円	347千円			
執行率(%)			100%	103%	98%					
一般職職員			0.5人	0.5人	0.5人					
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人					
概算人件費		4,393千円	4,412千円	4,412千円						
総事業費		22,073千円	19,806千円	20,408千円						
増▲減		—	▲ 2,267千円	602千円						
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	単身世帯の増加、地域や家族の人間関係の希薄化等により、ひとり暮らし高齢者等の孤立が深刻な課題となっており、ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を送ることが出来るよう、民生委員・地域包括支援センター・区役所が連携し、要支援者の状況を把握し、相談支援、地域の見守り活動等につなげる必要となっている。また対象者の範囲については、これまでの見守り、訪問活動を行う中で、ひとり暮らしではないものの地域から孤立している「高齢者のみ世帯」への見守りの必要性が新たに浮かび上がってきたことから、令和元年度から、各区の実情に応じて、対象者の範囲を「高齢者のみ世帯」にも拡大している。								
	事業目的に対する有効性	民生委員及び地域包括支援センターに行政が保有する情報を提供することにより、民生委員活動や地域の見守り活動等の取組を補完し、より実施しやすくなる。民生委員・地域包括支援センター・区役所の情報共有により、支援を要するひとり暮らし高齢者等の把握が進んでいる。 (民生委員による訪問人数 H27:17,141名、H28:18,553名、H29:20,912名 H30:21,643名 R元:36,841名 R2:23,561名)								
	本事業の効率性・類似性	事業費については、経費削減のため国費等の活用により、効果的な執行に努める。 <財源確保の状況> 平成23～24年度 介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業」を活用 平成25～26年度 セーフティネット支援対策等事業費 地域福祉等推進特別支援事業費補助金を活用 平成27～令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費を活用								
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市・区民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターと協議を行いながら実施している。								
	自己評価及び事業見直しの方向性	訪問により把握した高齢者について、日常的な見守りや的確な支援につなげられる仕組みづくりの一層の検討が必要であるが、相談支援や地域の見守り活動等は、区によって取組状況が異なるため、各区の実情に応じて進めていくことが必要である。また対象者の範囲について、ひとり暮らしではないものの地域から孤立している「高齢者のみ世帯」への見守りが必要との意見を踏まえ、令和元年度からは各区の実情に応じて対象者を拡大している。今後も、事業運用上の課題やコロナ禍での活動のあり方等について引き続き検討を行っていく。								
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	民生委員及び地域包括支援センターと地域課題を共有し、課題解決に取り組む支えあいの地域づくりを進めることにより、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立の防止を図っていく。 ひとり暮らしではないものの地域から孤立している高齢者のみ世帯等、本事業の対象者の範囲の拡充を求める意見があり、一部の地域で対象者の範囲を拡大した。一方で、訪問やその後の見守りなど民生委員の負担も増加するため、拡大ができない地域もあり、両者のバランスを考慮した事業運用をいかに図っていくかが引き続きの課題となっている。									
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	柿沼 千尋			係長	岩崎 千里			係 中澤 理久	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 2目 福祉保健活動拠点運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-2 11
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市福祉保健活動拠点条例 横浜市福祉保健活動拠点施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場を提供することにより、市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現を目指す。ゆめはま2010プランにおいて、「民間福祉保健活動拠点」を各区に1か所ずつ整備するとされた。平成20年1月に開館した西区拠点をもって、18区に各1拠点が開館した。					
	具体的な 事業内容	福祉保健活動を行う団体の活動場所として諸室(団体交流室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室、多目的研修室)の管理運営及び利用調整を行うとともに、ボランティアにかかる相談やコーディネート、ボランティア育成支援等を実施する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		延べ利用件数	目標	49,000	49,000	49,000	49,000
			実績	48,777	47,882	42,466	27,095
		ボランティア派遣人数	目標	11,000	11,000	11,000	11,000
	実績		11,944	11,456	10,460	3,783	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		443,375千円	442,314千円	448,050千円	464,880千円
		支出済額		441,942千円	444,031千円	448,445千円	460,925千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,433千円	△ 1,717千円	△ 395千円	3,955千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	99%
		人 件 費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	3,516千円		3,514千円	3,529千円	3,529千円		
総事業費		445,458千円	447,545千円	451,974千円	464,454千円		
増▲減		—	2,087千円	4,429千円	12,480千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	福祉保健活動拠点は区域の福祉保健活動団体の活動の拠点としてのニーズがあり、ボランティア活動における様々な機会・活動の場を求める方や、ボランティアによる支援を求める方に対する支援機能として必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	施設は福祉保健活動団体により活発に利用されており、活動の場として有効に機能している。また、ボランティアの育成や団体間のネットワークづくりなど、ボランティア育成支援機能を果たしている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度により、ボランティア相談や育成支援など専門性が発揮される業務と、活動場所の提供との連携が効果的に実施できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市指定管理者第三者評価制度				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	区レベルの福祉保健活動の場、ボランティア活動の育成支援を行う機関として定着しており、地域福祉の推進に欠かせない施設になっていることから、引き続き区ごとのニーズに合った事業を行う。施設の立地条件(アクセス、他施設との併設など)や点字製作室や録音室といった特殊な用途での利用を目的とした部屋とその他の部屋の稼働率に差があるため、利用案内の方法や運営方法等の検討が必要である。また、令和2年度にICT環境の整備に必要な経費を助成しており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「新しい生活様式」に対応したオンラインによる各種講座や会議等の実施も手法の一つとして推進していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				柿沼 千尋	阪柳 雅也	古谷 朋子	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 2 目 地域ケアプラザ運営事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 1 - 2 12	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	介護保険法等、横浜市地域ケアプラザ条例 条例施行規則、事業実施要綱			
		その他	■					
	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進					
		施策(事業)	地域福祉保健推進のための基盤づくり					
事業の目的	市民の誰もが、地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供します。							
具体的な 事業内容	市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域の身近な福祉・保健活動の拠点として様々な取組を行う地域ケアプラザの円滑な運営を行います。また、災害時の福祉避難所として、応急備蓄物資を整備します。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		地域ケアプラザ 設置・運営か所数		運営137か所(累計)(29年度)	設置1か所・運営140か所(累計)	設置6か所・運営143か所(累計)		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費	現計予算額	平成30年度 2,770,582千円	令和元年度 2,801,397千円	令和2年度 2,889,283千円	令和3年度	
			支出済額	2,710,391千円	2,723,721千円	2,680,215千円		
			繰越額	0千円	0千円	0千円		
			差▲引	60,191千円	77,676千円	209,068千円		
			執行率(%)	98%	97%	93%		
一般職職員			2.5人	2.5人	2.5人			
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人			
概算人件費			21,963千円	22,058千円	22,058千円			
総事業費	2,732,354千円	2,745,779千円	2,702,273千円					
増▲減	—	13,425千円	▲ 43,506千円					
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	超高齢社会の到来及び社会状況の変化などに伴い、市民の抱える生活上の問題は複雑さを増しています。また自らSOSを発することができず社会的に孤立してしまう方が増えており、地域住民で支え合う地域づくりが求められています。本市ではこのような背景を踏まえ、平成元年の「よこはま21世紀プラン」及び平成3年の「在宅支援サービスセンター基本構想」において地域における福祉保健活動の拠点として整備が始まりました。また、介護保険法に規定される地域包括支援センター機能等を有し、自治体の責務として事業を実施する必要があります。						
	事業目的に 対する有効 性	市民が気軽に訪れることができる中学校区程度の身近なエリアに存在し、地域住民の活動の場の提供、専門職による専門的な相談支援、コーディネーターによる地域支援、区役所、区社会福祉協議会や他の専門機関との連携により、行政では把握が難しい福祉ニーズの発見や、地域ごとの特性を把握した地域支援、多職種による包括的な個別支援の推進など、地域福祉の推進について有効に進めています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	指定管理者制度等により、効率的・効果的な施設運営と、地域に密着した活動を両立しています。また、世代・分野を問わず地域住民の様々な生活上の問題に総合的に支援する機能を持った施設は地域ケアプラザ以外にありません。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 毎年、施設利用者に対して運営への要望や提案等をアンケート調査しています。指定管理者等には、毎年区役所とともに施設運営の振り返りと事業実績評価を基本協定書で義務付けており、PDCAサイクルを実施しています。この他、横浜市指定管理者第三者評価制度等に基づく第三者評価を受審しています。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	高齢化が進む中、市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応しています。引き続き、地域ケアプラザ・区社協・区役所のそれぞれの役割のもと、地域ケアプラザの強化を図りながら、地域包括ケアシステムの構築や地域支援等を推進していく必要があります。また、令和2年度にICT環境の整備に必要な経費を助成しており、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため「新しい生活様式」に対応したオンラインによる各種講座や会議、相談等の実施も手法の一つとして推進していきます。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	施設数については、想定どおりに進捗しています。 施設の運営に当たっては、地域の身近な福祉・保健の拠点として、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援していきます。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				柿沼 千尋	阪柳 雅也	古谷 朋子		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 1項 3目 国民年金事業		所管区局・課	健康福祉局保険年金課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-3 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律ほか			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として(国民年金法第1条)、昭和36年の現行の制度創設から機関委任事務として、平成14年度以降は法定受託事務及び協力・連携事務(ともに国費の対象)として、業務を実施している。					
	具体的な 事業内容	【法定受託事務】第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る資格取得等届出受付、老齢基礎年金等の裁定請求受付、国民年金保険料の免除等に係る届出受付、年金生活者支援給付金に係る厚生労働大臣への所得情報等の提供 等 【協力・連携事務】資格取得時における保険料納付督促及び口座振替等の促進、未支給年金の請求の受理、国民年金制度等に係る広報誌への掲載及び相談、日本年金機構への各種情報提供 等 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		179,736千円	170,715千円	162,410千円	161,972千円
		支出済額		140,769千円	137,783千円	128,840千円	124,139千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		38,967千円	32,932千円	33,570千円	37,833千円		
執行率(%)		78%	81%	79%	77%		
人 件 費		一般職職員		86.4人	83.2人	84.2人	84.8人
		再任用職員		5.0人	8.8人	8.8人	8.3人
	概算人件費		783,460千円	773,555千円	786,606千円	789,433千円	
総事業費		924,229千円	911,338千円	915,446千円	913,572千円		
増▲減		—	▲ 12,892千円	4,109千円	▲ 1,874千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	当事業は法定受託事務等として、原則一律の方法で実施しているが、区ごとの一定の工夫や、日本年金機構との協力・連携を進めることによって、効率的な業務実施を図っている。 また、国費の導入によって事業費の確保を図っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	○ 国民年金事業単独では大幅な歳入超過だが、人件費を考慮するといまだに不足が生じている。平成26年度以降国費の単価の改善が進んでいるが、さらに国に対する要望等を行い、一層の国費確保に努める。 ○ 大小様々な制度改正等が連続的に実施されており、年々制度の複雑化が進むとともに、事務の難易度が一層高くなっている。さらに、政治的な動向によって制度の実施、改正が大きく左右されており、市民にとっても極めてわかりにくい状況となっている。そのため、市民に対し直接的にサービス提供を行っている区国民年金係の職員の知識・技能のさらなる向上を図るとともに、窓口対応等を効率的に執行できるよう図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	海老原 雅司	松尾 ゆうこ	大八木 菜月

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 4 目 ひとり親家庭等医療費助成事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 4 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とし事業を開始。					
	具体的な 事業内容	母子家庭・父子家庭・養育家庭等の方が、病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額(一部負担金)を助成した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		対象者数(人)	目標	41,607人	41,081人	40,640人	39,691人
			実績	42,107人	41,211人	40,482人	36,547人
		支給件数(件)	目標	626,356件	629,867件	615,204件	606,843件
	実績		627,707件	626,257件	611,483件	514,447件	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,843,271千円	1,694,539千円	1,672,370千円	1,636,958千円
		支出済額		1,715,882千円	1,700,839千円	1,686,519千円	1,500,280千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		127,389千円	△ 6,300千円	△ 14,149千円	136,678千円		
執行率(%)		93%	100%	101%	92%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		1,724,673千円	1,709,624千円	1,695,342千円	1,509,103千円		
増▲減		—	▲ 15,049千円	▲ 14,282千円	▲ 186,239千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業を廃止すると、医療費の自己負担が増大し、ひとり親家庭等が困窮することが予想されるため、本市が行う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援する。					
	本事業の 効率性・ 類似性	ひとり親家庭等への支援について、引き続き適切な実施が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	制度改正の際は意見公募を行う。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	医療費助成を必要とする市民に医療費助成を実施している。 神奈川県補助金対象事業であるが、県の助成対象と本市の助成対象の差がある。また、政令市・中核市、その他市町村で補助金区分の格差があるため、県に要望している。(政令市1/3、その他1/2、予算は要望ベースで積算)					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉医療 係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	加賀谷 瑞菜

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 5 目 小児医療費助成事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和3年度 事業評価書番号	7-1-5 1		
						政策番号	23		
						主な施策(事業)番号	5		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市小児の医療費助成に関する条例				
		その他	<input type="checkbox"/>		横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則				
	中期計画	政策	全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援						
		施策(事業)	小児医療費助成の対象拡大						
事業の目的	安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児の医療費の一部を助成し小児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図るため、県の助成を受けて実施を開始。								
具体的な 事業内容	保険診療の自己負担額を助成した。1歳以降には所得制限あり。 入院助成・・・0歳から中学3年生 ※小学4年生から中学3年生については通院1回につき、500円までの一部負担金あり。								
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
		—		—	—	—			
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
		小児医療費助成制度の対象拡大		通院助成小学6年生まで(29年度)	—	通院助成中学3年生まで			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	人件費	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			現計予算額		10,026,137千円	10,569,918千円	8,554,848千円		
			支出済額		9,299,329千円	9,510,559千円	7,585,825千円		
			繰越額		0千円	0千円	0千円		
			差▲引		726,808千円	1,059,359千円	969,023千円		
執行率(%)			93%	90%	89%				
一般職職員			3.0人	3.0人	3.0人				
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人				
概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,469千円					
総事業費		9,325,684千円	9,537,028千円	7,612,294千円					
増▲減		—	211,344千円	▲1,924,734千円					
事業評価の 視点による 点検・ 評価	本市が行う 必要性	中学3年生までの通院・入院助成することにより、より多くの子育て世帯に安心して子育てできる環境を提供する。							
	事業目的に 対する有効 性	子どものいる家庭の医療費を一部助成することにより、その生活の安定及び自立を支援する。							
	本事業の 効率性・ 類似性	他に類似する事業はありません。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制度の改正時など、意見聴取の必要が生じた場合は行う予定です。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・さらなる制度拡充への要求に対応すること。 ・将来に向けて、事業の持続可能性を高めることを検討する。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	子どものいる家庭の医療費を一部助成することにより経済的な負担が軽減されることで、その生活の安定及び自立につながると考えている。 今後は市民の皆さまからの所得制限撤廃等の要望に対して、財政状況や他都市の動向も含め、将来にわたって持続可能な制度となるよう検討を進めていく必要がある。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	佐藤 修一	係長	松本 瑞絵		
						福祉医療 係 石坂 みな江			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 1項 5目 小児慢性特定疾病医療給付事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和3年度 事業評価書 番号	7-1-5 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	児童福祉法 横浜市小児慢性特定疾病審査会要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため医療の給付を実施する。					
	具体的な 事業内容	対象者からの申請を審査し、制度に該当する場合は受給者証を交付することで医療費を補助した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)					
		目標	実績				
		目標	実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額	765,860千円	793,490千円	941,086千円	844,167千円	
		支出済額	846,903千円	762,766千円	820,630千円	851,156千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 81,043千円	30,724千円	120,456千円	△ 6,989千円	
		執行率(%)	111%	96%	87%	101%	
		人 件 費	一般職職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	26,373千円	26,355千円	26,355千円	26,355千円
	総事業費	873,276千円	789,121千円	846,985千円	877,511千円		
	増▲減	873,276千円	▲ 84,155千円	57,864千円	30,526千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	法制化(平成27年1月施行)に伴い、対象疾患の拡大等を実施。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		小児慢性特定疾病審査会において、委員からの意見を反映している。			
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直しの 方向性	小児慢性特定疾病に対する医療の給付を行うことは、児童だけでなくその家族への補助となっているので、今後も継続していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤修一

係長

松本 瑞絵

福祉医療係

福島 孝雄

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 1 項 5 目 医療給付事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 1 - 5 3
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		母子保健法、障害者総合支援法、児童福祉法		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	適切な治療を受けられるように医療給付を行うことで、児童の健康の回復及び維持を図る。					
	具体的な 事業内容	未熟児や結核で長期入院が必要と認められる児童、身体上の障害を有する、または放置すると将来に障害が残ると認められる児童がそれぞれの指定医療機関において治療を受ける場合の医療費等の給付を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標	実績				
		目標	実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		250,890千円	235,861千円	215,857千円	240,773千円
		支出済額		221,712千円	243,767千円	218,548千円	214,023千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		29,178千円	△ 7,906千円	△ 2,691千円	26,750千円
		執行率(%)		88%	103%	101%	89%
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円	
総事業費		239,294千円	261,337千円	236,194千円	231,669千円		
増▲減		—	22,043千円	▲ 25,143千円	▲ 4,525千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	小児医療費助成と重なる部分はあるが、本事業はすべて法律に基づく医療給付事業であるため、改善・見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		国の制度ではあるが、仮に市独自の措置を追加等する場合には意見公募を行う。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き国の基準に基づき、適正な医療給付を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉医療 係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	中川 正隆

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-2-1	1	統合事務費
7-2-1	2	障害者総合支援等事務費
7-2-1	3	後見の支援推進事業
7-2-1	4	後見的支援を要する障害者に関する支援事業
7-2-1	5	発達障害者支援体制整備事業
7-2-1	6	障害者就労支援事業
7-2-1	7	居宅介護事業
7-2-1	8	生活援護事業
7-2-1	9	重度障害者入浴サービス事業
7-2-1	10	障害者移動支援事業
7-2-1	11	移動情報センター運営等事業
7-2-1	12	重度障害者タクシー料金助成事業
7-2-1	13	障害者施設等通所者交通費助成事業
7-2-1	14	高額障害福祉サービス費等償還事業
7-2-1	15	心身障害者扶養共済事業
7-2-1	16	医療費公費負担事業
7-2-1	17	精神障害者入院医療援護金助成事業
7-2-1	18	障害者社会参加促進事業
7-2-1	19	障害者相談支援事業
7-2-1	20	計画相談支援事業
7-2-1	21	障害者支援センター運営費等補助事業
7-2-1	22	地域活動支援センター運営事業（精神作業所型）
7-2-1	23	法定事業移行支援事業（身体・知的、精神）
7-2-1	24	機能強化型地域活動ホーム等日中活動事業

7-2-1	25	社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業
7-2-1	26	障害者自立生活アシスタント事業
7-2-1	27	精神障害者生活支援センター運営事業
7-2-1	28	障害者支援施設等自立支援給付費
7-2-1	29	障害者グループホームB型設置運営費補助事業
7-2-1	30	在宅障害児・者短期入所事業
7-2-1	31	自立生活移行支援助成事業
7-2-1	32	重度障害対応専門医療機関運営費補助事業
7-2-1	33	多機能型拠点運営事業
7-2-1	34	依存症対策事業
7-2-1	35	新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業
7-2-1	36	新型コロナに伴う障害福祉サービス事業所運営支援事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 統合事務費		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害福祉関連事務の執行にかかる共通事務費					
	具体的な 事業内容	同上					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		26,870千円	26,849千円	46,052千円	62,632千円
		支出済額		47,078千円	65,485千円	75,649千円	51,827千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 20,208千円	△ 38,636千円	△ 29,597千円	10,805千円
		執行率(%)		175%	244%	164%	83%
		人 件 費	一般職職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		47,078千円	65,485千円	75,649千円	51,827千円		
増▲減		—	18,407千円	10,164千円	▲ 23,822千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	一括で予算執行をすることにより、業務の効率化を図っている。 引き続き各事務の見直しを実施し、消耗品費、通信運搬費、備品費等の経費削減に努めていく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も効率的な執行のため、一括した予算計上とする。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 佐渡 美佐子	係長 松浦 拓郎	施策調整 係 内山 博人		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者総合支援等事務費		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		障害者総合支援法				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成18年4月1日に障害者自立支援法(平成25年に「障害者総合支援法」へ名称変更)が制定され、公平なサービス利用の実現のために手続きや基準の透明化・明確化を図ることとなり、新たに障害程度区分(現在は障害支援区分)認定や支給決定を行うための事業を開始した。							
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に対し医師意見書の作成を依頼し、審査会を開催して障害支援区分を認定した。 障害福祉サービス等の制度改正に対応し、適切な支給決定を行うため障害福祉システムの保守を行った。 各区における認定調査・支給決定を円滑に行うため、嘱託員・アルバイトを雇用した。 障害福祉サービス等を提供する事業所の指定を行った。 							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ				
事業実績	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績			
	達成指標	審査会開催数(回)	目標	250	243	240	250		
			実績	231	235	211	232		
		事業所新規指定数 (件)	目標	210	260	280	280		
			実績	264	268	254	270		
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由								
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
		現計予算額		716,120千円	675,254千円	663,434千円	995,236千円		
		支出済額		616,651千円	619,083千円	641,983千円	843,947千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引		99,469千円	56,171千円	21,451千円	151,289千円		
		執行率(%)		86%	92%	97%	85%		
		人 件 費	一般職職員		5.0人	4.6人	4.0人	9.5人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			43,955千円	40,411千円	35,292千円	83,819千円			
総事業費			660,606千円	659,494千円	677,275千円	927,766千円			
増▲減		—	▲1,112千円	17,781千円	250,491千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業である自立支援給付等の執行に必要な事務である。							
	事業目的に 対する 有効性	法令に沿った運用を行っており、成果が上がっている。							
	本事業の 効率性・ 類似性	法令によって定められた執行手順に要する義務的経費がほとんどであるため、見直し等は困難である。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		法定事業であるため本市独自で意見は聴取していない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	障害者総合支援法に関連した制度等の情報収集を行い、見直しが必要とされる事務については順次対応していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 佐渡 美佐子	係長 萩原 昌子	指定・システム担当 高原 和子			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 後見的支援推進事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 3	
事業概要	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> その他	具体的 名称	横浜市後見的支援を要する障害者支援条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的に、身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づく生活のための支援等を行う「後見的支援制度」を実施するため、平成22年度から事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	・登録者への「定期訪問」やあんしんキーパーとのマッチングによる「地域での見守り」等を実施した。 ・「後見的支援制度」の運営上発生する課題を解決するため、「障害者後見的支援制度検証委員会」を開催し、制度の運用状況や課題等について検証・検討を年4回行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	後見的支援制度登録者があんしんキーパーとマッチングできた割合	目標	60%	60%	60%	60%	
		実績	28.40%	28.20%	22.80%	27.00%	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		597,571千円	615,111千円	629,969千円	651,499千円
		繰越額		564,674千円	579,061千円	572,272千円	590,350千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
執行率(%)		32,897千円	36,050千円	57,697千円	61,149千円		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費		573,465千円	587,846千円	581,095千円	599,173千円		
増▲減		—	14,381千円	▲6,751千円	18,078千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、「将来にわたるあんしん施策」の中核的施策の1つであり、親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築を目的としている。制度登録者を定期訪問し、将来の希望や漠然とした不安などの相談を受けたり、地域住民などが日々の生活の中で気にかけて日常生活の見守りなどを行う本事業は、親亡き後に障害者が地域で安心して生活を営むことができる環境づくりを推進するとともに、障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現するために必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	制度登録者とあんしんキーパーとのマッチングの割合は、目標としていた数値を下回りましたが、これは、マッチングの前提となる「地域で見守り支える」ことに対する登録者本人の意識の醸成に時間を要していることなどの理由から考えられる。一方で、後見的支援制度登録者数及びあんしんキーパーの登録者数については、各区において増加しており、本事業の目的を達成するために有効に機能していると考えている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業は、事業主体である「本市」に加え、各区の地域特性を考慮した後見的支援制度の推進を行う「運営法人」と、制度の市域全体の後見的支援制度の推進・総合調整を行う「推進法人」の3者の連携により運営を行うことで、効果的かつ有効な制度展開を実施している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 「市内在住の障害者及び家族」や「障害福祉従事者」等を委員とする「障害者後見的支援制度検証委員会」を設置し、年2回、制度の運用状況や課題等について検証・検討を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	登録者が増える中で、当初想定していた制度設計を改めて検証するとともに、引き続き、継続的且つきめ細やかな支援を行っていく。また、地域での見守り体制構築に向け、運営法人及び推進法人と協力しつつ今後地域ケアプラザや地区社協への周知活動等の取組を積極的に行っていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	相談支援推進係		
			佐渡 美佐子	根岸 桂子	河野 真実		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 後見的支援を要する障害者に関する支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 4	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市後見的支援を要する障害者支援条例、 地域生活支援事業実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成12年4月の民法改正により、成年後見制度が施行。平成14年7月に、横浜市後見的支援を要する障害者支援条例を制定するとともに、横浜市成年後見制度利用支援事業要綱を制定。後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、障害者やその家族等の安心を実現する。						
	具体的な 事業内容	成年後見制度の利用にあたり、費用負担が困難な知的障害者・精神障害者に対し、申立て手続きに要する費用や後見人等への報酬の助成を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		申立て助成件数 (件)	目標	25件	32件	25件	34件	
			実績	24件	31件	21件	24件	
		報酬助成件数(件)	目標	100件	131件	185件	213件	
	実績		118件	156件	184件	211件		
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		22,506千円	30,746千円	37,823千円	55,708千円	
		支出済額		31,362千円	40,364千円	48,061千円	55,565千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		△ 8,856千円	△ 9,618千円	△ 10,238千円	143千円			
執行率(%)		139%	131%	127%	100%			
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円			
総事業費		33,999千円	43,000千円	50,708千円	58,212千円			
増▲減		—	9,000千円	7,708千円	7,504千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	福祉サービスの利用が措置から契約への流れの中、契約が難しい障害者にとって成年後見制度の利用は必須であり、成年後見制度を利用するための費用を負担することが困難な障害者に対する助成は必要不可欠である。 また、本事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業実施要綱において、必須事業に位置付けられている。						
	事業目的に 対する 有効性	本事業の助成件数(申立て助成件数と報酬助成件数の合計)は年々増加しており、成年後見制度に係る費用負担が困難な障害者の成年後見制度の利用を推進するのに大変有効な事業である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているため、事業内容等の見直しは困難である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現在、外部意見を聴取する仕組みはないが、成年後見の審判を行う家庭裁判所との意見交換を実施するとともに、近隣自治体の動向を注視している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	成年後見制度利用支援事業の利用者は、親の高齢化等に伴い増加傾向にあるが、今後は国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進していくことを目指す。そして障害者やその家族に対する成年後見制度の更なる周知を図るとともに、法人後見の推進や、弁護士会等と制度利用推進のため連携を強化していく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	佐渡 美佐子	係長	田辺 興司	計画推進担当 係 中島 遥香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 2 項 1 目 発達障害者支援体制整備事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和2年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 5	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称		発達障害者支援法、地域生活支援事業実施要綱、発達障害者支援センター事業実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	平成17年に発達障害者支援法が施行され、制度の谷間にあった発達障害児・者への支援が開始されたことを契機とした取組として、各ライフステージに対応した支援体制を整備し、発達障害者の福祉の向上を図る。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市市長から、横浜市障害者施策推進協議会あてに「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する具体的な支援」について諮問を受け、「横浜市発達障害検討委員会」にて、これに対する答申内容の検討を行った。 自閉症をはじめとする発達障害に対する理解促進のため、「世界自閉症啓発デーin横浜」を開催した。 「アセスメント付きのグループホーム(サポートホーム)」において、地域での一人暮らし等に向けた支援を行った。 「発達障害者支援センター」において、発達障害者に対する相談支援、研修、事業所に対するコンサルテーション等の業務を行った。 						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		発達障害検討委員会開催回数(回)	目標	4回	4回	4回	3回	
			実績	3回	3回	4回	2回	
		センター相談件数/機関コンサルテーション件数(件)	目標	6,000件/150件	6,000件/200件	6,000件/200件	6,000件/200件	
	実績		4,271件/265件	3,158件/484件	3,552件/907件	2,033件/1,227件		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		77,970千円	83,527千円	92,376千円	91,016千円	
		支出済額		76,640千円	82,047千円	87,858千円	88,412千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		1,330千円	1,480千円	4,518千円	2,604千円	
		執行率(%)		98%	98%	95%	97%	
		人件費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円
総事業費		79,277千円	84,683千円	90,505千円	91,059千円			
増▲減		—	5,405千円	5,822千円	554千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	発達障害者に対する支援については、発達障害者支援法において中核的な相談機関である「発達障害者支援センター」を設置し、推進することとされており、地域の相談支援機関と連携して取組を推進していく必要がある。 また、「発達障害検討委員会」における今後の支援体制等の検討に加え、発達障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「アセスメント付きのグループホーム(サポートホーム)」での生活面の支援や地域での普及啓発など、本市として、複合的かつ重層的に行っていく必要がある。						
	事業目的に対する有効性	発達障害者への支援は、短期的に成果を見出すことが難しい事業であるが、「発達障害検討委員会」における支援体制等の検討、地域への普及啓発等を継続的に推進することで有効に機能している。 また、「発達障害者支援センター」における相談支援の展開や、地域の支援機関との連携により、同センターをはじめとした、地域全体での相談支援体制の構築に繋がっている。 さらに、同センターによる強度行動障害者への支援力向上を目的とした研修の実施や、コンサルテーションの実施により、市内の事業所における、行動障害のある人をはじめとした発達障害者への支援力向上に繋がるとともに、「オール横浜」での支援体制が構築されている。						
	本事業の効率性・類似性	発達障害者支援センターによる、①特定相談日(地域の身近な相談窓口である区役所を定期的に訪問し、各区役所において専門的な相談を行う)、②地域支援マネージャー(市内の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等が抱える困難事例に対し、専門職員によるコンサルテーションを行う)等の実施により、効果的・重層的な相談支援体制を整備している。そのため、地域の支援機関と発達障害者支援センターの連携が深まることにより、市全体としての相談支援体制の拡充が図られた。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無		外部有識者で構成される発達障害検討委員会を設置し、専門的かつ客観的な立場で発達障害者支援体制について検討している。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	発達障害者に対する支援にあたっては、ライフステージに応じた多種多様な相談や要望等が寄せられており、相談内容も複雑かつ専門・個別化している現状がある。そのため、発達障害者本人のみならず、家族、支援者が対応に苦慮する事例も増大しており、今後、これまで以上にきめ細やかかつ専門的な相談・支援が行える体制を構築する。 また、発達障害に関する啓発についても、障害理解がこれまで以上に深まるよう、効果的かつ有効な内容となるよう検討を行う。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	相談支援推進係
	佐渡 美佐子	田辺 興司・川上 俊輔	森山 梨香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者就労支援事業 (障害者共同受注・優先調達推進事業)		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 6
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的な 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者優先調達推進法、横浜市福祉授産所条例、同施行規則、市立授産所に関する共同受注業務取扱要領、横浜市障害者共同受注センター事業実施要綱		
	その他	■					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者就労施設等の利用者の工賃アップ及び職業訓練の促進を目的に開始。平成27年度より「横浜市障害者共同受注センター」を運営。					
具体的な 事業内容	「横浜市障害者共同受注センター」を設置することにより、障害者就労施設等への発注を促進。また、市立福祉授産所の作業工賃を安定的に確保。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		受注成立件数 (受注センター)	目標	200件	200件	200件	200件
			実績	221件	194件	289件	306件
		作業輪旋件数 (会計年度対応分)	目標	90件	90件	110件	100件
	実績		113件	104件	108件	64件	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		22,235千円	23,560千円	23,780千円	25,316千円
		支出済額		22,198千円	22,399千円	23,231千円	24,790千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		37千円	1,161千円	549千円	526千円
		執行率(%)		100%	95%	98%	98%
		人件費	一般職職員		1.3人	1.3人	1.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			11,428千円	11,421千円	11,470千円	11,470千円	
総事業費		33,626千円	33,820千円	34,701千円	36,260千円		
増▲減		—	193千円	881千円	1,559千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成25年の優先調達推進法施行等を背景に「福祉的就労」への関心が高まっており、施設での作業受注促進や工賃向上に必要な事業と考える。					
	事業目的に 対する 有効性	市立・民間の障害者施設等への受注が促進されることで、一般就労に向けた職業訓練の充実、工賃向上に有効。					
	本事業の 効率性・ 類似性	「横浜市障害者共同受注センター」を運営し、情報の集約及び窓口を一元化することで効率的に進めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 「障害者施策推進協議会」(本市附属機関)の下部組織である「障害者就労支援推進会議」を開催し、各障害者団体や教育、企業等、外部委員からの意見を反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「横浜市障害者共同受注センター」の設置により、民間企業等からの発注促進や、障害者支援施設への迅速な情報提供を行っている。また、受注専任の嘱託員を雇用しているため、個別な案件に対して迅速な対応が可能となっているなど、民間企業及び障害者施設からの評価が高い。また、工賃向上のみならず、障害者の職業訓練の充実となるなど、有効な事業と評価できる。今後は共同受注センターの実績や効果検証を行うとともに、受発注側のニーズを把握し、より効果的・効率的な受注センターの運用がされるよう見直しを図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	就労支援係
	渡辺 文夫	奈良 茜	柏木 力登

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 2 項 1 目 障害者就労支援事業 (障害者就労啓発事業)		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 6	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的な 名称	障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業安定法、雇用対策法、横浜市障害者雇用事例紹介事業実施要綱、横浜市ふれあいショップ事業実施要綱、横浜市ふれあいショップ補助金交付要綱、横浜市ふれあいショップ職業能力向上支援奨励金交付要綱、横浜市ふれあいショップ事業に係る新型コロナウイルス感染症特別対策補助金交付要綱、横浜市公有財産規則、横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業実施要綱、横浜市障害者農業就労援助事業実施要綱、横浜市障害者農業就労援助事業に係る公有財産の貸付料減免要綱、横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱、横浜市障害者施策推進協議会条例、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱、一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等（横浜市公告）			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	1～2 18年度に厚労省の委託事業として受託。25年度より本市単独事業。事例紹介に関しては、19年度に実施。シンポジウムは16年度に実施。面接会は雇用の拡大を図ることを目的に実施。／3 22年度より、障害者就労施設等職員の意識向上及び支援スキルの向上を目的に実施。／4 障害者の訓練として、環境創造局及び健康福祉局の協働の事業として開始。／5 ふれあいショップは障害者の就労の場の確保及び市民への普及啓発を目的に4年度に開始。また、一般就労することが困難な障害者を対象に、事業主の協力を得て開始した「福祉的就労促進事業」について、24年度に廃止し、新たに奨励金事業を創設。＜浦舟・関内＞障害者雇用の場の創出及び障害者の就労啓発を目的に開始。／6 18年度から横浜市の障害者就労支援機能の向上を図る目的で実施。／7 21年度より、障害者雇用の促進を目的として、法定雇用率を超える障害者雇用を行っている法人に対し、財政局が実施する入札参加資格審査において、雇用状況による発注者別評価点を加点。					
	具体的な 事業内容	1～2 障害者就労・雇用の啓発や地域における職業訓練資源の開拓。面接会の実施。／3 障害者就労施設等の職員が、企業で障害のある社員が担当する仕事内容や求められる職業能力及び企業の育成方法を学習。／4 障害者の就労の場が農業分野にも拡大することを援助。／5 公共施設内に設置したふれあいショップを支援し、一般就労を促進するショップに対しては、奨励金を支払。＜浦舟・関内＞障害者雇用事業所に対して公共施設(市有建物)を貸付けることにより啓発を図り、歳入を増加。／6 横浜市障害者施策推進協議会(附属機関)の下部組織である「横浜市障害者就労支援推進会議」を開催。／7 本市入札資格申請時に「工事」「物品・委託」種目で申請のあった法人のうち、財政局からの依頼に基づき、法人から提出された障害者雇用状況届出書をもとに、発注者別評価点の確認。(2年に1度定期申請) 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	セミナー参加社数	目標	60社	60社	60社	60社	
		実績	42社	45社	31社	新型コロナウイルスの影響により開催中止	
	シンポジウム参加者数	目標	200人	550人	550人	550人	
		実績	528人	462人	428人	新型コロナウイルスの影響により開催中止	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		19,229千円	17,928千円	73,771千円	23,047千円
		支出済額		11,541千円	17,970千円	73,642千円	30,240千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		7,688千円	△ 42千円	129千円	△ 7,193千円		
執行率(%)		60%	100%	100%	131%		
人件費		一般職職員	1.9人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	16,703千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費		28,244千円	35,540千円	91,288千円	47,886千円		
増▲減		—	7,296千円	55,748千円	▲ 43,402千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	障害者の就労や雇用を進めるには、行政が率先して企業・当事者・支援者・市民に啓発することが必要であり、各地域でのネットワーク構築など、関係機関同士の連携を進める必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	企業に対する啓発では、国や県は障害者雇用率向上を目的に指導するため、市として支援する立場が有効である。当事者・支援者・市民に対しても、最も近い基礎自治体として働きかけることが有効である。また、公共施設の活用により、障害者雇用の促進及び財産の有効活用や歳入確保に有効。					
	本事業の 効率性・ 類似性	国や県でも類似事業があるため、効果的な企画運営を考える必要がある。見直した事業についても、さらに効率的かつ対象を明確にした事業へと改善する。公共施設の活用としての効率性・類似性は引き続き、検証が必要。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 「障害者施策推進協議会」(本市附属機関)の下部組織である「障害者就労支援推進会議」を開催し、外部委員からの意見を反映している。また、企業啓発事業や市民啓発事業、施設職員向け研修においては参加者にアンケートを行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国や県と連携しながら、本市独自の事業展開を行うよう努めている。企業・当事者・支援者・市民に対して多様な方法で啓発を行い、就労や雇用の促進として有効な事業であると考えている。公共施設を活用し、障害者雇用の場を拡大するとともに歳入確保となるため、有効な事業と考える。引き続き効率的な方法を検討しながら事業を実施していく。 今後は就労支援に関する各関係機関とのネットワークを充実させるとともに、各種啓発イベントや事業等においては効果を検証しながら、より効果的なイベントや事業の企画運営をしていく。また、国・県の類似事業との違いを明確にする。					

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 2 項 1 目 障害者就労支援事業 (障害者就労支援センター事業)		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 2 - 1 6
					政策番号	31
					主な施策(事業)番号	5
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	職業安定法、障害者基本法、雇用対策法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の雇用の促進等に関する法律、横浜市障害者就労支援センター事業実施要綱、横浜市障害者就労支援センター事業補助金交付要綱、横浜市職場実習事業実施要綱、横浜市障害者就労支援センターに対する点検及び評価実施要綱	
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>			
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実			
		施策(事業)	就労支援施策の推進			
事業の目的	平成3年度から神奈川県・横浜市・川崎市の県市協調事業として開始した障害者地域就労援助センター事業について、平成8年度より本市単独事業として実施。(神奈川県補助の廃止。) 障害者の職業能力と適性に応じた就労の場の確保と職場への定着の支援を行うことで、障害の種別を問わず、障害者の就労を促進し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。					
具体的な 事業内容	就労を希望している障害者や就労している障害者を対象に、障害者本人・家族への継続した支援と企業側への支援を関係機関と連携して行う障害者就労支援センターへ運営費の補助を行う。					
中期4か年計画の 指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
	市内企業(本社登記)における雇用障害者数		11,407人(29年度)	14,441人	13,000人	
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
	就労支援センターの相談支援件数		61,515件/年(29年度)	53,248件	69,000件/年	
	備考					
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	現計予算額		299,372千円	299,372千円	299,849千円	
	支出済額		286,773千円	293,588千円	296,598千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	
	差▲引		12,599千円	5,784千円	3,251千円	
	執行率(%)		96%	98%	99%	
	人件費	一般職職員	1.4人	1.4人	1.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	12,299千円	12,352千円	12,352千円	
	総事業費		299,072千円	305,940千円	308,950千円	
増▲減		—	6,868千円	3,010千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成30年度及び令和2年度の法定雇用率の引き上げや、障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わるなど、障害者就労についての社会的関心が高まり、就労を希望する障害者や企業等からのニーズも増加するなど、必要性が高い。				
	事業目的に 対する有効 性	障害者・企業側の双方のニーズに応じることにより、障害者の就労促進及び就労後の定着支援において有効な事業と考える。				
	本事業の 効率性・ 類似性	国の「障害者就業・生活支援センター」を戸塚就労支援センターに併設し体制強化を図っている。また、運営マニュアル・ガイドラインを作成し、各センターの方向性を揃え、支援の質の向上を図る仕組みを導入した。平成27年度から3年間、社会情勢や障害者雇用の状況の変化に対応するため、「就労支援センターのあり方検討」を行った。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	「障害者施策推進協議会」(本市附属機関)の下部組織である「障害者就労支援推進会議」を開催し、各障害者団体や教育、企業等、外部委員からの意見を反映している。また、各就労支援センターに対して、平成25年度から本市が定めた基準に基づく自己点検と外部有識者によるヒアリングを実施している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	既存9か所体制を維持しつつ個々の支援体制強化を進めていく。また、多様化・専門化するニーズに対応するため、就労支援に携わる職員のスキルアップ等、人材育成にも力を入れていく。				
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	障害者雇用に関する社会的関心や、障害当事者の就労したいというニーズの高まりが、市内企業の雇用障害者数の増に現れている。 就労支援に関する法定事業が充実してきているが、就労支援センターには、生活面での課題も抱えているなど、相談を受けてから実際に就労に至るまで一定程度時間を要する相談が増えてきている。就労支援センターは、そういった内容を含めて、就労に関するあらゆる相談に対応できるよう、相談支援機能を強化(職員のスキルアップ等の人材育成、ハローワークや医療機関等の関係機関との連携)しながら、多様化・専門化するニーズに対応していく。一方で、ニーズが表出していない方へのアプローチ(アウトリーチ等)にどう取り組むかなどの課題がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	渡辺 文夫	係長	奈良 茜	就労支援 係 柏木 力登	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 居宅介護事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 7
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 ■	■ 法律 □ 条例 ■ 規則	具体的 名称	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則・横浜市障害者ガイドヘルパー等受講料助成金交付要綱 他		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	(平成12年度:横浜市重度障害者(児)ホームヘルパー派遣事業開始、平成15年4月:支援費制度施行) 平成18年10月、障害者自立支援法の本格施行により、別立て事業としていた身体・知的と精神の3障害別の事業を一本化。横浜市障害者ホームヘルプ事業実施要綱、横浜市障害者移動支援事業実施要綱を制定し、障害者の自立と社会参加を促進するため、居宅介護事業(障害者ホームヘルプ事業・障害者ガイドヘルプ事業)を開始した。平成25年4月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」と言う)施行。事業は継続して実施。					
	具体的な 事業内容	障害者の自立と社会参加を促進するため、身体介護や家事援助を必要とする障害者及び視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対してホームヘルプサービスを、単独で外出が困難な障害者に対してガイドヘルプサービスを提供します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		ホームヘルプ利用 時間数(時間)	目標	2,516,218時間	2,558,617時間	2,700,404時間	2,620,066時間
			実績	2,497,488時間	2,481,243時間	2,635,708時間	2,756,574時間
		ガイドヘルプ利用時 間数(時間)	目標	758,485時間	767,937時間	784,518時間	786,638時間
	実績		712,284時間	735,075時間	751,205時間	496,180時間	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		12,654,985千円	13,498,827千円	14,383,333千円	14,603,304千円
		支出済額		12,637,971千円	13,514,989千円	14,512,570千円	14,722,676千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		17,014千円	△ 16,162千円	△ 129,237千円	△ 119,372千円
		執行率(%)		100%	100%	101%	101%
		人 件 費	一般職職員	3.0人	3.0人	2.4人	3.0人
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費	31,155千円		31,149千円	26,142千円	31,436千円		
総事業費		12,669,126千円	13,546,138千円	14,538,712千円	14,754,112千円		
増▲減		—	877,012千円	992,574千円	215,400千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【ホームヘルプ】障害者総合支援法に基づき国で実施内容を定められた事業であり、障害者が在宅で生活するにあたって必要な援助を行っている。 【ガイドヘルプ】障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業(必須事業)であり、単独で外出が困難な障害者に対して必要な付き添い支援を行っている。					
	事業目的に 対する 有効性	障害者が生活上の援助を受けることにより、在宅での生活や外出を継続することができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	【ホームヘルプ】サービス内容や事業所運営に関する問合せが多く、事業所指導やサービス提供者の育成に力を入れる必要がある。 【ガイドヘルプ】ガイドヘルパーが不足しているとの意見が多く、ヘルパーの確保が必要である。また、ガイドヘルプ事業の範囲外の外出をガイドボランティア事業で担う仕組みを明確にしていく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		障害者団体等外部からの評価や意見を積極的に収集しており、事業実施の過程においても実施団体との協議の機会がある。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	内容等に関する問い合わせは依然として多い。安定した事業所運営と質の高いサービス提供を確保するためには、事業所育成指導やサービス提供者に対する研修に力を入れる必要がある。 ガイドヘルプ事業については、平成25年4月の制度見直し後のさまざまな課題を解消するため、ヘルパーの確保を進める等、対応していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	居宅サービス担当/移動支援 係
	渡辺 文夫	(居)中西 勇人 (移)東 宏子	(居)石川 麻美 (移)知花 美幸

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 生活援護事業	所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 8	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	①補装具費支給事業、②日常生活用具給付事業 身体障害者福祉法等に基づく国事業として開始。その後、現在の障害者総合支援法(旧:障害者自立支援法)の施行に伴い、日常生活用具給付等事業は地域生活支援事業に位置づけられ、市町村事業として実施。補装具費支給事業は従前どおり国事業として実施している。 ③住環境整備事業 平成5年度に、在宅の障害者に対して、障害状況等に合わせた住宅改造費及び自立支援機器の購入・取付費の助成や専門スタッフによる相談・助言を行い、障害者が住みなれた家に住み続けることを支援することを目的に開始。				
	具体的な 事業内容	①補装具費支給事業 身体障害者(児)の障害部位や欠損機能を補う用具(義肢・装具、車いす、補聴器等)の購入費・修理費を支給した。 ②日常生活用具給付事業 在宅の重度障害者(児)に対し、日常生活を円滑にするための各種用具(入浴補助用具、吸引器、拡大読書機、点字図書等)を給付・貸与した。 ③住環境整備事業 住み慣れた家で生活を継続できるようにするため、障害の状況等に合わせた住宅改造の費用及び自立を支援するための機器の購入・取付費の助成を行った。また、必要に応じ専門スタッフの相談・助言を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由	公費による給付事業であり、指標設定になじまないため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額	1,703,475千円	1,736,415千円	1,715,573千円	1,739,645千円
		支出済額	1,686,318千円	1,710,303千円	1,862,424千円	1,866,757千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		17,157千円	26,112千円	△ 146,851千円	△ 127,112千円	
執行率(%)		99%	98%	109%	107%	
人 件 費		一般職職員	1.8人	1.8人	1.8人	1.8人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	15,824千円	15,813千円	15,881千円	15,881千円	
	総事業費	1,702,142千円	1,726,116千円	1,878,305千円	1,882,638千円	
	増▲減	—	23,974千円	152,189千円	4,333千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業としての位置づけであるため、本市が行うことが適当である。				
	事業目的に 対する 有効性	各事業の実施により、対象者の身体機能の維持・向上や、日常生活・在宅生活の支援となっている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	いずれも法定事業であり、一部、当事業(法定)において対象にならない者を想定した市単独事業等による別制度があるものの、基本的に他事業との類似性はない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 未実施。①補装具費支給事業については支給対象となる種目、基準額や原則的な事務手順まで、国の定めによるものである。 ②日常生活用具給付事業、③住環境整備事業については、制度対象の拡大について要望が多く、法定の必須事業であるものの市町村に一定の裁量があることから、市民や関係機関からの意見聴取について検討の余地はある。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	①補装具費支給事業 平成21年10月から事業者登録制としたが、登録更新の規定がないため、事業者管理(変更・廃止事項の反映)が不十分である。定期的な登録更新や指導の必要性を検討していく。 ②日常生活用具給付事業 法定の市町村必須事業であるが、対象品目や基準額の設定は自治体の裁量とされている。国の基準に基づき、適宜対象品目、対象者、基準額の見直しを検討していく。 ③住環境整備事業 高齢制度との分担、運用の適正化について検討していく。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉給付係
	渡辺 文夫	奈木 修人	柴崎 真梨子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 重度障害者入浴サービス事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 9	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則、横浜市重度障害者入浴サービス事業実施要綱			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	在宅での入浴が困難な重度の障害者に対する入浴の手段として、昭和54年に施設入浴を、昭和63年に訪問入浴を順次開始した。						
	具体的な 事業内容	訪問入浴: 移動入浴車で訪問して在宅で入浴をおこなう。 施設入浴: 寝台車等で送迎して、特別養護老人ホーム等の特殊浴槽で入浴をおこなう。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		訪問入浴利用(回)	目標	34372	30886	28366	28522	
			実績	30334	30064	32793	33887	
		施設入浴利用(回)	目標	228	143	74	88	
			実績	184	154	116	91	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		397,989千円	373,516千円	383,465千円	388,338千円	
		支出済額		368,396千円	365,811千円	398,058千円	413,178千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		29,593千円	7,705千円	△ 14,593千円	△ 24,840千円	
		執行率(%)		93%	98%	104%	106%	
		人 件 費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円		
総事業費		371,033千円	368,447千円	400,705千円	415,825千円			
増▲減		—	▲ 2,587千円	32,258千円	15,120千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業を実施しないと自宅浴槽での入浴が困難な重度障害者の衛生環境が悪化し、健康保持が困難となる。						
	事業目的に 対する 有効性	自宅浴槽での入浴が困難な重度障害者の健康保持と保健衛生の向上に寄与している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	他に代替となる事業がないため、見直しは困難。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害者団体等外部からの評価や意見を積極的に収集し、実情に即した事業実施を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重度障害者の在宅生活を支えていくためには、事業の継続が必要。保健衛生面から見ても他の事業で代替することは困難である。令和元年度から、夏季のみ週3回利用可能と上限回数を増やしたこともあり、実績が見込みを上回った。利用者の清潔保持の観点から、今後通年で週3回利用可能にしていく必要がある。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	居宅サービス担当
	渡辺 文夫	中西 勇人	松本 美咲

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者移動支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 10
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	地域生活支援事業実施要綱、横浜市ハンディキャブ事業費補助要綱、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱、横浜市ガイドボランティア事業費補助要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	単独で外出困難な障害者の自立と社会参加を促進するため、外出時の移動支援を行う。 《事業開始の経緯》【ハンディキャブ】重度の障害者の自立と社会参加を促進するため、平成3年度に開始。【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】平成23年度に国の補助制度(地域公共交通確保維持改善事業)が施行され、更なる福祉車両の導入促進のため市独自の補助事業として平成24年度から開始。【ガイドボランティア】障害当事者団体の要望が発端となり、ボランティア派遣事業を市単独事業として開始。					
	具体的な 事業内容	【ハンディキャブ】車椅子を常用する重度障害者を対象にハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出及び運転ボランティアの紹介を横浜市障害者社会参加推進センターへの助成により行った。【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】タクシー事業者に対し、車椅子のまま乗車可能なユニバーサルデザインタクシー車両購入費用の一部を助成した。【ガイドボランティア】視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際、付添い支援を行ったガイドボランティアに対し、事務取扱団体を通して奨励金を支払った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		【ハンディキャブ事業】 運行・貸出・紹介の件数(件)	目標	5,207	4,850	4,588	4,494
			実績	4,348	4,623	4,763	3,343
		【ガイドボランティア事業】 支援回数(回)	目標	64,510	62,745	64,741	67,944
	実績		55,498	56,183	50,588	42,753	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		127,837千円	142,404千円	146,156千円	152,632千円
		繰越額		119,754千円	126,041千円	118,958千円	116,501千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		8,083千円	16,363千円	27,198千円	36,131千円		
執行率(%)		94%	89%	81%	76%		
人件費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費		8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		128,545千円	134,826千円	127,781千円	125,324千円		
増▲減		—	6,281千円	▲7,045千円	▲2,457千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【ハンディキャブ事業】重度の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、引き続き、車両等の移動手段を確保する必要がある。 【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】障害者の外出機会の確保のため、UDタクシーが一定数街中を走ることが必要である。 【ガイドボランティア事業】地域の住民活動として、障害者の地域生活を支える重要な仕組みである。					
	事業目的に 対する 有効性	【ハンディキャブ事業】【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】外出困難な障害者に車両等の移動手段を確保することで、障害者の社会参加に貢献している。 【ガイドボランティア事業】付添い支援を行うボランティアに対し奨励金を支払うことで、単独では外出が困難な障害者の外出機会が確保できている。また、養護学校等に通う障害児への案内・誘導・見守りを行うことで、障害がある児童・生徒が安全に自立登校することができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】国の補助事業との協調補助として実施してきたが、国の補助制度の動向やタクシー車両の実情を注視し、本市の補助の在り方を再考する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		各事業について、障害者団体等外部からの評価や意見を積極的に収集しており、事業実施の過程においても実施団体と協議の機会がある。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【ハンディキャブ事業】【タクシー事業者福祉車両導入促進事業】UDタクシーの今後の普及状況を踏まえながら、両事業の方向性について検討していく必要がある。 【ガイドボランティア事業】引き続き、適正な制度運用を行うとともに、ボランティアの確保とコーディネート機能の強化に努めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	移動支援係
	渡辺 文夫	東 宏子	知花 美幸

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 移動情報センター運営等事業	所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 11		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	移動情報センター運営等事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	移動支援施策再構築プロジェクトで上がった課題の解決のため、移動支援の社会資源をより効率的に利用し、地域で生活する障害者の外出支援・社会参加の促進を目指す。					
	具体的な 事業内容	障害者の移動に関する情報の一元化と提供、サービスと利用者のコーディネートを行う情報窓口を区社会福祉協議会に設置し、区内の情報収集、利用者・サービス事業者への情報提供、利用者とのサービスコーディネート、ガイドボランティア等の人材発掘・育成等を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		相談数(件)	目標	2,536	3,059	3,212	3,086
			実績	2,686	2,966	3,053	2,168
		人材発掘(人)	目標	-	363	381	397
	実績		312	413	361	299	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		123,288千円	142,515千円	147,667千円	151,736千円
		支出済額		123,283千円	142,514千円	147,666千円	151,734千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		5千円	1千円	1千円	2千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			9,670千円	9,664千円	9,705千円	9,705千円	
総事業費		132,953千円	152,178千円	157,371千円	161,439千円		
増▲減		-	19,224千円	5,194千円	4,068千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、移動支援施策再構築プロジェクトでの検討の結果、障害当事者や家族からの「移動情報の一元化と情報提供サービス」、「地域内での効率良い移動支援体制」といった要望に応えるために開始した事業である。R2年度は新型コロナウイルスによる外出自粛の影響で実績が減少したものの、その前年までは当事業の拡大、定着とともに実績も増大しており、移動に困難を抱えた障害者の支援に大きく寄与している。あんしん施策実行の責務を果たすためには必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	移動に関する情報が一元化され、支援対象者や関係機関へ必要な情報を提供することができる。また、ガイドボランティアといった人材発掘や育成などを積極的に進めることにより地域での移動支援体制が整備され、必要なときに障害者がサービスを受けられる仕組みが構築されるとともに、地域の障害理解の促進に大きく寄与することが期待できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	移動の相談に応えるためには、センターが地理的な情報や交通事情等を把握していること、支援対象者との密な関係を築いていくこと、支援対象者やボランティアの開拓等において地域の様々な機関やインフォーマルな団体等に通じていること、などが必要であり、他区からの相談対応が困難であることから、18区での設置が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3か月に1回程度推進会議を実施し、推進会議メンバーと情報の共有、連携、協議を行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	18区のネットワーク力の強化により、職員の相談対応力・コーディネート能力の向上を図るとともに、地域の移動支援の担い手の発掘・育成に引き続き取り組み、事業をより効果的、効率的に推進していくことが必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 渡辺 文夫	係長 東 宏子	移動支援 係 知花 美幸		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 重度障害者タクシー料金助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 12
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	重度障害者の社会参加の促進を目的に、昭和58年5月に横浜市の単独事業として開始した制度である。					
	具体的な 事業内容	対象者：①身体障害者1～2級(内部・視覚・下肢・体幹)、②知的指数35以下または療育手帳A1～A2、③身体障害者3級(内部・視覚・下肢・体幹)かつ知能指数50以下又は療育手帳B1、④精神障害者1級 助成額：1枚500枚、年額42,000円 交付枚数：年間84枚、週3回以上病院へ人工透析に通う腎臓機能障害者は年間168枚 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		交付冊数(冊)	目標	20,116	20,666	20,911	21,492
			実績	19,869	20,390	20,786	21,173
		利用枚数(枚)	目標	970,295	987,008	1,018,784	1,016,142
	実績		968,269	965,216	948,195	806,382	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		499,417千円	512,629千円	530,092千円	530,315千円
		支出済額		500,777千円	499,778千円	491,446千円	426,864千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 1,360千円	12,851千円	38,646千円	103,451千円
		執行率(%)		100%	97%	93%	80%
		人 件 費	一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			3,516千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円	
総事業費		504,293千円	503,292千円	494,975千円	430,393千円		
増▲減		—	▲ 1,001千円	▲ 8,317千円	▲ 64,582千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	重度障害者の中には公共交通機関を利用することが困難な方もおり、この事業が廃止となった場合そのような障害者の移動手段に対する助成がなくなるため、必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の外出機会を増やし、社会参加の促進に寄与している。令和2年度は新型コロナウイルスの感染状況により、重度障害者の方の外出機会が減ったため、利用枚数は減少したが、交付冊数は引き続き増加している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	年度更新事務は、主にシステム処理によるところが大きいですが、改善の余地がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市民意見募集：①平成24年6月～8月 ダイレクトメール、市民説明会等 ②令和2年1月、7月 障害者団体ヒアリング 反映状況：平成25年10月制度改正 月毎の利用制限撤廃、施設入所者・精神1級へ対象要件を拡大					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	65歳以上で身体障害者手帳を取得した人からは年齢に係る要件の改定を求める声が長年あがっている。また、福祉タクシー利用券事業に関連し、燃料券(ガソリン券)導入の要望もあがっている。これらを受け、令和3年度から、福祉タクシー利用券の対象を拡大するとともに、燃料費を助成する制度を新設する。併せて、福祉特別乗車券(敬老特別乗車証)、福祉タクシー利用券及び燃料券(ガソリン券)を選択制とすることで、事業の有効性を高めるとともに持続可能な制度の実施を図る。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 渡辺 文夫	係長 東 宏子	移動支援 係 平野 昌之	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者施設等通所者交通費助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 13	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	施設等への通所に要する通所者本人及び送迎介助者の交通費を助成することにより経済的負担の軽減を図るとともに、身体障害者・知的障害者・精神障害者等の社会参加促進を図る。						
	具体的な 事業内容	公共交通機関または自家用車を利用している通所者及びその送迎介助者が通所に要した交通費の一部を助成した。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		障害者本人(人)	目標	6,948	6,772	6,975	7,254	
			実績	6,675	6,980	6,782	6,627	
		送迎介助者(人)	目標	529	596	626	682	
			実績	579	639	638	559	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		332,659千円	356,244千円	383,829千円	415,403千円	
		支出済額		367,689千円	383,722千円	367,719千円	353,164千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 35,030千円	△ 27,478千円	16,110千円	62,239千円	
		執行率(%)		111%	108%	96%	85%	
		人 件 費	一般職職員		0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			7,033千円	7,028千円	7,058千円	7,058千円		
総事業費			374,722千円	390,750千円	374,777千円	360,222千円		
増▲減		—	16,028千円	▲ 15,973千円	▲ 14,555千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	施設利用者にとって通所に要する交通費負担はとて大きく、本事業による助成は、障害者等の社会参加促進を図るためにも、必要不可欠である。						
	事業目的に 対する 有効性	通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担が軽減され、もって障害者等の社会参加の促進が図られている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	申請書類等の作成及び審査事務を効率化するため、運賃計算や請求書類の生成等が可能な、インターネットを介した市独自システムを導入している。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成28年度に制度改正を行うにあたり、施設や障害者団体等から積極的に意見の収集を実施。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	事務の簡素化及び適正な運用を目指し、平成28年度に制度改正及び市独自システムの導入を実施。今後は制度改正・システム導入後の制度運用状況について注視していく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 渡辺 文夫	係長 東 宏子	移動支援 係 佐藤 史彬		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 高額障害福祉サービス費等償還事業		所管区局・課	健康福祉局障害自立支 援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 14	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市障害者総合支援法の施行に関する条例等施行規則、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者総合支援法第76条の2に基づく法定事業						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯に障害福祉サービスを利用した者が複数いる場合等に、償還払い方式によって、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減した。 ・65歳に至るまで相当の長期間に渡り障害福祉サービスを利用していた、一定の高齢障害者について、障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額を償還した。 							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標実績						
		目標実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		4,037千円	41,385千円	37,908千円	40,670千円	
		支出済額		3,575千円	8,180千円	6,890千円	38,515千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		462千円	33,205千円	31,018千円	2,155千円	
		執行率(%)		89%	20%	18%	95%	
		人 件 費	一般職職員		0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		5,275千円	5,271千円	5,294千円	5,294千円		
総事業費		8,850千円	13,451千円	12,184千円	43,809千円			
増▲減		—	4,601千円	▲1,267千円	31,625千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	改善・見直しの余地がある。市内事務手順の効率化を検討したい。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		法定事業であるため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に基づき償還を行う制度であるため、制度案内を各区役所窓口へ備え付けたり、必要に応じて郵便物に制度案内を封入する等し、サービス対象者へのより一層の周知を図る。 ・申請を受けてから実際に償還するまでの期間をできる限り短縮するため、事務の進め方を見直し効率化を図る。 						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

渡辺 文夫

係長

奈木 修人

福祉給付 係

田辺 里子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 2 項 1 目 心身障害者扶養共済事業	所管区局・課	健康福祉局障害自立支 援課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 15		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市心身障害者扶養共済制度条例、同施行規則、独立行政法人福祉医療機構法、心身障害者扶養保険約款			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした、相互扶助の精神に基づく任意加入の制度。					
	具体的な 事業内容	障害者を扶養している保護者が毎月一定額の掛金を納め、保護者死亡時若しくは、著しい障害を有する状態になった時から障害者に対し、終身定額の年金を支給している。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		年金支給口数(口)	目標 実績	844	865	869	887
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度 379,458千円	平成30年度 396,916千円	令和元年度 470,764千円	令和2年度 403,809千円
		支出済額		408,263千円	388,964千円	404,103千円	397,262千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 28,805千円	7,952千円	66,661千円	6,547千円
		執行率(%)		108%	98%	86%	98%
		人 件 費	一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			5,275千円	5,271千円	5,294千円	5,294千円	
総事業費		413,538千円	394,235千円	409,397千円	402,556千円		
増▲減		—	▲ 19,303千円	15,162千円	▲ 6,841千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	全地方公共団体に普及し、併せて安定的、効率的に実施するために創設された制度であり、厚生労働省から心身障害者扶養共済制度条例準則等が示され、本市条例に基づき行っている。一種の保険制度であり、制度の維持・継続が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	成果・効果が上がっている。加入者にとって、保護者亡き後の障害者の生活に対する不安軽減の一助となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	改善・見直しの余地がない。原則、加入者が加入時の保険契約に則って運営される制度であるため。ただし、本市条例の改正があった場合には、その定めによる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例を制定しているが、全国統一的に運用しているため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	加入者死亡等で発生する年金給付については、横浜市と独立行政法人福祉医療機構の間で締結している保険契約で担保されるが、本制度対象者数(加入口数及び年金受給口数)に基づき厚生労働省が定める特別調整費については、令和32年まで継続する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 渡辺 文夫	係長 奈木 修人	福祉給付 係 山岸 杏
--------------------	-------------	-------------	----------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 2 項 1 目 医療費公費負担事業		所管区局・課	健康福祉局 こころの健康相談セン ター	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 16
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	精神保健福祉法、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	精神保健福祉法に基づく法定事業。(平成8年4月、大都市特例自立支援医療実施に伴い、県から本市に移管) なお、自立支援医療(精神通院医療)については、平成18年4月の障害者自立支援法(平成18年4月の障害者自立支援法(平成25年 4月～障害者総合支援法)の施行により、精神保健福祉法から根拠法令が変更となった。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 精神症状による自傷他害のおそれが認められ、市長の措置により入院する患者に対し、入院医療費を公費により負担し、適正な医療保護を図った。 精神疾患・障害の治療のため継続的な通院加療を要する患者からの申請に基づき、通院医療費を公費により負担し、適正な精神医療(早期治療・再発防止)の普及を図った。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		8,158,256千円	8,182,750千円	8,199,028千円	8,758,290千円
		支出済額		8,239,663千円	8,307,195千円	8,447,921千円	8,540,030千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 81,407千円	△ 124,445千円	△ 248,893千円	218,260千円
		執行率(%)		101%	102%	103%	98%
人 件 費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費		8,257,245千円	8,324,765千円	8,465,567千円	8,557,676千円		
増▲減		—	67,520千円	140,802千円	92,109千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な支給認定事務を短期間に集中して行うため、事務処理センターを効果的に活用するなど、事務処理を効率的に進めていく必要がある。 医療機関の請求に対し、効果的にレセプト点検を実施することで、診療報酬の支払いの適正化をより強化していく必要がある。 					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため横浜市独自として市民等外部意見を制度に反映する想定がない。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	受給者数・公費負担医療費ともに毎年増え続けているが、今後予定されている精神保健福祉法の改正や診療報酬の改定等、精神科医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、今後も国の動向を含め注視していく必要がある。また、申請者の利便性向上のために平成24年度より精神通院医療の郵送申請による受付を開始しており、令和元年10月からは、関連制度である精神障害者保健福祉手帳についても郵送申請受付を開始した。受付件数の動向を注視し、引き続き郵送申請の件数上昇につながる工夫を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	相談援助係	
				中村 秀夫	壺井 亜希子	市川 敏樹	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 精神障害者入院医療援護金助成事業		所管区局・課	健康福祉局 こころの健康相談セン ター	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 17		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	神奈川県が昭和48年から適正医療の普及を図ることを目的として実施。 平成8年に大都市特例により神奈川県から横浜市、川崎市(その後相模原市)に事業が引き継がれた。						
	具体的な 事業内容	一定の条件を満たす者に対して、1人1か月あたり10,000円の助成を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		助成件数(件)	目標 実績	16,399	17,208	16,967	16,967	
			目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		173,528千円	173,939千円	180,358千円	184,538千円	
		支出済額		170,970千円	179,326千円	175,338千円	176,888千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		2,558千円	△ 5,387千円	5,020千円	7,650千円	
		執行率(%)		99%	103%	97%	96%	
		人 件 費	一般職職員		0.6人	0.6人	1.0人	1.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		5,275千円	5,271千円	8,823千円	8,823千円
総事業費		176,245千円	184,597千円	184,161千円	185,711千円			
増▲減		—	8,352千円	▲ 436千円	1,550千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	精神通院についての公費負担同様、精神入院について助成を行うことにより長期入院者の経済負担を軽減する。						
	事業目的に 対する 有効性	精神科入院患者及び家族の経済負担軽減に繋がっている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	給付事業であり、県下全域で行われている事業であるため、本市単独での改善・見直しは困難。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	給付事業であり、県下全域で行われている事業であるため。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	申請月からの制度適用のため、対象者および精神科病院への制度周知に力を入れる必要がある。 精神通院医療(自立支援医療)は法定業務であり、医療費の軽減が安定的に行われている。 一方、精神入院医療の場合の給付事業は本助成のみであり、継続的な執行が求められていると考える。 引き続き、定期的な病院監査等から事務上の課題を抽出し、制度の適正運用に努める必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 中村 秀夫	係長 壺井 亜希子	相談援助係 市川 敏樹			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者社会参加促進事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 18
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称		障害者総合支援法（地域生活支援事業）、 横浜市身体障害者補助犬定期検診等実施要綱、 横浜市中途失明者緊急生活訓練事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	身体障害者の日常生活の利便と自立更生、社会参加を促進するため、各種通訳者養成事業及び障害者社会参加訓練事業を実施します。また、障害者の情報格差の解消、IT活用能力向上を図るため、障害者とその家族及びボランティアを対象とした障害者パソコン講習会の開催とパソコン相談室を運営します。					
	具体的な 事業内容	各種通訳者(手話・要約筆記・点訳・音訳・盲ろう)養成事業、社会参加訓練事業、IT講習事業、身体障害者補助犬定期検診等事業 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	社会参加訓練事業 (延べ参加人数)	目標	5,788	5,101	4,720	4,655	
		実績	4,448	4,261	4,044	1,871	
	障害者パソコン講習会・ ボランティア養成講座(延 べ参加人数)	目標	768	768	768	768	
		実績	660	705	541	214	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		53,521千円	55,156千円	57,144千円	57,658千円
		支出済額		53,683千円	53,939千円	57,161千円	46,211千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 162千円	1,217千円	△ 17千円	11,447千円		
執行率(%)		100%	98%	100%	80%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,516千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円		
総事業費		57,199千円	57,453千円	60,690千円	49,740千円		
増▲減		—	254千円	3,237千円	▲ 10,950千円		
事業評価の視点 による点検・ 検証・評価	本市が行う 必要性	意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する通訳者等の養成事業は必要不可欠です。また、社会参加訓練事業は、障害者が日常生活を送る上で必要な訓練や知識の習得の機会を提供するものであり、非常に重要です。さらに、IT講習会では、ITを活用した一般的な講習内容に加え、多様な障害特性に対応した内容となっており、民間団体等が実施しているパソコン講習とは違いがあります。					
	事業目的に 対する 有効性	各事業を障害当事者が運営することにより、より当事者の視点を生かした事業内容となっています。また、IT講習においては、中期4か年計画にある「横浜市情報化の基本方針」において、具体的施策の一つとして掲げられている「障害者ICT講習事業」として、安全で安心できる豊かな市民生活の確保の一助となっています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業を実施することにより、当事者の社会参加の促進のみならず、障害特性についての市民の理解促進も図っています。しかし、参加人数については、ほぼ横ばい状態が続いているため、ホームページの掲載やチラシの配布等、広く参加を呼びかけるための手法をさらに検討していく必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	受講者等のアンケートを実施し、事業内容への意見やニーズについて把握しています。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数の制限を行うなど感染防止策を講じながら実施することが求められており、令和2年度は大幅な実績の減となりました。コロナ禍でも参加者が安心して参加できるよう引き続き感染防止対策に取り組みながら、ニーズに即した事業内容へ見直しを図っていきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長
渡辺 文夫係長
工藤 岳社会参加推進 係
鈴木 希生

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 2 項 1 目 障害者相談支援事業		所管区局・課	健康福祉局障害施策推進課	令和3年度 事業評価書番号	7-2-1 19	
						政策番号	31	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) / 横浜市障害者相談支援事業実施要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実					
		施策(事業)	地域生活支援の充実					
事業の目的	障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう体制を整備するとともに、相談支援体制の確立に向け、障害者に関わる様々な機関が地域自立支援協議会等に参画し、協力・連携しながら地域の課題把握と支援体制づくりに取り組めることを目的とする。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の体制で3障害の相談支援を実施(基幹相談支援センター) ・専門的な相談及び一次相談支援機関に対する後方支援を実施(二次相談支援機関) ・相談支援体制の充実、相談支援に従事する人材育成及び活用 ・地域生活支援拠点機能の整備等を図るための検討を実施(自立支援協議会) 							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	地域生活に係る相談件数		189,918件/年(29年度)	179,411件	261,000件/年			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	地域生活支援拠点機能の構築		—(29年度)	18か所	18か所			
事業実績	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		698,161千円	739,484千円	804,928千円		
		支出済額		662,602千円	720,388千円	782,933千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		35,559千円	19,096千円	21,995千円		
		執行率(%)		95%	97%	97%		
		人件費	一般職員		0.7人	0.7人	0.7人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費		6,150千円	6,176千円	6,176千円	
総事業費		668,752千円	726,564千円	789,109千円				
増▲減		—	57,813千円	62,545千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	障害者相談支援事業は、障害者に対するあらゆる支援の入り口であり、重要な役割を担っている。また、障害児者の幅広いニーズに応えるために、18区の基幹相談支援センターに加え、専門的相談支援機関として二次相談支援機関を設置し、各々に障害者相談支援事業を委託することで、重層的な相談支援体制を構築している。 また、国が令和2年度末までの整備を求めた「地域生活支援拠点」において、基幹相談支援センターは中核となる事業である。障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現のためにも当事業を実施していく必要がある。						
	事業目的 に対する有効性	障害に関する地域の総合相談窓口である基幹相談支援センターを中心とする一次相談支援機関及び二次相談支援機関が連携し、各々の強みを活かした支援を展開していくことで、支援の充実を図ることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者相談支援事業における相談支援業務は、区福祉保健センターにおいても実施しており、区と基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、二次相談支援機関、指定特定相談支援事業所をはじめとしたその他の相談支援機関との役割を明確にしたうえで、効率的な実施を検討する必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市障害者自立支援協議会及び地域生活支援拠点検討部会において、現在の取組状況を報告し、外部意見を反映している。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターが地域生活支援拠点機能の整備をはじめとした役割を發揮することができるように、人材育成、関係機関等との調整を行う必要がある。 ・近年の相談支援のニーズが複雑化し多岐に渡ることから、二次相談支援機関がさらに専門性を高め一次相談支援機関の後方支援を効果的に行っていく必要がある。 ・市自立支援協議会と区自立支援協議会とがより連動するための体制整備が必要である。 						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	障害者相談支援事業については、政策の目標・方向性で掲げた地域生活の支援の充実に向け、令和元年度9区、令和2年度に新たに9区(累計18区)の基幹相談支援センターにコーディネーターを各1名配置し、地域生活支援拠点機能の充足に向けて取り組んだ。令和3年度は、「地域生活支援拠点機能」のさらなる拡充に加え、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組も推進するにあたり、自立支援協議会の一層の活用が必要となる。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	相談支援推進係			
			佐渡 美佐子	根岸 桂子	太田 祐子			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 計画相談支援事業	所管区局・課	健康福祉局障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 20		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成24年の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスの支給決定の勘案資料の一つとして、本人の希望等を盛り込んだサービス等利用計画書(案)を作成し、サービスを支給決定する仕組みとして創設された。					
	具体的な 事業内容	市町村が指定する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がサービス利用開始前にサービス等利用計画書を作成し、サービス利用開始後にモニタリングを実施する。なお、27年度以降はすべての障害福祉サービス利用者が計画相談支援の対象となった。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		実施件数(件)	目標	8,068	13,412	15,152	16,011
			実績	6,909	9,542	11,906	13,262
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		302,943千円	428,554千円	973,005千円	793,740千円
		支出済額		255,026千円	487,807千円	665,231千円	782,035千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		47,917千円	△ 59,253千円	307,774千円	11,705千円		
執行率(%)		84%	114%	68%	99%		
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	1.1人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	2,637千円	2,636千円	9,705千円	8,823千円		
総事業費		257,663千円	490,443千円	674,936千円	790,858千円		
増▲減		—	232,779千円	184,494千円	115,922千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業のため、実施を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	計画相談の利用者及び関係者から、計画作成及びモニタリング等のメリットが上げられている。しかし、本事業実施者となる指定特定相談支援事業所が少数にとどまっており、利用者が限られていることから、より多くの障害児者が利用できるように本事業実施者を増やす必要がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法定事業のため、他事業との統合は困難である。また、事業実施者は本市職員ではなく各市町村が指定する事業所であり、事業実施の効率化を図る余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業のため、実施していないが、市自立支援協議会等で計画相談の進捗状況を報告している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	指定特定相談支援事業所の増加に向けて、研修等による相談支援専門員の養成を進めるとともに、基幹相談支援センターや各区福祉保健センター社会福祉職によるフォロー体制を強化し、本事業の実施促進を図る。					
本資料は、公正・適正に作成しました。		課長	係長	相談支援推進係			
		佐渡 美佐子	川上 俊輔、萩原 昌子、米津 克哉	田中 瑞稀			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者支援センター運営費等補助事業 (障害者地域活動ホーム助成事業)			所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 21		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱等				
	その他	■								
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者地域作業所や障害児地域訓練会などの活動の場を地域の中に確保するため、横浜市独自の施設として昭和55年から「障害者地域活動ホーム」の整備を開始し、昭和56年6月に第1館が開所、平成6年度まで市内に23館が整備された。現在は、各区に1館整備している「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」と区別して、「機能強化型障害者地域活動ホーム」と呼んでいる。								
	具体的な 事業内容	障害児・者や関係団体等の地域活動の拠点となる障害者地域活動ホームの運営に係る経費を助成している。また、運営基盤の強化を図るとともに生活支援事業の充実を図るため、運営法人の統合を行い、かつ生活支援事業の専任職員を配置した機能強化型障害者地域活動ホームに対し「生活支援基本事業」としてその人件費等を助成している。								
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績			
		生活支援基本事業 実施か所数(カ所)	目標	9	9	9	13			
			実績	9	9	9	11			
		生活支援事業(ショ- トステイ)利用述べ泊 数(泊)	目標	2,074	1,525	1,634	1,389			
			実績	1,688	1,470	1,372	951			
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由			各年度の利用者や家族等のニーズにより、生活支援事業の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできないが、各年度の見込み数を目標値として記載。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
		現計予算額			513,125千円	509,017千円	527,205千円	534,966千円		
		支出済額			493,607千円	480,065千円	500,061千円	464,694千円		
		繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引			19,518千円	28,952千円	27,144千円	70,272千円		
		執行率(%)			96%	94%	95%	87%		
		人 件 費	一般職職員			0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	
			再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円				
総事業費			496,244千円	482,701千円	502,708千円	467,341千円				
増▲減			—	▲ 13,544千円	20,007千円	▲ 35,367千円				
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域で暮らす障害児・者やその家族を支える重要な活動拠点としての役割を担っているため、市の補助が必要である。								
	事業目的に 対する 有効性	障害者や家族、関係団体等の地域活動の拠点として、障害者が安定して地域生活を継続していけるよう、障害特性や意向を踏まえた支援を行っている。								
	本事業の 効率性・ 類似性	効率的・効果的な支援ができるよう、市内の活動ホームの連携体制を構築している。また、「地域生活支援拠点」においても、緊急時の受入れ・対応などの役割が期待されている。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		施設職員に加え、利用者や利用者家族の代表、地域障害者団体代表、地域住民団体代表、地域ボランティア団体代表等で構成される「運営委員会」を任意で実施できるよう、要綱に規定している。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	地域のニーズを確実に受け止められるよう、ショートステイなどの生活支援事業の充実が求められている一方で、職員体制が不十分なホームもあり課題となっている。引き続き、法人統合により運営強化を図った機能強化型障害者地域活動ホームへ生活支援事業専任職員を配置することで、体制強化を進め、生活支援事業の充実を図る。 また、多くの施設で老朽化が進んでおり、順次補修等を進めていく必要がある。								
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	高橋 昌広	係長	坂井 良輔	地域施設支援 係 水野 花菜		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 2 項 1 目 地域活動支援センター運営事業 (身体・知的 障害者地域作業所型)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 21	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法 横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型実施要綱 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域活動支援センター事業障害者地域作業所型(以下「地域作業所型」という。)は、在宅の身体障害者及び知的障害者に対して、地域の実情に応じ、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として、平成18年度に開始した。					
	具体的な 事業内容	在宅の身体障害者及び知的障害者の日中活動(創作的活動や生産活動)の機会等を提供する地域作業所型(事業所)に対し、運営に必要な経費(人件費、借地・借家費等)を助成している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		補助対象施設数 (地域作業所型)	目標	-	-	-	-
			実績	98	92	90	77
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		事業実施か所数は、事業所の新設及び廃止(他事業への移行等)により変動するため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		2,031,946千円	2,128,638千円	2,055,016千円	1,712,963千円
		支出済額		1,938,788千円	1,886,619千円	1,754,569千円	1,652,640千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		93,158千円	242,019千円	300,447千円	60,323千円		
執行率(%)		95%	89%	85%	96%		
人 件 費		一般職職員	0.6人	0.6人	0.6人	0.6人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	5,275千円	5,271千円	5,294千円	5,294千円		
総事業費		1,944,063千円	1,891,890千円	1,759,863千円	1,657,934千円		
増▲減		-	▲ 52,173千円	▲ 132,027千円	▲ 101,929千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域作業所型は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センターとして、事業者が本市からの補助金の交付を受けて運営している。補助金以外の収入がほとんどないため、本市が事業を行わない場合には、事業者は地域作業所型を運営することが不可能となる。					
	事業目的に 対する 有効性	障害支援区分の認定がない場合や本人に障害の認識のない場合にも、広く障害者を受け入れることができる事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者の通所先となる施設には、本事業のほか障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業がある。障害福祉サービスの生活介護や就労継続支援において障害者へ提供されるサービスの内容は、本事業と類似していることがある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 各事業所において任意で運営委員会を設置できるよう規定している(未実施)。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・地域作業所型は、地域の実情に応じたサービスを提供することが可能である地域生活支援事業の特色を生かし、障害福祉サービスでは受け止められない障害者を受け入れていく施設として、障害福祉サービスとの違いを明らかにし、その役割を果たしていく必要がある。 ・本事業は障害者支援センターを通じた運営費の補助や実地指導等を行っているが、そのために事業所の実態が把握しづらい点が課題である。必要に応じて支援センターの実地指導に同行する等、局の関与も図る必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	地域施設支援 係		
			高橋 昌広	坂井 良輔	水野 花菜		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者支援センター運営費等補助事業 (障害者グループホームA型設置運営費補助事業)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 21	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱			
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和60年度に障害者が地域で自立した生活を実現するための「生活ホーム」の事業が開始され、運営委員会型グループホーム(A型グループホーム)は試行実施された。同時に在宅援護協会を設置し、運営委員会の事業運営支援を行ってきた。試行期間は平成5年3月31日をもって終了し、現在のA型グループホーム事業となっている。						
具体的な 事業内容	障害者が地域で自立した生活を送るグループホームに入居する障害者の生活の安定を図るため、グループホームを設置・運営する運営委員会に運営費等の補助を行った。 また、法定事業への移行を促進するため、準備金や人件費の補助を行った。							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		法定移行ホーム数	目標	2	1	2	0	
			実績	1	1	2	0	
			目標					
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		99,346千円	90,963千円	76,541千円	55,532千円	
		支出済額		101,057千円	84,859千円	53,212千円	51,195千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 1,711千円	6,104千円	23,329千円	4,337千円	
		執行率(%)		102%	93%	70%	92%	
		人 件 費	一般職職員		0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			5,275千円	5,271千円	5,294千円	5,294千円		
総事業費		106,332千円	90,130千円	58,506千円	56,489千円			
増▲減		—	▲ 16,202千円	▲ 31,624千円	▲ 2,017千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	現状では運営委員会型グループホームの全てが法定事業へ移行できる段階にはない。移行するために必要な支援を継続し、令和3年度を目途に法定事業への移行を完了していく。						
	事業目的に 対する 有効性	法定事業への移行については順調に推移してきた。引き続き、移行するための整備を十分に行い、安定した運営と利用者への適切な支援を確保することが必要である。今後も、障害者支援センターと連携し法定事業への移行を完了していく。						
	本事業の 効率性・ 類似性	市街化調整区域に新たに設置又は移転するグループホームについて、補助上限額を177千円から150千円に引き下げた。(平成18年度) 法定事業へ移行するために構築した制度が有効に機能している。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 運営委員会型グループホームを管轄する障害者支援センターがモニタリングを実施している。これは、市民等がグループホームを訪問し、運営に関する課題や意見を現場に反映していく仕組みとなっている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	横浜市障害者プランでは、障害者の地域生活への移行を目指しており、障害者の生活の場を確保する必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	施設等運営支援 係		
				高橋 昌広	品田 和紀	大田原 僚洗		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 2 項 1 目 障害者支援センター運営費等補助事業 (在宅障害者援護事業)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 21
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害児者やその家族の精神的・体力的負担を減らすことを目的に活動するボランティア奉仕員や障害者関係団体等に対し、障害者福祉に関する専門的な相談・研修、地域に向けた広報活動等の事業を実施している。(昭和49年度から)					
	具体的な 事業内容	障害児者団体が実施する活動に対し、その事業費の一部を助成した。また、障害児者やその家族・障害者団体等に対し障害者福祉に関する専門的な相談・研修、地域に向けた広報活動等の事業も実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		巡回相談・訪問健康診断 実施回数	目標	1,144	1,043	982	838
			実績	609	551	515	414
		家庭奉仕員派遣回数	目標	1,819	1,819	1,819	5,094
			実績	1,366	1,418	1,059	1,405
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		117,083千円	116,253千円	124,576千円	114,371千円
		支出済額		85,952千円	93,688千円	109,014千円	99,961千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		31,131千円	22,565千円	15,562千円	14,410千円
		執行率(%)		73%	81%	88%	87%
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	2,637千円		2,636千円	2,647千円	2,647千円		
総事業費		88,589千円	96,324千円	111,661千円	102,608千円		
増▲減		—	7,734千円	15,337千円	▲9,053千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業実施団体の活動資金は本市補助金の割合が大きいのが現状である。障害者施設の職員の育成や特別支援学校卒業生の進路の検討など、障害者の日中活動の支援をしていくために必要な事業である。また、グループホームなどの少数職場へのバックアップ機能の充実等が求められている。					
	事業目的に 対する 有効性	地域活動支援事業について、平成26年度から対象をB型グループホームにも拡大し、巡回相談が有効に利用されている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	一つひとつの事業手法について工夫・改善していく余地があり、引き続き検討していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害者団体とバックアップ検討会等を行い、事業の課題や充実について意見の反映を図っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も特別支援学校等の卒業生の進路の検討や日中活動先の支援が必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 高橋 昌広	係長 品田 和紀	施設等運営支援 係 古見 明日香	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 2 項 1 目 地域活動支援センター運営事業 (精神障害者地域作業所型)	所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 1 22		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、 横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型実施要綱 他			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型(以下「精神作業所型」という。)は、在宅の精神障害者に対して、地域の実情に 応じ、通所による創作的活動又は生産活動の機会や、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を 図ることを目的として、平成18年に事業を開始。なお、昭和50年代より、前身の地域作業所への助成を行っていたが、現在は全て精神 作業所型又は障害福祉サービス事業所へ移行している。					
	具体的な 事業内容	在宅の精神障害者の日中活動(創作的活動や生産活動)の機会等を提供する精神作業所型(事業所)に対し、運営に必要な経費 (人件費、借地・借家費等)を助成。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		補助対象施設数 (精神作業所型)	目標	-	-	-	-
			実績	64	63	62	61
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		事業実施か所数は、事業所の新設及び廃止(他事業への移行等)により変動するため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,425,733千円	1,413,340千円	1,364,041千円	1,393,886千円
		支出済額		1,294,394千円	1,275,519千円	1,226,508千円	1,245,068千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		131,339千円	137,821千円	137,533千円	148,818千円		
執行率(%)		91%	90%	90%	89%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		1,303,185千円	1,284,304千円	1,235,331千円	1,253,891千円		
増▲減		-	▲ 18,881千円	▲ 48,973千円	18,560千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	精神作業所型は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の地域活動支援センターとして、事業者が本市からの補助金の交 付を受けて運営している。補助金以外の収入がほとんどないため、本市が事業を行わない場合には、事業者は地域活動支援セン ターを運営することが不可能となる。					
	事業目的に 対する 有効性	障害支援区分の認定がない場合や本人に障害の認識のない場合にも、広く障害者を受け入れることができる事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者の通所先となる施設には、本事業のほか障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業がある。障害福祉サービスの 就労継続支援や自立訓練事業において障害者へ提供されるサービスの内容は、本事業と類似していることがある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 各事業所において任意で運営委員会を設置できるよう規定している(未実施)。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・精神作業所型は、地域の実情に応じたサービスを提供することが可能である地域生活支援事業の特色を生かし、他の障害福祉サー ビスでは受け止められない障害者を受け入れていく施設として、他の障害福祉サービスとの違いを整理し、その役割を果たしていく必 要がある。 ・運営面において課題のある事業所が多く、新設の事業所を始めきめ細やかな指導が必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

高橋 昌広

係長

坂井 良輔

地域施設支援 係

末永 昂三朗

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 法定事業移行支援事業(身体・知的、精神)		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 23
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者自立支援法が制定された際、法人格のない団体による在来の「障害者地域作業所」等を、障害者自立支援法に定められたサービスに事業移行させることを目的に、平成18年度から20年度まで実施する事業として、法定事業移行支援事業(現在の移行支援準備金、設備整備費)を開始した。平成19年には、上記の事業移行を行った事業所に対して、事業移行から1年間(12か月間)に限り建物の賃借料の助成を実施することとし、平成19年度から21年度まで実施する事業として借地・借家費補助金の交付を開始した。					
	具体的な 事業内容	①地域活動支援センター事業障害者地域作業所型及び精神障害者地域作業所型(以下「作業所型」という。)等から障害福祉サービス事業へ事業移行する際の「移行支援準備金」や「設備整備費」を助成する。 ②事業移行時の金額を上限として建物等の賃借料(借地・借家費)を助成する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		年度未施設数	目標 実績	-	-	-	-
			目標 実績	145	147	161	156
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		障害福祉サービス事業を行う事業所(サービス事業所)への事業移行は、事業者の意思によるものであり、本市が決定しているものではないため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		614,423千円	569,389千円	581,955千円	639,827千円
		繰越額		555,594千円	547,732千円	621,048千円	577,052千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		58,829千円	21,657千円	△ 39,093千円	62,775千円
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円	
総事業費		558,231千円	550,368千円	623,695千円	579,699千円		
増▲減		-	▲ 7,864千円	73,327千円	▲ 43,996千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業の実施により、従来あった市内の「障害者地域作業所」等の、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所への移行が進んだ。					
	事業目的に 対する 有効性	現在は、「地域活動支援センター」から「障害福祉サービス」への事業移行に係る経費と、事業移行から1年間経過した後も建物の賃借料を助成する事業として、いずれも実施期間を当面の間延長している。 補助金の交付を受けている間、障害者総合支援法による事業の収入に加えて本市から補助金の収入があり、本事業対象の事業所においては、対象とならない一般の事業所よりも収入の水準が高くなるため、その有効性の検証が必要である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	令和2年度末時点で、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)は500か所である。このうち、令和2年度に本事業の補助金を交付したのは、事業移行前の事業所単位で156か所である。 作業所型等から障害福祉サービスへ事業移行した事業所に対してのみ交付しており、新規に開所した事業所に対しては類似の補助金制度がない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	作業所型等から障害福祉サービス事業へ事業移行する際に必要な経費を助成するものであり、市民等外部意見を反映させることが難しい。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	借地・借家費補助金は、事業移行から1年間に限り建物の賃借料の助成をするものであったが、1年間経過後も当面の間は継続するものとして現在に至っている。平成18年の事業開始以降、事業所を取り巻く環境は大きく変わっており、特に障害福祉サービス事業所のうち一部の事業所のみを補助対象としている借地・借家費補助金は、事業所間の公平性やその有効性に課題もあることから、見直しが必要である。なお、令和元年10月1日をもって、新規の借地・借家費補助金の受付は終了したが、既存の借地・借家費補助金については、見直しに向けて引き続き検討していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	地域施設支援 係	
				高橋 昌広	坂井 良輔	水野 花菜	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 機能強化型地域活動ホーム等日中活動事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 24
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 横浜市地域活動支援センター事業デイサービス型実施要綱 等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成15年度に支援費制度の施行に伴い、従来委託により実施していたデイサービス事業を個別給付事業に移行して実施し、平成19年度からは、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援B型)及び地域活動支援センター事業デイサービス型として実施している。					
	具体的な 事業内容	在宅の障害者が自立した生活を行うために必要な日中活動場所の一つとして実施している、障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援B型)及び地域活動支援センター事業デイサービス型に係る経費を助成している。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		日中活動延べ回数 (回)	目標	150,574	153,045	150,483	155,035
			実績	144,852	145,878	147,464	148,703
		生活介護事業実施 箇所数	目標	23	23	23	23
			実績	23	23	23	23
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		各年度の利用者や家族等のニーズにより、日中活動の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできないが、各年度の見込み数を目標値として記載。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,694,528千円	1,726,986千円	1,765,242千円	1,879,423千円
		支出済額		1,630,931千円	1,718,280千円	1,778,487千円	1,789,280千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		63,597千円	8,706千円	△ 13,245千円	90,143千円
		執行率(%)		96%	99%	101%	95%
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円	
総事業費		1,633,568千円	1,720,916千円	1,781,134千円	1,791,927千円		
増▲減		—	87,347千円	60,218千円	10,793千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域で生活する障害者やその家族にとって必要な日中活動場所であり、事業の安定的な継続のために市の補助が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	地域に根ざした障害者の日中活動場所として、利用者のニーズに応えたサービス提供を行うことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	主に国の法定給付事業であり、国の基準に基づいて実施している。生活介護、就労継続支援B型については一般の障害福祉サービス事業所も同様のサービスを提供している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		主に国の法定給付事業であり、市民等の外部意見を事業に反映させることは困難である。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	一般の障害福祉サービス事業所がある中で、機能強化型障害者地域活動ホームが実施する日中活動の役割を整理していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	地域施設支援 係	
				高橋 昌広	坂井 良輔	水野 花菜	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営 事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 25
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱 横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成6年に策定した「ゆめはま2010プラン」において、活動ホームを中心とした障害者地域ケアシステムの確立を目指し、日中活動のほか、相談支援事業や各種生活支援サービスの実施、ボランティア活動の支援を行う施設として各区に1館整備することとし、平成11年5月に1館目の運営を開始。平成25年度までに各区1館(市内18館)が整備された。					
	具体的な 事業内容	障害児・者の地域での在宅生活全般を支援する拠点施設として、生活介護などの日中活動事業を行うとともに、ショートステイや一時ケアなどの生活支援事業を行う社会福祉法人型障害者地域活動ホーム(以下「法人地活」という。)に対し、事業の運営に係る経費を補助する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
事業実績	達成指標	日中活動利用述べ人数	182,237	179,654	179,472	177,231	
		生活支援事業(ショートステイ)利用述べ泊数	14,391	14,624	14,265	13,896	
		目標実績	177,822	176,173	174,023	171,763	
		目標実績	14,265	14,076	13,568	9,976	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		各年度の利用者や家族等のニーズにより、日中活動や生活支援事業の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできないが、各年度の見込み数を目標値として記載。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額	3,329,707千円	3,371,467千円	3,435,959千円	3,491,705千円	
		繰越額	3,336,740千円	3,426,489千円	3,446,982千円	3,414,449千円	
		差▲引	0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)	△ 7,033千円	△ 55,022千円	△ 11,023千円	77,256千円	
人件費		一般職職員	100%	102%	100%	98%	
		再任用職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	
		概算人件費	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
総事業費	7,912千円	7,907千円	7,941千円	7,941千円			
増▲減	3,344,652千円	3,434,396千円	3,454,923千円	3,422,390千円			
		—	89,744千円	20,527千円	▲ 32,533千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	在宅の障害児・者及びその家族が身近な場所において、安定した生活を送るための支援を受け、相談をすることができる地域の拠点施設として、各区に1館、本市が独自に設置してきた。国の基本指針により、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」に備え、障害児者の地域生活を支える拠点として「地域生活支援拠点」が各障害福祉圏域に整備されたが、本市では各区の法人地活がその機能の一部を担っている。					
	事業目的に 対する 有効性	各年度の利用者や家族等のニーズにより、日中活動や生活支援事業の利用人数等が変動するため、目標を定量的に設定することはできない。各年度の利用実績をもとに見込み数を算出し、目標値として記載している。利用実績は特に重度の障害児・者についておおむね増加傾向であり、障害児・者とその家族の地域生活を支援する中核的施設としての役割を担っていると云える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各法人地活の日中活動(生活介護事業)は、受入れ人数が飽和状態に近くなっているため、日中活動サービスを提供する他の事業所との連携が必要である。また、生活支援事業については、利用者ニーズがあるにもかかわらず、各区の法人地活によって取組状況に大きなバラつきがあり、検証が必要である。日中活動も生活支援事業のどちらについても、一般の障害福祉サービス事業所でも同様のサービスを提供しており、法人地活の有効性や位置付けの検証が必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 法人地活は、地域住民団体や障害者団体、区役所職員などを含む運営委員会の設置を要綱にて義務付けており、地域の意見や情報を把握、共有している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	障害児・者の地域での在宅生活全般を支援する拠点施設として、日中活動や生活支援事業を核とした様々な取組を行っている。しかし、各法人地活を客観的に評価する仕組みがなく、取組にバラつきも生じていることから、今後、第三者評価等の導入も視野に入れた検討が必要である。また、「地域生活支援拠点」で求められる5つの機能(相談、緊急受入れ、体験の機会・場の提供、人材育成、地域づくり)のうち、緊急受入れについては、本事業の生活支援事業も活用することとしているが、全区で均一のサービスを提供するために、引き続き各区の抱える課題の整理を行う必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	地域施設支援 係	
				高橋 昌広	坂井 良輔	原 彩音	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者自立生活アシスタント等事業		所管区局・課	健康福祉局障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 26
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱 障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者自立生活アシスタント事業は、平成13年10月開始した市の単独事業。単身等で生活する障害者等が地域生活へ移行し、継続した生活ができるよう、事業所に配置された「自立生活アシスタント」が随時の訪問、相談支援等を行う。自立生活援助は、平成30年4月障害者総合支援法で創設された。単身等の障害者に対し、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて相談に応じ、情報提供や助言を行う(支援期間原則1年間)。					
	具体的な 事業内容	○衣食住に関する支援、消費生活に関する支援、コミュニケーションに関する支援、健康管理に関する支援など ○訪問や同行、電話相談などの方法により行う(自立生活援助は、概ね週1回の居宅訪問を想定している)。関係機関との連絡調整を行う。 ○本人及び関係者からの要請を受けて緊急対応を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		障害者自立生活アシスタント利用登録者数	目標 実績	970人 951人	970人 819人	900人 693人	900人 740人
		自立生活援助支援者数(年延べ人数)	目標 実績	— —	100人分 12人分	450人分 288人分	960人分 456人分
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		308,868千円	298,842千円	305,078千円	304,887千円
		繰越額		301,301千円	288,374千円	253,008千円	353,111千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		7,567千円	10,468千円	52,070千円	△ 48,224千円
		人 件 費	一般職職員		98%	96%	83%
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費			0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費			8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
増▲減		310,092千円	297,159千円	261,831千円	361,934千円		
		—	▲ 12,933千円	▲ 35,328千円	100,103千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	自立生活援助事業は法定事業のため、実施を継続する必要がある。 障害者自立生活アシスタント事業については、法定事業の枠では対象にできない層を補完している。本市の方針である障害者の地域移行を進めていくためには、双方の事業が共にその役割を發揮することが不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	身近に支援者がいることで、単身や障害者・高齢者のみの世帯の障害者が地域で自立した生活が維持できる。 障害者自立生活アシスタント事業は、より支援の対象が広く、障害者の地域移行を進めることで、真に必要な方が入所施設やグループホームを利用することができ、既存資源の有効活用ができる。また、福祉の支援につながっていない障害者やその世帯に対して、アウトリーチ支援を行うことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害者の相談機関は多くあるが、個別に定期訪問や同行を通じて日常生活の相談・助言を行って自立を支援する制度は他にない。自立度の高い障害者の中にも、日常生活の判断等で困難を抱える事例があり、親をはじめとした家族がそのサポートを担ってきたが、高齢化等で困難になってきている。そのような方が、この制度により支援を受けることで施設やグループホームに入所・入居することなく、地域生活を維持することができる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		障害者プランの説明会や障害者自立生活アシスタント連絡会を通じて、市民や利用者からの要望の確認を行って、フィードバックし、支援の質の向上や役割の整理を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	アシスタントを対象とした研修等を通じて、支援の質の向上を図り、安定的なサービスの提供ができるようにする。 障害者自立生活アシスタント事業と自立生活援助事業の役割の整理、他事業との役割の整理を引き続き検討していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	相談支援推進係	
				佐渡 美佐子	川上 俊輔・渡辺 弥美	森 啓子	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 精神障害者生活支援センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書番号	7-2-1 27
						政策番号	31
						主な施策(事業)番号	1
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市精神障害者生活支援センター条例、横浜市地域活動支援センター事業実施要綱、横浜市障害者相談支援事業要綱等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実				
		施策(事業)	地域生活支援の充実				
事業の目的	地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を図ることを目的とする。						
具体的な 事業内容	精神障害者の自立した地域生活を支援するための拠点施設として各区に1館設置(指定管理方式のA型9区、補助金方式のB型9区)。精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や情報の提供、生活維持に必要な入浴や食事その他必要なサービスの提供、地域との交流の機会の提供、精神科病院からの退院促進(地域移行)及び退院後の再入院防止(地域定着)など支援を行う。						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
	地域生活に係る相談件数		189,918件/年(29年度)	179,411件	216,000件/年(4か年)		
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
	各区精神障害者生活支援センターの相談機能の強化		—(29年度)	18か所	18か所		
事業実績	備考						
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		972,355千円	1,056,441千円	1,156,895千円		
	支出済額		944,559千円	1,030,422千円	1,119,856千円		
	繰越額		0千円	0千円	0千円		
	差▲引		27,796千円	26,019千円	37,039千円		
	執行率(%)		97%	98%	97%		
	人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		953,344千円	1,039,245千円	1,128,679千円			
増▲減		—	85,901千円	89,434千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	事業実施により得られる法人収入は些少であり、本市が運営費を補填出来なければ職員や施設を確保できず本事業を廃止せざるを得ない。当事業は、精神障害者の地域生活を支える本市の拠点施設であり、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中で精神障害者支援における中核となる事業である。市内の精神障害者等基礎把握数(区福祉保健センターが把握)は毎年増加しており、国が進める精神障害者の地域移行・地域定着の促進に対応するためにも当事業を実施していく必要がある。					
	事業目的に対する有効性	統合失調症をはじめとした精神障害者やその家族の一次相談支援機関として、相談を核とした様々な支援を行っている。また、居場所の提供、訪問や同行、緊急時の対応、医療機関等関係機関との調整・連携のほか、精神障害者の自主的な活動に対する支援など、自立生活の継続に必要な様々な支援を行っている。 令和2年度は、約1万2千5百人が利用登録し、延べ約17万7千人の方がサービスを利用した。また、約12万2千件の相談支援を行った。					
	本事業の効率性・類似性	効率的・効果的な支援のためには、各区の生活支援センターの連携や、区福祉保健センターや基幹相談支援センターとの連携が不可欠であり、また、年々増加するニーズに対応するためには、他の福祉関係事業所や医療機関との連携が必要である。それらに加え、国の方針に基づく「地域生活支援拠点」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核的役割を担うための多角的な視点から、他事業との役割の整理などを有効的に進めていく必要がある。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表等の関係者及び行政機関等で構成する運営連絡会を設置している。また、A型センターは、外部の有識者や当事者・家族等で構成する「指定管理者選定評価委員会」による評価を実施している。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	指定管理方式であるA型(9区)と補助金方式であるB型(9区)で、職員数や開館日・開館時間などが異なることから、利用できるサービスに区間格差が生じていることが長年の課題となっていたが、令和2年度からは全区のセンターで職員数・開館日・開館時間等を見直し、新たに統一された基準で運営を行った。また、訪問相談支援ニーズの増加など、生活支援センターに求められる役割に応えるため、日中の職員体制を厚くし、相談機能の強化を行った。こうした状況に加え、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核的施設として、関連機関と連携しながら、一層の相談機能の強化を行っていく必要がある。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	各区に1館設置している精神障害者生活支援センターの一層の相談支援機能の強化に向けて、平成28年度からA型とB型の機能標準化の取組を行ってきた。令和2年度に全区のセンターの職員体制を厚くしたことや、開館日・開館時間を統一したこと、関係機関との連携の効率化を行い、日中の相談支援体制の強化が図られた。令和3年度は相談支援の質の向上を図るため、全区センターの相談支援員による意見交換や情報共有などを行うことを目的とした会議の場を新設する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	高橋 昌広		係長	坂井 良輔		地域施設支援係 村本 美由紀

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者支施設等自立支援給付費		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 28
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	障害者総合支援法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者自立支援法(平成18年4月施行、施設に関しては18年10月から適用。現・障害者総合支援法)に基づく法定給付。 同法施行以前は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に則した支援費制度に基づき給付。					
	具体的な 事業内容	障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付費の支払い。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		事業所件数(か所)	目標	1,209	1,248	1,259	1,383
			実績	1,208	1,348	1,387	1,463
		利用者数(人)	目標	12,555	13,388	13,506	14,527
			実績	12,880	13,725	14,636	15,183
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		26,790,161千円	29,610,586千円	30,021,602千円	32,246,379千円
		支出済額		26,638,552千円	29,197,710千円	30,301,844千円	32,176,708千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		151,609千円	412,876千円	△ 280,242千円	69,671千円
		執行率(%)		99%	99%	101%	100%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円	
総事業費		26,656,134千円	29,215,280千円	30,319,490千円	32,194,354千円		
増▲減		—	2,559,146千円	1,104,210千円	1,874,864千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	指定障害福祉サービス事業所の主たる財源である。					
	事業目的に 対する 有効性	事業所数は増え続けており、それに伴って障害者の受け入れ枠も増加している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	利用者数の増加が顕著となっている。これは、利用者の高齢化の一方で養護学校の卒業生が毎年加わるほか、精神障害、中途障害などの利用者の間でも制度利用が進んでいることなどが考えられる。 事業所数の増加に伴い、今後も更なる事業費増が見込まれる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		法定事業のため、事業自体にはなし。 不適切な対応を行う事業所などの通報があれば、事実確認を行う。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	指定障害福祉サービス事業所の主たる財源として、障害者の福祉の増進を担っているが、関連団体から給付額が現場での職員配置や支援内容に係る経費に見合っていないとの指摘がある。また、利用者の出欠席に応じた給付制度のため、重症心身障害児者や精神障害者などの通所が不安定な利用者を多く受け入れる事業所は運営が厳しい状況となっている。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 高橋昌広	係長 水原伸浩	施設等運営支援 係 三村真優	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 障害者グループホームB型設置運営費補助 事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 29
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律（障害者総合支援法）他			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和57年度から就労する知的障害者のための生活の場として「通勤ホーム」の事業が開始されました。その後、昭和60年度に就労 条件が撤廃され、障害者が地域で自立した生活を実現するための「生活ホーム」の事業が開始となり、平成元年から国の事業として現 在のグループホーム事業が開始されました。					
	具体的な 事業内容	障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）を実施した場合にかかる費用について、法令で定める自立支援給付費 や要綱に定める補助等を支出することで、障害者等が適切な支援を受けながら、地域で生活するための住まいの場を提供します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		グループホーム数 (200人分※5人定員と仮 定し40か所/年度)	目標	757か所	784か所	820か所	852か所
			実績	730か所	764か所	806か所	837か所
		グループホームの定 員(200人分/年度)	目標	4,100人	4,300人	4,500人	4,700人
	実績		4346	4,364人	4,702人	4932人	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		13,654,346千円	14,607,434千円	15,322,400千円	16,263,989千円
		支出済額		13,518,094千円	14,341,440千円	15,360,598千円	16,544,102千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		136,252千円	265,994千円	△ 38,198千円	△ 280,113千円		
執行率(%)		99%	98%	100%	102%		
人 件 費		一般職職員	3.5人	3.5人	3.5人	3.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	30,769千円	30,748千円	30,881千円	30,881千円		
総事業費		13,548,863千円	14,372,188千円	15,391,479千円	16,574,983千円		
増▲減		—	823,325千円	1,019,291千円	1,183,504千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国の方針として、障害者の地域移行を推進するために、グループホームの設置を進めるとしています。障害者が地域で暮らすために 必要なグループホームを総合的・計画的に設置していくことは、法令に定められた自治体の責務であり、本市では障害者プランに基 づく必要なグループホームを計画的に設置しています。					
	事業目的に 対する 有効性	国は障害者グループホーム制度を法令に定め、全国一律の基準を設けて実施しています。本市が、グループホームの設置・運営費 を補助することで、必要なグループホーム数を計画的に設置しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	国の定める自立支援給付については法定制度のため効率性や類似性を考えることは難しいと思われませんが、グループホームへの実地指導を行うことで、適正な給付費や補助金請求の 担保をしていきます。 関連する補助金については、制度改正の際等に公平性や効率性等を勘案した補助制度の修正等を行ってきました。昭和60年より実施してきた市単独事業である運営委員会型グルー プホームについては、法定事業への移行をすすめています。法定移行することにより、国の定める自立支援給付の対象となるため、安定した事業の運営を図ることができます。併せて、市 単独補助の削減に寄与します。 また、平成26年度から実施している既存グループホームへのスプリンクラー設置事業については、国庫補助金等を導入することで、市の経費負担の軽減を図っています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		横浜市障害者プランにおいて、国の定める障害福祉計画(3か年計画)を策定し、数値目標等を定めていますが、策定にあたっては 市民意見募集や、外部有識者や利用者等の意見を聴くための検討会等を開催しています。			
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	・「グループホームからの自立を希望する障害者がいるのではないか」との意見をいただいています。グループホームの設置を推進す ることと合わせ、必要に応じて自立生活アシスタント事業や平成26年度から実施されたサテライト制度等の活用等によりグループホー ムからの自立生活を支援することが課題となっています。令和元年度から、サテライト制度促進のための家賃補助制度を創設して、障 害者のグループホームからの自立を推進しています。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	施設等運営支援 係	
				高橋 昌広	品田和紀	大田原 僚洗	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 在宅障害児・者短期入所事業	所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 30		
事業概要	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> その他	具体的 名称	・障害者総合支援法 ・横浜市障害児・者短期入所事業実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	在宅の障害児・者や家族が疲労回復を図るときや、病気・事故、出産又は冠婚葬祭等の理由で障害児・者が介護を受けられないときに、障害児・者が一時的に施設や病院に入所し、又は日中のうちの数時間を施設や病院で過ごし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を受けることができるサービス。					
	具体的な 事業内容	①短期入所事業(一時的に施設や病院に入所、又は日中のうちの数時間を医療機関で過ごす総合支援法の障害福祉サービス) ②日中一時支援事業(日中のうちの数時間を施設や医療機関で過ごす総合支援法の地域生活支援事業) ③緊急一時保護制度(介護人を派遣し一時的に医療機関のベッドを利用する市単独事業) ④その他(ベッド確保事業、緊急対策保護、精神障害者地域生活推進事業) 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,362,912千円	1,533,805千円	1,605,806千円	1,923,189千円
		支出済額		1,516,000千円	1,730,040千円	1,678,418千円	1,666,401千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 153,088千円	△ 196,235千円	△ 72,612千円	256,788千円
		執行率(%)		111%	113%	105%	87%
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.6人	0.6人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,516千円	3,514千円	5,294千円	5,294千円		
総事業費		1,519,516千円	1,733,554千円	1,683,712千円	1,671,695千円		
増▲減		—	214,038千円	▲ 49,842千円	▲ 12,017千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	法定の障害福祉サービスである「短期入所事業」は、国の基準に基づき実施している。 市町村の独自事業である「日中一時支援事業」や「緊急一時保護制度」等は、他のサービスや利用者のニーズ等を踏まえ、必要に応じて改善・見直しを行う必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	主に法定事業であるため、市主導で市民等意見を反映することは困難。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	医療的ケアが必要であるが、歩行が可能であったり、上下肢に動きがみられることで重症心身障害者の認定が出ていない障害児・者、いわゆる「動ける医ケア児・者」の受入先が少ない。 また、強度行動障害判定表で基準点以上の障害者について、受入が困難とされている。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域施設支援 係
	高橋 昌広	坂井 良輔	石井 貴士

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 自立生活移行支援助成事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 31	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市自立生活移行支援助成事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	本市が市内の民間障害者施設に対し、利用者支援の水準の維持・向上を推進するため、本助成事業を開始しました。					
	具体的な 事業内容	障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所における利用者への個別の支援及び支援水準の向上を目的として、当該事業所の運営法人に対し人件費等を助成します。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		対象法人数	目標	34	36	50	53
			実績	34	36	50	53
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,782,745千円	1,754,638千円	1,752,418千円	1,816,074千円
		支出済額		1,710,654千円	1,702,681千円	1,722,048千円	1,734,906千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		72,091千円	51,957千円	30,370千円	81,168千円		
執行率(%)		96%	97%	98%	96%		
人 件 費		一般職職員	1.6人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	14,066千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		1,724,720千円	1,711,466千円	1,730,871千円	1,743,729千円		
増▲減		—	▲13,254千円	19,405千円	12,858千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	この事業により、利用者の障害特性に応じた手厚い支援を行えるよう支援員の確保・増員を可能としています。また、施設入所支援利用者の生活環境を地域での生活環境に近づけるように生活の質を向上させ、地域移行を進めていくことが可能となるなど、利用者支援の水準の向上に寄与しています。					
	事業目的に 対する 有効性	事業継続により、各施設における人員配置が国基準以上となり、利用者一人ひとりの障害特性に応じた手厚い支援を可能にします。あわせて、地域生活に近い環境整備やプログラムを実施する施設等に対し助成を行うことで、施設入所者の地域移行に効果的に作用し、「施設から地域へ」という本市障害者施策のプロセスの構築に寄与しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	障害福祉サービス事業所の利用者支援水準の向上及び個別支援の充実を目的とした事業は他にないため、類似性の観点において見直しの余地はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	各協議会等からの要望事項等				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重度障害者や高齢者、触法障害者(在宅)等の要配慮行動がある障害者への支援は、個別に実施する必要性がより高いと考えられます。しかし、国制度での自立支援給付費ではこのような状況に対して十分な評価がされておらず、これらの障害者への支援の充実が求められています。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	施設等運営支援 係		
			高橋 昌広	水原 伸浩	富田 百世		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 重度障害者対応専門医療機関運営費助成		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 32
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	従来、重度重複障害者通所施設併設診療所に対しては、施設運営費助成の一環として非常勤医師の雇用費助成を行っていたが、重度重複障害者に対する医療には、継続して日々の変化を確実に捉え、状態把握を深めることが求められると判断し、常勤医師の雇用に係る助成事業を創設した。					
	具体的な 事業内容	身近な地域で診療を受けることができるよう、障害者医療を中心とした医療機関、重度重複障害者を対象とした施設に併設された診療所における職員雇用費等を補助し、重度障害者医療の安定的な供給を図り、医療的ケアを要する重症心身障害者を含む重度障害者の地域生活を支援する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		常勤医師を雇用する 施設数(最大3か所)	目標 実績	3か所 3か所	3か所 3か所	3か所 3か所	3か所 3か所
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		82,130千円	80,769千円	78,501千円	79,409千円
		支出済額		79,219千円	79,408千円	78,802千円	72,241千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		2,911千円	1,361千円	△ 301千円	7,168千円
		執行率(%)		96%	98%	100%	91%
人 件 費		一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		879千円	879千円	882千円	882千円	
	総事業費		80,098千円	80,287千円	79,684千円	73,123千円	
増▲減		—	188千円	▲ 602千円	▲ 6,561千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	重度の知的障害者は一般病院では対応できないため、日常的な医療受診や緊急時の入院先を探すことが困難であり、本事業により重度重複障害者に対応できる専門医療機関を確保することが可能になる。					
	事業目的に 対する 有効性	重度の知的障害者の入院先の確保や日常的な医療を提供することが可能となり、重度重複障害者の安心・安全につながる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	重度重複障害者に対応できる専門医療機関に対する補助としては、他に代替となる制度がない。また、この事業は施設利用者及び地域の重度重複障害者の医療受診機会の確保に大きく寄与しており、廃止になった場合、重度障害者の地域生活に大きな支障をきたす。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	各協議会等からの要望事項等				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重度重複障害者・知的障害者を専門とする常勤医師を確保することは困難になってきているため、今後とも補助を継続し、安定した施設利用者及び地域の重度重複障害者の医療受診機会の確保を行う必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設等運営支援 係
	高橋 昌広	水原 伸浩	楠田 安紀子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 1目 多機能型拠点運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 33	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市多機能型拠点事業運営実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	医療の進歩により、地域で生活する重症心身障害児者等が増加しているが、地域には医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等を日常的に受け入れることができる入所先や通所先が不足しており、家族の介護負担が増大している。こうした背景から、本市では、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族が安心して地域で生活し続けられるよう、市内方面別6か所(現在3か所整備)に多機能型拠点を整備する方針としており、中期4か年計画にも位置付けられている。					
	具体的な 事業内容	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の、地域での安心・安全な暮らしを支援する拠点として、横浜市が独自に設置する拠点の施設。診療所を拠点内に備え、往診・訪問看護・居宅介護等の訪問型サービスや、一時的な宿泊・滞在(短期入所、日中一時支援)、さらにそれをコーディネートする相談支援機能を提供。その他、日中活動サービス(生活介護、放課後等デイサービス等)を拠点により実施。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		市内方面別6館 に対する助成	目標	3か所	3か所	3か所	3か所
			実績	3か所	3か所	3か所	3か所
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		186,789千円	194,132千円	199,638千円	188,208千円
		支出済額		180,464千円	184,767千円	186,470千円	174,796千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		6,325千円	9,365千円	13,168千円	13,412千円		
執行率(%)		97%	95%	93%	93%		
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,396千円	4,393千円	4,412千円	4,412千円		
総事業費		184,860千円	189,160千円	190,882千円	179,208千円		
増▲減		—	4,300千円	1,722千円	▲ 11,674千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業により、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が安心して必要なサービスを利用できる。また、相談支援の他、医療や介護のサポートを受けることで、家族の不安や介護負担を軽減することができ、住み慣れた地域での生活を継続することができる。					
	事業目的に 対する 有効性	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が施設を利用する際、医療的ケアの状況により長距離の移動が困難で利用を控える場合が多い。市内方面別に多機能型拠点を整備することで、送迎等による身体的な負担も軽減され、身近な地域で安心・安全に必要なサービスを利用できるようになることが期待される。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各区に障害者地域活動ホームが整備がされているものの、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等の受入れに関しては、看護師の有無や施設の設備等の状況によりばらつきがあり、市内全域で受入れが十分できていないのが現状である。特に、宿泊を伴うサービス(短期入所、ショートステイ)については、医療的ケアが必要であるがゆえに利用を断られている現状があり、より身近な地域においての受止めが必要である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 地域住民団体や障害者団体、行政職員などを含む運営委員会の設置を要綱にて義務付けており、地域の意見や情報を把握、共有している。また、利用者の家族との懇談会等(親の会等)での意見交換も行っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	市内方面別に6か所整備を進めているが、全館整備されるまでの間、市内41か所の障害者地域活動ホーム等の受入れ状況についても把握しながら、既存の3館が連携して受入れを検討していく必要がある。また、医療的ケアを必要とするが動くことができる方(いわゆる「動ける医ケア児者」)等を安心・安全な体制で受け入れることが期待されているが、そのための専門職員を確保することが困難になってきており、今後も補助を継続し、安定した職員確保・定着を支援する必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	地域施設支援 係		
			高橋 昌広	坂井 良輔	原 彩音		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 2 項 1 目 依存症対策事業		所管区局・課	健康福祉局精神保健福祉課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 2 - 1 34	
						政策番号	32	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法、依存症対策総合支援事業実施要綱、精神保健福祉法、地域生活支援促進事業実施要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保					
		施策(事業)	依存症対策					
事業の目的	国のアルコール健康障害対策基本法やギャンブル等依存症対策基本法、依存症対策総合支援事業実施要綱の施行に伴い、市としてもアルコール、薬物、ギャンブル等依存症当事者や家族の悩みの解決に向け、民間支援団体や関係機関との連携を進めながら包括的な支援を提供するため、必要な施策を推進する必要がある。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画の策定のため、依存症対策検討部会等で検討を行った。 横浜市依存症関連機関連携会議(以下、連携会議)を立ち上げ、依存症に関する支援についての情報や課題の共有を行った。 新型コロナウイルス感染症に対応した普及啓発、民間支援団体への補助金事業を実施した。 依存症専門相談、支援者への研修等の実施、家族教室、依存症当事者対象の回復プログラムを継続的に実施した。 							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	—		—	—	—			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	依存症専門相談件数(延件数)		482件/年(29年度)	1,013件/年 2,930件(3か年)	2,000件(4か年)			
事業実績	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		9,983千円	23,342千円	57,478千円		
		支出済額		7,431千円	11,334千円	42,850千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		2,552千円	12,008千円	14,628千円		
		執行率(%)		74%	49%	75%		
		人 件 費	一般職職員		3.0人	4.0人	8.0人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		26,355千円	35,292千円	70,584千円			
総事業費		33,786千円	46,626千円	113,434千円				
増▲減		—	12,840千円	66,808千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市では、依存症者の早期発見・早期支援のため、包括的・重層的な支援体制を構築する必要がある。そのため、地域支援計画の策定を通して市内の民間支援団体や関係機関との支援の方向性を共有するとともに、幅広く依存症の支援に携わる支援者の知識や技術向上を図るほか、連携会議の開催により民間支援団体や関係機関との連携を推進する必要がある。また、横浜地域の依存症に関する問題の改善に取り組む民間支援団体の活動支援を行い、依存症対策を効果的・効率的に行うとともに、依存症の予防や正しい理解の普及のため、様々な媒体を活用して幅広く啓発を実施する必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	緊急事態宣言下で依存症専門相談の件数が減少した期間もあったが、新型コロナウイルス感染症に対応した普及啓発を通して昨年度と同程度の相談件数となったことから、効果的な普及啓発を行うことができたといえる。また、民間支援団体に対する補助金については、新型コロナウイルス感染症流行による活動への影響を鑑みた追加募集の実施により、昨年度を上回る補助を行うことができたため、事業の有効性があったと判断できる。さらに、地域支援計画(素案)のパブリックコメントを実施し、多くの市民から意見をいただいたほか、連携会議の開催により、包括的・重層的な支援体制の構築に向けた連携の契機をつくることができたといえる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	地域支援計画策定のため、一部作業を民間事業者に委託する等、業務の効率化を図った。令和元年度に創設した民間支援団体への補助金事業は、昨年度を上回る実績があったが、さらに本事業の効率性を高めるため、継続的に民間支援団体への事業の活用を促進していく。また、引き続き依存症者支援に関わる民間支援団体や関係機関との連携について、依存症対策がより効果的に推進されるよう、有識者や支援者等の幅広い関係者からの意見を取り入れ、検討していく必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜市精神保健福祉審議会「依存症対策検討部会」において有識者等の意見を取り入れるとともに、連携会議において民間支援団体等と意見交換を行っている。また、地域支援計画(素案)については、パブリックコメントを実施した。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	連携会議を開催し、依存症支援に関する情報や課題の共有を行う等、市内の民間支援団体や関係機関との連携を推進する契機をつくることができた。今後は、依存症者の早期発見・早期支援に向けて、連携体制を強化し、適切な支援につなげられるよう、支援者向けガイドラインの作成等を検討する。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	依存症相談拠点であるところの健康相談センターの依存症専門相談件数については、既に中期4か年計画の4年間の目標である2,000件を達成した。今後も、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症及び新たに注目されてきたゲーム障害などの問題に悩む当事者や家族への支援のため、様々な媒体を活用し、普及啓発を充実させていく。また、地域支援計画を策定することで民間支援団体や関係機関等と支援の方向性を共有し、依存症者の早期発見・早期支援のための連携を推進するとともに、支援者向けガイドライン作成等の検討を進める。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	精神保健福祉 係			
			近藤 友和	今野 友香里	紅野 晴香			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 新型コロナウイルス障害福祉サービス 継続支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施策推進課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 35
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業 等補助金交付要綱、等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症に関して、障害福祉サービス事業所等におけるサービスを継続して提供するために必要な、かかり増し経費の助成や感染予防に向けたICTの取組支援を実施する。					
	具体的な 事業内容	障害福祉サービス事業所等からの申請に基づき、補助金交付へ向けた事務手続きを行う。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		サービス継続支援事業補助金交付件数	目標	—	—	—	—
			実績	—	—	—	305件
			目標	—	—	—	—
	実績		—	—	—	—	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額					458,058千円
		支出済額					167,048千円
		繰越額					0千円
		差▲引					291,010千円
		執行率(%)					36%
		人件費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						8,823千円	
総事業費					175,871千円		
増▲減		—			175,871千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	コロナ禍においても、障害福祉サービス事業所等が引き続きサービスを継続して提供することを支援するために、実施する必要がある。また、サービス提供時において接触による感染を防止するため、障害福祉サービス事業所等においてオンラインによるサービス提供や会議等を実施するため、ICTの環境整備を支援する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための費用について、補助金交付を行うことにより、障害福祉サービス事業所の負担を軽減することができ、サービス提供の継続に寄与している。また、ICTの環境整備の費用についても、補助金交付を行うことにより、整備費用の負担を軽減し、オンラインによるサービス提供及び関係機関との連携等の実現に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための一時的な支援であり、他に代替するものはない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国実施要綱等を基に事務手続きとして要綱を制定しているため、意見聴取は実施していないが、コロナ禍におけるサービス提供の困りごと等については、施設長会等により各障害福祉サービス事業所と意見交換を実施している。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	本業の実施により障害福祉サービス事業所が安心してサービス提供を継続することができている。また、集合型会議の実施が困難な場合においても、ICTの導入によりオンラインによる会議の実施が達成できている。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	施策調整 係	
				佐渡 美佐子	松浦 拓郎	内山 博人	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 1目 新型コロナに伴う障害福祉サービス事業所運営支援事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-1 36	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市予算、決算及び金銭会計規則第112条及び横浜市補助金等の交付に関する規則第17条			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルス感染拡大に伴ってサービス提供が減った事業者の支援を行う。						
	具体的な 事業内容	新型コロナウイルス感染が拡大した一定期間の平均支払い決定額が、直前の一定期間の平均支払い決定額に比べて一定額以上減少している移動支援事業所を運営している法人に対し、補助金を交付する。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		交付件数	目標 実績				121	
			目標 実績				141	
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額					70,500千円	
		支出済額					87,540千円	
		繰越額					0千円	
		差▲引					△17,040千円	
		執行率(%)					124%	
		人 件 費	一般職職員					1.0人
			再任用職員					0.0人
	概算人件費					8,823千円		
総事業費					96,363千円			
増▲減			—		96,363千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	移動支援は障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業(必須事業)であり、移動支援事業者が新型コロナウイルスの感染拡大を原因とする一時的な減収によって事業継続困難となることがないように支援を行う必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルスの感染拡大により外出支援の需要が減少し、減収した移動支援事業所への補助金交付を行うことにより、事業所の運営継続を支援することができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	新型コロナウイルスの感染拡大のための一時的な支援であり、他に代替するものはない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	今年度に限った事業であるため未実施。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	移動支援事業全体の令和2年度利用時間数は前年度の66.1%、介護給付費支払実績は73.9%に減少した。その中でも、減少額の大きさを対象事業所を絞り込むことで、困難な状況にある事業所の事業継続の支援をより効率的に行うことができた。外出支援の需要減少は新型コロナウイルスの感染拡大による一時的なものであるため、本事業は令和2年度で終了とする。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 渡辺 文夫	係長 中西 勇人	居宅サービス担当 係 石川 麻美		

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-2-2	1	障害者更生相談所運営事業
7-2-2	2	こころの健康相談センター事業
7-2-2	3	自殺対策事業
7-2-2	4	精神科救急医療対策事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 2目 障害者更生相談所運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害者更生相談所	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-2 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	身体障害者福祉法第11条、知的福祉法第12条、横浜市障害者更生相談所条例 ほか		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者更生相談所は身体障害者障害者の更生援護の利便、及び市町村の援護の適切な実施の支援、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とした、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき都道府県に必置の行政機関である。政令指定都市においては、地方自治法施行令を根拠として設置されており、横浜市障害者更生相談所は身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所のそれぞれの機能を併設、統合し、横浜市総合リハビリテーションセンターと連携して運営されている。					
	具体的な 事業内容	身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行った。また、身体障害者手帳及び療育手帳の審査・判定・交付等を実施した。また、令和2年度は、手帳のカード化にかかる関係各所との調整、システム改修に着手し、カード化切り替え事前受付を実施した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		障害者更生相談所は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づいて設置され、本市における障害者の自立と社会活動のための支援を実施するための専門的機関と位置づけられている。よって業務の性質上、定量的に事業を評価することに適さないため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		17,618千円	17,618千円	22,775千円	89,903千円
		支出済額		14,389千円	14,389千円	18,786千円	58,073千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,229千円	3,229千円	3,989千円	31,830千円
		執行率(%)		82%	82%	82%	65%
人 件 費		一般職職員		20.0人	20.0人	20.0人	20.0人
		再任用職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	概算人件費		180,602千円	180,494千円	181,427千円	181,427千円	
総事業費		194,991千円	194,883千円	200,213千円	239,500千円		
増▲減		—	▲108千円	5,330千円	39,287千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	更生相談所は障害者更生援護に関する技術的中核機関であり、最前線の援護の実施機関である区役所に対して専門的相談指導を行う役割を担っている。また各種(補装具費支給、自立支援医療費支給、区における的確な相談支援のための総合判定など)判定業務、及び身体障害者手帳、療育手帳の交付業務について、横浜市全体を管轄している。よって本市の障害福祉の根幹を担うものとして不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	当相談所における相談・判定業務及び手帳の発行業務は障害者福祉の根幹となる業務である。これらの事業がなくなれば各種福祉制度の運用が困難になり、障害者の生活が著しく阻害されることになるほか、市域における障害者支援の統一化を図ることが難しくなる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各種判定、手帳交付の判定・審査について、18区で受け付けた申請を更生相談所で一手に対応している。判定・審査や相談を集約することにより、障害者更生相談所の専門性を活かしながら、効率的かつ効果的に業務を進めることができている					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	身体障害者障害程度審査部会(社会福祉審議会部会)等、医師、施設職員など専門知識を持つ委員で構成される委員会等を開催し、委員会等での意見を、医療面や福祉的支援の実態把握や適正な判定・審査業務の実施に活かすことができている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	専門的・総合的な相談、判定および認定事業を行っており、横浜市総合リハビリテーションセンターとの連携を密にして当センターの機能を最大限に活用した更生援護の実施が可能となっている。関係機関との連絡・協議及び情報交換の場を提供し、市域における身体・知的障害者への一貫したリハビリテーション活動の推進に寄与している。また、区に対して集合研修や出張研修を行うことにより、区役所職員の相談スキルの向上を図っている。障害者手帳交付者数が増加傾向にある中、公正な審査・判定のもと、適正かつ迅速な手帳交付業務を行うため、障害者手帳交付業務について、2年度より着手したカード化業務も含め、業務の委託化や手続きの簡略化等、随時、事業の見直しを検討していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	事務係	
				横井 剛	枇榔 直子	足立 実綿子	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 2 項 2 目 こころの健康相談センター事業	所管区局・課	健康福祉局 こころの健康相談セン ター	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 2 - 2 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	精神保健福祉法第6条・精神保健福祉センター運営要領・ 横浜市こころの健康相談センター条例ほか			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	精神保健福祉法の改正に伴い、平成14年4月1日から精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図るための機関である精神保健福祉センターを指定都市にも設置することとなった。この改正を受け、本市の精神保健福祉センターとして「横浜市こころの健康相談センター」を設置し、事業開始となった。					
	具体的な 事業内容	こころの健康づくりの推進、人材育成、自立支援医療・手帳判定(手帳作成・交付含む)、精神医療審査会の事務局業務等を実施した。また、措置入院者等の退院後支援に関する取り組みやメンタルヘルスに関する取り組み、電話相談等を実施した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		支援者に対する 人材育成(延べ人数)	目標	700	700	750	750
			実績	768	740	770	1,280
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		85,004千円	54,417千円	55,530千円	124,815千円
		支出済額		85,341千円	54,720千円	59,959千円	111,224千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 337千円	△ 303千円	△ 4,429千円	13,591千円
		執行率(%)		100%	101%	108%	89%
		人 件 費	一般職職員	12.0人	13.0人	15.0人	12.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	105,492千円		114,205千円	132,345千円	105,876千円		
総事業費		190,833千円	168,925千円	192,304千円	217,100千円		
増▲減		190,833千円	▲ 21,908千円	23,379千円	24,796千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	平成24年度に従来の四大疾病に精神疾患が加わり五大疾病とされ、精神保健福祉の充実が求められている。また、自殺対策や精神障害者等への退院後支援のほか、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策の必要性も高まっているなか、精神保健福祉のさらなる充実を図っていく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市民のこころの健康に関する意識が向上し、早期発見・早期治療が進み、区福祉保健センターを含む相談支援機関における相談支援に関する技術の向上、関係機関による連携の強化が図られることにより、市民のこころの健康が増進する。					
	本事業の 効率性・ 類似性	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条に基づき本市に1か所設置されている精神保健福祉センターであり、その法定業務を行う必要がある。法定業務以外の事務については業務効率化を引き続き検討する。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 講演会及び研修会については、参加者にアンケートを実施し、次年度以降の事業計画に反映している。精神科病院入院患者の人権擁護のために精神医療審査会を附属機関として月4回開催。手帳・医療については、判定にあたって外部嘱託医師の意見を聞き、その上でセンター長が決している。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	○手帳所持者は毎年前年度比約6%増の割合で増加しているため、事務量の増加が見込まれる。 ○計画相談支援事業の開始により、二次相談支援機関として新たな役割を求められている。 ○措置入院者等の退院後支援について、現行法下での取り組みを着実に実施するとともに、法改正の動向を注視しつつ事業の安定性を図るための取り組みを進めていく。 ○依存症対策においては、専門相談の件数が増加しており、相談体制の充実とともに相談拠点としての役割を果たすことが求められる。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	相談援助係		
			中村 秀夫	壺井 亜希子	丸山 由紀		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 2目 自殺対策事業		所管区局・課		健康福祉局 こころの健康相談セン ター		令和3年度 事業評価書番号	7-2-2 3
								政策番号	32
								主な施策(事業)番号	4
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	自殺対策基本法、地域自殺対策推進センター運営事業実施 要綱ほか			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>						
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保		施策(事業)	自殺対策			
事業の目的	平成10年以降、全国の自殺者数が年間3万人を越える状況が続いていたことを受け、平成18年10月に自殺対策基本法が施行した。本 法では、自殺対策における社会的取組の重要性、国や地方公共団体の責務などが明記されている。本市においても、自殺の予防は緊 急の課題であるとともに本法の趣旨を踏まえ、平成19年度から当該事業を開始した。								
具体的な 事業内容	自殺総合対策大綱の重点施策に沿って、講演会等の普及啓発、ゲートキーパー養成のための人材育成研修の開催、自死遺族の集い の開催や自死遺族ホットラインの開設、自殺未遂者再発防止事業の委託等展開し、平成30年度は自殺対策基本法に基づく「横浜市自 殺対策計画」を策定。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、重点施策である自殺リスクの高い若年層対策として、令和 元年度から開始したインターネットを活用した検索連動広告の範囲を増やし、より専門相談機関へ繋がるよう取組を強化した。								
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時		令和2年度	目標値			
	自殺死亡率		14.7(28年)		13.1(令和元年)	13.1(令和2年)			
	想定事業量		計画策定時		令和2年度	目標値			
	ゲートキーパー数(自殺対策研修受講者数)		3,411人/年(29年度)		1,806人 11,912人(3か年)	15,000人(4か年)			
事業実績	備考								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	現計予算額		31,717千円	50,934千円	55,628千円				
	支出済額		23,727千円	36,803千円	50,978千円				
	繰越額		0千円	0千円	0千円				
	差▲引		7,990千円	14,131千円	4,650千円				
	執行率(%)		75%	72%	92%				
	人 件 費	一般職員	3.0人	3.0人	3.0人				
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人				
		概算人件費	26,355千円	26,469千円	26,469千円				
総事業費		50,082千円	63,272千円	77,447千円					
増▲減		—	13,190千円	14,175千円					
事業 評価の 視点に よる点 検・検 証・評 価	本市が行う 必要性	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地方公共団体は自殺対策を推進する責務を有している。様々な取組により、市内の 自殺者数は平成22年をピークに減少傾向にあったが、自殺死亡率が先進国と比較して高い水準であること、若年層の死亡者数が多い ことなどから、引き続き、全市を挙げての取組が求められている。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自殺者数が 増加に転じ、その背景には経済・生活問題、健康問題、労働問題などが複雑に重なっており、社会全体の問題として捉え、今後も継続 的な事業実施が必要である。							
	事業目的に 対する有効 性	過労や多重債務、リストラ、子育て・介護疲れ、いじめなど、自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に絡んでいるとされ、総合的な対 策が求められている。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ゲートキーパー養成数は1,806人に留まったが、生活・ 経済問題や休業等に起因する自殺リスクの上昇が懸念されたことを受け、インターネットを活用した検索連動広告の範囲を増やし、より 専門相談機関へ繋がるよう取組を強化し、状況に応じた事業が実施できている。							
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度に地域自殺対策強化交付金が創設され、各事業に国庫補助が導入。自殺対策として効果的なメニューが体系化されてお り、それを実施することで効果的・効率的に実施できている。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部の関係機関・職能団体等で構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県・川崎市・相模原市と共同で設置するとともに、平成26 年度から「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、有識者、関係団体との情報交換並びに連携及び協力の推進に関する活動の 場を設けている。							
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「自殺総合対策大綱(H29.7月改定)」や「市町村自殺対策計画策定の手引」を受け、基本的な取組とともに、本市の特徴を踏まえた取 組を進めるために、平成31年3月に「横浜市自殺対策計画」を策定した。重点施策である若年層対策としてインターネットを活用した相談 支援事業を令和元年度に開始したところであるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、インターネットを活用した相 談事業の拡充や自殺者数が増加した年代等に対する啓発を実施するなどコロナ禍を踏まえた計画に沿った事業が実施できている。今 後も、計画に沿った事業を引き続き実施する。							
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	平成31年3月に「横浜市自殺対策計画」を策定。 引き続き、計画に基づき事業を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの上昇に対応し、インター ネットを活用した相談事業の拡充や自殺者数が増加した年代等に対する啓発を行うなど社会情勢に合わせた対策を実施する。 また、早期対応の中心的役割を担っているゲートキーパー養成についても、コロナ禍を踏まえウェブの活用を図るなど工夫しながら 実施していく。								
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	中村 秀夫		係長	佐々木 祐子		相談援助 係 林 敬子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 2目 精神科救急医療対策事業		所管区局・課	健康福祉局 精神保健福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-2 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 厚生労働省 精神科救急医療体制整備事業実施要綱				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)を根拠として、24時間365日体制の精神科救急医療体制を整備することを目的として神奈川県が実施していた事業だが、平成8年度に、大都市特例に伴い事業の実施権限が政令市に移管され、神奈川県、川崎市、相模原市及び本市での協調体制により、精神科救急医療対策事業を実施してきた。						
	具体的な 事業内容	警察官通報などの精神保健福祉法に基づく通報等の対象となる患者や、本人家族からの相談で把握される、精神症状の急激な悪化により緊急で精神科医療を必要とする患者を、人権に配慮しながら迅速かつ適切に精神科医療へつなげるため、24時間365日の精神科救急受入体制を運営する。						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度	
		横浜市内の医療機関 受診につなげた割合	目標 実績	83.00% 80.78%	83.00% 80.00%	83.00% 82.04%	83.00% 82.94%	
		平日17時時点での市 内の病床確保の割合	目標 実績	68.00% 62.30%	68.00% 60.25%	68.00% 65.00%	68.00% 66.26%	
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		305,262千円	320,930千円	346,215千円	372,861千円	
		支出済額		292,273千円	293,822千円	319,052千円	323,161千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		12,989千円	27,108千円	27,163千円	49,700千円	
		執行率(%)		96%	92%	92%	87%	
		人 件 費	一般職職員		6.0人	7.0人	7.0人	7.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		52,746千円	61,495千円	61,761千円	61,761千円
総事業費			345,019千円	355,317千円	380,813千円	384,922千円		
増▲減		—	10,298千円	25,496千円	4,109千円			
事業評価の視点 による点検・ 検証・評価	本市が行う 必要性	精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11に定められており、都道府県(政令市)は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保すること、その他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めることとされている。精神科救急システムは、市民生活を支えるうえで欠かせない社会インフラである。						
	事業目的に 対する 有効性	本事業は、国が事業実施要綱に定める通り「緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、(中略)医療体制を確保すること」を目的としている。精神科救急システムの構築により、精神症状が急激に悪化した患者が迅速に精神科を受診できる体制を整えることで、誰もが地域で安心して生活を行うことができるようになる。事業の実施に当たっては、神奈川県の医療資源が全国で最下位である状況を踏まえ、夜間休日を含む24時間365日稼働する救急医療システムを、4県市協調体制によって効率的に運用していく必要がある。						
	本事業の 効率性・ 類似性	法的に規定されたセーフティネットの仕組みであり、他の事業で類似するものはない。また、神奈川県には医療資源が乏しいため、全県で一医療圏として、4県市協調体制で救急医療システムの運営を行うことで、効率性を担保している。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 神奈川県精神科救急医療調整会議や各区精神保健福祉業務連絡会では、通報から診察までの時間短縮や、夜間休日に受入れを行う基幹病院での在院日数が長期に渡る一部事例の改善などの意見が出ており、4県市間で課題解決のための検討を進めている。						
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	令和元年度まで増加傾向にあった精神科救急に係る通報件数は、令和2年度に横浜市内では減少したが県内全域では増加傾向にあり、これらの通報に対応するため、対象者を医療につなぐ時間の短縮に取り組む。具体的には、医療資源の拡充の為、地域の診療所に勤務する指定医に対して、精神科救急への参画について働きかけていくほか、深夜の通報対応体制を強化するために1名から2名への増員に向けた職員配置を整えた。また、基幹病院からの転院調整の仕組みを強化し、緊急的な入院先である基幹病院での入院期間を短縮し、患者が速やかにかかりつけ医等の治療を受けることができるようにするとともに、夜間休日の空床を確保し、救急患者が安定的に医療につながることで体制を構築する。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、発熱がある等の感染の疑いがある患者を受け入れた病院に対して補助金事業を整え、精神科救急に参画する病院の支援を行った。以上について継続して取り組み、市民が迅速かつ切れ目なく精神科医療機関へつながることができる体制を実現する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 中村 秀夫	係長 山内 航	救急医療係 志賀 智香		

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-2-3	1	特別障害者手当等給付事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 3目 特別障害者手当等給付事業	所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-3 1		
事業概要	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> その他	具体的 名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	在宅の重度及び最重度障害児者に手当を支給することにより、その障害から生じる負担軽減の一助とし、福祉の増進を図ることを目的とする。障害基礎年金と併せて創設された国による所得補償制度で、昭和61年度より開始した。					
	具体的な 事業内容	在宅の重度及び最重度障害児者に対し、その障害から生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度 1,092,500千円	平成30年度 1,088,638千円	令和元年度 1,088,908千円	令和2年度 1,064,216千円
		支出済額		1,054,393千円	1,055,847千円	1,067,949千円	1,089,019千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		38,107千円	32,791千円	20,959千円	△ 24,803千円
		執行率(%)		97%	97%	98%	102%
		人 件 費	一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	7,912千円	7,907千円	7,941千円	7,941千円
		総事業費		1,062,305千円	1,063,754千円	1,075,890千円	1,096,960千円
	増▲減		—	1,449千円	12,136千円	21,070千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	入院や施設への入所などの資格喪失要件について、市の保有情報では完全に把握できず本人からの申請に基づかざるを得ない。手当支給の都度振込ハガキで周知したり、年1回の所得状況調査の際に事実確認を行っているが、過払金が発生することがある。周知の徹底及び返還金の収納率向上が今後の課題である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業のため未実施				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	制度の周知については区の担当職員の協力もあり浸透してきているように思われる。反面、制度そのものへの理解度が低く、手当の対象とならなかったためトラブルになるケースも多い。制度の周知と理解を得られるように広報等の見直しは随時行っていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 渡辺 文夫	係長 奈木 修人	福祉給付 係 天利 春香		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 4目 重度障害者医療費助成事業		所管区局・課		健康福祉局医療援助課		令和3年度 事業評価書 番号		7 - 2 - 4 1		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例、横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則							
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	その他	<input type="checkbox"/>	重度障害者が医療を受けた際に要する費用(医療保険自己負担分)の援助を行うことにより、重度障害者の健康保持及び生活の安定に寄与することを目的とする。								
	具体的な 事業内容	保険診療総医療費のうち、医療保険各法により規定されている保険給付分を除いた自己負担相当額を助成。 対象は市内に住所を有する医療保険加入者であって、次のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳1級または2級 ②知能指数35以下 ③知能指数36以上50以下でかつ身体障害者手帳3級④精神障害者保健福祉手帳1級(入院医療費を除く) 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。										
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績					
	対象者数(人)	目標	56,643人	53,794人	56,552人	56,807人						
		実績	55,546人	55,936人	56,239人	56,764人						
	受診件数(件)	目標	1,821,129件	1,978,011件	1,978,529件	1,929,543件						
		実績	1,867,039件	1,892,125件	1,861,881件	1,767,840件						
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由									
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度						
			現計予算額	10,757,108千円	10,419,578千円	11,226,340千円	10,893,454千円					
			支出済額	10,607,385千円	10,839,320千円	11,020,482千円	10,566,657千円					
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円					
			差▲引	149,723千円	△ 419,742千円	205,858千円	326,797千円					
			執行率(%)	99%	104%	98%	97%					
	人件費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人						
再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人							
概算人件費		17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円							
総事業費		10,624,967千円	10,856,890千円	11,038,128千円	10,584,303千円							
		増▲減	—	231,923千円	181,238千円	▲ 453,825千円						
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性	事業廃止すると重度障害者の医療費の自己負担が増大し、困窮することが予想されるため、本事業は必要である。										
	事業目的に 対する 有効性	障害者が地域で快適な生活を送ることのできる社会の実現のひとつとして効果がある。										
	本事業の 効率性・ 類似性	重度障害者への支援として、引き続き適切な実施が必要である。										
	市民等外部意 見を聴取する 仕組みと反映	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 制度改正の際は意見公募を行う。										
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し	神奈川県補助金対象事業であるが、県の助成対象と本市の助成対象の差があるため、是正を要望している。また、政令市・中核市、その他町村で補助金区分の格差がある。(政令市・中核市1/3、その他1/2、予算上は1/2)										

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤 修一

係長

松本 瑞絵

福祉医療係

生野 さゆみ

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 4目 更生医療給付事業		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-4 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	身体障害者が、その障害を除去・軽減するために必要な医療を給付する。					
	具体的な 事業内容	身体障害者の有する障害の軽減・除去を行いその更生を図るため、国および都道府県(指定都市・中核市)の指定する医療機関で医療給付を行った(関節形成術、心臓手術、人工透析療法、抗免疫療法、抗HIV療法等)。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
			上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			現計予算額	4,970,699千円	4,885,000千円	5,011,029千円	4,912,916千円
			支出済額	4,983,605千円	4,928,991千円	4,980,465千円	4,916,296千円
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	△ 12,906千円	△ 43,991千円	30,564千円	△ 3,380千円	
		執行率(%)	100%	101%	99%	100%	
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円
		総事業費	4,992,396千円	4,937,776千円	4,989,288千円	4,925,119千円	
		増▲減	—	▲ 54,620千円	51,512千円	▲ 64,169千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	国の法律による事業であり、引き続き適切な実施が必要である。					
	市民等外部意 見を聴取する 仕組みと反映	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		国の制度ではあるが、仮に市独自の措置を行う際には意見公募を行う。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国の定める基準に基づき、適正に医療給付を行っている。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉医療 係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	園部 貴成

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-2-5	1	松風学園運営事業
7-2-5	2	つたのは学園運営事業
7-2-5	3	福祉授産所運営事業
7-2-5	4	中山みどり園運営事業
7-2-5	5	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘管理運営事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 5目 松風学園運営事業		所管区局・課	健康福祉局障害施設 サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-5 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市知的障害者生活介護型施設条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	横浜市総合計画に基づき、横浜市国際障害者年記念事業として設置。 昭和35年8月「精神薄弱児施設」として設置。昭和55年11月「精神薄弱者更生施設」として精神薄弱児施設と分離。平成19年10月 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の「障害者支援施設」として位置付け。 昭和59年5月 通所施設、福祉ホーム、短期宿泊訓練施設開設。令和元年度末 福祉ホーム、短期宿泊訓練施設でのサービス終了。					
	具体的な 事業内容	日中の生活介護事業及び夜間の施設入所支援事業において、知的障害等がある利用者への心身の状況に応じた適切な介護や支 援、創作的活動を行った。また短期入所支援事業では、保護者の疾病などにより家庭において介護を受けることが一時的に困難に なった障害者への介護及び支援を行った。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		入所者数(地域移行 を進める)	目標	82	81	76	76
			実績	82	81	76	76
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		250,278千円	268,288千円	261,973千円	291,206千円
		繰越額		243,068千円	278,349千円	252,239千円	256,290千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		7,210千円	△ 10,061千円	9,734千円	34,916千円
		人 件 費	一般職職員	88.0人	87.0人	96.0人	91.0人
			再任用職員	4.0人	4.0人	4.0人	6.0人
			概算人件費	792,736千円	783,471千円	866,876千円	832,695千円
総事業費		1,035,804千円	1,061,820千円	1,119,115千円	1,088,985千円		
増▲減		—	26,016千円	57,295千円	▲ 30,130千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内唯一の市立の障害者入所施設であり、民間施設で受け入れが難しい知的障害等のある方の日常生活の支援等を担っており、重 要な役割を果たしている。 また、障害福祉の現場における課題を把握し、今後の本市の施策に反映していく場としても施設運営は必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	知的障害等のある入所者の生活介護を日常的に行い、それにより保護者の負担軽減につながっている。 本市における障害福祉サービスの向上に寄与しているが、入所者の障害程度の重度化、高齢化が進んでおり、入所者・家族の意思 を尊重しながら地域移行に向けた取り組みが課題となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の老朽化が進んでいるが、厳しい財政状況の中で、最低限の修繕や設備更新等の対応を行っている。支援ニーズの高い強度行 動障害のある重度障害者に対応した施設構造の見直し、公立施設として運営することの意義、長期的視点でのコストの見直し等を含 め、平成30年度から推進している再整備事業の中で引き続き検討していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市障害児・者施設苦情解決制度における第三者委員を、横浜ふくしネットワークのオンブズパーソンに委嘱することにより、利用 者の思いを汲み取るノウハウ及び施設の抱える課題について、高い見識を持つ人材による苦情解決を図っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	公立の入所施設としての役割を、より具体的に整理していくことが必要である。 施設は築後38年が経過し、設備機器類の経年劣化により知的障害等のある入所者の生活環境は悪化している。平成30年度から再整 備事業を推進しているが、再整備中の入所者の日常生活を守りながら、建物の長寿命化のための改修工事を適切に進めていく必要 がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	施設管理 係	
				高橋 昌広	今井 智子	水谷 実香	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 5目 つたのは学園運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-5 2		
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市知的障害者生活介護型施設条例				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	知的障害者に対し、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の推進を図るため、知的障害者生活介護型施設を設置。平成19年10月1日に、知的障害者福祉法に基づく知的障害者通所更生施設から、障害者総合支援法に基づく事業(生活介護)へ移行。平成21年4月1日に、指定管理者制度及び利用料金制度の導入。平成31年4月1日より第2期指定管理開始。							
	具体的な 事業内容	生活介護及び日中一時支援事業において、個別支援プログラムに基づく利用者と家族及び関係者への支援を実施し、行事やボランティアの受入れを通じた地域交流など、在宅の知的障害者が地域生活でより豊かで自立した生活が営めるよう支援を行った。また、地域で生活する知的障害者とその家族や関係者に対し、社会生活活動に関する相談・支援を実施した。							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績		
		定員目標(50人)まで 利用登録を増やす。 (人)	目標	50	50	50	50		
			実績	44	50	50	49		
			目標						
	実績								
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由								
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額			50,528千円	52,090千円	49,885千円	50,297千円	
		支出済額			49,267千円	48,865千円	39,056千円	41,039千円	
		繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引			1,261千円	3,225千円	10,829千円	9,258千円	
		執行率(%)			98%	94%	78%	82%	
		人 件 費	一般職職員			0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
			再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			4,396千円	4,393千円	4,412千円	4,412千円			
総事業費			53,663千円	53,258千円	43,468千円	45,451千円			
増▲減			—	▲ 405千円	▲ 9,790千円	1,983千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	知的障害者の日中活動の場がなくなることで、在宅のみでの生活を余儀なくされ、家族の介護の負担が増となるため、施設は必要である。							
	事業目的に 対する 有効性	公立施設から指定管理施設への転換時に、利用者数の半減が見られたが、法人のノウハウを生かした事業展開や、効率的運営により、利用の登録は増加した。引き続き、サービス内容の向上が求められている。							
	本事業の 効率性・ 類似性	横浜市の公の施設として求められる役割について、なお検討を加え、改善していく必要がある。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指定管理者において、平成24年度に福祉サービスの第三者評価を受審。平成27年度に2回目を受審。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成21年度の指定管理者制度及び利用料金制度の導入後、知的障害者の日中活動の場として、施設の効用が最大に発揮されるよう、利用者数の増を推進してきた。平成31年4月より開始した、第2期指定管理においても指定管理料の適切な執行が行われている。今後も施設の効用が最大に発揮されるよう利用者数の維持に努める。							

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設管理 係
	高橋 昌広	今井 智子	水谷 実香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 5目 福祉授産所運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-5 3	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市福祉授産所条例、同条例施行規則ほか			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	昭和45年から、障害者が将来の社会生活や就労に向けて軽作業等の訓練を行う通所施設として、知的障害者福祉法の法定授産施設の位置付けで市内6か所に設置。平成18年の障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)施行により、平成19年度から就労継続支援B型事業所となった。その後、順次4か所が民営化し、2か所が公立福祉授産所として運営している。						
	具体的な 事業内容	2か所の福祉授産所において、知的障害等がある利用者が、企業からの受注作業のほか所外活動や地域との交流を通じて、就労に向けた訓練や社会生活を送るための能力の習得を行った。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		1日当たり平均利用 人数(人)	目標	149	146	144	72	
			実績	120	113	103	54	
			目標					
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		83,405千円	84,912千円	179,966千円	55,288千円	
		支出済額		82,988千円	83,416千円	148,728千円	46,799千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		417千円	1,496千円	31,238千円	8,489千円	
		執行率(%)		100%	98%	83%	85%	
		人 件 費	一般職職員		23.0人	22.0人	26.0人	11.0人
			再任用職員		4.0人	4.0人	3.0人	3.0人
概算人件費			221,321千円	212,446千円	244,299千円	111,954千円		
総事業費		304,309千円	295,862千円	393,027千円	158,753千円			
増▲減		—	▲ 8,447千円	97,165千円	▲ 234,274千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市立福祉授産所は、民間事業所での受け入れが難しい利用者の受け皿として、重要な役割を果たしてきた。また、障害福祉の現場における課題を把握し、今後の本市の方針を率先して実践していく場としても公立施設を必要としていたが、民間の類似事業所の増加に伴い、一定の役目を終えつつある。						
	事業目的に 対する 有効性	本市における障害福祉サービスの向上に寄与しているが、近年は利用者数が減少傾向にある。より多くの利用者にとって使いやすい施設にするためのハード及びソフト面での改善を行い、民営化に向けた調整を進めていく。						
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の老朽化が進んでいるため、修繕や設備更新等の費用が多額になっており、財政状況は厳しい。公立施設として運営することの意義や長期的視点でのコストの見直し等を鑑み、民営化の方針を出した。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		横浜市障害児・者施設苦情解決制度における第三者委員を通じて、外部の意見をとり入れる仕組みを構築している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	市立福祉授産所においては、利用者数の減少が課題となっている。減少の理由の一つとして、各授産所は設置から20～30年以上が経過し、施設が老朽化していることに加え、バリアフリー設備も十分に整っていない点が挙げられる。これらの課題を改善し、民営化に向けた調整を進めていく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 高橋 昌広	係長 今井 智子	整備推進担当 係 鶴見 遥		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 5目 中山みどり園運営事業	所管区局・課	健康福祉局障害施設 サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-5 4		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市知的障害者生活介護型施設条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	知的障害者に対し、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設を設置し、運営支援を行う。 平成18年9月 指定管理者制度及び利用料金制度を導入 平成19年10月 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく事業(生活介護・自立訓練)に移行					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援プログラムに基づく支援 地域の知的障害者の社会生活活動に関する相談、支援 関係機関との連携 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		定員の9割の利用登録を維持	40	40	40	40	
		目標実績	40	40	40	40	
		目標実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		33,833千円	33,825千円	33,628千円	33,438千円		
		支出済額	31,887千円	30,008千円	31,817千円	26,638千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	1,946千円	3,817千円	1,811千円	6,800千円	
		執行率(%)	94%	89%	95%	80%	
		人件費	一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			3,516千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円	
総事業費	35,403千円	33,522千円	35,346千円	30,167千円			
増▲減	—	▲1,881千円	1,824千円	▲5,179千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	知的障害者が地域社会でより自立した生活を営めるよう、通所による諸活動及び専門的な支援を行うことの必要性は大きい。					
	事業目的に 対する 有効性	指定管理者制度を採用することにより効果的な運営が図られているが、支援方法についてはより一層の向上が求められる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本市の公立施設として求められる役割について、改善の必要性を含めて検討していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 指定管理者において、福祉サービスの第三者評価を受けている。					
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	自主事業によるサービスが経費の増を伴わずに執行できており、指定管理料の適切な執行が行われている。 今年度より、同指定管理者による第3期指定管理期間の運営が開始しており、指定管理者としての役割を明確化するとともに、課題の検討・調整を行っていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 今井 智子	施設管理 係 毒島 望美		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 2項 5目 障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-5 5	
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市障害者研修保養センター条例 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者、その家族及びその他の者が研修、保養、レクリエーション等を通じて、相互の親睦を深め、障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図ることを目的に、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘を設置しました。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供 障害者等の保養のための施設の提供 障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供 					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		利用者数(人)	目標	8,270人	8,270人	8,270人	8,270人
			実績	7,581人	7,896人	5,763人	1,444人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		168,076千円	174,167千円	257,018千円	194,452千円
		支出済額		171,282千円	176,608千円	257,436千円	197,594千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 3,206千円	△ 2,441千円	△ 418千円	△ 3,142千円
		執行率(%)		102%	101%	100%	102%
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円	
総事業費		173,919千円	179,244千円	260,083千円	200,241千円		
増▲減		—	5,324千円	80,839千円	▲ 59,842千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	民間宿泊施設のバリアフリー化は進み、障害者が利用できる施設も増えていますが、重症心身障害者や精神障害者等が利用するには、未だ様々な課題があります。知的、精神も含め全ての障害特性に応じたきめ細やかなサービスを提供できる施設は、県内には横浜あゆみ荘以外はありません。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月1日から6月14日まで臨時休館となり、再開後も利用人数等の制限を行うなど感染防止策を講じながらの運営となったため、令和元年度及び令和2年度の利用者数が減少しています。一方で、全ての障害特性に応じたきめ細やかなサービスを提供できる施設は、県内には横浜あゆみ荘以外はなく、障害者の社会参加及び福祉の増進に繋がっており、このコロナ禍でも特別支援学校をはじめ様々な団体・個人から利用の相談を受けています。横浜あゆみ荘では、これまでの経験・ノウハウ等を活かし、新しい生活様式に対応した運営を行うことで事業目的を表現できます。					
	本事業の 効率性・ 類似性	近隣の施設及び指定管理者の他施設と協力し、各施設で実施しているボランティア講座などの類似事業を共催で実施することなどにより、事務経費等の節減や新たな利用者の発掘につなげていきます。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 毎年、利用者アンケートを実施するとともに、指定期間の中間年度において、外部有識者等による指定管理者選定評価委員会(第三者評価)を実施しています。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	宿泊・休憩利用の障害者へのサービスは行き届いています。職員の研修や自主事業は、新しい取組が必要です。指定管理者である横浜市社会福祉協議会のネットワーク等を活用し、利用者数増加のためのPRや施設の魅力を向上させる取組を進めていきます。また、例年、冬季は他の時期と比べやや稼働率が低くなるため、稼働率増加に向けた魅力ある宿泊メニューの提供など、集客をのばす取組を検討していきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	社会参加推進係		
			渡辺 文夫	工藤 岳	宮嶋 美徳		

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-2-6	1	横浜市総合リハビリテーションセンター管理運営費
7-2-6	2	福祉機器支援センター管理運営費
7-2-6	3	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール管理運営事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 6目 横浜市総合リハビリテーションセンター管理運営費		所管区局・課	健康福祉局障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-6 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市総合リハビリテーションセンター条例、横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	障害者等に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設として、当該施設を設置します。					
	具体的な 事業内容	様々な障害のある方及びその疑いのある方を対象に、総合的かつ専門的なリハビリテーション等を実施する施設として、横浜市総合リハビリテーションセンターの管理運営を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標実績					
		目標実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由		障害当事者一人一人のニーズに応じて最適なリハビリテーションを実施することから、定量的な目標設定にそぐわないため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,710,681千円	1,711,151千円	1,716,201千円	1,798,386千円
		支出済額		1,638,953千円	1,702,876千円	1,682,079千円	1,716,630千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		71,728千円	8,275千円	34,122千円	81,756千円
		執行率(%)		96%	100%	98%	95%
人件費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費		1,647,744千円	1,711,661千円	1,690,902千円	1,725,453千円		
増▲減		—	63,917千円	▲20,759千円	34,551千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市総合リハビリテーションセンターは、横浜市におけるリハビリテーション施策の実現に向けて関係機関・施設と連携しながら中心的役割を担っています。こうした役割は行政が果たすべき責務であり必要性があります。					
	事業目的に 対する 有効性	高度な専門性と総合性を生かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施しています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	設立当初から、法改正や利用者ニーズの変遷により求められる役割が変化してきており、今後のあり方について、引き続き検討していく必要があります。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指定管理施設の第三者評価を協定中に行っており、外部からの指摘・意見を指定管理者にフィードバックしています。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	昭和62年10月の開所以来30年以上が経過し、設備の老朽化や建物構造等の制約による問題(診療施設での個室対応ができない等)が生じています。また、障害児者をとりまく社会環境が大きく変化していく中で専門性を総合的に発揮し、福祉・医療・社会・職業等のさまざまな分野に渡るリハビリテーションを柔軟かつ的確に提供するとともに関係機関との連携の強化に引き続き取り組みます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	福祉給付 係	
				渡辺 文夫	奈木 修人	天利 春香	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 6目 福祉機器支援センター管理運営費		所管課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-6 2	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	障害者総合支援法、横浜市総合リハビリテーションセンター条例、横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	専門的かつ総合的なリハビリテーションを身近な地域で行うための拠点として、福祉機器支援センターを設置します。						
	具体的な 事業内容	身近な地域において、福祉機器や住宅改造及び介護等に関する相談・情報提供・訪問によるリハビリテーションサービス等を実施する施設として、市内3か所に設置された福祉機器支援センターの管理運営を行います。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標実績						
		目標実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由 障害当事者一人一人のニーズに応じて最適なリハビリテーションを実施することから、定量的な目標設定にそぐわないため。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		56,150千円	55,680千円	56,639千円	56,926千円	
		支出済額		54,343千円	55,193千円	53,444千円	54,249千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		1,807千円	487千円	3,195千円	2,677千円	
		執行率(%)		97%	99%	94%	95%	
		人 件 費	一般職職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.9人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費		0千円	0千円	0千円	7,941千円
総事業費		54,343千円	55,193千円	53,444千円	62,190千円			
増▲減		—	850千円	▲1,749千円	8,746千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内3か所に施設を設けることにより身近な地域でリハビリテーションに関する福祉機器の利用、住宅改造、介護・介助方法や、地域で暮らすための環境整備等について横浜市総合リハビリテーションセンターと連携しながら、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー・保健師などの専門職が相談・助言・情報提供を行っています。こうした役割は行政が果たすべき責務であり必要性があります。						
	事業目的に 対する 有効性	身近な地域において、福祉機器や住宅改造及び介護等に関する相談・情報提供・訪問によるリハビリテーションサービス等を実施しています。						
	本事業の 効率性・ 類似性	設立当初から、法改正や利用者ニーズの変遷により求められる役割が変化してきており、今後のあり方について、引き続き検討していく必要があります。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指定管理施設の第三者評価を協定中に行っており、外部からの指摘・意見を指定管理者にフィードバックしています。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	障害者児者とりまく社会環境や福祉機器の性能が大きく変化していく中で専門性を総合的に発揮し、福祉・医療・社会・職業等のさまざまな分野に渡るリハビリテーションを柔軟かつ的確に提供するとともに関係機関との連携の強化に引き続き取り組みます。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 渡辺 文夫	係長 奈木 修人	福祉給付係 天利 春香		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 2項 6目 障害者スポーツ文化センター管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-2-6 3
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市障害者スポーツ文化センター条例 横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	障害者のスポーツ、レクリエーション、文化活動、聴覚障害者情報提供施設事業等を通じて、障害者の健康づくりと社会参加の促進、障害の有無を超えた市民相互の交流を図ることを目的に、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、令和元年度からはラポール上大岡を設置しています。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者のためのスポーツ教室・スポーツ大会等の開催及びスポーツ指導者の育成等 ・横浜市障害者スポーツ大会(ハマピック)の開催等 ・障害者の自主的な文化活動を促進するための事業等 ・手話・筆記通訳者派遣事業等 					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		利用者数(人)	目標	450,000人	450,000人	450,000人	450,000人
			実績	433,238人	435,874人	390,890人	116,627人
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	目標				
	実績						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		964,273千円	964,146千円	1,161,454千円	1,304,506千円
		支出済額		907,986千円	929,291千円	1,042,414千円	1,150,594千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		56,287千円	34,855千円	119,040千円	153,912千円
		執行率(%)		94%	96%	90%	88%
		人 件 費	一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	7,912千円		7,907千円	7,941千円	7,941千円		
総事業費		915,898千円	937,198千円	1,050,355千円	1,158,535千円		
増▲減		—	21,300千円	113,157千円	108,180千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市内2か所の障害者のためのスポーツ・文化センターであり、障害者が安全で安心してスポーツ活動に取り組める環境を整備することは、行政の責務であり必要性があります。					
	事業目的に 対する 有効性	例年40万人程度の利用があり、教室の開催や地域支援等を通じて障害者スポーツ文化の普及や裾野を広げる役割を担っています。また、聴覚障害者情報提供施設として、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者の相談等の聴覚障害者へのサポートを行っています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、横浜市内の障害者スポーツの裾野の拡大と競技力の向上を視野に入れた取組が必要です。障害者アスリートの基礎トレーニングへの支援と、利用者ニーズに基づく障害者スポーツの研究開発等を検討していきます。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		意見箱を設置し、利用者からの投書に対する対応を実施するとともに、指定期間の中間年度において、外部有識者等による指定管理者選定評価委員会(第三者評価)を実施しています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルスの影響により、通常よりも利用定員等を制限しての運営が求められていますが、利用者ニーズに合わせたメニュー・教室等の開催を検討し、効率的な運営を図っていく必要があります。設備等については、経年劣化による不具合が生じ、修繕の相談が増加しているため、関係部署や指定管理者と調整しながら対応していきます。また、令和4年度からは第4期の指定管理期間が始まるにあたり、新たに提案された障害者スポーツ、文化、聴覚障害者情報提供事業について、新規拡充の指定管理業務を行い市民サービスの向上を図っていきます。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

渡辺 文夫

係長

工藤 岳

社会参加推進 係

佐々木 愛

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 1 目 介護人材支援事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 3 - 1 1
						政策番号	16
						主な施策(事業)番号	6
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	介護人材就業セミナー等支援事業補助金交付要綱、介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱、外国人留学生受入支援事業補助金交付要綱、介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱、介護福祉士専門学校学費補助事業費補助金交付要綱	
		その他	■				
	中期計画	政策	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり				
		施策(事業)	介護人材の確保・定着支援・専門性の向上				
事業の目的	増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組むこと						
具体的な 事業内容	<主な取り組みの例> ・訪日前日本語等研修事業:横浜市で介護の仕事を希望する外国人を対象に、介護の知識や日本語等の研修を海外現地で実施 ・外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業:介護の仕事を希望する留学生等と介護施設等を対象にマッチングを支援 ・住居借上支援事業:新たに雇用した職員のために住居を借り上げた介護事業所に、費用を補助						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
	-		-	-	-		
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
	住居借上支援事業新規補助数		-(29年度)	27戸	100戸/年		
	備考	政策3・主な施策5・想定事業量②、政策16・主な施策6・想定事業量②の達成にも関連 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現計予算額		119,378千円	120,427千円	174,900千円		
	支出済額		58,985千円	105,911千円	129,375千円		
	繰越額		0千円	0千円	0千円		
	差▲引		60,393千円	14,516千円	45,525千円		
	執行率(%)		49%	88%	74%		
	人件費	一般職職員	0.5人	1.0人	1.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	4,393千円	8,823千円	8,823千円		
	総事業費		63,378千円	114,734千円	138,198千円		
増▲減		—	51,357千円	23,464千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	団塊の世代が75歳以上を迎える2025年には、市内で約8,500人の介護人材不足が見込まれている。こうした中で、介護人材不足は事業者努力を超えた緊急の課題として、国・県・市を挙げて介護事業者と共に、介護人材の確保・定着に向けて取り組む必要がある。					
	事業目的に対する有効性	新たに職員を雇用しようとする介護事業所に対する支援や、介護事業所へ就労を希望する者を対象とした就労支援等が、介護分野への新たな人材の参入に一定の効果を上げている。					
	本事業の効率性・類似性	海外からの介護人材の受入れを効率的に実施するため、一部事業を外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業に統合し、費用を見直した。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		住居借上支援事業等の補助金事業について、補助金の説明の機会や補助申請のやりとりをする中で挙がった申請者からの意見を踏まえ、要綱改正を含めた必要な見直しを行っている。			
	自己評価及び事業見直しの方向性	昨今の高齢化の状況において介護人材不足は緊急の課題であることから、引き続き①新たな介護人材の確保、②介護職員の定着支援、③専門性の向上を3本柱として一体的に推進し、介護人材確保に取り組む必要がある。今後は、新型コロナウイルス感染症対策と両立しながら事業の実施を推進するために、事業実施方法の見直しを進めていく。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	平成30年度、ベトナムの3都市・5学校と介護分野における覚書を締結し、令和元年度は、新たにベトナムの1校、中国の3都市・7学校と新たに覚書を締結したほか、訪日前日本語等研修をベトナムの2校において開始し、マッチング支援事業を開始した。令和2年度には、訪日前日本語等研修を新たに中国の3校で実施(合計5校(ベトナム2校、中国3校))するなどし、外国人介護人材を確保するためのルート開拓を行った。新型コロナウイルス感染症の影響で外国人の新規入国が制限されている中でも事業を推進していくため、今後は、介護の仕事を希望する外国人の発掘を新たに国内においても実施するなど事業実施方法を見直しつつ、引き続き介護人材の確保・定着支援・専門性の向上に取り組んでいく。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	生きがい 係		
			鳥居 俊明	榊原 剛	酒井 都		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 3 項 1 目 医療対応促進助成事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 2	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市特別養護老人ホーム等医療対応促進助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所において利用者の重度化が進み、医療的ケアが必要な方のサービス利用が困難となっている現状を鑑み、医療的ケアが必要な方に継続したサービスを提供する事業所に対して運営支援としての助成を行うことにより、医療的ケアが必要な方の受入れを促進する。					
	具体的な 事業内容	医療的ケアが必要な利用者が、施設定員(ショートステイは月ごとの実利用者数)に対し、15%(ショートステイは10%)以上の事業所に対して、助成を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	特別養護老人ホーム 助成対象施設数 (延べ施設数)	目標	1,111	808	841	857	
		実績	820	853	868	916	
		ショートステイ 助成対象施設数 (延べ施設数)	目標	106	96	53	57
			実績	101	111	87	116
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		392,660千円	365,640千円	359,140千円	369,660千円
		繰越額		350,410千円	358,210千円	351,040千円	373,030千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		42,250千円	7,430千円	8,100千円	△ 3,370千円		
執行率(%)		89%	98%	98%	101%		
人 件 費		一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	7,033千円	7,028千円	7,058千円	7,058千円		
総事業費		357,443千円	365,238千円	358,098千円	380,088千円		
増▲減		—	7,795千円	▲ 7,140千円	21,990千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	医療的ケアが必要な方に対応するため、在宅医療・介護の連携や医療対応可能な施設の充実を図るためには、当事業により医療的ケアが必要な方の受入れを促進することが必要不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	事業計画書を作成する際の最新の実績を基に目標を設定し、毎年、目標を上回る実績を上げているため、目的を達成するために有効に制度が機能している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	類似する事業はなく、事業所に運営支援としての補助金を交付することで、医療的ケアが必要な方の受入れを促進する効果が得られているため、見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成27年4月からは、特養への入所要件が原則として要介護3以上の方に限定され、中重度の要介護者を支える施設としての役割が明確化されたが、要介護3以上の入所待ち者数は、4,000人程度で推移している。また、従来からの課題であった、施設の看護職員不足等により医療的ケアが必要な方の一部が入所に結びついていない状況は現在も続いている。このような状況を踏まえ、平成29年度から、各施設における医療的ケアが必要な入所者の受入れを更に促進するため、医療対応促進助成事業の拡充を行った。今後も引き続き拡充の効果検証を行い、更なる拡充が必要か検討していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 藤本 剛	係長 岡村 研吾	施設運営 係 新井 雄大
--------------------	------------	-------------	-----------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 3項 1目 新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-1 3	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助 金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費に対して支援を実施する。					
	具体的な 事業内容	利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等のサービス継続に必要な衛生用品の購入費や人員確保のための(割増)賃金・手当等の経費を助成した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		助成事業所数	目標 実績				※目標値なし 496
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額					256,472千円
		支出済額					454,796千円
		繰越額					0千円
		差▲引					△ 198,324千円
		執行率(%)					177%
人 件 費		一般職職員					3.0人
		再任用職員					0.3人
	概算人件費					27,959千円	
総事業費					482,755千円		
増▲減		-			482,755千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症が発生し、介護サービス事業所等での感染が急激に広がった。介護サービス事業所等のサービス提供の継続は不可欠であり、感染拡大防止に必要な経費の迅速な助成は不可欠である。 ※令和2年度:国庫補助率 事業費の2/3、令和3年度:県費補助率 事業費の10/10					
	事業目的に 対する 有効性	介護サービス事業所等が事業継続に必要としている費用を助成することにより、感染拡大防止、サービスの継続に寄与し、高齢者が安心して生活を送ることが可能となる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	令和2年度は新たな事業として急遽立ち上げ、対象事業所における申請手続き及び本市における審査手続を模索しながら進めた。令和3年度は、県と協調し、申請様式や受付期間等を見直し、迅速、効率的な運用を目指す。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	短い準備期間であったが、介護サービス事業所等への丁寧な周知を実施し、本事業を必要としている多くの事業所に助成を行った。令和3年度から国の制度が改正され、県費補助率10/10の事業となった。県と協調し、手続きをよりスムーズに行えるよう申請様式や受付期間等を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を見極めながら事業を進めていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

藤本 剛

係長

池村 明広

施設運営 係

池村 明広

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 1目 軽費老人ホーム事務費補助事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-1 4
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	・老人福祉法・横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について ・軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	国要綱により事務費の一部を助成することとされており、国庫補助事業として事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	軽費老人ホームについては老人福祉法により、無料または低額な料金で老人を入所させることとなっている。国の技術的助言によりサービスの提供に要する費用と本人の収入に基づく徴収額との差額が助成基準額とされており、国の基準に基づき適正に助成を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		入所人員(人)	目標	7,476	7,356	7,428	7,404
			実績	7,459	7,361	7,312	7,252
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		483,735千円	475,781千円	492,591千円	480,082千円
		支出済額		471,593千円	469,044千円	480,871千円	473,721千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		12,142千円	6,737千円	11,720千円	6,361千円
		執行率(%)		97%	99%	98%	99%
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,396千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円		
総事業費		475,989千円	472,558千円	484,400千円	477,250千円		
増▲減		—	▲ 3,431千円	11,842千円	▲ 7,150千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	補助金が施設運営に係る多くを占めており、事業終了により施設運営が困難になるため必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	「自立した日常生活を営むことに不安のある」入所者が安心して生活するために、施設サービスの提供のための費用を補助することで、健全で安定的な施設運営を図ることができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	他事業との類似性はなく、国の基準に基づき、毎年単価改正を実施して補助金を交付しているため見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		国の基準に基づき実施しているため、市民等外部意見を反映する仕組みを設けていない。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【自己評価】 補助金が施設運営に係る多くを占めており、事業の縮小は困難である。 【見直しの方向性】 対象施設の安定的運営のために実情に応じて補助を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 藤本 剛	係長 池村 明広	施設運営 係 松井 菜津子
--------------------	------------	-------------	------------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 3 項 1 目 災害時高齢者施設支援事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 5		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	災害時に福祉避難所として地域防災拠点での生活に適応しない要援護者等を受け入れるための応急備蓄物資整備指定施設に対し、物資の購入・配付を行う。						
	具体的な 事業内容	災害時において在宅要援護者を受け入れる福祉避難所を運営する老人福祉施設等に対し、応急備蓄物資を配付する。						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		災害時応急備蓄物資配付施設数(件)	目標	203	212	242	258	
			実績	191	207	214	155	
			目標					
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		14,782千円	35,116千円	41,038千円	43,373千円	
		支出済額		9,365千円	18,523千円	21,493千円	15,847千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		5,417千円	16,593千円	19,545千円	27,526千円	
		執行率(%)		63%	53%	52%	37%	
		人 件 費	一般職職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			4,396千円	4,393千円	4,412千円	4,412千円		
総事業費		13,761千円	22,916千円	25,905千円	20,259千円			
増▲減		—	9,155千円	2,989千円	▲ 5,646千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	特別養護老人ホーム等では、入所者用の物資の備蓄は義務化されているが、その他の要援護者の受入に必要な物資については、義務がない。そのため、福祉避難所の協定施設の維持・拡大と災害発生時の円滑な要援護者の受入のためには、応急備蓄物資の整備が必要である。						
	事業目的に 対する 有効性	区と協定を締結し福祉避難所として指定された施設において、要援護者等の受入に必要な物資が整備できていることにより、災害発生時には円滑な要援護被災者の受入が実現する。また、今後、市内の高齢者人口の増加を見込み、福祉避難所を増設していく必要があると考える。						
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度より整備要綱の見直しに伴い、既存の協定締結施設は一律に整備対象人数の25%、新規の協定締結施設は初年度、一律に整備対象人数の100%を整備することになったが、施設ごとに保管場所確保の問題や賞味期限による廃棄の状況が異なるため、柔軟な対応が必要である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		福祉避難所に対して調査実施の際などに意見を聞く機会はあるが、施設種別等によって状況が異なるため、意見の反映は困難である。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	福祉避難所の協定締結と備蓄物資の整備とを一元的に捉え、福祉避難所の所管課である福祉保健課が予算の管理等を行っていくよう、事業の在り方と所管課の関わり方を整理していく。また、可能な限り施設の現状に合わせた備蓄物資の整備を行うようにする。さらに、平成27年度より施設種別ごとに受け入れる対象者を明確化した。災害時に混乱が生じる恐れがあるため、区役所や地域に対して周知を継続的に図る必要がある。同時に協定締結施設を今後増やせるよう、区役所から施設へ働きかけを行っていく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 藤本 剛	係長 池村 明広	施設運営 係 堀本 麻紀			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 1 目 新型コロナウイルス通所サービス運営費助成 事業		所管区局・課	健康福祉局 介護事業指導課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 6	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者がサービス利用を自粛したことなどにより収入が減少した通所系事業者が、運営を継続することができるよう支援する。						
	具体的な 事業内容	前年度一定期間の介護サービス費用の平均額と対象となる各月の介護サービス費用を比較し、10万円以上減額となっていた事業所を対象に差額の半額(上限100万円)を助成した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		交付金を支給した件 数	目標 実績				※目標値無し 830件	
			目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額					584,400千円	
		支出済額					699,019千円	
		繰越額					0千円	
		差▲引					△ 114,619千円	
		執行率(%)					120%	
		人 件 費	一般職職員					2.0人
			再任用職員					0.0人
概算人件費						17,646千円		
総事業費					716,665千円			
増▲減		—			716,665千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用自粛等により通所系事業所の収入が減少し、運営の継続が困難な状況にあったが、利用者に必要な介護サービス提供を維持するために、運営費を迅速に助成することが必要である。						
	事業目的に 対する 有効性	収入が減少した通所系事業所に対して運営費を助成することにより、事業所のサービス提供が継続され、感染防止対策が行われる中で利用者が必要なサービス提供を受けることが可能となる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事前に給付実績データを分析し対象となる事業所を抽出することで、審査に要する負荷を軽減し、交付までの時間短縮を図った。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	利用自粛に伴う事業所の切迫した経営状況悪化により、至急補助金の交付を行う必要があったため仕組みを設けていない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	収入が減少した事業所に対して支援金を交付することは、事業所運営及び必要なサービス利用の継続のために有効であったと考えられる。当事業は令和2年度をもって終了する。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 川原 博	係長 阿相 啓吾	指導監査 係 斉藤 大樹
--------------------	------------	-------------	-----------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 3 項 1 目 養護老人ホーム等措置費		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 1 7	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	老人福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	老人福祉法に基づく法定の措置事業である。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームへ、65歳以上のものであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを措置入所させる。 ・被措置者及び扶養義務者から、その負担能力に応じて、老人ホームの措置に要する費用を徴収する。 ・施設に対し、措置費(施設運営のための職員の給与費、施設管理費、入所者の生活費及び教育費等)を支払う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		被措置者数	目標	5,976	6,180	6,720	7,104
			実績	6,164	6,299	6,561	6,889
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額	1,253,174千円	1,300,528千円	1,445,386千円	1,492,700千円	
		支出済額	1,297,054千円	1,314,820千円	1,373,467千円	1,446,134千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 43,880千円	△ 14,292千円	71,919千円	46,566千円	
		執行率(%)	104%	101%	95%	97%	
		人 件 費	一般職職員	0.7人	0.4人	0.4人	0.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			6,154千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円	
総事業費		1,303,208千円	1,318,334千円	1,376,996千円	1,449,663千円		
増▲減		—	15,126千円	58,662千円	72,667千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	老人ホームへの入所措置は高齢者福祉の最終的なセーフティネットの機能を有するものであるため、本市が事業を継続していくことは必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	措置件数は増加傾向にあり、高齢者虐待や他種別施設に入所することに馴染まない者への対応等、措置事業に対する需要は高まっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本人負担分等の滞納者に対する対応については、区役所職員が債権回収に関する知識を身につけるとともに、施設の相談員と連携して滞納者への金銭管理等を行い、支払を促すなど、確実に利用料を徴収できるような工夫を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【自己評価】 法定の扶助費であり、適正に執行されている。また、措置費単価は国の指針に準じており、適正に算出されている。 【見直しの方向性】 介護の必要性が高い入所者が高齢化に伴い増えており、個々の状況に応じて特別養護老人ホームへの入所を検討する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 藤本 剛	係長 池村 明広	施設運営 係 松井 菜津子		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 1目 老人ホーム法外扶助費		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-1 8
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市民間社会福祉施設等法外扶助費支給要綱、老人福祉施設法外扶助費取扱基準、民間老人福祉施設入所者に対する日常生活費支給要領		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	民間社会福祉施設の入所者の処遇向上、施設職員の待遇改善及び施設経営の健全化、安定化を図る					
	具体的な 事業内容	民間老人ホームに対する入所者の処遇の向上、職員の待遇改善並びに施設運営の安定性を確保するため、次の費用を対象として扶助する。 人件費:職員雇用費、職員処遇改善費、援護加算、県所管養護老人ホームに対する負担 管理費:管理費加算 事業費:事業費加算、日常生活費 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		施設数	目標	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設
			実績	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設	養護5施設、軽費10施設
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	目標				
	実績						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		245,898千円	255,127千円	276,535千円	281,627千円
		支出済額		246,497千円	248,875千円	269,371千円	283,568千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 599千円	6,252千円	7,164千円	△ 1,941千円
執行率(%)		100%	98%	97%	101%		
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,396千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円		
総事業費		250,893千円	252,389千円	272,900千円	287,097千円		
増▲減		—	1,497千円	20,511千円	14,197千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	養護老人ホームや軽費老人ホームの健全な運営を図り、入所者の適切な処遇を行うために必要とされるものであり、本市が事業を継続していくことは必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	対象施設入所者の処遇向上、施設職員の待遇改善及び施設運営の健全化、安定化が保たれている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	対象施設入所者の処遇向上や施設職員の待遇改善及び施設運営の健全化、安定化のため本市基準に基づいて効率的に実施している。また、他事業との類似性はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業に反映できるよう、随時各施設からの意見を聴取している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【自己評価】 対象施設入所者の処遇向上、施設職員の待遇改善及び施設運営の健全化、安定化が図られている。 【見直しの方向性】 経済不安及び市の財政難の中、対象施設の安定的運営のために実情に応じて扶助することが必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 藤本 剛	係長 池村 明広	施設運営 係 松井 菜津子
--------------------	------------	-------------	------------------

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-3-2	1	高齢福祉推進費諸費
7-3-2	2	全国健康福祉祭参加事業
7-3-2	3	老人クラブ助成事業
7-3-2	4	敬老特別乗車証交付事業(民営バス分)
7-3-2	5	金沢シーサイドライン乗車券交付事業
7-3-2	6	高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業
7-3-2	7	認知症支援事業
7-3-2	8	外出支援サービス事業
7-3-2	9	中途障害者支援事業
7-3-2	10	社会福祉法人による利用者負担軽減事業
7-3-2	11	地域密着型サービス事業所開設準備補助事業
7-3-2	12	生きがい就労支援スポット運営事業
7-3-2	13	高齢者施設・住まいの相談センター運営事業
7-3-2	14	特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 2目 高齢福祉推進諸費		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分) 交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	・高齢健康福祉課、地域包括ケア推進課、高齢在宅支援課及び老人福祉費に係る事業に共通する事務的諸経費(事務費のみ) ・令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、部内各課にて介護サービス事業所へ感染防止資器材を提供することとなり、高齢福祉推進諸費として執行					
	具体的な 事業内容	介護サービス事業所における、新型コロナウイルスの感染拡大防止と業務継続に必要な衛生資器材(マスク、ガウン、消毒液、使い捨て手袋及びフェイスシールド等)を購入し、陽性者発生または必要としている介護サービス事業所へ配布する。また、感染状況に応じて衛生資器材を迅速に提供できるよう、備蓄及び在庫管理を行う。 (令和2年度実績数) 対象:市内全事業所4,861か所(通所2,068か所、訪問1,325か所、施設1,171か所、社会福祉協議会19か所、その他278か所) 配布品目及び数量:マスク約1,000万枚、ガウン約15万枚、消毒液約3,400ℓ、使い捨て手袋約500万双、 フェイスシールド約30万個、非接触型体温計約2,700本					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		必要とする介護サービス事業所への資器材提供	目標	-	-	-	-
			実績	-	-	-	4,861か所
		陽性者が発生した介護サービス事業所への資器材提供	目標	-	-	-	-
	実績		-	-	-	255か所	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		4,445千円	4,445千円	4,445千円	733,064千円
		支出済額		10,600千円	4,963千円	5,626千円	674,965千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 6,155千円	△ 518千円	△ 1,181千円	58,099千円		
執行率(%)		238%	112%	127%	92%		
人 件 費		一般職職員		/			0.8人
		再任用職員		/			0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	7,058千円	
総事業費		10,600千円	4,963千円	5,626千円	682,023千円		
増▲減		-	▲ 5,637千円	663千円	676,397千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	衛生資器材資器材を提供することは、介護サービス事業所における業務継続と感染拡大防止を図るうえで、必要なことであるため。					
	事業目的に 対する 有効性	感染状況に応じて衛生資器材の需要や価格が変動する中で、本市として提供できる物量を絶やすことなく、必要とする介護サービス事業所に提供することができた。					
	本事業の 効率性・ 類似性	感染状況によって衛生資器材の需要や価格が変動する中で、各事業所のニーズに合わせた供給や市としての備蓄などに対応するため、物資や保管場所の確保が求められた。緊急時の初動対応等、クラスター発生状況に応じて速やかに物資を提供するための体制を検討し、部で一箇所に集約し、効率的な運用を図った。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	介護サービス事業所等に衛生資器材の不足状況や在庫状況のアンケートを実施し、状況を把握している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き、国や県と連携して、新型コロナウイルスによる社会への影響が収束するまで在庫をコントロールし緊急時に備える。今後、市内における新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等の状況を注視しながら、対応を検討していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	計画調整係
	鳥居 俊明	近藤 崇	渡部 優加利

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 2 目 全国健康福祉祭参加事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 3 - 2 2
						政策番号	7
						主な施策(事業)番号	7
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	全国健康福祉祭開催要綱		
	中期計画	政策 施策(事業)	スポーツで育む地域と暮らし 全国健康福祉祭(ねんりんピック)かながわ2021(仮称)の開催				
	事業の目的	全国健康福祉祭とは、「ねんりんピック」の愛称で親しまれる、60歳以上の高齢者を中心としたスポーツ・文化・芸術活動・福祉などの幅広いイベントを通じてあらゆる世代の人が楽しめる総合的な祭典である。高齢者を中心とする国民の、健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催されるこの大会に参加し、交流の輪を広げることにより明るい長寿社会づくりに貢献する。					
具体的な 事業内容	・他県で行われる大会への横浜市選手団の派遣 ・神奈川県及び3政令市が主催となる全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会(「ねんりんピック2022」)において、横浜市内で開催となるテニスとサッカーの交流大会開催準備						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
		スポーツ事業参加者数		1,647,309人/年(29年度)	331,528人	1,710,000人/年	
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
		各種準備・機運醸成・大会運営		県・他指定都市との協議(29年度)	各種準備 ※	各種準備・機運醸成・大会運営	
	備考	※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、大会開催が令和3年度から令和4年度に延期となったことに伴う対応等					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		13,889千円	28,957千円	9,818千円	
		支出済額		16,129千円	20,448千円	3,510千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 2,240千円	8,509千円	6,308千円	
執行率(%)		116%	71%	36%			
人件費		一般職員	0.2人	2.6人	1.2人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	1,757千円	22,940千円	10,588千円		
総事業費		17,886千円	43,388千円	14,098千円			
増▲減		—	25,502千円	▲ 29,290千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	全国健康福祉祭に横浜市代表として参加する市民は約140名程度だが、予選会に参加している人数を含めれば多くの市民が本事業の対象となっている。また、高齢者を対象とした全国規模の総合競技大会は本事業が唯一のものであり、他競技との交流の促進にもつながっている。神奈川大会については、主催者として神奈川県・川崎市・相模原市と協力し、開催準備を進めていく必要がある。					
	事業目的に 対する有効 性	高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的として開催される全国大会であり、本市代表として参加することを目標に、日々の健康維持や技術向上に向け練習に励むことで健康増進や介護予防としての効果が期待できる。また、他都市の同一競技者とのふれあいを通じて新たな交流につなげることができる。神奈川大会については、開催を契機に当該事業のPRによる機運醸成を図るとともに、高齢者のより一層の参画を促すことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新型コロナウイルス感染拡大の影響で会期が1年延期となったため、令和2年度に予定されていた岐阜大会への派遣がなくなったことによる契約解除や契約変更を行った。また、神奈川大会についても、令和2年度に予定されていたリハーサル大会が翌年度に延期となり、また神奈川県の実行委員会に対する負担金も減額となった。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		全国健康福祉祭開催要綱に基づき、全都道府県及び政令市が参加しているため、実施していない。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	全国健康福祉祭は、大会を通じて高齢者を中心とする人々の健康づくりや社会参加の促進を目的としているため、より多くの高齢者が参加できる仕組みづくりが必要である。神奈川県及び3政令市が主催する神奈川大会開催を契機として、大会の機運を高めるとともに、より多くの高齢者に参加していただき、健康づくりへの意識とスポーツ実施率の向上を図っていきたい。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、会期が1年延期となった。それに伴い、主催者である神奈川県・川崎市・相模原市と連携を図り、実施要綱等を改訂するとともに、横浜市で開催される交流大会についてはテニスとサッカーの2種目の延期に伴う会場の調整を行った。 今後も引き続き開催準備を県・他政令市や競技主管団体等と連携を密にしながら進めるとともに、経費支出について適正に管理していく必要がある。また、特にサッカーについては試合数が多いため会場準備・運営に困難を伴う等、競技実施に向けての課題は多いが、全会場においておもてなしイベントを実施して全国からの選手等をお迎えするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、安心・安全な大会となるよう準備を進めていく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	生きがい 係	
				喜内 亜澄	藤木 康子	岩島 広野	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 3項 2目 老人クラブ助成事業	所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 3		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	老人福祉法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域を基盤とした高齢者の自主的組織である老人クラブを育成し、その健全な発展を図るために老人クラブ事業に対して助成を行うことで高齢者の福祉と生きがいを推進する。					
	具体的な 事業内容	単位老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対する助成等 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		老人クラブ数(クラブ)	目標	1,729	1,670	1,658	1,648
			実績	1,670	1,648	1,577	1,520
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		298,617千円	293,998千円	294,096千円	294,541千円
		支出済額		298,067千円	293,712千円	293,778千円	294,069千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		550千円	286千円	318千円	472千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,912千円		7,907千円	7,941千円	7,941千円		
総事業費		305,979千円	301,619千円	301,719千円	302,010千円		
増▲減		—	▲ 4,360千円	100千円	291千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	地域の高齢者がそれぞれの地域で自主的組織を作り、スポーツ活動や友愛活動を通して、社会参加の機会を増やしている。生きがいづくりや健康維持のためにも、本市が財政的な補助を行い、活動を支援する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	高齢者の社会参加が活発となり、高齢者相互の交流を通じてそれぞれが生きがいを持ち、健康を維持する上でも必要な事業となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	老人クラブが行っている友愛活動、認知症に関する事業及びシニアスポーツ事業を通じて、高齢者の社会参加を促す地域福祉の担い手として、高齢者福祉に幅広く貢献している。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 非会員も参加している「横浜シニア大学」や「シニアの祭典」において、アンケートを実施し事業運営に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	老人クラブ活動の維持・発展のため、老人クラブが担う社会的役割を周知し、会員の加入促進・減少防止を図る必要がある。非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」の開催を引き続き支援し、健康づくりや介護保険の知識をはじめ、セカンドライフの様々な選択肢を提案する内容の講座を通じ、高齢者の仲間づくりを進めるとともに、今後を担う新たなリーダーの養成や、30人未満クラブへの支援を進める。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 喜内 亜澄	係長 藤木 康子	生きがい 係 岩島 広野		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 3項 2目 敬老特別乗車証交付事業 (民営バス分)		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 4
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市敬老特別乗車証条例 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢者が公共交通機関を利用して気軽に外出し、友人との交流や趣味、ボランティアなどの地域社会とのつながりを深めることで、豊かで充実した生きがいのある生活を送ること(高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」)を目的として事業を開始した。				
	具体的な 事業内容	対象者(70歳以上の市民)の「社会参加の支援」及び「福祉の増進」のため、市営交通機関、民営バス、金沢シーサイドラインに乗車できる敬老特別乗車証を交付した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	高齢者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの 相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度 4,989,503千円	平成30年度 5,701,903千円	令和元年度 6,067,684千円	令和2年度 6,227,302千円
		支出済額	4,970,888千円	5,694,332千円	6,032,923千円	6,191,187千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	18,615千円	7,571千円	34,761千円	36,115千円
		執行率(%)	100%	100%	99%	99%
		人 件 費	一般職職員	1.6人	1.6人	1.6人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			14,066千円	14,056千円	14,117千円	14,117千円
総事業費	4,984,954千円	5,708,388千円	6,047,040千円	6,205,304千円		
増▲減	—	723,434千円	338,652千円	158,264千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	令和2年度末時点で対象者が76万人を超え、令和元年度末と比較して約2万人増加している。急激な高齢化が進展する中で、高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のため、事業の必要性はますます高まる一方、持続可能な制度運営が必要である。				
	事業目的に 対する 有効性	令和2年度末時点の交付者数は40万人を超える事業となっており、利用実態調査(バス利用者)では、一日あたり延べ約27万人(平日)が利用していることから、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車証の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車証の受取り手続きが一連で可能となっている。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。また、正確な利用実態の把握を目的とする敬老特別乗車証のIC化に向けた検討として、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全4回開催し、非交通系ICカードやQRコードなど各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、非交通系ICカードやQRコード、ICタグを活用した敬老特別乗車証のIC化に向けたテストをバスや地下鉄等で実施した。また、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を開催し、非交通系ICカードやQRコードなどの各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。これらの検討結果を踏まえ、今後、敬老特別乗車証のIC化に向けたシステム構築等の仕組みづくりを推進するとともに、交通事業者の負担軽減についても並行して検討する。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生きがい 係
	喜内 亜澄	野澤 正美	小山田 哲朗

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 3項 2目 金沢シーサイドライン乗車券交付事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 5
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市敬老特別乗車証条例 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のために敬老特別乗車証所持有者が、金沢シーサイドラインを利用できるように乗車券を交付する。				
	具体的な 事業内容	福祉定期券及び往復乗車券の交付を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由	高齢者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額	394,576千円	462,024千円	519,296千円	500,486千円
		支出済額	394,396千円	461,836千円	519,298千円	499,560千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	180千円	188千円	△ 2千円	926千円
		執行率(%)	100%	100%	100%	100%
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
	再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,758千円	1,757千円	1,765千円	1,765千円	
	総事業費	396,154千円	463,593千円	521,063千円	501,325千円	
	増▲減	—	67,439千円	57,470千円	▲ 19,738千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性	高齢化が進展する中で、高齢者の社会参加支援と福祉の増進のため、持続可能な制度運営が必要である。				
	事業目的に 対する 有効性	定期券発行枚数が約9,000枚、往復乗車券発行枚数が約73万枚となる等、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	定期券の発行等については、事業者へ委託するなど、効率的な運営に努めている。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。また、正確な利用実態の把握を目的とする敬老特別乗車証のIC化に向けた検討として、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全4回開催し、非交通系ICカードやQRコードなど各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、非交通系ICカードやQRコード、ICタグを活用した敬老特別乗車証のIC化に向けたテストをバスや地下鉄等で実施した。また、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を開催し、非交通系ICカードやQRコードなどの各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。これらの検討結果を踏まえ、今後、敬老特別乗車証のIC化に向けたシステム構築等の仕組みづくりを推進するとともに、交通事業者の負担軽減についても並行して検討する。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 喜内 亜澄	係長 野澤 正美	生きがい 係 小山田 哲朗	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 2目 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成 事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 ■	具体的 名称	令和2年度疾病予防対策事業費等補助金交付要綱、 横浜市高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高く、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性がある。特に高齢者施設では、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、高齢者施設へ入所を予定している者のPCR検査にかかる費用を助成することで、感染者の入所を予防し、高齢者施設における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する。					
	具体的な 事業内容	新規で高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)へ入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査を行う場合に、その費用を助成する。検査は委託契約を締結した医療機関にて実施する。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		検査実施件数	目標				-
			実績				342件
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額					111,000千円
		支出済額					8,110千円
		繰越額					0千円
		差▲引					102,890千円
		執行率(%)					7%
		人 件 費	一般職職員				
再任用職員						0.0人	
概算人件費						8,823千円	
総事業費					16,933千円		
増▲減		-			16,933千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する公益的な事業であるため、本市がPCR検査にかかる費用を助成する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市内の高齢者施設への入所予定者のうち、PCR検査を希望する342名に対し、入所前の検査を実施することができた。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業については、医療機関の他、民間の検査機関への委託による事業実施も検討したが、市の補助スキームに則って事業を実施できる事業者が見つからなかった。また、本事業におけるPCR検査の件数が、当初の予想を下回ったため、不用額が生じた。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		本事業について、横浜市福祉事業経営者会や横浜市医師会にヒアリングを行うなど、関係団体の意見を収集している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後、市内における新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等の状況を注視しながら、事業の必要性を検討していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 鳥居 俊明	係長 近藤 崇	係 清水 優	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 2 目 認知症支援事業		所管区局・課 健康福祉局 高齢在宅支援課		令和3年度 事業評価書番号 7-3-2 7		政策番号 16		主な施策(事業)番号 4		
事業 概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市福祉保健センター精神保健福祉業務実施要綱、横浜市認知症高齢者等緊急対応事業実施要綱、認知症疾患医療センター運営事業実施要綱、認知症地域医療支援事業実施要綱等							
		その他	<input checked="" type="checkbox"/> 政策		地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり							
	事業の目的	中期計画	認知症支援									
		昭和51年度から開始。精神保健事業として旧衛生局主管事業として実施していたが、平成14年度から高齢者の認知症については現在の高齢在宅支援課へ移管。平成17年度から、認知症地域医療支援事業やまちかどケア推進事業を開始し、認知症の人への支援とともに、認知症の早期発見、早期対応と、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指した普及啓発を推進している。さらに、平成24年度から認知症疾患医療センター設置を進め、認知症医療と介護の有機的な連携体制構築の強化を目指している。										
具体的な 事業内容	○平成17年度よりかかりつけ医等各専門職研修を実施。令和元年度より早期発見モデル事業(もの忘れ検診)を実施。 ○認知症の正しい理解の普及啓発を目的に、平成19年度より認知症サポーターキャラバン事業を実施。 ○認知症の人と家族等の支援を目的とし、平成22年度よりコールセンターを設置。 ○平成24年度より認知症疾患医療センターを設置するとともに認知症サポート医を養成。											
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指 標		計画策定時	令和2年度	目標値						
		認知症サポーター養成講座受講者数(認知症キャラバン・メイト含む)		266,039人(累計)(29年度)	343,154人(累計)	371,300人(累計)						
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値						
		認知症対応力向上研修受講者数		2,006人(累計)(29年度)	3,090人(累計)	4,000人(累計)						
	備考											
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		現計予算額		65,303千円	67,719千円	95,005千円						
		支出済額		59,788千円	63,665千円	79,031千円						
		繰越額		0千円	0千円	0千円						
		差▲引		5,515千円	4,054千円	15,974千円						
執行率(%)		92%	94%	83%								
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人						
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人						
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,646千円							
総事業費		77,358千円	81,311千円	96,677千円								
増▲減		—	3,953千円	15,366千円								
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 評 価	本市が行う 必要性	高齢化の進展に伴う認知症の人の増加が予測されるため、認知症の人や家族等が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域単位での保健・医療・介護の総合的かつ継続的な支援体制を構築するとともに、普及啓発を両輪で進めていく必要がある。										
	事業目的に 対する有効 性	・認知症疾患医療センターを設置し、かかりつけ医認知症対応力向上研修等の専門職向け研修や認知症疾患医療連携協議会等を実施することにより徐々に認知症の医療と介護の有機的な連携体制を構築することができている。また、認知症サポーター養成講座受講者数が増え認知症の理解が進んでおり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指した普及啓発も順調に行えている。										
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業では、事業を効率的・効果的に実施するため、多くの取組で業務委託の形をとっている。また、認知症の医療と介護の有機的な連携体制の構築については「認知症初期集中支援等推進事業」と、普及啓発については「地域で支える介護者支援事業」と一部、重複する可能性があるため、両事業の実施状況を考慮しつつ効率的に事業を実施していく必要がある。										
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	高齢者実態調査、認知症施策検討会、認知症疾患医療センター連絡会、認知症コールセンター連絡会、認知症疾患医療連携協議会(認知症疾患医療センター主催)、各区認知症支援や虐待防止事業に関する連絡会、介護保険運営協議会等。									
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・認知症の早期受診・早期対応のための体制構築のため、かかりつけ医等専門職向け認知症対応力向上研修の充実を図るとともに、市民への普及啓発に取り組んでいく。 ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症サポーター養成講座等、普及啓発の取組を充実させるとともに、養成された認知症サポーターの活動支援に取り組んでいく。										
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	・認知症の早期発見・早期対応や、認知症の状態に応じた切れ目のない適切なサービス提供が行えるよう、専門職向けの認知症対応力向上研修をより効果的に行っていく必要がある。 ・認知症サポーターキャラバン事業は区・地域ケアプラザ・キャラバンメイト・関係機関等が各区の実情に合わせた具体的な活動に繋がるよう、事業の委託先とも連携して支援していく必要がある。 ・若年性認知症支援において、若年性認知症支援コーディネーターを中心とする地域資源の把握が必要。											
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	水野 直樹		係長	高野 利恵 京増 高志		認知症等担当 松井 愛子			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 3 項 2 目 外出支援サービス事業	所管区局・課	健康福祉局 高齢在宅支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 8		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市外出支援サービス事業実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公共交通機関を利用した外出が困難な要支援以上の在宅高齢者等に対し、ボランティアの運転による効率的・効果的な運営形態により、外出する機会を提供し、高齢者の保健福祉の向上を図る。					
	具体的な 事業内容	要支援者等で公共交通機関による外出が困難な在宅高齢者を、ボランティアが運転する専用車両等により、病院、福祉施設等へ送迎した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		運行回数(回)	目標	20,006	17,991	15,564	12,775
			実績	15,564	12,775	9,892	1,566
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額	64,784千円	65,784千円	66,383千円	69,663千円	
		支出済額	64,728千円	64,731千円	65,244千円	69,607千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		56千円	1,053千円	1,139千円	56千円		
執行率(%)		100%	98%	98%	100%		
人 件 費		一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	1,758千円	1,757千円	1,765千円	1,765千円		
	総事業費	66,486千円	66,488千円	67,009千円	71,372千円		
	増▲減	—	2千円	521千円	4,363千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	公共交通機関を利用した外出が困難な高齢者について、利用者の居宅から医療機関等への間での送迎が必要となる。市内全域で移動制約者に対する移動手段を確保するためには、本市委託事業による実施が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	高齢移動制約者の外出ニーズに対応し、在宅での生活の質を向上させることができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	ボランティアによる運転、利用者からの運賃徴収等、市民による互助の運営形態により、効率的な事業展開となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に記載し、介護保険運営協議会で意見を聴取して反映している。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	要介護認定者の場合は、介護保険の給付(通院等乗降介助)と重複するサービスである等、代替サービス等について把握したうえで、事業の見直しを検討する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 水野 直樹	係長 早川 綾子	在宅支援 係 中林 春花
--------------------	-------------	-------------	-----------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 2 目 中途障害者支援事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢在宅支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 9	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法 ・横浜市地域活動センターの設備及び運営の基準に関する条例 ・横浜市補助金等の交付に関する規則 ・横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型実施要綱 ・横浜市中途障害者支援事業実施要綱 ・横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型実施要綱 ・横浜市中途障害者支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助要綱 				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	その他 ■		<p>脳血管疾患の後遺症その他の傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者に対し、横浜市では昭和58年の老人保健法施行に先駆けて機能訓練を実施し支援を行ってきた。そのような状況のなか、中途障害者地域活動センターは、平成3年に機能訓練教室参加者からの要望で当事者を中心に設置し、その後平成15年には全区に設置された。中途障害者地域活動センターでは、自己の健康管理能力を高め、生活圏の拡大及び日常生活動作機能の維持と改善を目指して生活訓練等を行っており、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ることを目的としている。</p>				
	具体的な 事業内容	<p>1 中途障害者地域活動センターへの運営費補助金 (1) 中途障害者地域活動センターへの運営費の補助(18か所) (2) 中途障害者地域活動センターでリハビリ教室を開催する経費の補助(18か所)(平成20年度から)</p> <p>2 中途障害者支援事業 (1) リハビリ教室を円滑に推進するため、関係職種・機関による連絡会の開催 (2) リハビリ教室を円滑に推進するため、一般市民・従事者等を対象とした研修の実施 (3) 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者に対する理解を深めるための普及啓発</p>						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		中途障害者地域活動センター及びリハビリ教室延参加者数(人)	目標	61,763	60,929	60,782	60,616	
			実績	61,321	59,318	52,582	39,949	
				目標				
			実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		408,205千円	408,205千円	414,342千円	414,090千円	
		支出済額		405,221千円	402,025千円	403,566千円	400,354千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		2,984千円	6,180千円	10,776千円	13,736千円			
執行率(%)		99%	98%	97%	97%			
人件費		一般職員		0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		6,154千円	6,150千円	6,176千円	6,176千円		
総事業費		411,375千円	408,175千円	409,742千円	406,530千円			
増▲減		—	▲ 3,200千円	1,568千円	▲ 3,212千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	脳血管疾患の後遺症その他傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者に対して、社会参加を目指した通過型の施設として現行の介護保険サービスでは担うことの難しい社会的障害の回復に向けた中核機関として中途障害者地域活動センターが必要である。それらの施設に対し、行政としても、運営費を補助することや、連絡会、研修の実施を通して、中途障害者に対する理解を深めるための支援をしていくことが必要である。						
	事業目的に対する有効性	脳血管疾患の後遺症等による中途障害者は、意欲が低下し閉じこもりがちで、社会参加が難しい状況にある。本事業により、中途障害者の自己の健康管理能力を高め、生活圏の拡大及び日常生活動作機能の維持と改善を目指して生活訓練等を行う場を提供でき、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ることが有効となる。						
	本事業の効率性・類似性	中途障害者地域活動センターについては、横浜市の支援により、平成15年度に各区に1施設の整備が完了し、平成19年度から21年度にかけて区内全18か所のNPO法人化を達成した。このことにより、国・県の補助金導入ができています。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に記載し、介護保険運営協議会の意見を聴取する仕組みがある。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	今後も現行の介護保険サービスでは担うことの難しい社会的障害の回復に向けた支援を行い、中途障害者を支援する中核機関としてより地域に根ざした施設となるよう、中途障害者地域活動センターへの支援が必要。 引き続き、中途障害者地域活動センターに対して、運営費の補助を行い、連絡会等の実施を通して事業を周知し、中途障害者に対する理解を深めるための普及啓発を行っていく。閉じこもりがちな対象者を把握し、効果的なアプローチにより中途障害者支援事業につなげ、必要な支援が受けられるようにしていく。						

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 2目 社会福祉法人による利用者負担軽減事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 10	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(国) 社会福祉法人による利用者負担減免事業実施要綱(横浜市) 社会福祉法人による利用者負担減免事業実施事業所に対する補助金交付要綱(横浜市)			
	その他	■						
	事業の目的 (事業開始の経緯)	低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。						
具体的な 事業内容	利用者負担金の軽減措置を行った社会福祉法人に対し、軽減額の一部を市が助成した。							
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		助成対象者数(人)	目標	1,295	818	957	1,181	
			実績	855	1,046	951	994	
		助成額(千円)	目標	15,540	17,996	23,925	25,982	
			実績	21,106	22,865	23,461	23,096	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		17,757千円	22,749千円	30,829千円	33,166千円	
		支出済額		24,026千円	25,583千円	26,528千円	25,728千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		△ 6,269千円	△ 2,834千円	4,301千円	7,438千円	
		執行率(%)		135%	112%	86%	78%	
		人 件 費	一般職職員		0.8人	1.8人	1.8人	1.5人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			7,033千円	15,813千円	15,881千円	13,235千円		
総事業費		31,059千円	41,396千円	42,409千円	38,963千円			
増▲減		—	10,337千円	1,013千円	▲ 3,447千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人福祉保健局長通知)により、事業を実施するよう定められている。						
	事業目的に 対する 有効性	低所得で生計困難な利用者に対し、利用者負担金を軽減することで、介護保険サービスの利用促進が図られている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	利用者に対する確認証の発行事務については、従来のAccess台帳による管理では手作業が多くミスが発生する可能性も高いため、平成29年度中にシステム化を実施し、作業効率を向上させた。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業のため					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者に対する確認証の発行事務については、介護保険課所管の介護サービス自己負担助成事業の処理方法の変更に伴い、平成29年度より高齢施設課での処理件数・確認証の更新に係る事務が増加したため、作業効率の向上に努めつつ、引き続き人員体制を検討していく必要がある。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設運営 係
	藤本 剛	岡村 研吾	新井 雄大

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 2目 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業		所管区局・課	健康福祉局 介護事業指導課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 11
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	地域密着型サービスを新規に開設する事業者に対し、開設時に必要な事業費の負担を軽減することで、事業者の新規参入を促すために開始。					
	具体的な 事業内容	市内で地域密着型サービスを開設する法人に対し、開設準備経費及び事業の転換に要する費用の助成を行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		補助金を活用して 開設した事業所数	目標	25事業所	30事業所	29事業所	17事業所
			実績	22事業所	14事業所	17事業所	7事業所
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		204,427千円	213,419千円	248,243千円	105,950千円
		支出済額		189,001千円	205,898千円	219,147千円	107,224千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		15,426千円	7,521千円	29,096千円	△ 1,274千円		
執行率(%)		92%	96%	88%	101%		
人 件 費		一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		197,792千円	214,683千円	227,970千円	116,047千円		
増▲減		—	16,891千円	13,287千円	▲ 111,923千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内で整備を必要とするサービス及び市内地域への誘導・促進施策として、今後も本市が事業を継続していく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	補助金の交付により新規参入の促進が期待でき、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の整備目標達成に寄与すると考える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	事業所の開設準備にかかる経費の補助金は他にはなく、県の基金を財源として活用しながら、効果的に整備を進めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業所の指定にあたっては、市民を含めた有識者等で構成される「地域密着型サービス運営部会」に諮り、意見を反映している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	開設準備経費に係る助成については、新規参入の促進に有効であると考えことから、引き続き実施する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 川原 博	係長 川添 祐子	運営支援 係 前里 佳徳	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 2 目 生きがい就労支援スポット運営事業		所管区局・課 健康福祉局 高齢健康福祉課		令和3年度 事業評価書番号 12		7 - 3 - 2		
						政策番号 28				
						主な施策(事業)番号 1				
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	老人福祉法 第3条						
	中期計画	政策 施策(事業)	シニアが活躍するまち 地域貢献・社会参加支援							
	事業の目的	高齢者本人の課題の改善(健康増進、地域社会との関わりの増加、生きがいの向上)、および地域社会における課題の解決(企業・地域活動等における人手不足の解消、社会的孤立問題の改善)をねらいとし、高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けて、地域活動・企業活動の担い手として高齢者を必要とするニーズを集約し、その情報を高齢者へ提供するとともに、関係機関等との連携強化及び情報共有を通じて、地域活動・企業活動の担い手としての高齢者に対するニーズを開拓する。								
具体的な 事業内容	金沢区・港北区「生きがい就労支援スポット」において主に次の業務を実施する。 ・高齢者への総合的な相談対応、情報提供及び斡旋 ・高齢者に適した就労・ボランティア活動等の求人情報の開拓 ・セミナーの企画・開催 ・ポータルサイトの運営、リーフレット・チラシ等の作成 ・関係機関との情報一元化									
事業実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値				
		シニアの就職及び起業した人数(延べ数)		7,712人/年(29年度)	6,560人 21,164人(3か年)	32,000人(4か年)				
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値				
		就労・ボランティア活動等のマッチング数		58件/年(29年度)	87件 381件(3か年)	1,050件(4か年)				
	備考	政策28・主な施策1・想定事業量②の達成にも関連								
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		24,159千円	26,429千円	26,429千円				
		支出済額		24,168千円	26,651千円	26,407千円				
		繰越額		0千円	0千円	0千円				
		差▲引		△ 9千円	△ 222千円	22千円				
執行率(%)		100%	101%	100%						
人 件 費		一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人				
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人				
	概算人件費		3,514千円	3,529千円	3,529千円					
総事業費		27,682千円	30,180千円	29,936千円						
増▲減		—	2,498千円	▲ 244千円						
事業評価 の視点に よる点検・ 検証・評価	本市が行う 必要性	ハローワークやシルバー人材センターなどによる就労情報の提供を行う取組はあるが、本事業はシニア向けの就労・活動情報の提供及び斡旋に加え、利用者のニーズ(年齢・活動時間等)にマッチするよう企業や団体との調整を図る「オーダーメイド型求人開拓」や、働き方・業務スキルの習得等の「学びの場」であるセミナーを実施しており、高齢者の生きがいづくりを促進するために利用者ニーズに対応する事業を行うことから本市が事業を行う必要がある。								
	事業目的に 対する有効 性	金沢区・港北区の「生きがい就労支援スポット」で事業を実施し、「オーダーメイド型求人開拓」によるシニアに寄り添った取組ができており、利用者数はコロナ禍の影響もあり減少し、伴ってマッチング数も前年実績を下回ったが、企業や団体と調整を図り、また利用者との相互理解を深めたうえでのマッチング決定者の定着状況は良好である。(3か月定着率 金沢:89.5% 港北:90.6%)								
	本事業の 効率性・ 類似性	地域活動や企業活動の担い手として高齢者を必要とするニーズを集約し、その情報を高齢者へ提供することを目的の一つとしているが、高齢者の就労希望が非常に多くなっている。就労ニーズへの対応にあたっては、ハローワークやシルバー人材センターなどの事業分野との整理を改めて行い執行体制や事業手法、経費などを検討する必要がある。								
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		地域の社会福祉協議会やシルバー人材センター等の外部機関と情報共有を図るため、生きがい就労支援スポット連絡会を開催、高齢相談者の対応を補完しあえる関係づくりをしている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	利用者のニーズにマッチするための「オーダーメイド型求人開拓」やセミナーの開催、就労等の定着支援は「生きがい就労支援スポット」の特徴ある取組として評価できる。しかし、限られた人員での生きがい就労支援スポット運営体制の中で、より多くの利用者を支援し、マッチング決定に結びつけるため効率的な面談方法等を工夫する必要がある。また、マッチング決定者を増やすためにも利用者拡大のための周知活動を行う必要がある。								
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	マッチング数の目標には至らない状況であるが、利用者により寄り添った取組ができており、また、マッチング決定者の定着状況は良好である。引き続きマッチングの質は維持しながら、新たな利用者の発掘と、効率的な執行体制の見直しを委託事業者と連携を図り進めていく。									
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 鳥居 俊明	係長 榎原 剛	係 浅水 雅志				

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 2 目 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 2 13	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	高齢者施設・住まいの相談センター事業費補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	(1) 各事業者団体との連携により高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約・提供する窓口を設置し、多様な施設サービスに関する相談や情報提供のワンストップ化を図る。 (2) 特別養護老人ホーム入所申込者の現在の状況を把握するために、電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を配置することにより、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援する。 (3) 特別養護老人ホームの入所申込の受付を一括して行うことにより、入所申込手続の公平性・透明性・効率性を確保する。						
	具体的な 事業内容	(1) 特養・老健・グループホーム等施設情報等の収集 (2) 専門の相談員による高齢者施設に関する入所相談(特養、老健、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等) (3) 市民向け相談会の実施 (4) 施設のコンシェルジュによる電話等によるアプローチ (5) 特養の入所申込一括受付や各施設及び健康福祉局に対する情報提供 (運営主体)公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		相談件数(件)	目標	2,600	2,600	5,000	5,500	
			実績	3,197	4,758	5,219	5,357	
		施設のコンシェルジュによるアプローチ実績(人)	目標	893	7,025	7,797	6,682	
	実績		1,290	12,727	11,597	11,587		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		31,761千円	44,211千円	48,405千円	50,644千円	
		支出済額		47,411千円	44,877千円	49,153千円	50,234千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
差▲引		△ 15,650千円	△ 666千円	△ 748千円	410千円			
執行率(%)		149%	102%	102%	99%			
人 件 費		一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費		7,033千円	7,028千円	7,058千円	7,058千円			
総事業費		54,444千円	51,905千円	56,211千円	57,292千円			
増▲減		—	▲ 2,539千円	4,306千円	1,081千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【高齢者施設・住まいの相談センター】 ・高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、多様な施設サービスに関する相談受付や情報提供をワンストップで行えるような窓口が必要であり、運営主体である公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会は財源の確保が困難なことから引き続き運営の補助が必要である。また、特別養護老人ホーム入所申込者へ電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を配置することにより、現在生じているアンマッチの状態を解消し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援することができる。なお、28年度から配置した「施設のコンシェルジュ」については、アプローチ対象者を特別養護老人ホーム入所申込者全員に広げたことから29年度に2.5人から8人に増員している。 【特別養護老人ホーム入所申込受付センター】 ・入所者選定の公平性・透明性・効率性を確保するため、引き続き運営を補助していく必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	【高齢者施設・住まいの相談センター】 ・高齢者の施設や住まいに関する相談を1つの窓口で行えるため、サービスの選択がより効率的に行えるようになる。また同時に、「施設のコンシェルジュ」を配置することにより、現在生じているアンマッチの状態を解消し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援することができる。 【特別養護老人ホーム入所申込受付センター】 ・入所申し込みについて、一括して受付を行い情報を管理することにより、常に入所待ち者の状態を把握することができ、同時に申込者の手続きの負担が軽減されている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	【高齢者施設・住まいの相談センター】 ・サービスが多様化する中で、高齢者施設や住まいに関する相談をワンストップで行えるような窓口は、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を行う上で必要な機能である。また、28年度より、同センターに配置した「施設のコンシェルジュ」については、29年度に増員し、アプローチ対象者を特別養護老人ホーム入所申込者全員とした。 【特別養護老人ホーム入所申込受付センター】 ・高齢者の増加に伴い特養のニーズが高まっている中で、入所申し込みを一括して受理し、情報管理することにより、常に入所待ち者の状態を把握することができ、同時に申込者の手続き上の負担が軽減されている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の作成に当たり、関係団体との協議を行っている。						
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	平成29年度末より、「施設のコンシェルジュ」によるアプローチ対象者を広げるための増員したため、アプローチ効果を引き続き検証する必要がある。 入所申込時点での施設選びの相談体制を強化するため令和元年度より開始した「出張相談」も、令和2年度より開催場所の再選定を行ったため、引き続き実績把握と周知を進め、次年度に向けた検討を行う。 さらに、29年度に同センターでの各業務において使用している情報を統合し、データを画一化する等のシステム改修を行ったため、改修の効果について検証する必要がある。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設運営 係
	藤本 剛	岡村 研吾	米田 祐樹

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 3項 2目 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-3-2 14
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	特別養護老人ホーム等施設の円滑な開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であるため、その開設準備経費を助成することにより、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援する。					
	具体的な 事業内容	(1) 補助単価上限: 令和元年10月時点の補助単価を適用 ・特別養護老人ホーム及び併設型ショートステイ用居室 定員1人あたり839千円 ・介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備 定員1人あたり219千円 (2) 補助対象期間: 施設の開設年度内の、開設前6か月を上限とする。 (3) 補助対象経費: 需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		新規開設床数(床)	目標	300	420	526	704
			実績	300	420	404	438
		新規開設数(施設)	目標	3	3	5	9
	実績		3	3	4	6	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		186,343千円	336,032千円	333,200千円	463,592千円
		支出済額		186,300千円	333,974千円	321,371千円	306,434千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	134,240千円
差▲引		43千円	2,058千円	11,829千円	22,918千円		
執行率(%)		100%	99%	96%	95%		
人 件 費		一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	7,033千円	7,028千円	7,058千円	7,058千円		
総事業費		193,333千円	341,002千円	328,429千円	447,732千円		
増▲減		—	147,669千円	▲12,573千円	119,303千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	施設整備に係る補助金はあるが、開設前の諸費用については、介護報酬もなく、法人の負担となってしまうため、円滑な開設に向けて法人への補助を実施する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	開設前に要する諸費用について助成することで、開設後の人件費やその他運営費に余裕ができ、開設時から安定した質の高いサービスを提供することができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	特別養護老人ホーム及び介護医療院に対する開設前の諸費用について、補助する制度は他にはない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	全額県費での補助事業であるため、本市において市民の外部意見を聴取することになじまない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	当該補助金により、開設時から安定した運営を確保することができているため、引き続き、県と連携を図り、円滑な施設開設所を支援する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

岩瀬 敬二

施設整備 係

栗原 みどり

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 3 項 3 目 高齢者保養研修施設管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 3 - 3 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市高齢者保養研修施設条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	高齢化社会に向けて、高齢者の社会参加や交流を促進するため、全市を対象とした「保養・健康づくり・研修」等の機能を有する高齢者保養研修施設ふれーゆの運営管理を委託し、運営の安定化を図るとともに、施設機能を維持する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者保養研修施設ふれーゆの運営管理(指定管理)を円滑に実施 高齢者保養研修施設ふれーゆの施設維持のための工事を実施(ろ過器等補修工事、受変電設備更新工事) 高齢者保養研修施設ふれーゆの第4期指定管理者選定を円滑に実施 					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		年間利用者数	目標	277,827	278,902	278,902	278,902
			実績	274,104	278,224	252,572	10,154
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		91,540千円	88,134千円	85,179千円	187,454千円
		支出済額		89,389千円	91,691千円	85,395千円	187,814千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,151千円	△ 3,557千円	△ 216千円	△ 360千円		
執行率(%)		98%	104%	100%	100%		
人 件 費		一般職職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		1,758千円	1,757千円	1,765千円	1,765千円	
総事業費		91,147千円	93,448千円	87,160千円	189,579千円		
増▲減		—	2,301千円	▲ 6,288千円	102,419千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	資源循環局鶴見工場の余熱利用施設として、高齢者の健康を増進し社会参加を促進するため、ふれーゆの運営・施設維持に取り組む必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症の影響で2020年4月1日から2021年1月12日まで休館していたことにより、利用者数実績が目標数を大幅に下回った。1月13日以降は新型コロナウイルス感染症対策として利用者数や利用時間の制限を実施し、施設利用を再開することで高齢者の健康増進に寄与している。運営管理については、通常の運営業務及び新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務を指定管理者に委託し、適切に実施した。					
	本事業の 効率性・ 類似性	周辺地域には通年で利用できるプール施設がないため、市民をはじめ多くの利用があり、指定管理者による民間のノウハウを活用した効率的な施設運営が図られている。指定管理者からの独創的な提案を踏まえ、送迎バスの運行や老朽化した施設の計画的な修繕、徹底した衛生管理など、効果的かつ効率的に利用者の利便性向上が図られている。今後、高齢者向け事業のメニューの充実や、地域との積極的かつ戦略的な連携について、これまで以上に取組を強化し、さらなる集客や魅力の発信・定着を図る必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、より多くの集客を確保するために、新たな指定管理者のノウハウや強みを生かした取組を一層強化し、利用増進を図る。また、限られた予算の範囲内で経年劣化に伴う建物・設備両面の不具合について、資源循環局等と連携し、優先順位を明確に定めたくうえで計画的な修繕を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生きがい係
	鳥居 俊明	榑原 剛	仲野 颯馬

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 4項 1目 扶助事務費		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-4-1 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	生活保護法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	生活保護関連事業(法定分)の執行に必要な事務的経費。					
	具体的な 事業内容	生活保護法施行事務指導監査により、法の適正な実施と円滑な運営を図った。生活保護法による医療及び介護機関の指定促進啓発と被保護者の受診確保を図った。診療報酬の適正な支払い、保護費の適正な執行を目的にレセプト点検を実施した。生活保護統計や職員向け手引の作成・研修等を行い、生活保護の適正実施に努めた。特別相談員による告訴案件等の支援や警察との連携強化により不正受給対策等を推進した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	現計予算額		1,858,852千円	1,165,819千円	1,703,361千円	1,151,761千円
		支出済額		1,732,761千円	1,727,520千円	1,582,674千円	1,108,649千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		126,091千円	△ 561,701千円	120,687千円	43,112千円
執行率(%)		93%	148%	93%	96%		
人 件 費		一般職職員		6.9人	6.9人	6.9人	6.9人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費		60,658千円	60,617千円	60,879千円	60,879千円
総事業費		1,793,419千円	1,788,137千円	1,643,553千円	1,169,528千円		
増▲減		—	▲ 5,282千円	▲ 144,584千円	▲ 474,025千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	適正な実施水準を維持するためには、生活保護法施行事務指導監査を通じた各区への指導が不可欠であり、効果的な手法である。また、レセプト点検事業では医療費の返還に繋がり適正化の効果을あげている。生活保護法による医療及び介護機関の指定促進啓発により、多くの市内医療機関等が登録され、被保護者の受診機会の確保に繋がっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法定事業の執行に伴う事務費であり、仕組みは定められていない。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	法定受託事務である生活保護は、各区福祉保健センターにおいて統一的に実施されることが求められるが、生活保護法施行事務指導監査を通じた各区への指導によって、本市全体としての実施水準の保障と、向上が図られている。生活保護の受給に対する市民の関心は高く、生活保護の適正実施については、さらなる水準の向上のために継続して取り組んでいく。また、令和2年度に生活保護法の一部が改正されたことから、法改正を踏まえた保護の実施が各区において適正になされていることを生活保護法施行事務指導監査を通じて確認・指導し、統一的な実施に努める。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	事務係
	岩井 一芳	池田 範央	栗村 茉莉子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 4項 1目 生活保護費(法定分)		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-4-1 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、保 護の実施要領		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行 うことにより、その最低限度の生活を保障しつつ、その自立をすることを目的として開始された。					
	具体的な 事業内容	生活困窮者に対して、国の定める生活保護基準に基づき8種類の扶助(①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④医療扶助 ⑤介 護扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助)、就労自立給付金、進学準備給付金の給付、施設事務費及び委託事務費を支弁し た。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		128,691,659千円	126,831,627千円	125,647,169千円	125,349,830千円
		支出済額		128,044,054千円	125,993,373千円	125,666,517千円	125,384,789千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		647,605千円	838,254千円	△ 19,348千円	△ 34,959千円
		執行率(%)		99%	99%	100%	100%
人 件 費		一般職職員		0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		4,396千円	4,393千円	4,412千円	4,412千円	
総事業費		128,048,450千円	125,997,766千円	125,670,929千円	125,389,201千円		
増▲減		—	▲ 2,050,684千円	▲ 326,837千円	▲ 281,728千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	生活保護費の支給にあたっては、国の定める生活保護基準に基づいているため、本市独自で効率性・類似性を判断することはできな い。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		法定の事業であり、特に仕組みは定められていない。			
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	国の定める生活保護基準に基づき事業執行し、支出に関しては監査等により確認しているため、適切に事業を行っている。今後も生 活保護法に基づいた適正な扶助費の執行に努める。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	事務係	
				岩井 一芳	池田 範央	野中 誠	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 4 項 1 目 被保護者自立支援プログラム		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 4 - 1 3	
						政策番号	32	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	生活保護法第1条、55条の7、就労支援プログラム実施要綱 就労支援専門員による就労支援事業実施要綱等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保					
		施策(事業)	生活保護を受給している方への就労支援					
事業の目的	被保護者を自立に結びつけるため、平成14年度からモデル事業として就労支援専門員を配置し、専門特化した支援を行ったことを契機に、国による自立支援策の拡充に沿って、年金相談、教育相談等、本市における施策の充実を図っている。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業・就労支援専門員を18区に68名配置し、就労に向けた支援を実施。また、無料職業紹介事業、就労準備事業等の事業を実施するとともに、ハローワークとの一体的な就労支援と各区に設置したジョブスポットとの連携した就労支援を実施。 ・教育支援事業・教育支援専門員を各区1名配置し、中学生の進学支援等に向けた支援を実施。 ・年金相談事業・本来受け取れる年金を調査し、受給を支援。 ・被保護者計相談支援事業・家計に関する相談支援の実施を令和元年度より、全区にて実施。 							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量			計画策定時	令和2年度	目標値		
		生活保護受給者の就労者数		2,994人/年(29年度)	2,064人	3,100人/年		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		生活保護受給者の就労支援者数		5,291人/年(29年度)	4,630人	5,500人/年		
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		470,830千円	485,763千円	497,497千円		
		支出済額		463,478千円	474,314千円	480,256千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		7,352千円	11,449千円	17,241千円		
執行率(%)		98%	98%	97%				
人件費		一般職員	0.4人	0.4人	0.4人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費	3,514千円	3,529千円	3,529千円				
総事業費		466,992千円	477,843千円	483,785千円				
増▲減		—	10,851千円	5,942千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	増加する生活保護受給者に対する自立に向けた支援は喫緊の課題であり、ケースワーカーによる支援に加え、専門特化した支援を行うことにより、効率的に自立を後押しすることが必要。						
	事業目的に 対する有効 性	生活保護受給者の自立を支援することで、生活保護費の伸びを抑えることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業については、法第1条及び55条の7に規定されており、自立支援全般及び就労支援については、法定業務のため、国の方向性、社会情勢や利用実績を見ながら、実施方法等については検証、改善していく。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため。						
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	自立支援の取組により、短期的に高い費用対効果を出している。一部事業については、長期的な視点で現行の支援策を継続しながら、より積極的な支援について検討していく必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	生活保護受給者の早期就労に向け、4,630人の就労支援を行ったことにより、2年度の生活保護受給者の就労者数は2,064人となり、2年度決算ベースで8億円分の保護費が縮減された。引き続き、ジョブスポットと就労支援専門員が連携しながら、きめ細かな支援を継続していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	生活支援係		
				岩井 一芳	阿部 卓	五嶋 優子		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 4 項 1 目 生活困窮者自立支援事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 4 - 1 4	
						政策番号	32	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	生活困窮者自立支援法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	暮らしを支えるセーフティネットの確保					
		施策(事業)	生活に困窮している方への自立支援					
事業の目的	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するため、生活困窮者自立支援法が制定され、福祉事務所を設置する自治体に事業実施が義務化された。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度周知と庁内外連携強化を図りながら、区生活支援課等での相談及び支援を実施した。 ・支援を必要とする人の早期把握、地域と連携した支援促進のため、地域ネットワーク構築支援事業を各区で実施した。 ・「住居確保給付金」を支給し、コロナ禍等により減収となった方に対し家賃相当分を支援するとともに、就労に向けた支援を行った。 							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		生活困窮者自立支援事業による支援申込者数		1,541人/年(29年度)	16,583人	2,130人/年		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		生活困窮者自立支援事業による相談者数		4,793人/年(29年度)	26,977人 39,946人(3か年)	23,500人(4か年)		
	備考	政策29・主な施策3・想定事業量②の達成にも関連						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		405,345千円	493,519千円	2,649,520千円		
		支出済額		376,189千円	400,695千円	1,641,853千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		29,156千円	92,824千円	1,007,667千円		
執行率(%)		93%	81%	62%				
人件費		一般職員		2.0人	2.0人	2.0人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費		17,570千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費		393,759千円	418,341千円	1,659,499千円				
増▲減		—	24,582千円	1,241,158千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業であり、自治体に実施が義務付けられている。						
	事業目的に 対する有効性	対象となる市民の数は景気動向や社会情勢に左右される部分はあるものの、支援につながった方に対しては就労支援等を通じて着実に成果を上げている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	法の施行にあたり、従来の既存事業を整理・統合して新規の法定事業として実施していくものであり、改善・見直しの余地については今後の実施状況を踏まえ検討していく必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		法定事業であり、直接市民等外部意見を反映させる仕組みはないが、事業を推進するためには市民等の意見も踏まえる必要があるため、附属機関である横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会での意見聴取等を実施している。				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	全区に支援窓口を設置したことや、コロナ禍の影響を受けて、相談者数が急増している。潜在的な支援ニーズを捉え早期に支援に繋げていくため、更なる制度周知や庁内・庁外のネットワーク強化を進めていく必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	生活困窮者自立支援事業による相談者数は26,977人になり、16,583人の支援申込に繋がった。コロナ禍で増加する生活に困窮している方の早期把握と自立に向けた取組を加速していく必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	岩井 一芳	係長	野村 拓	
						生活支援係 池田 かざの		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 4 項 1 目 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付 原資助成事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 4 - 1 5
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	生活福祉資金貸付要綱(国)、生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)運営要綱(国)、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	65歳以上の高齢者で一定の居住用不動産を有し、将来にわたってその住居に住み続けることを希望する要保護世帯へ、不動産を担保に資金を貸し付けることで、生活保護の適用を受けずに生活を維持することを目的とする。 事業開始にあたっては、扶養義務者が要保護者へ何ら援助をしないにも関わらず、不動産を相続するような状況は、国民の理解が得られないとして、国が創設したものである。					
	具体的な 事業内容	都道府県社会福祉協議会が、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行う際の、貸付原資を助成した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		貸付世帯数(人)	目標				
			実績	24	27	25	22
		貸付金額(千円)	目標				
	実績		29,332	35,261	32,478	25,860	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		要保護者の資産保有状況によるため、貸付世帯数の目標値設定はなじまない。また、貸付金額は生活保護の最低生活費を基準に設定するため、貸付金額の目標値設定はなじまない。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		41,726千円	34,277千円	33,915千円	39,033千円
		繰越額		25,492千円	17,597千円	25,652千円	744千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
執行率(%)		16,234千円	16,680千円	8,263千円	38,289千円		
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	4,396千円	4,393千円	4,412千円	4,412千円	
総事業費		29,888千円	21,990千円	30,064千円	5,156千円		
増▲減		—	▲ 7,898千円	8,074千円	▲ 24,908千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	神奈川県社会福祉協議会が貸付事業を実施するにあたって貸付原資の確保が必要であり、自治体から補助金交付により貸付原資を賄うことが国により規定されている。神奈川県社会福祉協議会が貸付事業を継続するためには、本助成制度が不可欠である。					
	事業目的に 対する 有効性	被保護者は、本貸付事業を利用することにより、自身の資産を活用して生活することが可能となる。生活保護の適用を受けずに生活を維持することができるため有効な制度と言える。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各世帯への貸付額は生活保護の最低生活費を基準としており、補助金の交付決定額は貸付額合計から償還金を除いた額とされている。国の制度に従い運用されるものであり、事業の効率化(費用削減)の検討は不可。 なお、要保護世帯を対象とした類似事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国により規定された補助金事業のため。				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	必要な事業であるため、今後も事業を継続する。 なお高齢者を対象とした事業であることから、契約判断能力に不安があり成年後見制度の手続きが必要となる場合がある。貸付事業への申し込みまでに時間を要することがあるため、事業利用に必要な支援を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 岩井 一芳	係長 阿部 卓	生活支援係 杉山 由香
--------------------	-------------	------------	----------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 4項 2目 救護施設等管理運営事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7-4-2 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	生活保護法、社会福祉法、保護施設条例、保護施設管理規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	救護施設及び更生施設について、対象となる要保護者を入所させることで、安定した生活扶助を行う。 昭和25年施行の生活保護法により施設事務費の支弁を生活保護費で行う。					
	具体的な 事業内容	公募により選定された社会福祉法人を指定管理者とし、本市が設置した救護施設及び更生施設の管理運営を行った。 本市が設置している救護施設・更生施設の指定管理者である社会福祉法人へ、指定管理料を支出した。平成18年度より指定管理制度を導入したため、支弁額相当分を歳入に入れて、指定管理料として支出を行った。 また、指定管理施設の管理運営に関連する事務費等を支出した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		446,455千円	442,708千円	452,712千円	473,370千円
		支出済額		391,031千円	424,767千円	436,204千円	402,885千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		55,424千円	17,941千円	16,508千円	70,485千円
		執行率(%)		88%	96%	96%	85%
人 件 費		一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		3,516千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円	
	総事業費		394,547千円	428,281千円	439,733千円	406,415千円	
増▲減		—	33,734千円	11,452千円	▲ 33,319千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	国の基準に基づいて行う法定事業である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		福祉サービス第三者評価受審済み(横浜市浦舟園は平成30年度受審。横浜市中央浩生館は令和元年度受審。)			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	救護施設及び更生施設は、生活保護法に定める施設であり、施設運営等について経験や実績が必要であると考えられる。 令和2年度は、指定管理者の選定に際し、施設運営の向上にむけて審査基準の見直しなどに取り組んだが、令和3年度以降も指定 管理を継続する中で、指定管理中も日常の管理運営について検証していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	岩井 一芳	池田 範央	室本 真伊

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 4項 2目 寿生活館運営費		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和3年度 事業評価書 番号	7-4-2 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市寿生活館条例、横浜市寿生活館条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	戦後、全国から日雇労働者が桜木町、野毛一帯に集中していたが、昭和31年の接收解除に伴い、昭和32年に横浜公共職業安定所が寿町に移転したのを契機に、寿地区に次々と簡易宿泊所が建設され、昭和38年ころには70件余り、宿泊者数が12,000人の規模になった。本市では昭和37年3月に簡易宿泊所組合事務所の一角を借りて横浜市生活相談所を開設し、週1回夜間相談を行っていたが、相談件数の増加や相談内容が多様になったことを踏まえ、恒常的かつ総合的な福祉施策を実施するために本施設を開設した。					
	具体的な 事業内容	住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の生活相談、公衆衛生に関する機能補助及び、寿地区とその周辺地区の児童育成、指導等を目的とし、指定管理施設として寿生活館管理運営(1階保育園部分及び2階普通財産部分を除く)等を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		施設利用者数(人)	目標	227,900	167,700	167,100	95,340
			実績	171,760	197,222	206,590	131,496
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		45,012千円	44,599千円	44,990千円	45,607千円
		支出済額		42,367千円	42,268千円	46,749千円	45,364千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,645千円	2,331千円	△ 1,759千円	243千円		
執行率(%)		94%	95%	104%	99%		
人 件 費		一般職職員	0.1人	0.1人	0.2人	0.2人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	879千円	879千円	1,765千円	1,765千円		
総事業費		43,246千円	43,147千円	48,514千円	47,129千円		
増▲減		—	▲ 100千円	5,367千円	▲ 1,385千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	住民同士の交流の場の提供や、高齢者事業・文化事業の実施等、毎年多くの住民が施設を利用しており、寿地区のニーズに応える施設として継続して運営することが必要である。また、シャワー室や洗濯室を備えており、寿地区の環境衛生の維持に貢献している。					
	事業目的に 対する 有効性	寿地区における居場所や公衆衛生に関する機能に対するニーズは高く、毎年延べ17万人以上の施設利用者がいる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	開館当時の昭和40～50年代の寿地区は日雇労働者の集まるまちであったが、現在では地区住民の高齢化が進み、福祉ニーズの高いまちへと変遷している。平成28年度からは第3期の指定管理期間となっており、指定管理者によって、現状に合わせた効率的な管理運営を行う。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		指定管理者第三者評価を実施。施設に日常的に関わる立場とは違った第三者の評価を受けることで、施設の業務・運営改善に繋げている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	寿地区は急激な高齢化が進んでいるが、施設は高齢者にとって利用しづらい構造となっているため、今後施設の改善にあたっては、高齢者の利用を視野に入れ、利用者ニーズを把握しながら進める必要がある。また、施設自体の老朽化も進んでいるため、指定管理者と協議のうえ必要な修繕を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

遠藤 寿彦

係長

齋藤 裕史

援護対策担当 係

松永 和貴

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 4項 2目 横浜市寿町健康福祉交流センター事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和3年度 事業評価書 番号	7-4-2 3	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市寿町健康福祉交流センター条例 横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和49年に労働省(現厚生労働省)、雇用促進事業団(元雇用・能力開発機構)、神奈川県、本市の四者により、青空労働市場、福祉問題など寿地区が抱える諸問題を総合的に解決する施設として設立され、職業紹介施設、労働者福利厚生施設、住民福祉施設、市営住宅が一体として整備された。令和元年には必要な機能を整理し、寿地区周辺の医療、福祉、交流等の拠点となる新たな施設として整備された。					
	具体的な 事業内容	横浜市寿町健康福祉交流センター(公衆浴場・診療所を機能として含む)を運営することで、寿住民を中心とした市民へ医療・福祉の提供、交流の促進、公衆衛生の向上を図った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		施設利用者数(人)	目標	102,000	135,600	95,800	118,000
			実績	132,384	128,718	143,118	114,212
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		79,901千円	82,372千円	194,456千円	215,426千円
		繰越額		75,257千円	79,363千円	194,543千円	214,452千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
執行率(%)		4,644千円	3,009千円	△ 87千円	974千円		
人 件 費		一般職職員	0.3人	0.3人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	2,637千円	2,636千円	4,412千円	4,412千円	
総事業費		77,894千円	81,999千円	198,955千円	218,864千円		
増▲減		—	4,104千円	116,956千円	19,909千円		
事業評価 の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	簡易宿泊所は一室あたり平均約3.3畳で入浴設備がないものが半数以上であるなど居住環境が十分とは言えず、浴場や居場所・交流促進の場など生活環境の向上が求められている。 また、診療所の年間延利用者数は令和2年度は2万2000人を超え、高齢化の進行だけではなく、精神疾患を抱えた人なども相当数おり、周辺の医療機関(地区内に他に2か所)でこれらの人たちを全て対応することは現実的ではなく、地域の一次医療機関としての重要性は高い。					
	事業目的に 対する 有効性	横浜市寿町健康福祉交流センターは令和2年度は約11万4000人に利用されており、高齢者が多い寿地区の特性やニーズを踏まえて整備した施設である横浜市寿町健康福祉交流センターの必要性は高い。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の建替に際しては、現在の寿地区に求められるニーズを適切に把握し必要な機能を付加するなど、効率的な施設運営に資するよう検討を継続してきた。具体的な運営手法についても実績等を踏まえ効率的に行っていく必要がある。 なお、当施設は寿地区住民等を中心とした市民に福祉・医療・交流・公衆衛生等を一体的に提供するものであり、他に類似する事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 指定管理者第三者評価を実施し、施設の業務・運営改善に繋げている。また、利用者・利用団体が構成員となる運営委員会を組織しており、提供するサービスの向上に努めている。また、同センターは地域の様々なイベントに活用されており、運営法人は地域住民との接点も多い。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	横浜市寿町健康福祉交流センターは寿地区の中心的施設として、寿地区住民に憩いの場や集いの場を提供している。 今後も地域のニーズを適切に把握するとともに、これまで検討してきた果たすべき役割や運営手法等に基づき施設運営等を行っていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

遠藤 寿彦

係長

齋藤 裕史

援護対策担当 係

青木 洋香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 4項 2目 ホームレス等自立支援事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和3年度 事業評価書 番号	7-4-2 4
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、生活困窮者自立支援法等		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	生活困窮者自立支援法第2条第5項に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事の提供その他当該宿泊場所等で日常生活を営むのに必要な日用品等を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援する。また、市内を巡回し、一定の住居を持たない生活困窮者等に対して、アウトリーチによる相談支援を実施する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活自立支援施設の運営(生活困窮者一時生活支援事業及び施設型自立相談支援事業) アウトリーチ活動(生活困窮者自立相談支援事業:巡回相談事業) 借上げシェルター事業(生活困窮者一時生活支援事業) <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		入所者数(人)	目標	1,000	1,000	1,000	900
			実績	740	714	661	454
			目標				
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		410,410千円	403,797千円	400,765千円	409,858千円
		支出済額		371,296千円	358,504千円	360,079千円	348,491千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		39,114千円	45,293千円	40,686千円	61,367千円		
執行率(%)		90%	89%	90%	85%		
人 件 費		一般職職員	1.5人	1.5人	0.7人	0.7人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	13,187千円	13,178千円	6,176千円	6,176千円		
総事業費		384,483千円	371,682千円	366,255千円	354,667千円		
増▲減		—	▲ 12,801千円	▲ 5,426千円	▲ 11,588千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一時的な生活の場を提供し、その自立を支援することは、行政の役割として強く求められている。					
	事業目的に 対する 有効性	本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、一定の住居をもたない生活困窮者が再度路上生活に戻ることがないように支援していくことにより、制度の目標とする「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者を通じた地域づくり」の達成につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく事業に位置付けられた。制度の目指す自立は、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会的自立も含まれる。一時生活支援事業と施設型の自立相談支援事業を一体的に実施することにより、制度が目指す自立にむけて効果的に支援していくことが可能である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 「施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領」第15条に、ホームレス支援団体、地域住民、学識経験者及び行政機関等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会の設置を規定。毎年懇談会を開催し、効果的なアウトリーチ及び適切な支援のあり方等の検討を行っている。					
自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和元年度より実施している「第4期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」は、「個別支援(ホームレス状態にある人)」「未然防止(ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人)」「民間団体等との連携」「再路上(野宿)化の防止(ホームレス状態から脱却した人)」を重要な視点としている。今後の重要な取組としては、再路上化の防止であり、施設退所後の地域生活の定着支援をどのように行っていくかという点について、懇談会で議論を行った。退所後予想される課題へのアプローチ方法や退所後地域で孤立化しないための取組の検討などを話し合い、今後も民間団体や関係機関等と連携を図りつつ、自立支援を推進していく方向性を確認した。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	援護対策担当 係
	遠藤 寿彦	坂田 弘太郎	加藤 寿子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 4 項 2 目 中国残留邦人等援護対策事業		所管区局・課	健康福祉局生活支援課 援護対策担当	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 4 - 2 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	中国や樺太からの引揚者が言葉や文化の違いにより帰国後も不自由な生活を余儀なくされていたため、昭和62年より中国残留邦人等を対象とした相談員の設置を開始した。しかし、多くの帰国者が生活保護等の公的扶助を必要としていた上、高齢化が進んでいたため、平成20年より新たな法律に基づく新支援策を実施し、経済的・社会的にも安定した生活を送れるように支援することとなった。					
	具体的な 事業内容	<p>高齢基礎年金を受給しても、なお生活の安定が図れない中国残留邦人(一世)等に対し、補完する支援給付を支給した。生活費以外に、住宅費、医療費及び介護費等を制度に基づき支給する。また、支援給付業務、通訳及び日常生活の相談等、中国残留邦人等が安心して生活を送れるように、中国残留邦人等に対する理解が深く中国語ができる「支援・相談員」を設置した。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		対象世帯数(世帯)	目標	233	231	226	223
			実績	231	226	223	221
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		850,866千円	785,650千円	809,795千円	803,536千円
		支出済額		764,441千円	722,183千円	753,241千円	717,140千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		86,425千円	63,467千円	56,554千円	86,396千円		
執行率(%)		90%	92%	93%	89%		
人 件 費		一般職職員	1.2人	1.2人	1.3人	1.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	10,549千円	10,542千円	11,470千円	13,235千円		
総事業費		774,990千円	732,725千円	764,711千円	730,375千円		
増▲減		—	▲ 42,265千円	31,986千円	▲ 34,336千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	生活保護に準ずる法定受託事務であること。また、高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人(一世)等に対し、補完するための支援給付費等を支給することで安定した生活を維持することができる。					
	事業目的に 対する 有効性	核家族化及び高齢化が進行する対象者に対し、支援相談員が通院時の通訳同行や生活相談を支援していくことで、これまで福祉制度を十分に活用することが困難であった中国残留邦人等の在宅における自立した生活を長く継続することが期待できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法定受託事務であるため、事業におけるコストの関係を分析することはできない。生活保護制度に準ずる制度として、高齢者である対象者の生活を支えることが制度の趣旨となっており、法律に照らした適合性については検討しなければならないものの、効率性については判断することができない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		事業の性質になじまないため。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	高齢化が進み過半数が後期高齢者となりつつある中国残留邦人等の地域生活は、言葉によるコミュニケーションに制約があり、制度を活用した福祉サービスの利用も支援が必要な状況が続いている。支えている二・三世家族を含めた在宅介護を継続するための支援、入所可能施設の確保などが課題である。 現状を国へ適切に説明し、支援相談員、自立支援相談員の人員を確保すること、中国語会話が可能な職員がいる福祉事業者などの情報を把握し、被支援者への情報提供及び相談に対応していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 遠藤 寿彦	係長 齋藤 裕史	援護対策担当 係 須沼 吉文	

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-5-1	1	地域ケアプラザ整備事業
7-5-1	2	松風学園改築・改修事業
7-5-1	3	障害者施設整備事業
7-5-1	4	新入所施設整備事業
7-5-1	5	特別養護老人ホーム整備事業
7-5-1	6	東部方面斎場（仮称）整備事業
7-5-1	7	社会福祉施設等償還金助成事業（障害者施設）
7-5-1	8	社会福祉施設等償還金助成事業（特別養護老人ホーム等）
7-5-1	9	社会福祉施設等償還金助成事業（地域ケアプラザ）
7-5-1	10	地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業
7-5-1	11	養護老人ホーム解体事業
7-5-1	12	高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業
7-5-1	13	高齢者施設の感染拡大防止のための個室化改修事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 5 項 1 目 地域ケアプラザ整備事業		所管区局・課	健康福祉局地域支援課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1 1	
						政策番号	14	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	地域ケアプラザ条例			
		その他	<input type="checkbox"/>					
	事業の目的	中期計画	政策	参加と協働による地域福祉保健の推進				
			施策(事業)	地域福祉保健推進のための基盤づくり				
具体的な 事業内容	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉保健に関する相談、地域の福祉保健活動の振興を図るとともに、福祉保健サービスを身近な場所で総合的に提供する施設として地域ケアプラザの整備を推進する。							
		地域包括支援センター機能を含む福祉・保健の相談・調整機能と地域活動・交流機能を備えた地域ケアプラザを中学校区程度に1館ずつ、全市で146館整備するために、令和2年度は新築工事(山下、都田)、設計(西柴(仮称)、保土ヶ谷(仮称)、丸山台(仮称))、床取得契約締結(本郷台駅前)を進め、累計開所数は新規開所1か所(別所)を含む140か所となった。						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時		令和2年度	目標値		
	—		—		—	—		
	想定事業量		計画策定時		令和2年度	目標値		
	地域ケアプラザ設置・運営か所数		運営137か所(累計)(29年度)		設置1か所・運営140か所(累計)	設置6か所・運営143か所(累計)		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現予算額		141,158千円	336,267千円	275,120千円		
		支出済額		251,432千円	301,222千円	298,238千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		△ 110,274千円	35,045千円	△ 23,118千円		
		執行率(%)		178%	90%	108%		
		人件費	一般職職員		3.0人	3.0人	3.0人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費		26,355千円	26,469千円	26,469千円	
		総事業費		277,787千円	327,691千円	324,707千円		
増▲減		—	49,904千円	▲ 2,984千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市中期4か年計画2018～2021に定められている施策14「参加と協働による地域福祉保健の推進」を実現するために、介護保険法に規定されている地域包括支援センター機能を有する地域ケアプラザを本市が整備していく必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	未整備地区においては、地区外の地域ケアプラザの利用を強いられている状況がある。地域ケアプラザが地区内に整備されることにより、身近な相談窓口ができるだけでなく、相談・調整機能と地域活動・交流機能を融合させた地域支援を推進することが可能となる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	地域ケアプラザにおけるデイサービス機能については、民間事業者による同機能の事業所開設が進んだため、平成19年度以降の設計から同機能の整備を廃止し、規模縮小により効率的な整備事業となっている。また、平成24年度の政策局長通知に基づき、地区センターやコミュニティハウスとの複合整備や重複する機能を各施設ごとに整備せず効率的に整備するようにしている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 未整備地区の整備においては、区提案反映制度によって区役所を通じて寄せられた地域住民等の意見を基に、整備計画に反映させてきた。また、整備過程においては、地域懇談会やボランティア懇談会を開催し地域住民へ説明を行い、そこで出された意見を可能な限り設計へ反映させる仕組みを設けている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「地域ニーズに沿った施設のあり方検討プロジェクト」(平成22年度)の検討結果を踏まえた、柔軟で効率的な整備手法を取り入れながら、未整備地区への整備を順次進めていく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和2年度は新たに1館開所することができた。 残りの事業推進中地区の地域ケアプラザについても、引き続き関係区局との調整を密にし、整備を進めていく。							

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	柿沼 千尋	係長	花摘 梢子	係	中内 遼吾
--------------------	----	-------	----	-------	---	-------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 5項 1目 松風学園改築・改修事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書番号	7-5-1 2	
						政策番号	31	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	障害児・者福祉の充実					
		施策(事業)	障害児・者施設の充実					
事業の目的	公立の障害者入所施設である松風学園は、設備の老朽化が著しく、現入所者の居住環境の改善を図るため、新たな居住棟を建設する等により居室を現在の障害者入所施設の面積基準に適合させ、個室化等を図る。							
具体的な 事業内容	令和元年度に実施した実施(解体)設計をもとに、CS棟、プール、作業棟及び通所訓練棟の解体に着手するとともに、CS棟跡地への新居住棟新設工事の実施設計を行った。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		松風学園		-(29年度)	解体工事・実施設計	再整備完了		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		1,996千円	52,710千円	108,000千円		
		支出済額		1,997千円	56,815千円	82,531千円		
		繰越額		0千円	0千円	68,222千円		
		差▲引		△1千円	△4,105千円	△42,753千円		
執行率(%)		100%	108%	140%				
人件費		一般職職員		0.8人	0.8人	0.8人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費		7,028千円	7,058千円	7,058千円		
総事業費		9,025千円	63,873千円	157,811千円				
増▲減		-	54,848千円	93,938千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市運営の障害者入所施設松風学園は老朽化等が進んでいるため、居室の面積基準適合化・個室化などの居住環境の改善を行う必要があり、管理運営主体として本市が事業を行う必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	平成29年度に①居室の基準適合化・個室化、②各設備の改修更新等による居住環境改善の方針を決定した。平成30年度は基礎調査を行い、様々な庁内手続きを経て新たな案を検証し、一部建物を建設することとした。令和元年度は基本設計に着手し、①②を主軸に置きながらも、事業費を削減するよう働きかけを行い、設計を進めた。令和2年度においては、CS棟、プール、作業棟及び通所訓練棟の解体に着手するとともに、CS棟跡地への新居住棟新設工事の実施設計を行った。今後行う工事の実施設計についても、課題を整理するなどして、事業費の削減に努める。						
	本事業の 効率性・ 類似性	平成30年度に事業手法・経費の再検討・見直しを行い、工事の手順を工夫し仮設棟を設置しないことにより、居住性の向上と事業費抑制の両立を図った。今後も効率性を重視しつつ、工事の安全性も両立する必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公共事業評価に図ると共に市民意見募集を行うなど、外部意見を聴取した。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成30年度の建築局を交えた専門的な検討により、当初案の向上を図ることができた。令和元年度に行った基本設計にて、課題を整理し、関係機関と調整し方向を決定した。令和2年度についても、都度課題を整理、反映しつつ、解体工事・実施設計を行った。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	解体工事について、設計変更を行ったことにより工期が1か月(3月→4月)延期になった。事業費が増加傾向であったため、設計業者に様々な助言を行い、新居住棟新設の工事費を抑制するよう努めた。今後も事業費抑制に努めるとともに、松風学園入居者の居住環境の早期改善を図る。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	高橋 昌広		係長	赤池 洋一		整備推進担当	宇野 修平

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 5 項 1 目 障害者施設整備事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書番号	7-5-1 3	
						政策番号	31	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	障害者総合支援法、社会福祉法、横浜市民間障害福祉施設 建設費補助金交付要綱		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策			障害児・者福祉の充実			
		施策(事業)			障害児・者施設の充実			
事業の目的	障害者及びその家族が地域で安心して生活するために必要な施設を、計画的に整備することを目的として事業を開始した。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 【多機能型拠点整備】4館目の設置・運営法人の選定を行った。未整備エリアについて整備候補地やその条件等の検討を行った。 【大規模修繕】多床室の障害者支援施設及び短期入所事業所について、新型コロナウイルス対策として個室化工事を行った。 							
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	-		-	-	-			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	多機能型拠点の整備		3か所(累計)(29年度)	3か所(累計)	6か所(累計)			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		144,543千円		144,543千円	81,362千円	52,346千円		
		支出済額		109,551千円	10,603千円	6,601千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		34,992千円	70,759千円	45,745千円		
		執行率(%)		76%	13%	13%		
		人件費	一般職員		0.6人	0.6人	0.6人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		5,271千円	5,294千円	5,294千円			
	総事業費		114,822千円	15,897千円	11,895千円			
増▲減		-	▲ 98,925千円	▲ 4,002千円				
事業評価 の視点によ る点検・ 検証・評 価	本市が行う 必要性	【多機能型拠点】 多機能型拠点の利用対象者である医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等は、今後増加する見込みであるため、中期計画や障害者プランに基づき、早期に整備していく必要がある。 【大規模修繕等】 老朽化した民間障害者施設の改修や施設利用者等のニーズに合わせた民間障害者施設の改修(バリアフリー工事等)に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。						
	事業目的に 対する有効 性	【多機能型拠点】 多機能型拠点を整備することにより、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が利用できる診療所、短期入所、日中活動の場が整備され家族等と地域で安心して生活することができる。 【大規模修繕等】 資金面の理由で工事発注を見合わせている施設が少なくない現状では、整備費補助金の交付は有効である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の整備及び大規模修繕は、国庫補助制度があるため、少ない市費負担での改修費補助が可能である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」(横浜市附属機関)において、新規施設の建設や既存施設の全面改築等に対して、補助金交付先法人の組織体制や運営状況、事業計画における資金計画や施設計画等について、審査を行っている。あわせて、多機能型拠点整備事業については、社会福祉協議会での重症心身障害児者懇談会や親の会との意見交換会等に参加し、意見を取り入れるよう努めている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【多機能型拠点】 4館目の設置・運営法人を公募し、選定した。5、6館目の多機能型拠点整備予定地の選定が難航しているが、市有地の状況を積極的に把握することで、早急に整備予定地を選定し、整備を進めていく。 【大規模修繕等】 各法人の財務状況を把握していないため、案件ごとに資金的な必要性の精査が必要となる。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	多機能型拠点の整備について、4館目の整備に向け、基本設計・実施設計を進める。5、6館目については、複数の候補地で検討・内部調整を進めているが、検討・調整に時間を要する候補地が多い状況である。市有地の状況を数多く積極的に把握することで早急に整備地を選定し、整備を進めていく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	高橋 昌広		係長	廣沢 大輔		整備推進担当 鶴見 遥	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 5 項 1 目 新入所施設整備事業		所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1 4	
						政策番号	31	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 □ 条例 □ 規則		具体的な 名称	障害者総合支援法、社会福祉法、 横浜市民間障害者福祉施設建設費補助金交付要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策			障害児・者福祉の充実			
		施策(事業)			障害児・者施設の充実			
事業の目的	今後も増加する入所ニーズを踏まえ、既存公立施設(松風学園)の個室化による入所定員減を補うため、新たな障害者支援施設を民設民営により整備する。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の実施設設計(その1)に引き続き、実施設設計(その2)を行った。 ・新入所施設の新築工事に着工した。(出来高0.5%) 							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		松風学園		—(29年度)	実施設計・新築工事着工※	再整備完了		
	備考	・本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。 ※松風学園再整備にかかる新入所施設整備の実績						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		3,000千円	33,495千円	25,539千円		
		支出済額		1,248千円	13,218千円	25,774千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		1,752千円	20,277千円	△ 235千円		
執行率(%)		42%	39%	101%				
人件費		一般職員		0.2人	0.2人	0.4人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費		1,757千円	1,765千円	3,529千円			
総事業費		3,005千円	14,983千円	29,303千円				
増▲減		—	11,978千円	14,321千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市運営の障害者支援施設松風学園は老朽化等が進んでいるため、居室の面積基準適合化・個室化などの居住環境の改善を行うが、個室化等に伴う定員減により他施設への移転を余儀なくされる現入所者の移転先を確保する必要がある。これに加え、障害児施設から18歳以上の障害者を受け入れるなどの市内全体のセーフティーネットとしての役割や、地域移行を進め、地域での生活を支える役割を果たすため、本市が事業を行う必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	障害児・者が自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して学び・育ち・暮らしていくことができるよう、中期計画に基づき新たな障害者支援施設を整備することにより、松風学園個室化に伴う定員減を補うことができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	新入所施設は、事業手法や経費などを検討するとともに、民間施設で対応可能な規模(定員40人)であることや、最重度の利用者は公立施設で対応可能であることから、民間法人による整備とした。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		近隣住民を対象に事業説明を実施し、利用者家族等を対象に「松風学園再整備事業説明会」を開催している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後、公立施設の求められる基本的役割・機能を整理していき、民間施設は公立施設とは異なる役割を担う。役割分担については、平成30年度に民間識者や民間事業者の意見を伺っており、多くの意見を取り入れて整理していく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新入所施設整備事業については、事業が円滑に進捗するよう各種条件を事前に調査・整理することを目的として基礎調査を行い、建築条件等を確認した。その結果等を踏まえて定員を決定し、地元説明を実施した後、設置運営する事業者を選定した。今後は工事を着実に進めていくとともに、関係部署と調整しながら、引き続き円滑な事業の推進に努める。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	整備推進担当		
				高橋 昌広	赤池 洋一	玉置 勇介		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 5 項 1 目 特別養護老人ホーム整備事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1 5
						政策番号	16
						主な施策(事業)番号	5
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的 名称	社会福祉法、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市特別養護老人ホーム等整備費補助金交付要綱、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱		
	中期計画	政策 施策(事業)	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり				
	事業の目的	特別養護老人ホームの施設整備に対して補助金を交付することにより、整備を促進し、常時介護が必要とされ、居宅での介護が困難な高齢者の福祉増進を図ることを目的に開始された。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 要介護3以上の方が概ね11か月以内に特別養護老人ホームへ入所できるようにするため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図る。 令和2年度は、8か所の施設に建設費補助を行い、継続事業の5か所がしゅん工した。 従来型特別養護老人ホーム大規模修繕事業について4か所の修繕に係る工事費用の一部補助、多床室のプライバシー保護改修費支援事業について98人分の改修費補助を行った。 						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
		特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した方の平均待ち月数		12か月(29年度)	10か月	12か月	
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
		特別養護老人ホーム整備数		15,593人分(累計)(29年度)	16,749人分(累計)	17,633人分(累計)	
	備考						
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		2,545,268千円	2,487,315千円	3,234,280千円	
		支出済額		2,183,948千円	2,408,092千円	2,813,491千円	
		繰越額		198,590千円	137,078千円	541,493千円	
		差▲引		162,730千円	△ 57,855千円	△ 120,704千円	
執行率(%)		94%	102%	104%			
人件費		一般職職員	4.6人	4.6人	4.6人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	40,411千円	40,586千円	40,586千円		
総事業費		2,422,949千円	2,585,756千円	3,395,570千円			
増▲減		—	162,807千円	809,814千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えるため、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、整備量を加速し、事業を継続する必要がある。					
	事業目的に対する有効性	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準」を目指し、その水準を維持するために整備を進めてきており、目標値を上回る効果(10か月)をあげた。					
	本事業の効率性・類似性	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、特別養護老人ホームの入所の需要は高まると予測できる。また、収入により経済的負担が軽減され、医療的ケアに対応した特別養護老人ホームの整備は、要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えるため、事業を切れ目なく行うことが必要である。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 特別養護老人ホームの整備にあたっては、外部有識者で構成される「横浜市民社会福祉法人施設審査会」で事業者(補助金交付先)を選定する。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和2年度は600人分の公募を行い、620人分の選定を行った。令和3年度は、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、450人分の公募を行う。また、老朽化した従来型特別養護老人ホームの長寿命化を図るため、令和2年度からの事業継続施設へ施設の修繕に係る工事費用に対し、補助を行うとともに、多床室の居住環境を向上させるため、プライバシー確保のための改修費補助を行っていく。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えるため、整備量を加速し、事業を継続する必要がある。また、これにより現在の要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できるよう、整備水準の維持に努めており、令和2年度は特別養護老人ホームの入所平均待ち月数が10か月となっている。年間450人分の公募・選定を達成するためには、民有地での積極的な応募を促進していく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設整備係				
	松村 健也	岩瀬 敬二	長嶋 貴文				

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 5 項 1 目 東部方面斎場(仮称)整備事業		所管区局・課	健康福祉局環境施設課	令和3年度 事業評価書番号	7-5-1 6	
						政策番号	17	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	墓地・埋葬等に関する法律、同施行規則 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例、同施行規則			
		その他	<input type="checkbox"/>					
		中期計画	政策	地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進				
		施策(事業)	新たな斎場及び市営墓地の整備					
	事業の目的	将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進める。						
	具体的な 事業内容	今後、死亡者数の増加に伴い、火葬需要の増加が見込まれる中で、現在、既存斎場の火葬受付枠を増やすため運用面の工夫を行っているが、それだけでは安定した火葬の供給は困難となることが見込まれるため、全市的な観点から新たな斎場の整備を進めている。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		東部方面斎場(仮称)		基本調査(29年度)	火葬炉選定、基本設計	設計完了		
		備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		20,000千円	688,148千円	160,977千円		
		支出済額		27,528千円	651,035千円	178,912千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		△ 7,528千円	37,113千円	△ 17,935千円		
執行率(%)		138%	95%	111%				
人件費		一般職職員		2.0人	2.0人	3.0人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費		17,570千円	17,646千円	26,469千円			
総事業費		45,098千円	668,681千円	205,381千円				
増▲減		—	623,583千円	▲ 463,300千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例において、火葬場(斎場)の経営主体は「地方公共団体、宗教法人、公益法人に限る」と規定されている。これは、斎場の永続的管理の必要性とともに、健全な経営を確保するためには営利を追求しない公益的事業として運営されるべきとの考えによるものである。さらに、将来にわたる火葬の安定供給を確保するためには、本市の責任で火葬を提供できる体制が必要である。						
	事業目的に対する有効性	今後、死亡者数の増加に伴い、火葬需要の増加が見込まれている。現在、既存斎場の火葬受付枠を増やすため運用面の工夫を行っているが、それだけでは安定した火葬の供給は困難となることが見込まれるため、全市的な観点から新たな斎場整備について検討を進めたものである。市民の火葬の安定供給を確保することは、基礎自治体としての責務であると考え。						
	本事業の効率性・類似性	これまで、全ての火葬枠を市民優先として早めに予約できるようにしたほか、従来、休場していた日も利用できる斎場を増やし、火葬枠を拡大するなど、既存斎場の運営面で様々な工夫を行ってきたが、それだけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは難しい状況である。そのため、全市的な観点から検討を進め、新たな斎場を整備することとした。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 基本設計の検討状況や環境影響評価(自主)について、令和3年3月に開催された市会で中間報告を行った。また、事業の進捗状況については、令和3年3月から動画配信形式で実施した説明会を通じ、周辺への周知を図った。さらに、関係団体、企業等にも事業説明を行い、意見や要望をいただく機会を設けている。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題である。一方で、地域の方々の理解と協力が必要不可欠である。そのため、地域の方々にも丁寧な説明し、理解をいただけるよう誠意を持って対応し、本市の将来を見据え斎場整備に着実に取り組んでいく必要がある。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において市内5か所目となる市営斎場の整備を進めている。令和2年度は基本設計に着手するとともに、地質調査を行った。また、庁内検討委員会を設置し、本市が必要とする火葬炉設備に関する仕様検討を行った。その他、令和元年度に引き続き自主的に環境影響評価を実施した。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 井波 昭彦	係長 山口 真	施設係 三浦 しをり		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 5項 1目 社会福祉施設等償還金助成(障害者施設)	所管区局・課	健康福祉局 障害施設サービス課	令和3年度 事業評価書 番号	7-5-1 7		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会福祉法人が施設を建設するにあたり、福祉医療機構及び横浜市社会福祉協議会から借り入れる資金の償還金の元金の一部及び福祉医療機構及び横浜市社会福祉協議会から借り入れる償還金の元金における利子を助成することにより、法人負担を軽減して、民間施設の建設促進を図る。					
	具体的な 事業内容	施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構又は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から資金を借り入れた社会福祉法人に対して、償還金の元金の一部及び利子を助成した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額	77,284千円	60,932千円	53,231千円	51,054千円	
		支出済額	77,346千円	59,751千円	53,231千円	51,054千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 62千円	1,181千円	0千円	0千円	
		執行率(%)	100%	98%	100%	100%	
		人 件 費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		879千円	879千円	882千円	882千円	
	総事業費	78,225千円	60,630千円	54,113千円	51,936千円		
	増▲減	—	▲ 17,596千円	▲ 6,516千円	▲ 2,177千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	長期間にわたる助成となるため、単年度で見ると事業費圧縮の効果はあるものの、各施設整備への助成総額が把握しにくい、助成額が長期間固定的に必要となり金利変動に左右される、などの課題があり、見直しの余地がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 民間社会福祉施設整備のために借入を行った社会福祉法人を対象とした償還金助成であるため。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	償還金助成の新規募集は27年度で廃止しているため、償還の続く法人から適正に申請を受け、助成を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 昌広	係長 赤池 洋一	整備推進担当 宇野 修平		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 5項 1目 社会福祉施設等償還金助成事業 (特別養護老人ホーム等)		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-5-1 8
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間社会福祉施設等償還金助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会福祉法人による特別養護老人ホーム等の整備促進に資することを目的に事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	施設を建設するにあたり、独立行政法人福祉医療機構又は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会から資金を借り入れた社会福祉法人に対して、償還金の元金の一部及び利子を助成した。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input checked="" type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
			目標 実績				
			目標 実績				
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	現計予算額			1,680,327千円	1,600,941千円	1,488,856千円	1,335,241千円
	支出済額			1,678,569千円	1,599,531千円	1,476,972千円	1,326,753千円
	繰越額			0千円	0千円	0千円	0千円
	差▲引			1,758千円	1,410千円	11,884千円	8,488千円
	執行率(%)			100%	100%	99%	99%
	人 件 費	一般職職員		0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費		5,275千円	5,271千円	5,294千円	5,294千円
		総事業費		1,683,844千円	1,604,802千円	1,482,266千円	1,332,047千円
増▲減			—	▲ 79,042千円	▲ 122,536千円	▲ 150,219千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	平成27年度より償還金助成の新規募集を廃止しているため、助成額は減少していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 民間社会福祉施設整備のために借入を行った社会福祉法人を対象とした償還金助成であるため。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新規募集を廃止したため、現在は法人の償還終了を待つ状態となっている。 既存の施設運営に支障をきたさないよう、助成を継続していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設整備係
	松村 健也	岩瀬 敬二	富尾 大地

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 5 項 1 目 社会福祉施設等償還金助成事業 (地域ケアプラザ)	所管区局・課	健康福祉局 地域支援課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 5 - 1 9		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例 他			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	社会福祉法人が施設を建設するにあたり、横浜市社会福祉協議会等から借り入れる資金の元金の一部及び利子を助成することにより、法人負担を軽減して、民設整備による建設促進を図るため。					
	具体的な 事業内容	地域ケアプラザ建設に係る借入金の償還金を助成した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額	44,048千円	43,671千円	43,084千円	42,676千円	
		繰越額	44,285千円	43,513千円	43,083千円	42,613千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	△ 237千円	158千円	1千円	63千円	
		執行率(%)	101%	100%	100%	100%	
		人 件 費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.0人	0.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.1人	0.1人
			概算人件費	879千円	879千円	497千円	497千円
総事業費	45,164千円	44,392千円	43,580千円	43,110千円			
増▲減	—	▲ 773千円	▲ 812千円	▲ 470千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	今後、新規助成対象となる施設整備は行わないため見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 業務の性質上、外部へ意見聴取することが馴染まないため。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	助成対象となる法人の償還が完了するまで、引き続き事業を実施する。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 柿沼 千尋	係長 花摘 梢子	係 金岡 正		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 5 項 1 目		所管区局・課	健康福祉局 介護事業指導課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 5 - 1
	地域密着型サービス事業所整備及び消防用 設備設置等事業				10	
					政策番号	16
					主な施策(事業)番号	3
実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	介護保険法第8条第19項、第20項、第23項、 老人福祉法第5条の2第5項、第6項、第7項		
	その他	<input type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり			
事業の目的	施策(事業)	在宅生活を支える地域密着型サービスの充実				
	平成18年度の介護保険制度の見直しにより、可能な限り在宅生活が継続できる地域社会を実現するため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供を目指す「地域密着型サービス」が創設された。平成18年度の介護保険法改正以降、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて日常生活圏域ごとに1か所以上の整備を進めるとし、未整備圏域の解消及び総量の確保に向けて整備を進めた。また、事業所における防災・減災対策を推進し、利用者の安心・安全を確保するために、防災改修やブロック塀改修等の補助を行った。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスを柔軟に組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、在宅生活を継続することができるよう支援した。 医療ニーズが高くなっても、在宅要介護者が住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、要介護者の在宅生活の継続を支援した。 認知症になっても住み慣れた地域の中で、共同生活(5~9人)を送りながら、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援を受け、認知症状の進行緩和、生活機能向上を目指し、安心して日常生活を送ることができる認知症高齢者グループホームの整備を推進した。 利用者の安心・安全を確保するため、既存事業所に対して、防災改修やブロック塀改修等の補助を行った。 					
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
	—		—	—	—	
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
	小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所数		147か所(累計)(29年度)	156か所(累計)	216か所(累計)	
備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
事業実績	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	85,303千円		85,303千円	449,110千円	352,530千円	
	支出済額		85,127千円	376,900千円	186,614千円	
	繰越額		0千円	33,600千円	1,764千円	
	差▲引		176千円	38,610千円	164,152千円	
	執行率(%)		100%	91%	53%	
	人件費	一般職員	3.0人	3.0人	3.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	
		概算人件費	26,355千円	26,469千円	26,469千円	
	総事業費		111,482千円	436,969千円	214,847千円	
増▲減		—	325,487千円	▲222,122千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	整備が進んでいる圏域がある一方で、市内での未整備圏域は、小規模多機能型居宅介護が概ね35圏域、認知症高齢者グループホームが概ね10圏域あり、区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率等にばらつきがあるため、未整備圏域(未整備区)を中心に整備を進める必要がある。整備促進の支援策として、引き続き事業者への補助は必要である。また、事業所における利用状況の変化や施設の老朽化などにより、安全性の確保が必要な事業所については、その対策として引き続き事業者への補助を行う必要がある。				
	事業目的に対する有効性	事業開設に係る事業所整備費用を補助することにより、事業者の初年度収支見込みに対する不安等を解消し、事業参入意欲の促進につながっている。また、事業者の初年度の経営を安定させ、利用者への質の高い介護サービスの提供に寄与しているものと考えられる。				
	本事業の効率性・類似性	国の交付金及び県の基金を財源として活用しており、効率的に整備を推進している。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 整備費補助金交付にあたっては、外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」に諮る。				
	自己評価及び事業見直しの方向性	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホーム全てのサービスに共通して、総量の確保を目指した整備を推進し、かつ未整備圏域の解消を図る必要がある。令和3年度からの第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、小規模多機能型居宅介護は年間13か所、看護小規模多機能型居宅介護は年間3か所、認知症高齢者グループホームは年間225人分を目標に整備を進める。そのため、引続き未整備圏域を対象とした募集を継続するとともに、民有地におけるマッチング事業及び市有地の活用検討等により、事業者の参入の促進に努めていく。				
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	整備量の確保及び未整備圏域の解消のため、現在まで①未整備圏域を対象とした随時公募、②市街化調整区域における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の立地緩和、③オーナー型補助制度の導入、④民有地におけるマッチング事業の実施、⑤未整備圏域である若葉台地域における公募の実施等の取組を行ってきた。今後もこれらを継続するとともに、市有地活用公募など新たな取組についても検討し、更なる整備促進を目指す。					
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	松村 健也	係長	渡辺 裕美	運営支援 係 庄司 弥生	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 5項 1目 養護老人ホーム解体事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-5-1 11
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	老人福祉法、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市養護老人ホーム整備費補助要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームあり方検討会(平成21年度)で「市内に適正な養護老人ホームの入所定員数(500人程度)を確保するとともに、効果的・効率的な運営を行うため、公立養護老人ホームについて、最適な運営主体を選定する取り組みを推進すること」とされた。 ・公立養護老人ホーム(名瀬ホーム・恵風ホーム)について、施設の老朽化、個室化未対応等の問題の解消が急務であった、 ・要介護状態となった入所者の介護保険施設等への転所を進める一方で、単身高齢者保護世帯の増加や精神疾患(統合失調者等)の増加など、養護老人ホームに対する一定の需要は引き続き見込まれる。 ・上記課題に対応するため、公立養護老人ホーム(恵風ホーム、名瀬ホーム)の代替施設について、民設民営による整備を進めることとした。 					
	具体的な 事業内容	恵風ホームの代替施設として、平成30年度に名瀬ホーム(戸塚区)跡地を活用した養護老人ホーム「名瀬の森」(市有地貸与、民設民営で整備)を開設した。 令和2年度は、恵風ホームの解体工事の実施し、完了した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		名瀬の森	目標 実績	実施設計・建設5% 同上	建設95%・しゅん工 同上		
		恵風ホーム解体工 事	目標 実績			解体設計・解体工事契約 同上	解体工事完了 同上
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度 105,457千円	平成30年度 1,204,440千円	令和元年度 133,318千円	令和2年度 193,150千円
		支出済額		103,800千円	1,189,822千円	12,656千円	324,510千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,657千円	14,618千円	120,662千円	△ 131,360千円
		執行率(%)		98%	99%	9%	168%
		人件 費	一般職職員	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			14,066千円	14,056千円	14,117千円	14,117千円	
総事業費		117,866千円	1,203,878千円	26,773千円	338,627千円		
増▲減		—	1,086,012千円	▲ 1,177,105千円	311,854千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	既存の公立養護老人ホームについては、①施設の老朽化、②効率的な経営が困難(人件費の問題等)、③処遇上の問題(個室化未対応等)などの課題に対応するため、民設民営による代替施設の整備を進める必要があった。					
	事業目的に 対する 有効性	名瀬ホームの代替施設として、平成27年度に「野庭風の丘」、恵風ホームの代替施設として平成30年度に「名瀬の森」がしゅん工・開所したことにより、入所されていた方の居住環境が大きく改善され、民設民営による効果的な運営が可能となった。					
	本事業の 効率性・ 類似性	恵風ホームの代替施設として、旧名瀬ホームの敷地の一部を有効活用し、民設民営による「名瀬の森」を整備したことにより、整備費にかかる本市の財政負担を最小限に抑えることができ、恵風ホーム入所者の居住環境の改善や、効果的かつ効率的な運営が可能となった。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 平成21年度に外部委員で構成される「養護老人ホームのあり方検討会」で検討結果等を踏まえ、整備方針を決定した。 法人選定にあたっては、外部有識者で構成される「横浜市社会福祉法人施設審査会」で事業者(補助金交付先)を選定した。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	平成30年度末で廃止となった恵風ホームの解体工事は令和2年度で完了した。令和3年度は事後家屋調査を実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設整備係
	松村 健也	岩瀬 敬二	飯田 動

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 5項 1目 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-5-1 12
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	社会福祉施設等について「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)により国で補助事業が創設されたことを受け、高齢者施設等の防災・減災対策を推進することを目的に事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	高齢者施設等において、災害による停電・断水時に施設機能を維持するための非常用自家発電設備・給水設備整備にかかる費用の補助 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額				45,000千円	97,500千円
		支出済額				21,495千円	70,865千円
		繰越額				0千円	8,910千円
		差▲引				23,505千円	17,725千円
		執行率(%)				48%	82%
人 件 費		一般職職員				0.3人	0.3人
		再任用職員				0.0人	0.0人
	概算人件費				2,647千円	2,647千円	
総事業費				24,142千円	82,422千円		
増▲減			—	24,142千円	58,280千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	近年多発している自然災害による影響を踏まえ、非常用自家発電設備及び給水設備整備の需要が高まると予測できる。また、施設の老朽化にかかる対応や災害による停電・断水時にも施設機能を維持する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 業務の性質上、外部へ意見聴取することがないため。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	災害対策として、高齢者施設が非常用自家発電設備及び給水設備の工事を行ったことにより、災害時に安定した電力・水の供給を行えることとなった。 厚生労働省より、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における補助事業として、非常用自家発電設備整備に加え、令和2年度から新たに給水設備整備事業が追加され、さらに補助対象上限が撤廃されたため、大規模な工事を実施することが可能となった。施設の老朽化や災害対策として需要があるため、引き続き事業を実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設整備係
	松村 健也	岩瀬 敬二	長嶋 貴文

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 5項 1目 高齢者施設の感染拡大防止のための個室化 改修事業		所管区局・課	健康福祉局 高齢施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-5-1 13
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(令和2年3月10日閣議決定)により、国で補助事業が創設されたことを受け、高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止を推進することを目的に事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	高齢者施設において、新型コロナウイルス感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費の補助 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標	実績				
		目標	実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額					40,000千円
		支出済額					32,606千円
		繰越額					0千円
		差▲引					7,394千円
		執行率(%)					82%
人件費		一般職職員					0.3人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					2,647千円	
総事業費					35,253千円		
増▲減		—			35,253千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業は特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修支援事業と類似しているが、新型コロナウイルス感染防止対策としての多床室の個室化については、特別養護老人ホームのみに関わらず、その他高齢者施設においても一定の需要があると予測される。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		業務の性質上、外部へ意見聴取することがないため。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	多床室の個室化改修により、高齢者施設の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一定の効果を上げることができた。令和2年度は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における補助事業として、本市で実施したが、令和3年度は地域医療介護総合確保基金(介護分)の補助事業となり、神奈川県主体で実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

松村 健也

係長

岩瀬 敬二

施設整備 係

長嶋 貴文

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 1目 結核医療・健康管理事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 1
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・施行令・施行規則、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市定期健康診断費補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	結核の早期発見及びまん延防止を図るとともに、適正な結核医療及び医療費を提供することを目的に、昭和26年の結核予防法の施行に併せ本事業を開始した。(平成19年に結核予防法から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に変更)				
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 結核患者と接触のあった者に対して健康診断を実施した。 患者の治療期間終了後も、再発しないかどうか健康診断を実施し、まん延防止を図った。 適正な医療を提供するために感染症診査協議会を行った。 結核の早期発見のため、私立学校や施設に対し、結核健康診断費用の一部補助を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		結核発生动向調査年報における結核新登録者患者の人口10万対罹患率	目標 15.0	15.0	15.0	10.0
			実績 13.6	11.8	10.9	9.4
			目標			
		実績				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額	242,616千円	243,354千円	235,076千円	219,445千円
		支出済額	195,010千円	218,853千円	183,195千円	140,179千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		47,606千円	24,501千円	51,881千円	79,266千円	
執行率(%)		80%	90%	78%	64%	
人件費		一般職職員	3.1人	3.1人	3.1人	3.1人
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費	27,252千円	27,234千円	27,351千円	27,351千円	
	総事業費	222,262千円	246,087千円	210,546千円	167,530千円	
	増▲減	—	23,824千円	▲35,540千円	▲43,016千円	
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	結核の発生及びまん延、罹患率の上昇を抑えるために必要である。				
	事業目的に 対する 有効性	事業の達成指標である罹患率は年々低下傾向ではあるが、感染症を収束させる為には、継続的な事業実施が必要である。				
	本事業の 効率性・ 類似性	法律に基づく事業であるため他事業との集約は難しく、また、費用は医療の必要性に基づき算出しているため削減は難しい。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 専門医や法律等の学識経験者から構成される附属機関「横浜市感染症診査協議会(結核分科会)」を設置し、各委員の専門的かつ客観的な立場から結核患者に対する入院勧告、入院期間の延長及び医療に関する審議を行っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新規患者の発見やまん延防止のため、積極的な健康診断の実施や感染ルートの解明に努め、さらなる罹患率の低下を図る。				

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

船山 和志

係長

木村 香織

結核・エイズ 係

金子 葉子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 1 目 感染症発生動向調査事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 2
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市感染症発生動向調査事業実施要綱 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	各種感染症の発生状況を正確に把握し速やかに対策を行うことを目的として、昭和56年に18疾患を対象とし、国により全国的なサーベイランス(監視)システムが立ち上げられ、本市においても、昭和57年から本事業を実施している。その後、昭和62年のオンラインシステムの導入(27疾患に拡大)など随時事業が拡大・拡充され、平成11年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い、感染症対策の基本として位置づけられることとなった法定事業(法第12～14条)であり、国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき実施している。さらに平成26年の同法改正により、患者等からの検体確保と病原体の検査による情報の収集・解析に関する明確な規定が設けられ、平成28年4月から情報収集体制が強化された。現在、115の疾患等が対象となっている。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内医療機関から感染症発生情報を収集し、市内での流行状況を把握した。 市内の感染症発生情報を国へ報告することにより、国内での流行情報を把握した。 病原体定点から提出された検体及び蚊等の病原体検査を行い、病原体保有状況を把握した。 感染症発生動向調査委員会により市内の感染症情報を毎月把握し、情報をホームページ等により公表した。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		病原体定点検体 検査数	目標				
			実績	1,171件	928件	861件	415件
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		感染症の発生動向により検体数が増減し、予測が困難なため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		52,694千円	56,620千円	58,513千円	152,029千円
		支出済額		50,514千円	61,264千円	71,417千円	98,418千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,180千円	△ 4,644千円	△ 12,904千円	53,611千円		
執行率(%)		96%	108%	122%	65%		
人件費		一般職員	6.0人	6.0人	6.0人	10.0人	
		再任用職員	1.0人	1.0人	1.0人	3.0人	
	概算人件費	57,528千円	57,504千円	57,905千円	103,131千円		
総事業費		108,042千円	118,768千円	129,322千円	201,549千円		
増▲減		—	10,726千円	10,554千円	72,227千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	法律及び国の要綱等で実施を求められる事業であり、国や地域の感染症施策の基礎となるべきものであり必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	感染症の発生動向調査により、市内で発生している感染症をいち早く探知するとともに、病原体の検査結果から感染源や発生動向を分析し、流行している感染症の予防方法を市民に注意喚起することで、市内の感染症のまん延を防止し市民の健康を守ることができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	検体等の収集・搬送等の方法について、区及び衛生研究所等関係機関との調整により効率性は向上するものとする。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		定期的に「感染症発生動向調査委員会」を開催し、市内医療機関の関係者を交え、感染症の発生状況について協議し、感染症対策に反映させることとしている。			
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	新型コロナウイルス感染症発生に伴い、緊急で発生動向調査体制の構築、国・神奈川県等関係機関への報告を実施した。このような感染症の突発的な流行や、新たに海外から持ち込まれる感染症が発生した場合は、緊急的な調査や検査の実施が求められるため、必要な発生動向調査体制を引き続き整備していく必要がある。また、国際的な会議やスポーツイベント(東京2020オリンピック・パラリンピック)の開催による訪日外国人の増加を見据えた輸入感染症への対応を強化するため、蚊媒介感染症サーベイランスの強化や令和元年度の国の要綱改正に伴う新たな疑似症サーベイランスへの対応等が必要であり、本事業の充実が求められている。					

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 6 項 1 目		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 6 - 1
	感染症・食中毒対策事業				政策番号	3
					主な施策(事業)番号	15
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	
		その他	<input type="checkbox"/>			
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保			
		施策(事業)	感染症対策の強化			
事業の目的	感染症・食中毒の発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保する。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症・食中毒患者発生時の迅速な調査及び拡大防止対策の実施 ・市民及び関係団体等への感染症・食中毒予防啓発の実施 ・職員研修の実施 ・エボラ出血熱、MERS等の一類・二類感染症発生時対策(PPE着脱訓練)の実施 					
中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指 標		計画策定時	令和2年度	目標値	
	—		—	—	—	
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
	エボラ出血熱・新型インフルエンザ等の発生時対応訓練		2回/年(29年度)	0回	2回/年	
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。				
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	31,339千円	30,924千円	6,829,983千円	
		支出済額	31,390千円	341,037千円	6,029,990千円	
		繰越額	0千円	43,362千円	0千円	
		差▲引	△ 51千円	△ 353,475千円	799,993千円	
		執行率(%)	100%	1243%	88%	
		人件費	一般職職員	3.6人	3.6人	18.6人
	再任用職員		0.0人	0.0人	5.0人	
	概算人件費		31,626千円	31,763千円	188,943千円	
	総事業費		63,016千円	416,162千円	6,218,933千円	
		増▲減	—	353,146千円	5,802,771千円	
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	法令で実施を求められており、市民の健康を守るために必要な事業である。 また、国際的な人流の平準化を見据え、輸入感染症対策を進める必要がある。				
	事業目的に 対する有効 性	感染症や食中毒の発生時に、検査や調査を行い原因を究明することで、感染拡大や再発を防止し、市民の健康を守る。				
	本事業の 効率性・ 類似性	予防啓発については、感染症等の発生状況に応じ、より効果的かつ費用対効果の高い手法を選択する必要がある。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 専門医や法律等の学識経験者から構成される附属機関「横浜市感染症診査協議会(感染症分科会)」を設置し、各委員の専門的かつ客観的な立場から1類及び2類感染症が発生した場合には、患者に対する入院勧告及び入院期間の延長又は医療に関する審議を行うこととしている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	発生予防に重点を置き、流行前の効果的な啓発や、保育園や高齢者施設への研修などに取り組んだ。この結果、施設等におけるノロウイルス集団発生時の保健所への連絡が速やかに行われるようになり、終息までの期間が短縮されるなどの効果があった。今後は、予防啓発を継続するとともに、国際イベントの開催や外国人労働者の流入機会の増加も視野に入れ、外国人患者への対応や、経験のない輸入感染症及び大規模な事件等が発生した場合の対応について、関係局と連携し体制を強化していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症では積極的疫学調査チームを立ち上げ、感染の流行の波を早期探知し、感染拡大防止に務めた。今後発生が懸念される新興感染症に対応するため、全庁的な連携強化が必要である。				
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	感染症対策では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、令和2年2月のクルーズ船受入時の対応を皮切りに、帰国者・接触者外来を拡充するとともに、横浜市医師会と協力し簡易検体採取所や行政検査実施医療機関の拡充に努め受診体制を整備し、患者の早期発見・蔓延防止に取り組んだ。 感染拡大防止に向けては、「感染症コールセンター」及び「帰国者・接触者相談センター」を開設し、幅広く相談に対応することで、正しい知識の啓発と市民の不安軽減に努めた。引き続き、市民の安全・安心の確保のため、流行拡大期に向けた対策の取組が求められる。 また、Y-AEITを発足し、福祉施設、医療機関等に対して、感染拡大防止のための早期の集団検査とゾーニング指導を実施した。 一・二類感染症疑似症患者をより安全に移送するため、購入した移送用救急車2台を活用し、消防局と連携して、新型コロナウイルス感染症患者の移送を実施した。 新型コロナウイルス感染症以外では、エボラ出血熱疑似症患者対応に関する所内訓練として、発生時期を夏季に設定した厳しい条件下のもとPPEの着脱訓練を実施した。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係	
			船山 和志	内田 憲志	根岸 優	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 1目 エイズ・性感染症予防対策事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-1 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	・感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律(平成11年4月1日施行)・後天性免疫症候群に関する特定感染症予防指針(平成30年1月18日施行)			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	昭和61年に国内でエイズ患者が発生し、不安を持つ住民の相談等の対応が必要となり事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	HIV検査を受けやすい環境を整えるため、各区福祉保健センターでの検査に加え、夜間、土曜、日曜に検査を実施した。また、感染予防等について市民への啓発を行った。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		HIV検査件数	目標	3,500	3,500	3,800	3,500
			実績	2,944	2,990	2,650	1,188
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		60,779千円	60,215千円	61,317千円	62,319千円
		支出済額		57,993千円	53,997千円	54,310千円	50,372千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		2,786千円	6,218千円	7,007千円	11,947千円
		執行率(%)		95%	90%	89%	81%
		人 件 費	一般職職員	2.1人	2.1人	2.1人	2.1人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	18,461千円		18,449千円	18,528千円	18,528千円		
総事業費		76,454千円	72,446千円	72,838千円	68,900千円		
増▲減		—	▲ 4,009千円	393千円	▲ 3,938千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	無料匿名のHIV検査を実施することで、市民が受検しやすい環境を整え、エイズ発症前の早い段階でのHIV感染がわかり、HIV感染者のまん延を抑制する。					
	事業目的に 対する 有効性	夜間・土日等の受検しやすい環境整備及び啓発を実施することで、HIV感染者の早期発見を目指し、HIV感染症の蔓延を防止し、医療費等の社会全体の負担を抑制する。					
	本事業の 効率性・ 類似性	HIV感染を知るには血液検査しか手段がなく、性感染症という特性から感染者への偏見も多い。こういった社会的状況下において、保健所による無料匿名の検査を今後も維持し、啓発していく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	外部有識者で構成される「エイズ対策推進協議会」を設置している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	エイズを発症してからHIV感染がわかる人の割合は依然として高く、感染予防の啓発と、早期発見のための検査を充実していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 船山 和志	係長 木村 香織	結核・エイズ 係 金子 葉子		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 6項 1目 定期予防接種事業(子宮頸がん含む)		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-1 5
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、 予防接種実施規則、横浜市定期予防接種事業実施要綱		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	予防接種の実施により、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として予防 接種法が昭和23年に制定された。同法には、市町村長はA類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市民に対し保健 所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならないとあり、横浜市でも法制定時より予防接種事業を実施 している。					
	具体的な 事業内容	予防接種法に定める疾病について、予防接種を市内の協力医療機関で個別接種により実施。 なお、ロタウイルスワクチンについて、令和2年10月より、令和2年8月1日以降生まれたお子さまを対象に、定期接種化された。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		MR2期接種率	目標	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
			実績	94.5%	96.9%	93.2%	95.9%
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		7,835,829千円	7,760,269千円	8,236,976千円	8,370,032千円
		支出済額		7,618,238千円	7,611,460千円	7,570,705千円	8,254,001千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		217,591千円	148,809千円	666,271千円	116,031千円		
執行率(%)		97%	98%	92%	99%		
人 件 費		一般職職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円	
総事業費		7,635,820千円	7,629,030千円	7,588,351千円	8,271,647千円		
増▲減		—	▲ 6,790千円	▲ 40,679千円	683,296千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法に基づく事業であり、予防接種を実施しないと、市民の免疫レベルを一定以上に保つことができず、感染症がまん延するおそれがある。					
	事業目的に 対する 有効性	乳幼児健診や広報等を通じて周知を行っており、定期予防接種の必要性について、一定の認識はされている。 26年度からは、予診票の大きさをA4版に拡大し、定期接種となるタイミングで個別通知により予防接種のご案内とともに、予診票も送 付しており、今後、接種率の向上が期待できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法律に基づく事業であるため、他の事業との集約や費用の削減は困難である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市予防接種事故対策調査会：市民が受けた定期予防接種に起因した事故の諸問題について、適正な解決を図るため、市長の 諮問機関として設置。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	こどもを対象とした任意予防接種のうち、定期予防接種化(あるいは一部市費負担)を望まれている接種もあるが、財源確保に課題が ある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	船山 和志	桑原 徹	山本 努

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 1目 高齢者インフルエンザ予防接種事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-1 6	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的な 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、 予防接種実施規則、横浜市高齢者インフルエンザ予防接種事業 実施要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	インフルエンザの予防接種が高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されたことにより、平成13年11月7日に予 防接種法及び予防接種法施行令が改正され、65歳以上の者及び60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイル スにより1級相当の障害を持つ者を対象に、予防接種が開始された。					
	具体的な 事業内容	予防接種を接種するにあたり、対象者に周知するとともに、医療機関に接種を委託して、当該事業を実施した。また、そのために必要 な印刷物の作成、配布などを行った。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
	達成指標	被接種者数(人)	目標	366,647	374,195	375,034	371,503
			実績	351,891	361,108	396,235	571,665
			目標				
			実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,152,426千円	1,177,681千円	1,217,085千円	3,241,000千円
		支出済額		1,125,161千円	1,154,222千円	1,300,613千円	2,999,428千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		27,265千円	23,459千円	△ 83,528千円	241,572千円
		執行率(%)		98%	98%	107%	93%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	8,791千円		8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		1,133,952千円	1,163,007千円	1,309,436千円	3,008,251千円		
増▲減		—	29,055千円	146,429千円	1,698,815千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業であり、本市が行うことで高齢者のインフルエンザ予防・健康維持に寄与する。令和2年度は新型コロナウイルス感染症とイン フルエンザの同時流行による医療機関のひっ迫を抑止するため、県の補助金を活用して、高齢者に対するインフルエンザワクチンの 接種料を無償化した。					
	事業目的に 対する 有効性	予防接種法においては、B類の予防接種であり、個人予防を主眼に置き、接種義務のあるものではないが、対象者の6割程度の実績 があった。また、市内感染状況は定点あたりの報告数が低かった。以上から、一定の成果が上がっていると考えられる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	法定事業で65歳以上の市民全体を対象とした事業であり、効率性・類似性については、見直しの余地はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業であるため、実施内容に外部意見を盛り込む余地がない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	高齢者人口の増加に伴い、事業費や事務負担の増加が想定される。平成27年にワクチン単価が1.5倍に値上がりしたため、平成28年 度からは自己負担額を2000円から2300円に増額した。また、令和2年度は県の補助金が交付されるため、被接種者の自己負担相当 額について実質無償化した。今後、自己負担額変更などで更なる負担増が見込まれる場合は、事業費の急激な増加を抑制し、今後 の持続可能な事業展開につなげていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	予防接種 係
	船山 和志	桑原 徹	田川 祥帆

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 1 目 予防接種健康被害救済事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 7	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称		予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	予防接種法が改正され健康被害救済制度が創設されたため。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 給付対象者への医療費、医療手当、障害年金等の給付 予防接種事故対策調査会の開催 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <p>■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標 実績						
		目標 実績						
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額		61,500千円	61,451千円	62,337千円	63,276千円	
		繰越額		76,066千円	62,799千円	62,880千円	60,840千円	
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)		△ 14,566千円	△ 1,348千円	△ 543千円	2,436千円	
		人 件 費	一般職職員		124%	102%	101%	96%
			再任用職員		0.2人	0.2人	0.2人	0.2人
			概算人件費		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
総事業費		1,758千円	1,757千円	1,765千円	1,765千円			
増▲減		77,824千円	64,556千円	64,645千円	62,605千円			
		—	▲ 13,268千円	89千円	▲ 2,040千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性							
	事業目的に 対する 有効性							
	本事業の 効率性・ 類似性	法律に基づく事業であるため、他の事業との集約や費用の削減は困難である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		横浜市予防接種事故対策調査会：市民が受けた定期予防接種に起因した事故の諸問題について、適正な解決を図るため、市長の諮問機関として設置。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性							

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	船山 和志	桑原 徹	山本 努

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 1 目 新型インフルエンザ等対策事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 6 - 1 8	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	5	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	感染症対策の強化					
事業の目的	1997年に、新型インフルエンザに変異すると懸念されているH5N1型鳥インフルエンザの人への感染が初めて確認されて以降、世界各国で対策を講じている。本市においても、2005年12月に国が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、本市行動計画を策定し、予防・まん延防止、社会機能の維持を目的とした、具体的な対策を開始した。							
具体的な 事業内容	新型インフルエンザ等の発生に備えた医療資機材等の備蓄及び整備を、新型コロナウイルス感染症対策事業と連携して実施した。							
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		エボラ出血熱・新型インフルエンザ等の発生時対応訓練		2回/年(29年度)	0回	2回/年		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		77,098千円	75,219千円	63,829千円		
		支出済額		71,607千円	63,971千円	14,998千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		5,491千円	11,248千円	48,831千円		
執行率(%)		93%	85%	23%				
人件費		一般職職員	4.0人	4.0人	4.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費	35,140千円	35,292千円	35,292千円				
総事業費		106,747千円	99,263千円	50,290千円				
増▲減		-	▲ 7,484千円	▲ 48,973千円				
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 評 価	本市が行う 必要性	新型インフルエンザ等発生時に市内の医療機関を受診する患者数は最大71万人程度、死者数は最大19,000人程度と試算されている。市民の生命や安全の確保のため、市内医療体制の整備は必須である。また、医療の提供、積極的疫学調査、ウイルス検査等に係る必要物資の備蓄や、対応にあたる従事者や市民への感染を防止する対策を講じていく必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	本事業における成果は、新型インフルエンザ等の発生を以て最大限発揮されるものであるが、未発生期の現時点でも、帰国者・接触者外来設置協力医療機関を始めとした市内医療機関と専門外来の開設に関する協定を締結する等、着実に医療体制の整備・強化を進めている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	新型インフルエンザは周期的に発生し、その感染力の強さと多くの人が免疫を未獲得であることから大流行し、多大な健康被害と社会的影響の大きさが懸念されている。そのため、未発生期から対策を講じ、市中感染の抑制と市民の健康保護が求められている。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事業でもあることから、他事業による代替は困難である。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したものの、従来より本事業のもと実施していた医療資器材の備蓄や帰国者・接触者外来設置医療機関との協力体制の構築が、その対策に大きく貢献している。この点からも、今後も随時実施していくことが必要とされる。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input checked="" type="checkbox"/> □ 無 <input type="checkbox"/>		定期的に「横浜市新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を開催し、帰国者・接触者外来設置協力医療機関や市医師会等と協議を行いながら事業を進めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和3年2月の感染症法改正により、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症の中に位置付けられた。これまで、新型インフルエンザ等の対策として、医療資器材の備蓄や帰国者・接触者外来を設置する医療関係機関との連携強化等を未発生期から実施してきたが、今後、新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りを行う段階において、本事業の見直しや方向性等を再度検討していく必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	新型インフルエンザ等が発生すれば、国の想定では人口の25%が感染するとされているが、本市のような人口が密集する都市部においては、さらに感染者が拡大する恐れがあり、より厳しい想定にも対応できるよう体制の整備や医療用資器材の確保が必要である。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されるなど法整備が進む中、神奈川県や近隣の自治体、また市内医療機関等と連携を強化していく必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	新型インフルエンザ等対策 係		
				平 佳子	細川 周蔵	古川 あずさ		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 1 目 高齢者予防接種事業(成人用肺炎球菌)		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 9
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種 実施規則、横浜市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実施要綱		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	予防接種法施行令の改正により、平成26年10月から市町村が実施主体となる定期の予防接種となっている。					
	具体的な 事業内容	予防接種を接種するにあたり、対象者に周知するとともに、医療機関に接種を委託する。また、そのために必要な印刷物の作成、配布 などを行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		被接種者数(人)	目標	85,000	85,310	30,200	37,395
			実績	81,478	72,550	24,686	34,004
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		511,011千円	512,504千円	185,147千円	249,153千円
		支出済額		492,671千円	434,974千円	195,521千円	229,201千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		18,340千円	77,530千円	△ 10,374千円	19,952千円
		執行率(%)		96%	85%	106%	92%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,791千円		8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		501,462千円	443,759千円	204,344千円	238,024千円		
増▲減		—	▲ 57,703千円	▲ 239,415千円	33,680千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定事業であり、本市が行うことで高齢者の肺炎予防・健康維持に寄与する。					
	事業目的に 対する 有効性	予防接種法においては、B類の予防接種であり個人予防を主眼に置き接種義務のあるものではないが、令和元年度においては、新 たに対象となる65歳の方に加えて経過措置対象者である方についても一定程度の接種者数があることから、高齢者の肺炎予防・健康 維持に寄与していると考えられる。新型コロナウイルス感染症の影響により、実施期間内に接種できなかった令和元年度対象者に対し て、実施期間を延長することで接種機会を確保することができた。					
	本事業の 効率性・ 類似性	本事業は65歳以上の対象年齢の市民かつ未接種者を対象とした法定事業であり、効率性・類似性については、見直しの余地はな い。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業であるため、実施内容に外部意見を盛り込む余地がない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	個別通知をすることで、確実に周知がされ、一定程度の対象者が本事業の予防接種を受けている。分かりやすい周知については、引き 続き工夫していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施期間内に接種できなかった対象者への対応を状況 に応じて検討する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	予防接種 係
	船山 和志	桑原 徹	田川 祥帆

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 1目 横浜市風しん対策事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-1 10	
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	風しんに関する特定感染症予防指針			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、令和3年(2021年)までに風しんの排除を達成する。					
	具体的な 事業内容	妊娠を予定・希望する女性とそのパートナーを対象に風しんの予防接種、及び抗体検査事業を実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標	—	—	—	—	
		実績	—	—	—	—	
		目標 実績	—	—	—	—	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		ワクチン接種の効果測定が困難なため				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		104,550千円	406,413千円	306,804千円	190,008千円
		繰越額		108,636千円	348,267千円	152,864千円	154,071千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 4,086千円	58,146千円	153,940千円	35,937千円
執行率(%)		104%	86%	50%	81%		
人 件 費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	4,396千円	4,393千円	4,412千円	4,412千円		
総事業費		113,032千円	352,660千円	157,276千円	158,483千円		
増▲減		—	239,628千円	▲ 195,384千円	1,207千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	WHOによる風しんの排除認定を目指し、オリンピックが開催される2021年までに国及び県が風しんを排除することを目標としており、市民の健康と安全を守るために、本市が対策を行っていかねばならない。					
	事業目的に 対する 有効性	風しんを予防する唯一の手段はワクチン接種であり、風しんの抗体保有率が低い30代から40代を主な対象とする予防接種の実施は、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防止する上で有効な手段である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	国は風しん対策の一環として「風しん抗体検査費用」に対する補助事業のみを行っているが、結果として抗体がない場合は予防接種が必要となる。県費を活用した予防接種事業と組み合わせることにより効果的な事業となる。定期予防接種事業の運用に則って本事業を行うことで効率的な運用が可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	風しんの予防接種及び抗体検査費用助成については「市民の声」事業や横浜市予防接種コールセンター等でも複数のご要望をいただいている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	全国的な課題であり、様々な機会を捉えて国にも予算要望を行っていくとともに、2021年の風しん排除に向け、予防接種の実施主体として具体的な事業の実施に取り組んでいく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	予防接種 係		
			船山 和志	桑原 徹	田川 祥帆		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 1目 医療指導事業		所管区局・課	健康福祉局医療安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-1 11	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等、横浜市病院安全管理者会議要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	病院・診療所・助産所、医療法人等の許認可及び監督指導を行うことにより、市内における適切で安全な医療提供体制を確保する。 (平成9年度、神奈川県からの権限移譲により事業を開始)					
	具体的な 事業内容	(1) 医療法に基づく病院・診療所・助産所等の許認可及び立入検査(臨時立入検査)を実施した。 (2) 病院・診療所・助産所等に対し、医療安全等に係る情報提供及び啓発を行った。 (3) 医療法人に対する許認可及び指導を行った。 (4) 横浜市病院安全管理者会議の開催について、各部会員と調整を行い中止とした。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
	達成指標	許可等取扱件数 (件)	目標	6,400	6,400	6,400	6,900
			実績	6,269	6,812	6,872	6,677
		医療法人許認可等 (件)	目標	3,400	3,600	3,600	3,800
			実績	3,260	3,426	3,644	3,643
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		39,077千円	56,983千円	45,754千円	49,652千円
		繰越額		34,135千円	48,332千円	34,105千円	44,396千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		4,942千円	8,651千円	11,649千円	5,256千円
		人 件 費	一般職職員	15.4人	15.4人	15.4人	15.4人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	1.0人	
概算人件費			135,381千円	135,289千円	135,874千円	140,841千円	
総事業費		169,516千円	183,621千円	169,979千円	185,237千円		
増▲減		—	14,105千円	▲13,642千円	15,258千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	・病院、診療所、助産所、医療法人等の許認可等については、法令に基づいて実施する事業であるため、必須の業務である。 ・横浜市病院安全管理者会議は、行政が主導することについて市内病院からニーズが高い。					
	事業目的に 対する 有効性	・医療法に基づく医療施設への立入検査(医療監視)業務及び許認可業務を通じて、病院・診療所・助産所等の医療施設における医療安全の取組の推進が図られるとともに、市民に対する「安心・安全な医療」の提供が行われる。 ・横浜市病院安全管理者会議は、病院の医療安全に関する研修会や各種専門部会の開催を通じ、各病院の安全管理担当者に対する医療安全の取組の推進が図られる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	・病院、診療所、助産所、医療法人等の許認可等については、法に基づく事業であり、類似事業は存在しない。 ・横浜市病院安全管理者会議は、医療安全支援センター事業の一つである医療安全研修会(医療従事者向け)との類似性はある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 医療法人の認可にあたっては、県医療審議会の意見を反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・引き続き、診療所を含めた全ての医療施設が積極的に医療安全に取り組むよう啓発を進める必要がある。 ・横浜市病院安全管理者会議は、市内各病院の安全管理責任者等が参加し、現場レベルでの医療安全に係る内容を議論する場である。他都市では例がない事業であり、医療安全の取組について共有する場として有用だが、発足から20年が経過し、継続的な事業とするかは再検討の時期にきている。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			上田 誠	橋本 雅子	亀山 文香		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 1 目 旧市民病院における陽性患者受入体制整備事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 12
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)		
	その他	■					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルス感染症患者の大幅な増加が予想されることから、速やかに入院受入れ先の病床を確保する必要があるため、市内の病院と協定を締結し、新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入体制の支援を行う。 また、軽症者・無症状者の受入れ先として、旧横浜市民病院施設を活用して宿泊療養施設を確保する。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 陽性無症状患者及び軽症者の受け入れ可能な宿泊療養施設の確保(旧横浜市民病院の施設を活用) 重症・中等症患者等受入体制の確保にかかる施設整備費を医療機関に対して助成 重症・中等症患者等を受け入れた医療機関に対する補助 重症・中等症患者等を受け入れる病床を確保した医療機関に対する補助 						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		宿泊療養施設 延べ入所者数	目標	-	-	-	848人
			実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		新型コロナウイルス感染症の発生状況により患者数が増減し、予測が困難なため。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額					2,550,004千円
		支出済額					2,422,575千円
		繰越額					0千円
		差▲引					127,429千円
		執行率(%)					95%
人件費		一般職職員					2.0人
		再任用職員					1.0人
	概算人件費					22,613千円	
総事業費					2,445,188千円		
増▲減		-			2,445,188千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	新型コロナウイルス感染症患者に対する明確な治療法がない中、医療提供体制を確保するうえで必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染症患者の受入れ医療機関への負担を軽減することで、医療崩壊を防ぎ、市内の感染症のまん延を防止し市民の健康を守ることができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	陽性無症状患者及び軽症者の受け入れ可能な宿泊療養施設については、神奈川県神奈川モデルに基づいて県内一体で運用・調整しており、スケールメリットによる効率性を発揮できている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		神奈川県神奈川モデルとして実施している事業であり、直接、市民等外部意見を反映させる仕組みはないが、県と連携し対応を行っている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	重症・中等症患者等の受け入れや病床確保に協力した医療機関に対して支援を行った。また、宿泊療養施設として旧市民病院の施設を活用し、陽性無症状患者及び軽症者の受け入れを行った。 宿泊療養施設に関しては、旧市民病院の建物老朽化により設備管理費がかかるため、事業継続については費用対効果を検証する必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	船山 和志	楠田 裕司	根岸 優

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 6 項 1 目 新型コロナウイルスワクチン接種事業		所管区局・課	健康福祉局健康安全課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 1 13	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的な 名称	予防接種法、予防接種法施行令、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、希望する全市民を対象としたワクチンの接種体制を整備する。					
	具体的な 事業内容	新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備、ワクチンの接種、各種印刷物の作成等					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標					
		実績					
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額					1,603,000千円
		支出済額					538,833千円
		繰越額					1,064,167千円
		差▲引					0千円
		執行率(%)					100%
人件費		一般職職員					55.0人
		再任用職員					0.0人
	概算人件費					485,265千円	
総事業費					2,088,265千円		
増▲減		—			2,088,265千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	希望する全市民を対象に2回接種を実施するという他に類似のない事業であるため、他の事業との集約や費用の削減は困難である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		意見聴取の仕組みは設けていないが、接種会場や広聴を通じて市民からいただく意見をふまえて事業を実施している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルスワクチン接種開始に向け、国のワクチン供給スケジュールに応じて、システム改修や資機材の調達等の準備作業を行うなど、一定の成果があった。 本事業は法定受託事務であるため、事業の存廃については、今後国が決定する見込み。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

鳥丸 雅司

係長

磯貝 俊介

依田 瑠衣

係

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 2目 健康診査事業	所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-2 1		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	・健康増進法 ・高齢者の医療の確保に関する法律			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	心臓病、脳卒中などの生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患の早期発見を図るとともに、診査結果に基づき、健康に関する正しい知識の普及等を図る。平成19年度までは40歳以上の市民の方に対して「住民基本健診」として実施していたが、20年度から加入する健康保険の保険者の実施義務となった。これにともない、保険者が直接健康診査を行うことができない後期高齢者と生活保護受給者等に対し、引き続き健康診査を実施している。					
	具体的な 事業内容	後期高齢者医療制度の被保険者や40歳以上の生活保護受給者等の方に、血圧測定、尿検査、血液検査等を医療機関で実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		受診者数	目標	58,900人	56,000人	58,600人	78,000人
			実績	53,228人	63,347人	67,657人	62,314人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額	571,825千円	588,256千円	780,656千円	849,253千円	
		支出済額	548,751千円	661,776千円	721,034千円	681,928千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	23,074千円	△ 73,520千円	59,622千円	167,325千円	
		執行率(%)	96%	112%	92%	80%	
		人 件 費	一般職職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			7,912千円	7,907千円	7,941千円	7,941千円	
総事業費		556,663千円	669,683千円	728,975千円	689,869千円		
増▲減		—	113,020千円	59,292千円	▲ 39,106千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	特定健診の受診機会の無い75歳以上の後期高齢者等に対し、健康診査の機会を提供するために必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患で医療を要するものの早期発見を図るとともに、診査結果に基づき、健康に関する正しい知識の普及等、市民の健康への認識と自覚の高揚を図る。					
	本事業の 効率性・ 類似性	健康診査を身近な医療機関で受診できる実施体制をとるなど、受診者の利便性を考慮して健診を実施している。また、制度の案内を後期高齢者保険料額決定通知書と同時に送付するなど、効率的な受診勧奨を行っている。類似性について、本事業は特定健診と内容が類似しているものの、対象が異なる(特定健診は国民健康保険加入者が対象であり、健康診査は後期高齢者が主な対象である)ため、独立した事業である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 現在、市民等外部意見を反映させる仕組みはない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は、神奈川県後期高齢者医療広域連合からの依頼と補助により行っている事業のため、国の医療保険制度の変更により事業の内容・存続に大きな影響が生じる。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 羽田 政直	係長 坪井 宏哲	係 島崎 郁美		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 6項 2目 がん検診事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-2 2	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 □ 規則 □	具体的 名称	・がん対策基本法・健康増進法 ・横浜市がん撲滅対策推進条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	がんによる死亡者を減少させることを目的に、がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種がん検診を職場の検診などで受診する機会のない方で、一定の年齢要件等を満たす方に実施。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 胃、肺、子宮、乳、大腸、前立腺がんの6種類の検診を医療機関等で実施。 受診率向上のため、個別通知を中心とした受診勧奨や啓発事業を実施。 検診精度の維持・向上。 						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費		□ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
			受診者数	目標	604,100人	604,100人	604,100人	642,500人
				実績	534,203人	553,282人	561,255人	473,789人
				目標				
	実績							
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			現計予算額		4,436,266千円	4,451,258千円	4,456,769千円	4,848,238千円
			支出済額		3,923,776千円	4,025,187千円	4,116,411千円	3,584,817千円
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引		512,490千円	426,071千円	340,358千円	1,263,421千円
			執行率(%)		88%	90%	92%	74%
			人 件 費	一般職職員		5.0人	5.0人	5.7人
再任用職員				0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費				43,955千円	43,925千円	50,291千円	50,291千円	
総事業費		3,967,731千円	4,069,112千円	4,166,702千円	3,635,108千円			
増▲減		—	101,381千円	97,590千円	▲ 531,594千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	がんで亡くならないためには、がんを早期で発見し治療することが大切であり、市民全体のがんによる死亡を減少させるためには、がん検診を受診する機会がない市民の方に、精度の高い検診を多く受診していただく必要がある。						
	事業目的に 対する 有効性	令和元年度までの横浜市が実施するがん検診の受診者数は順調に増加傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で受診者数は減少している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	職能団体である横浜市医師会に委託をしていることから、各種検診に関する医療機関への通知や照会、指導等について効率的に実施している。 また、がん対策基本法・健康増進法・横浜市がん撲滅対策推進条例に基づいている事業は本事業のみであるため、類似の事業はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		外部委員、内部委員で構成されるがん検診協議会を開催し、がん検診に関わる事項を検討し、検診の精度管理の向上を図っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 本市の第2期健康横浜21及びよこはま保健医療プラン2018では、国のがん対策推進基本計画と同様に、令和4年度までにがん検診(胃、肺、大腸、子宮、乳)受診率を50%とすることを目標としている。 令和元年の国民生活基礎調査の結果では、胃がん、子宮頸がん、乳がんの3つのがん検診について、50%をすでに達成した。 市民全体のがんによる死亡を減少させるためには、定期的に受診する市民の方を増やしていかなければならない。そのため、ターゲットを絞った受診勧奨など、積極的に効果的な受診勧奨を行っていくとともに、精度の高い検診となるよう精度を維持・向上させていく。 						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	坪井 宏哲	島崎 郁美

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 3 目 市民の健康づくり推進事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 6 - 3 1	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	健康増進法、地域保健法、食育基本法、栄養士法、母子保 健法、歯科口腔保健法、第2期健康横浜21等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	生活習慣病予防対策の強化					
事業の目的	市民の最も大きな健康課題のひとつである生活習慣病に着目し、平成25年度に策定した市民の健康づくりの指針である「第2期健康横 浜21」を推進し、市民の健康の保持増進を図る。							
具体的な 事業内容	平成25年度に策定した市民の健康づくりの指針である「健康横浜21」第2期計画(計画期間:令和4年度まで)を引き続き推進した。ま た、平成26年度から平成29年度まで取り組んだ「よこはま健康アクションStage1」の成果を活用し、平成29年度の第2期健康横浜21中 間評価を踏まえ新たな要素を加えた「よこはま健康アクションStage2」をとりまとめ、推進した。							
事業実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指 標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		がん検診の精密検査受診率(胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診)		①胃71% ②肺61% ③大腸65% ④子宮66% ⑤乳88% (29年度)	①胃71% ②肺65% ③大腸44% ④子宮48% ⑤乳83%	全て85%		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
	がんの予防・受診啓発に関する取組事業数		92事業/年(29年度)	29事業	90事業/年			
	備考							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		75,257千円	75,315千円	84,585千円		
		支出済額		69,825千円	63,701千円	52,944千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		5,432千円	11,614千円	31,641千円		
執行率(%)		93%	85%	63%				
人 件 費		一般職職員		10.0人	10.0人	10.0人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費		87,850千円	88,230千円	88,230千円		
		総事業費		157,675千円	151,931千円	141,174千円		
増▲減		—	▲ 5,744千円	▲ 10,757千円				
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 検 証 ・ 評 価	本市が行う 必要性	高齢者が増加していく現状のなか、健康寿命の延伸に向けては、若い世代から望ましい生活習慣を身につける等、市民一人ひとりの健 康づくりを推進することが必要である。健康増進法に基づき、市町村が計画を策定し、健康づくりに関する施策を推進していくこととされ ている。本市では、市町村計画として第2期健康横浜21を策定しており、これを推進していく必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	各区が区の特性に応じた取組を進めるとともに、様々な関係機関・団体と情報共有しながら事業を進めており、効果的な事業展開となっ ている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	健康横浜21推進会議等を実施し、よこはま健康アクション事業等と合わせた効果的な事業展開の整理を検討している。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・健康横浜21推進会議 ・健康に関する市民意識調査						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	・20歳から59歳の市民の約8割を占める就労者に向けて、職域と連携した取組が必要である。 ・健康に関心の低い市民に働きかける手法を工夫し、啓発の対象をさらに拡大していく必要がある。 ・地域の健康格差縮小を目指した取組を進める必要がある。 ・横浜市全体の方向性を踏まえながら、それぞれの区の特性(人口構造や世帯構造、疾病状況、社会資源等)に応じた取組を進める必 要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行による事業の縮小のため事業数が減少しているが、新型コロナウイルス感染症の 流行状況を踏まえ、引き続き生活習慣病予防の取組を、区の特性に応じて実施していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	健康づくり担当		
				岩松 美樹	矢島 陽子・山田 和子	溝脇 啓子		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 6項 3目 スポーツ医科学センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-3 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市スポーツ医科学センター条例 横浜市スポーツ医科学センター施行規則		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図るための市内唯一の施設である横浜市スポーツ医科学センターの管理運営を行う。					
	具体的な 事業内容	管理運営団体: 公益財団法人横浜市スポーツ協会 開館時間 : 9時～21時(日曜日、祝日は9時～17時) 休館日 : 年末年始、4月～6月及び9月～12月は第3火曜日、1月～3月は第3・4火曜日 実施事業 : スポーツプログラムサービス(SPS)、スポーツ外来・リハビリテーション、調査研究及び情報サービスの提供等					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		スポーツプログラム サービスの利用者数 (人)	目標	2,900	2,880	2,940	2,176
			実績	2,046	2,488	1,630	884
		スポーツ外来・リハビ リテーションの利用 者数(人)	目標	87,000	81,650	142,200	76,306
	実績		88,565	89,568	88,085	58,981	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		329,248千円	337,647千円	347,031千円	583,954千円
		支出済額		327,204千円	341,248千円	352,084千円	546,678千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,044千円	△ 3,601千円	△ 5,053千円	37,276千円		
執行率(%)		99%	101%	101%	94%		
人 件 費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円	
総事業費		329,841千円	343,884千円	354,731千円	549,325千円		
増▲減		—	14,042千円	10,847千円	194,594千円		
事業評価 の視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	スポーツ医科学センターは、市内では唯一、かつ全国でも有数のスポーツ医科学の拠点である。超高齢社会に対応した「市民の健康づくりの推進」の観点とオリンピック・パラリンピックを見据えた「競技選手の競技力向上」の面からも当施設の重要度は今後ますます高まっていくものと考え。					
	事業目的に 対する 有効性	年間で延べ12万人近くの利用者があり、特にスポーツ整形及びリハビリテーションにおいて高い評価を得ている。その他クリニックの機能とプール・トレーニング室等の運動施設が連動した様々な事業が多くの市民に利用されている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市民からトップアスリートまで幅広く対象とし、スポーツ医科学に基づいた類似の事業を行っている施設は、全国的に見ても少ない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和2年度では新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に伴い、開館時間の短縮及び一部事業の縮小を行ったため、利用者数が前年度と比べ大きく減少した。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、将来に向けた施設の利用者増加策を検討していくとともに、持続可能な施設運営を目指していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

羽田 政直

係長

菊池 潤

係

津曲 研太郎

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 3 目 健康経営企業応援事業 (よこはま健康アクション事業)		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 6 - 3 3	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	3	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	健康増進法、労働安全衛生法、第2期健康横浜21		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保					
		施策(事業)	健康経営の取組支援					
事業の目的	横浜市の就業人口は、167万人(平成27年国勢調査)であり、20歳から59歳の男女の約8割(平成29年就業状況基本調査)は就労していることから、企業が行う健康管理の在り方が本市の健康寿命の延伸の鍵を握っている。第2期健康横浜21中間評価を踏まえて、よこはま健康アクションStage2では、働き世代の健康づくりを強化することとし、健康経営をより推進している。							
具体的な 事業内容	1 協定締結企業と連携したオンラインによる健康経営セミナーの開催により、健康経営の普及啓発を行った。 2 横浜健康経営認証等の実施により、健康経営を推進した。 3 よこはま企業健康推進員の登録の推進を行った。							
事業 実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		横浜健康経営認証制度 新規認証事業所数		54事業所/年(29年度)	291事業所 585事業所(3か年)	160事業所(4か年)		
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		5,542千円	7,007千円	6,470千円		
		支出済額		4,847千円	4,944千円	4,559千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		695千円	2,063千円	1,911千円		
執行率(%)		87%	71%	70%				
人件費		一般職員		1.0人	1.0人	1.0人		
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,823千円			
総事業費		13,632千円	13,767千円	13,382千円				
増▲減		-	135千円	▲385千円				
事業 評価の 視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	働き世代は運動不足や朝食の欠食、喫煙率が高い等、健康課題が多い現状がある。働き世代からの生活習慣の改善が、生活習慣病の発症や重症化に大きく影響するが、個人だけでは継続した取組が難しいため、職場等で健康づくりに取り組める環境の整備が必要である。						
	事業目的に 対する有効性	健康づくりに取り組む企業を増やすことで、働き世代の健康づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化予防等、健康寿命の延伸につなげることができる。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業の推進にあたっては、企業向けの認定制度を所管する他局と連携している。 また、全国健康保険協会神奈川支部や県産業保健総合支援センター等の関係団体と連携し、周知啓発等を行っている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		横浜健康経営認証の審査や制度設計にあたっては、本市附属機関の健康横浜21推進会議の部会であり、外部の委員で構成する横浜健康経営認証委員会に諮っている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	協定を締結した民間企業と連携し、オンラインでセミナーを開催したり、アウトリーチ型で健康経営の推進を支援したりすることで、横浜健康経営認証の新規認証事業所数が大きく増加し、市内事業所における健康経営の取組が推進された。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	中期4か年計画の目標は平成30年度末時点で達成しているが、引き続き、関連団体や民間企業等と連携し、健康経営の普及を通して働き世代の健康づくりを推進していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	健康づくり担当		
				岩松 美樹	矢島 陽子	金子 睦美		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 3目		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書番号	7-6-3		
	よこはま健康スタイル推進事業				政策番号	4		
					主な施策(事業)番号	15		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	よこはまウォーキングポイント事業実施要綱・事業参加要領(歩数計・スマートフォン歩数計アプリ)			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>		健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保			
	事業の目的	中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保				
			施策(事業)	継続的に取り組める健康づくりの推進				
具体的な 事業内容	平成26年度から、中期4か年計画の横浜版成長戦略4「100万人の健康づくり戦略」を具体化する施策の1つとして、壮年期から高齢期に至るまで市民一人ひとりが、日頃から健康づくりに関心を持ち、楽しみながら健康の維持・増進に取り組む習慣を身につけることを目指し開始した。28年6月からは参加対象年齢を40歳以上から18歳以上に拡大し、幅広い世代に健康づくりに取り組むきっかけとなることを目的としている。							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	よこはまウォーキングポイント参加者アンケートで「あと1,000歩、歩くようになった」と回答した割合		41%(29年度)	43%	45%			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	よこはまウォーキングポイント新規参加登録者数		300,306人(累計)(29年度)	11,067人	15,000人/年			
事業実績	備考		政策28・主な施策6の達成にも関連					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		300,851千円	328,104千円	361,513千円		
		支出済額		340,161千円	368,130千円	346,920千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		△ 39,310千円	△ 40,026千円	14,593千円		
		執行率(%)		113%	112%	96%		
		人件費	一般職職員		5.0人	5.0人	4.75人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		43,925千円	44,115千円	41,909千円			
総事業費		384,086千円	412,245千円	388,829千円				
増▲減		—	28,159千円	▲ 23,416千円				
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本市の65歳以上の人口は2025年には約100万人に近づき、今後、扶助費のさらなる増加が見込まれる中、市民一人ひとりの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることが求められている。本事業は幅広い世代に健康づくりのきっかけを提供し、運動習慣の向上につながることを目的としたものである。事業検証の結果、高血圧の新規発症抑制や高齢者の運動機能維持への効果も確認されており、増え続ける介護費や医療費等の抑制も期待できる事業である。また、ウォーキングは1人や少人数でもできる運動であるため、コロナ禍に適した健康づくりとしても重要である。						
	事業目的に 対する有効 性	令和2年8月にアンケート調査を実施したところ、歩数計参加者の53.8%、アプリ参加者の56.2%が「ほぼ毎日」使っている。また、参加者の約60%が一日の歩数が「増えて」おり、うち43%が「1,000歩以上」増えている。さらに、参加前の検診で「メタボリックシンドロームと診断された」人のうち約10%が、4年連続で参加後「メタボリックシンドロームでなくなった」と回答しているほか、参加後に外出が増えたと回答した人が3年連続で40%以上となっている。加えて、研究機関との事業検証の結果、高血圧の新規発症抑制や高齢者の運動機能維持への効果も確認されている。これらの結果から、今後の健康寿命の延伸に期待ができる事業となっている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	歩数計の故障・紛失等で利用率が少しずつ減少していることから、スマートフォンをお持ちの方に対しては歩数計アプリへの移行を促し、参加者の継続を支援する必要がある。また、アプリの利用率を維持していくため、例えば、より短い期間設定の中で設定歩数を達成した方への電子ポイントの付与、ウェアラブル端末からの歩数連携など、アプリの魅力を向上させる取組も必要である。各区局と密接な連携をとり、幅広い事業周知を行った結果、参加登録者は34万人を突破している。この規模で実施されている事業は他自治体にはなく、健康ポイント事業の先進事例として認知されており、ビッグデータを活用した事業検証結果も注目を集めている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 よこはまウォーキングポイントについては、附属機関を設置しており、外部委員により事業評価・検証を行っている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き現行の34万人を上回る規模で運営を進めるとともに、参加者への継続支援及び運動習慣の定着化を目指した取組を行う。積極的なプロモーションが実施しにくい状況ではあるが、例えば、フォトコンテストなど、コロナ禍でも密を避けてできる企画を今後も実施するとともに、事業検証で、高齢者の運動機能維持、高血圧新規発症抑制に効果がみられたことから、継続の動機づけとなるよう広く周知を続けていく。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	「日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを広げ、健康ライフスタイルの浸透を図る」という政策の目標・方向性を掲げている。2年度のよこはまウォーキングポイントの新規参加登録者数は11,067人と想定事業量の15,000人を下回ったが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で積極的なプロモーション活動が実施しにくい状況であったためと考えられる。コロナ禍で運動不足や活動量低下の状況が続けば生活習慣病など健康への影響が懸念されるが、ウォーキングは密を避けて気軽に取り組むことができ、コロナ禍における市民の健康づくりとして有用である。そこで、3年度は、関係団体と連携した事業PRやSNSでの周知、密を避けてできるフォトコンテストなどの企画を実施し、新規参加促進につなげる。また、今後、アプリの機能追加や機能改善によるアプリの魅力向上を検証していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	阿部 馨	係長	池田 達哉	係	岩村 あすか		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 6項 3目 受動喫煙防止対策事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-3 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		健康増進法		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成30年度から順次施行され、令和2年4月1日に全面施行となった健康増進法に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するように努める。法に定められた事務を適切に執行するとともに、法の周知啓発をはじめとした受動喫煙防止のための取組を推進する。					
	具体的な 事業内容	<p>・市民や事業者に向けて、様々な広報媒体を用いて健康増進法の内容の周知するとともに、コールセンター設置による問合せ対応を行った。</p> <p>・主要駅周辺の飲食店を中心に巡回を行い、啓発を行ったほか、市民からの通報等に対応し、法に基づく指導を行った。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
			準義務的事业であり、周知啓発や市民・事業者のニーズに基づく対応自体が目的であるため、定量的な目標設定が困難。				
	予算額・執行額、事業費の推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			現計予算額			31,968千円	42,660千円
			支出済額			17,610千円	36,256千円
		繰越額			0千円	0千円	
		差▲引			14,358千円	6,404千円	
		執行率(%)			55%	85%	
人件費		一般職職員			3.5人	3.8人	
		再任用職員			0.0人	0.0人	
		概算人件費			30,881千円	33,527千円	
		総事業費			48,491千円	69,783千円	
		増▲減	—		48,491千円	21,293千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	健康増進法において、意識の啓発をはじめとした受動喫煙防止のための措置の推進が地方公共団体の責務として規定されていることに加え、保健所設置市については、施設管理者等に対する指導、勧告、命令等の権限が与えられていることから、本市が主体的に、取組方針の検討や周知啓発、その他法に基づく事務について取り組む責任がある。					
	事業目的に対する有効性	チラシ等の配布、公共交通機関への広告掲出、コールセンターによる対応に加え、飲食店へのダイレクトメール送付や巡回等を行い、能動的・受動的に幅広い層へ周知啓発を行うことができた。					
	本事業の効率性・類似性	法律の指導に際し、職員と会計年度任用職員で役割分担したほか、建築等の専門家と委託契約した技術アドバイザー事業の活用をしたことで、効率的に業務を実施することができた。また、飲食店の喫煙可否の標識調査を委託により実施することで約6,000店舗もの飲食店の状況を効率的に調査でき、その後の職員による改善指導につなげることができた。なお、本事業については法改正により新たに取組が必要となったものであり、類似事業はない。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<p>■ 有 □ 無</p> <p>健康横浜21推進会議において、本市の取組を報告するとともに、委員の専門的見地に基づく事業に関する意見を伺い、事業実施の方針に反映させている。</p>					
	自己評価及び事業見直しの方向性	法に基づく指導については、会計年度任用職員を活用し、効率的に実施できたことから、引き続き体制を維持していく。また、家庭や屋外における受動喫煙など法の配慮義務に当たる部分で市民意見が増加傾向にあることから、引き続き、公共交通機関での広告掲出や公園等におけるステッカーの掲示等の周知啓発を行っていくとともに、地域・事業者との連携を強化して対応することで、市民意識の向上を図っていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	健康づくり担当
	阿部 響	和泉 大	望月 ちひろ

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 4 目 総合保健医療センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 4 1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	・横浜市総合保健医療センター条例 ・横浜市総合保健医療センター条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	その他	<input type="checkbox"/>	要介護高齢者、認知症の高齢者等の要介護高齢者及び精神障害者が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びに、これらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、平成4年から横浜市総合保健医療センターの管理運営業務を開始した。				
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者、精神障害者及びその家族に対する各種支援事業 ・要介護高齢者及び精神障害者等の在宅支援に関する専門研修事業 ・地域医療機関支援及び心身の生涯健康教育事業 ・保健、医療及び福祉施設の管理運営事業 						
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。					<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標		指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
			施設利用者数の増加 (人)	目標	82,790	78,860	80,930	78,764
				実績	76,036	78,264	75,505	78,771
			うち認知症診断・ 外来者数(人)	目標	4,510	4,580	4,770	4,770
				実績	4,593	4,667	4,258	3,799
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			現計予算額		725,179千円	741,323千円	748,072千円	793,888千円
			支出済額		726,662千円	741,308千円	748,072千円	793,672千円
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
			差▲引		△ 1,483千円	15千円	0千円	216千円
			執行率(%)		100%	100%	100%	100%
			人 件 費	一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人
再任用職員				0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費		2,637千円		2,636千円	2,647千円	2,647千円		
総事業費		729,299千円	743,944千円	750,719千円	796,319千円			
増▲減		—	14,644千円	6,775千円	45,600千円			
事業 評価 の 視 点 に よ る 点 検 ・ 評 価	本市が行う 必要性	我が国が既に超高齢社会となっている中で、認知症診断・治療や要介護高齢者支援を実施する本施設のニーズはますます高まっていくものとする。						
	事業目的に 対する 有効性	精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3つの事業が相互に連携し、サービスを提供している。例えば、認知症については、専門医による診断及び外来、介護老人保健施設認知症専門棟への入所など、複合施設としての特徴を生かした、専門スタッフによる総合的な支援を行っている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3事業が相互に連携し、サービスを提供できる施設は、他に類を見ないものである。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		利用者及び家族に対する利用者満足度調査や、外部評価機関による福祉サービス第三者評価の受審を通して、外部の意見を施設の運営見直しに生かしている。また、5年に1度、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会を開催し、専門家の意見を取り入れている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和2年度は診療所、介護老人保健施設及び精神障害者支援施設を運営しているため、緊急事態宣言中も開館していたが、主に外来診療や通所部門において利用控えがあったため、利用者数の減となった。 介護療養病床について、介護保険法改正に伴い令和5年度末をもって廃止されることとなったが、ますます高齢化が進んでいく中で、医療を必要とする要介護高齢者のニーズは、今後も継続していくことが見込まれるため、令和6年4月までに、介護療養病床を介護医療院へ転換する方向である。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	菊池 潤	増尾 菜美香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 4 目 難病対策事業		所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 4 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	難病の患者に対する医療等に関する法律、障害者総合支援法、横浜市難病相談事業実施要綱等					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	昭和48年度に特定疾患医療給付事業を開始(県事業)。本市では平成9年度から難病患者等居宅生活支援事業、難病患者地域支援対策推進事業を開始(国庫補助事業)。平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が施行。基本方針策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度(特定医療費(指定難病)助成制度)確立、療養生活環境整備事業実施等の措置が講じられた。その後難病法の規定により、平成30年4月に難病対策事業が県から権限移譲された。							
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 難病法関連事業(特定医療費(指定難病)の申請・支給認定・給付、指定医療機関の指定等) 市単独事業(在宅重症患者外出支援事業、外出支援サービス、難病患者一時入院事業、難病広報相談事業補助金交付) 国庫補助事業(難病相談事業、難病対策地域協議会、在宅療養支援計画策定・評価事業) <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ							
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績		
	特定医療費(指定難病)受給者数	目標	—	—	—	—			
		実績	—	23,748人	24,145人	26,579人			
	特定医療費(指定難病)扶助費	目標	—	—	—	—			
		実績	—	3,339,245千円	4,306,353千円	4,565,196千円			
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由								
	予算額・執行額、事業費の推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
		現計予算額		118,231千円	3,598,855千円	3,619,324千円	4,437,597千円		
		支出済額		105,783千円	3,475,728千円	4,478,447千円	4,735,578千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円		
		差▲引		12,448千円	123,127千円	△ 859,123千円	△ 297,981千円		
		執行率(%)		89%	97%	124%	107%		
		人件費	一般職職員	4.0人	7.0人	9.0人	10.0人		
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	1.0人			
概算人件費	35,164千円		61,495千円	79,407千円	93,197千円				
総事業費		140,947千円	3,537,223千円	4,557,854千円	4,828,775千円				
増▲減		—	3,396,276千円	1,020,631千円	270,921千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	難病法等関係法令により、政令指定都市として、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の向上を図ることが求められているため。							
	事業目的に対する有効性	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、QOLの向上を図る。また、在宅で療養する難病患者が増えている中で、医療依存度の高い方について、移動手段の確保の困難さや、経済的・心理的な面において、患者本人及びその介護者に大きな負担がかかることが課題となっている。それらの方への支援として、在宅重症患者外出支援事業及び一時入院事業を提供することにより、移動支援や介護者の負担軽減の役割を果たしている。							
	本事業の効率性・類似性	例年通り9月末に受給者証を一斉に更新する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により自動更新を行った。自動更新業務に当たっては、一部のシステム入力業務やコールセンター業務等を委託し効率化を図った。また、難病相談支援センターについては、県と県内3政令市で協定書を締結し、共同運営を開始した。なお、難病法に基づき実施している事業は本事業のみである。							
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地域における難病患者の課題解決のため、患者団体を含む関係者による構成される難病対策地域協議会を設置し、開催した。							
	自己評価及び事業見直しの方向性	難病法関連事業については、ほぼ滞りなく実施することができた。難病対策地域協議会を開催し、難病患者の課題解決につなげることとした。市単独事業の在宅重症患者外出支援事業・外出支援サービス・難病患者一時入院事業については実績が低下しており、新型コロナウイルスの影響なのか、その他の影響なのかについて分析を進める必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	山田 洋	係長	堀上 智貴	難病対策担当	中村 風香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 6 項 4 目 療養援護対策事業			所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 4 3	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>		具体的 名称	横浜市原子爆弾被爆者援護費支給要綱、横浜市原子爆弾被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成要綱、横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	本市が実施している3事業については、被爆者団体からの要望により、神奈川県全域(政令市は本市、川崎市、平成22年度から相模原市)で実施している。特に被爆者の子医療費助成については、昭和42年に川崎市が始め、53年に横浜市、54年から神奈川県全域で行われている。							
	具体的な 事業内容	1 援護費を申請した被爆者に対し、年額10,000円を支給。 2 被爆者のはり・きゅう・マッサージの療養に要した費用のうち、月額3,000円を限度に助成。 3 被爆者の子に対し、要綱第3条に規定する助成対象疾病で保険診療を受けた場合に、自己負担相当額の医療費を助成。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ							
事業実績	達成指標		指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
			被爆者援護費支給 金額	目標 実績	- 9,890,000円	- 9,620,000円	- 9,370,000円	- 8,900,000円	
			はり・きゅう・マッサー ジ療養費	目標 実績	- 2,433,710円	- 2,168,576円	- 1,914,850円	- 1,236,746円	
			上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
			現計予算額		47,864千円	47,561千円	47,264千円	55,385千円	
			支出済額		43,166千円	51,173千円	47,308千円	42,481千円	
			繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
			差▲引		4,698千円	△ 3,612千円	△ 44千円	12,904千円	
			執行率(%)		90%	108%	100%	77%	
			人 件 費	一般職職員		0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
				再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費			5,275千円	5,271千円	5,294千円	5,294千円		
		総事業費		48,441千円	56,444千円	52,602千円	47,775千円		
		増▲減		-	8,003千円	▲ 3,842千円	▲ 4,827千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	原子爆弾により被害を受けた被爆者及び被爆者の子が、現在も疾病等で苦しんでいる状況に対して、本市として援護費や医療費等を助成するなど、支援の必要がある。							
	事業目的に 対する 有効性	戦後も強く健康不安を抱えている被爆者及び被爆者の子に対して、医療費等の助成をすることにより、健康の保持を図るとともに、受給者の不安を和らげる効果がある。							
	本事業の 効率性・ 類似性	被爆者関係で行っている類似の事業はない。また、神奈川県全域で行っている事業であり、本市のみ制度を変更するようなことがあると、不公平が生じる。							
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		現在、市民等外部意見を反映させる仕組みはない。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	被爆者の実子が対象となる「被爆者の子に対する医療費助成」は、受給者の高齢化や疾病の多様化が進むことから、1人あたりの支給額が増加傾向にある。また、請求件数も増加していることから、迅速に医療費を助成するために、申請の受付を行う各区役所の窓口でのチェック体制の強化をはじめ、申請に係る事務手続きの効率化を図る必要がある。今後は、各3事業(被爆者援護費支給事業、はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業、被爆者の子医療費助成事業)の要綱や様式の改正を視野に、引き続き事務手続きの効率化を進めていく。							

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	坪井 宏哲	島崎 郁美

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 6 項 4 目 C型肝炎等対策事業	所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 6 - 4 4		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	肝炎対策基本法 特定感染症検査等事業実施要綱等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	受診希望者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することで肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、フォローアップ事業を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げ、肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。					
	具体的な 事業内容	(1) 肝炎ウイルス検査事業 (2) 普及・啓発事業 (3) 肝炎治療医療費助成事業(県事業受託事務) (4) 陽性者フォローアップ事業					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		受診者数	目標	34,000人	28,000人	28,000人	28,000人
			実績	22,937人	25,624人	23,790人	19,586人
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		167,849千円	137,603千円	140,594千円	139,323千円
		支出済額		164,179千円	157,436千円	141,807千円	123,849千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		3,670千円	△ 19,833千円	△ 1,213千円	15,474千円
		執行率(%)		98%	114%	101%	89%
		人 件 費	一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	7,033千円		7,028千円	7,058千円	7,058千円		
総事業費		171,212千円	164,464千円	148,865千円	130,907千円		
増▲減		—	▲ 6,748千円	▲ 15,599千円	▲ 17,958千円		
事業評価 の視点に よる点検・ 検証・評価	本市が行う 必要性	近年、C型肝炎については、治療薬の進歩が目覚ましく、新薬が続々と薬価収載されている。このため新薬による治療の医療費助成等について、市民・医療機関共に関心が高く、問合せが増加しており、各福祉保健センター窓口での適切な情報提供が必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	制度の情報、講演会等、事業の共催を含めた情報提供及び提案を行い、肝炎患者会、薬害肝炎弁護団、肝炎専門医のいる病院等との連携に努めている。これにより、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、肝炎ウイルス陽性者フォローアップが実施されている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	肝炎ウイルス検査は国庫補助金を活用することで、限られた予算の中で効率的な運用している。検査陽性者への受診勧奨(フォローアップ事業)について、神奈川県等と協議を行い、県内統一の基準を作成するなど、効果的な事業を実施していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 国及び県事業のため、実施していない。 (国:肝炎対策推進協議会、県:神奈川県肝炎対策協議会)					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	肝炎ウイルス検査の実施により、肝炎の早期発見に繋がっているが、いまだ多くの潜在キャリアが存在していること、また診療が必要とされたが医療機関へ受診せず重症化する人が多く存在することが課題となっている。県、医療機関等とさらなる連携を図り、陽性者のフォローアップ事業の安定的な運営に向け、体制の充実が必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	坪井 宏哲	島崎 郁美

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 6項 5目 公害健康被害補償事業	所管区局・課	健康福祉局保健事業課	令和3年度 事業評価書 番号	7-6-5 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	公害健康被害の補償等に関する法律・横浜市公害健康被害認定審査会条例・横浜市公害健康被害診療報酬審査会条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和30年代から40年代前半にかけての高度経済成長のもとで、大気汚染による深刻な公害問題が発生し、地域住民の健康に被害が生じるようになった。 昭和46年には横浜市独自の「公害に係る健康被害の救済措置に関する規則」等が施行され、公害により健康を害した公害健康被害者(以下「認定患者」という。)の救済措置が制度化され、本事業が開始された。				
	具体的な 事業内容	毎月2回の審査会を実施し、各種補償給付・支給等を実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額	551,497千円	540,893千円	574,483千円	535,060千円
		支出済額	525,503千円	509,561千円	531,182千円	489,035千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	25,994千円	31,332千円	43,301千円	46,025千円
		執行率(%)	95%	94%	92%	91%
人 件 費		一般職職員	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人
		再任用職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	概算人件費	39,946千円	39,934千円	40,259千円	40,259千円	
	総事業費	565,449千円	549,495千円	571,441千円	529,294千円	
	増▲減	—	▲ 15,954千円	21,946千円	▲ 42,147千円	
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	法に基づき実施している事業のため、類似の事業はない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 法に基づき実施している事業のため、聴取する仕組みは想定していない。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	更新手続きや住所変更手続きを行わない、主に若い認定患者への統一した横浜市の対応を決めていく必要がある。特に等級外の認定患者は、治療を行わないと認定が取り消されるため、フォローを重点的に行う必要がある。高齢化に伴い、死亡が増えてくる中、死因と認定疾病との関連性の判断が難しくなっている。検査受診勧奨を個別発送したり、更新や住所変更等の未手続き者に対して、変更等手続き勧奨するなど、個別対応を継続していく。今後とも「公害健康被害の補償等に関する法律」等に基づき、適正に執行していく必要がある。				

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

山田 洋

係長

鈴木 英里

係

近藤 舞

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 1目 食品衛生監視等事業		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	食品衛生法・カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針 他			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市民の食の安全安心を確保するため、食品衛生法等の規定に基づき、食品関係営業施設への監視指導や食品の抜き取り検査等を実施する。					
	具体的な 事業内容	食品関係営業の許認可等と施設への監視指導、食品等の抜取(収去)検査、違反食品等の発見・措置、食中毒の予防、カネミ油症健康実態調査、食品衛生指導員による巡回指導の実施に伴う食品衛生協会への補助金交付、生活衛生業務システムの運用(保守委託)、ノロウイルス食中毒対策周知・啓発事業に伴う巡回指導の委託 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		監視指導件数(件)	目標	41,000	41,000	46,000	46,000
			実績	50,715	51,086	52,510	30,445
		収去検査検体数(検体)	目標	4,800	4,470	4,275	4,147
			実績	4,497	4,331	4,133	2,166
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		28,308千円	47,017千円	46,751千円	48,215千円
		支出済額		27,276千円	30,738千円	28,718千円	39,909千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,032千円	16,279千円	18,033千円	8,306千円
		執行率(%)		96%	65%	61%	83%
		人 件 費	一般職職員	3.0人	7.0人	3.0人	3.0人
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費	31,155千円		66,289千円	31,436千円	31,436千円		
総事業費		58,431千円	97,027千円	60,154千円	71,345千円		
増▲減		—	38,596千円	▲36,873千円	11,191千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	食品関係営業施設に対する適切な許認可事務の執行及び監視指導により、無許可営業の排除及び食中毒等飲食に起因する健康被害の発生防止並びに違反食品の排除が行われ、市民の食の安全・安心が確保される。					
	事業目的に 対する 有効性	収去検査により違反品の発見・排除が出来ており、また、監視指導は食中毒等の発生防止に有効な事業である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	食中毒予防の観点から営業内容や施設の特性に応じ、重点的に監視指導を行う施設の設定等、常に業務の効率化を念頭に事業を計画する必要がある。なお、類似する事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や監視指導計画への市民意見等を施策に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、飲食店等の営業が制限され、感染リスクの高い高齢者施設等への立入を縮小させることとなった一方、飲食店等での感染防止のための啓発等を新たに実施することとなった。また、飲食店等での会食の機会が減少する中、テイクアウトやデリバリーのニーズが増えたが、これにより、営業者へ温度や時間を考慮した衛生管理の徹底や、消費者へ速やかな喫食を促し、定着させることが求められた。さらに、令和3年6月の食品衛生法改正の完全施行によって、新たな営業制度の周知やイベントが敬遠されるコロナ禍における食中毒予防対策等を展開させていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 牛頭 文雄	係長 佐藤 吏里	食品衛生 係 丸山 久美		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 1目 中央卸売市場本場食品衛生検査所費		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-1 2	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	食品衛生法、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例、魚介類行商等に関する条例、食品安全基本法、食品表示法等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和45年、市場内流通食品の衛生確保を図る目的で、本場食品衛生検査所を設置し事業を開始した。 昭和48年、同目的で南部市場に南部市場食品衛生検査所を設置して事業を開始したが、平成26年度末の南部市場廃止とともに、同検査所は閉所した。しかしながら、南部市場跡地では荷の物流が継続し、営業施設も存続していることから、平成27年度から本場食品衛生検査所からの出張により、市場全体の食の安全確保を図る体制を整備し、事業を継続している。						
	具体的な 事業内容	市場に入荷する食品の抜取検査を行い、違反不良食品の発見排除をするとともに、市場の食品関係事業者に対する監視指導及び衛生教育等を実施し、食中毒等の食に起因する健康危害の未然防止を図った。また、市場開設者(経済局)と連携して、食品の検査結果や衛生管理の重要性などを市場関係業者や消費者に対し情報提供を行った。 平成27年度から、本場食品衛生検査所から出張して、抜取検査及び監視指導を実施し、市場全体の食の安全確保を図った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		監視件数(件)	目標	13,500	13,500	13,500	12,000	
			実績	14,418	14,111	13,169	6,973	
		検査実施検体数 (件)	目標	2,800	2,800	2,350	1,800	
	実績		2,139	2,335	2,206	1,135		
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		36,615千円	33,904千円	34,775千円	35,624千円	
		支出済額		30,807千円	30,687千円	28,997千円	31,416千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		5,808千円	3,217千円	5,778千円	4,208千円	
		執行率(%)		84%	91%	83%	88%	
		人 件 費	一般職職員		14.0人	13.0人	13.0人	11.0人
再任用職員			2.0人	3.0人	3.0人	3.0人		
概算人件費			132,638千円	128,587千円	129,600千円	111,954千円		
総事業費		163,445千円	159,274千円	158,597千円	143,370千円			
増▲減		—	▲ 4,171千円	▲ 677千円	▲ 15,227千円			
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	農林水産省卸売市場整備基本方針に基づき、検査体制を整えて市場を流通する食品の検査を行うことは、食の安全安心を確保する上で必要である。 荷の物流が継続し、営業施設も存続する南部市場跡地について、健康福祉局(本場食品衛生検査所)で、引き続き食品の検査、監視指導を実施し一層の食の安全確保を図ることは、市場開設運営を担う経済局の意向でもある。						
	事業目的に 対する 有効性	量販店や一般小売店等に流通する前の市場及び跡地に入荷する食品に対して監視指導、抜取検査を行うことは、食中毒等の食に起因する健康危害の未然防止のために極めて意義がある。						
	本事業の 効率性・ 類似性	市場内に食品衛生検査所を設置し、早朝からの監視指導や抜取検査を行うことは市場流通食品の安全を確保する上で非常に効果的である。なお、類似する事業はない。 跡地の食の安全確保を図る本場食品衛生検査所の体制についても、効率的に実施できていると考えている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や監視指導計画への市民意見等を施策に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水産及び青果を取り扱う横浜市唯一の中央卸売市場として、「食の安心安全は市場から」を合言葉に市場関係団体及び経済局と連携して、食品取扱施設の衛生管理の徹底を図るとともに、市民にも食の安全性の確保に関する情報を提供していく。 跡地は、今後も本場の市場外指定保管場所等として使用され、継続した食の安全確保事業が必要と考えている。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 鳥海 正次	係長 石井 賢雄	係 本田 勝久		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 7 項 1 目 食の安全強化対策事業		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 1 3		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	食品衛生法（同法施行令、施行規則）等				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	食の安全対策を強化することを目的とし、平成20年度に検査に関係する事業を統合した。						
	具体的な 事業内容	カンピロバクター・O157等食中毒予防対策事業、残留農薬検査事業、動物用医薬品検査事業、ノロウイルス食中毒予防対策事業、アレルギー原因物質・遺伝子組換え食品検査事業、魚介類の新たな寄生虫に対する検査事業、カビ毒検査事業						
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績		
	達成指標	食の安全強化対策 事業検査検体数	目標	883検体	853検体	853検体	746検体	
			実績	873検体	841検体	844検体	525検体	
		食の安全強化対策 事業施設監視数	目標	10,100施設	12,200施設	13,500施設	13,500施設	
			実績	14,020施設	14,940施設	14,117施設	9,282施設	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		81,205千円	80,016千円	81,882千円	74,379千円	
		支出済額		76,040千円	73,949千円	74,708千円	70,244千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		5,165千円	6,067千円	7,174千円	4,135千円	
		執行率(%)		94%	92%	91%	94%	
		人 件 費	一般職職員		5.0人	5.0人	5.0人	5.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			43,955千円	43,925千円	44,115千円	44,115千円		
総事業費			119,995千円	117,874千円	118,823千円	114,359千円		
増▲減		—	▲ 2,121千円	949千円	▲ 4,464千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内に流通する食品を検査することで不良食品を排除することは、市民の健康を守り、食の安全安心を確保する上で必要である。						
	事業目的に 対する 有効性	検査により不良食品を排除することで、市内に流通する食品の安全確保が図られている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	本市で生産される農畜水産物や市内流通食品については、本市が主体的に検査することで、その後の指導や対応に迅速につなげることができる。また、本市では他に類似する事業はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や監視指導計画への市民意見等を施策に反映している。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	食品に関する事故や違反は後を絶たず、毎年のように新しい課題が生じている。また、市民の食の安全安心に対する関心は高いため、常に新しい情報を収集して迅速に検査体制を整備し、対応していくことが必要である。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 牛頭 文雄	係長 中条 圭伺	食品監視 係 小野 綾香			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 7 項 1 目 HACCP導入支援事業		所管区局・課	健康福祉局食品衛生課	令和3年度 事業評価書番号	7 - 7 - 1 4	
						政策番号	15	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	食品衛生法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
		中期計画	政策	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保				
	施策(事業)		食の安全・安心の推進					
事業の目的	食品衛生法の改正により、令和3年までに飲食店を含む原則全ての食品等事業者に対し、衛生管理の国際標準であるHACCPが制度化される。そのため、市内約75,000件の食品等事業者に周知および導入指導を行う必要がある。また、HACCPによる衛生管理に関する技術的支援を実施し、より安全な食品の調理・製造につながるよう指導することにより食中毒発生を防止する。							
具体的な 事業内容	(1) HACCP制度化の周知・啓発 (2) HACCP導入確認 (3) HACCP導入に関する技術的支援							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		-		-	-	-		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		HACCP導入指導件数		606件/年(29年度)	29,133件	9,600件/年		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額			11,031千円	11,997千円		
		支出済額			8,850千円	6,687千円		
		繰越額			0千円	0千円		
		差▲引			2,181千円	5,310千円		
執行率(%)			80%	56%				
人件費		一般職職員			5.0人	3.3人		
		再任用職員			0.0人	0.0人		
	概算人件費			44,115千円	29,116千円			
総事業費			52,965千円	35,803千円				
増▲減		—	52,965千円	▲ 17,162千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	改正食品衛生法で定められたHACCPによる衛生管理を、市内の食品等事業者が確実に導入できるよう支援することで、市民の食の安全・安心が確保される。						
	事業目的に 対する有効 性	HACCPによる衛生管理に取り組んでいる事業者数が増えているため、有効な事業である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	多くの小規模事業者等に支援が行えるよう、対象となる主な事業者を年度毎に絞り込むなど、効率的な事業計画としている。なお、類似する事業はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		外部委員で構成される附属機関「食の安全・安心推進横浜会議」での検討内容や、食品関係団体への説明結果等を施策に反映している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	HACCPの導入方法や取組後の活用方法を説明する講習会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部、中止せざるを得ない状況であった。令和3年度は会場集合型に加え、動画を作成し、eラーニング型講習会を開催することにより、引き続き、より多くの事業者への支援を目指す。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	中期4か年計画政策15の主な施策「食の安全・安心の推進」想定事業量であるHACCP導入指導に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じながらも、令和2年度に予定していた9,600件を超える29,133件について実施することができた。引き続き、HACCP制度化の対象となる市内食品事業者が確実にHACCPを導入できるよう、効率的に指導及び支援を進めていく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	食品衛生 係		
				牛頭 文雄	瀬戸 理恵	長谷川 瑞貴		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 2目 管理費		所管区局・課	健康福祉局衛生研究所 管理課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-2 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市衛生研究所条例、横浜市衛生研究所条例施行規則、 地方衛生研究所設置要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和31年地方自治法の改正による県から市への食品衛生検査業務移譲に伴い、神奈川県衛生研究所の一部を借用して検査業務を開始。昭和34年3月、広く公衆衛生上の諸問題に対応するため、旧南保健所庁舎(南区中村町)を改修して移転し、横浜市衛生研究所へ改称。					
	具体的な 事業内容	衛生研究所の運営、建物設備管理等： 嘱託員雇用、事務消耗品購入、光熱水費、通信運搬、庁舎管理関係委託、各種協議会会費・負担金等の衛生研究所の管理・運営にかかる経費。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		114,674千円	110,343千円	110,893千円	133,003千円
		支出済額		104,281千円	109,975千円	111,869千円	125,195千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		10,393千円	368千円	△ 976千円	7,808千円
		執行率(%)		91%	100%	101%	94%
人 件 費		一般職職員		5.0人	5.0人	5.0人	5.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		43,955千円	43,925千円	44,115千円	44,115千円	
総事業費		148,236千円	153,900千円	155,984千円	169,310千円		
増▲減		—	5,664千円	2,084千円	13,326千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	衛生研究所の試験検査機能を発揮するために必要な管理・運営については、一定の成果を得ているものとする。全体の事業が必要な固定経費であるため、削減できる部分は実行済みである。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	平成26年度に新庁舎へ移転し、点検費及び点検数が増加している。今後、長期的に安定した施設経営を行っていく上で、管理保守委託を要する機器のリストアップや点検頻度の検討等を更に継続して実施し、庁舎維持管理費を精査していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	岩澤 健司	吉山 良之	高橋 直宏

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 2目 試験検査費		所管区局・課	健康福祉局衛生研究所 微生物検査研究課 理化学検査研究課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-2 2
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	食品衛生法、水道法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	市民の安全、安心を確保する本市の公衆衛生行政を科学的・技術的に支援するため、保健所・区福祉保健センターから持ち込まれる検体の試験検査を実施し、その科学的データを通して保健所・区福祉保健センターが実施する指導助言の根拠を提供することを目的とした事業である。					
	具体的な 事業内容	<p>①食品等の行政検査及び企業や市民からの依頼検査 ②新興・再興感染症や大規模食中毒等の健康危機管理対策及び感染症法に基づく適正な管理に適合するための設備メンテナンスの実施 ③厚生労働省受託事業(食品の長期保管事業) 特定の有害物質の汚染が明らかになった場合に、保管しておいた食品等の検査を実施して、過去の暴露状況を把握する。当所では、そのためのサンプル採取、冷凍施設へ送付を行う。</p> <p>なお、本事業と次の事業中の検査は衛生研究所が行う検査として密接不可分なため、これら検査実績をまとめて本事業「事業実績」に掲載します。 ○771-01食品衛生監視等事業 ○771-03食品の放射性物質検査事業 ○771-08食の安全強化対策事業 ○774-01環境衛生監視指導事業 ○774-02居住衛生対策事業 ○774-05建築物衛生対策事業 ○761-02結核医療・健康管理事業 ○761-03感染症発生動向調査事業 ○761-04感染症・食中毒対策事業 ○761-05エイズ・性感染症予防対策事業 ○761-20医薬品等の安全性確保対策事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
事業実績	達成指標	検査項目(件)	目標	102,454	102,454	102,454	102,454
			実績	88,571	95,524	95,728	80,613
		健康危機検査数 (件)	目標	4,780	4,780	4,780	4,780
			実績	3,414	3,283	2,955	1,489
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		31,194千円	30,300千円	30,597千円	37,445千円
		支出済額		32,202千円	30,669千円	28,269千円	34,749千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 1,008千円	△ 369千円	2,328千円	2,696千円
執行率(%)		103%	101%	92%	93%		
人 件 費		一般職職員	41.0人	38.0人	40.0人	40.0人	
		再任用職員	0.0人	3.0人	2.0人	2.0人	
	概算人件費	360,431千円	348,212千円	362,854千円	362,854千円		
総事業費		392,633千円	378,881千円	391,123千円	397,603千円		
増▲減		—	▲ 13,752千円	12,242千円	6,480千円		
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	市民の安全、安心を守るための行政検査や感染症、食中毒等健康危機発生時の原因究明は行政が迅速かつ正確に行うことが求められている。また、そのためには精度管理や設備のメンテナンスは必須となっている。なお、企業や市民からの依頼検査は、民間検査機関で実施していない場合などに限って実施している。					
	事業目的に 対する 有効性	行政ニーズに対応した試験検査を通じて、行政機関に科学的データを提供するとともに、健康危機管理発生時には緊急検査を実施し、迅速かつ正確に原因を究明し、保健所が行う行政処分等の科学的根拠とする役割を果たしている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	新興・再興感染症の出現、市民の健康や安全に関わるニーズの高度化、多様化に伴い、試験検査内容もこれらに対応していく必要があるが、検査機器の共有化など検査機器購入費やメンテナンス費用を抑える検討が必要となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	直接的に市民等の意見を反映する仕組みはないが、保健所が市民等の意見を反映させた監視指導計画に基づく検査や法に規定する感染症や食中毒の原因究明のため、検査を実施している。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	健康危機など市民の安全、安心を確保するため、行政検査や緊急検査を引き続き行っていく。また、検査の信頼性を維持、向上するため、機器、設備のメンテナンスは必須であるが、可能な限り検査機器の共有化を進め、保有機器の効率的な運用を図っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

田中 伸子
鈴木 祐子

係長

宇宿 秀三

係

五十嵐 悠

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 2目 衛生研究所試験検査機器維持整備事業費		所管区局・課	健康福祉局衛生研究所 管理課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-2 3	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	横浜市衛生研究所条例、食品衛生法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成2年度から試験検査機器等整備事業として機器の更新等を行ったが、平成15年度までで終了した。平成21年度から、機器の不調や老朽化に対応し計画的な更新・整備を行うため、試験検査機器維持整備事業を開始した。併せて、それまで試験検査費において実施してきた機器のリースについて、本事業に統合した。					
	具体的な 事業内容	市民の健康と安全の確保・健康危機管理において、保健所の収去品の検査をはじめとした、各種試験検査に不可欠な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性確保を図る。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		機器リース件数	目標	継続 40件 新規・更新 2件	継続 32件 新規・更新 2件	継続 26件 新規・更新 4件	継続 24件 新規・更新 0件
			実績	継続 39件 新規・更新 2件	継続 40件 新規・更新 2件	継続 26件 新規・更新 4件	継続 25件 新規・更新 1件
		備品購入件数	目標	14件	26件	25件	16件
	実績		25件	30件	16件	23件	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		66,953千円	62,539千円	62,784千円	62,781千円
		支出済額		66,704千円	60,862千円	59,394千円	60,099千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		249千円	1,677千円	3,390千円	2,682千円
		執行率(%)		100%	97%	95%	96%
		人 件 費	一般職職員		47.0人	44.0人	47.0人
再任用職員			0.0人	3.0人	2.0人	2.0人	
概算人件費			413,177千円	400,922千円	424,615千円	424,615千円	
総事業費		479,881千円	461,784千円	484,009千円	484,714千円		
増▲減		—	▲ 18,097千円	22,225千円	705千円		
事業評価 の視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	市民の安全、安心を守るための行政検査や感染症、食中毒等健康危機発生時の原因究明は行政が迅速かつ正確に行うことが求められているため、試験検査機器の整備・更新は必須である。					
	事業目的に 対する 有効性	試験検査機器の整備・更新を計画的に行うことで、機器の老朽化に伴う故障や不安定化を未然に防ぎ、試験検査業務の迅速性及び信頼性を確保している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	試験検査機器の共有化などにより、機器購入費等を抑制できるか検討する必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 直接的に市民等の意見を反映する仕組みはないが、保健所が市民等の意見を反映させた監視指導計画に基づく検査や法に規定する感染症や食中毒の原因究明のため検査を行うにあたり機器整備を実施している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	機器整備状況の見直しを継続的に行い、事業内容の検討と合わせて機器整備導入を計画的に進めていく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			岩澤 健司	吉山 良之	高橋 直宏		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 3目 食肉衛生検査事業		所管区局・課	健康福祉局 食肉衛生検査所	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-3 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、横浜市食肉衛生検査所条例、横浜市食肉衛生検査所長委任規則、横浜市食肉衛生検査所処務規定			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	と畜場法に基づき食肉市場に搬入される食肉動物のと畜検査を行うほか、食品衛生法や食鳥検査法による衛生指導、収去検査等を実施する。					
	具体的な 事業内容	①と畜検査及び微生物・病理組織・理化学検査の実施、②検査結果に基づく、と畜解体禁止、隔離、廃棄、消毒及び関係違反者の行政処分、③横浜市中心と畜場及び横浜市食肉市場の衛生管理指導、④食肉動物及び食肉類の衛生に関する検査、試験、研究の実施、⑤食鳥処理場の監視指導及び食鳥肉の収去検査、⑥輸出食肉に関する監視、証明書発行、⑦HACCPの導入促進 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		と畜検査頭数(頭)	目標	145,466	145,798	146,080	151,414
			実績	144,903	152,404	158,875	159,965
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		57,440千円	57,608千円	63,651千円	30,130千円
		支出済額		55,093千円	55,673千円	61,049千円	26,546千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,347千円	1,935千円	2,602千円	3,584千円		
執行率(%)		96%	97%	96%	88%		
人 件 費		一般職職員		16.7人	16.7人	16.7人	16.7人
		再任用職員		1.1人	1.1人	1.1人	1.1人
	概算人件費		152,070千円	151,983千円	152,808千円	152,808千円	
総事業費		207,163千円	207,656千円	213,857千円	179,354千円		
増▲減		—	493千円	6,201千円	▲ 34,503千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	と畜場法に基づき、食肉動物の全頭と畜検査が義務付けられている。そのため本事業を終了した場合、市民に対し、安全な食肉の供給・流通ができなくなる。					
	事業目的に 対する 有効性	食肉市場に搬入される食肉動物のと畜検査を適確に行うことにより、食肉衛生上の危害発生が防止でき、安全な食肉の供給・流通が実現できる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	当検査所は、市内に1箇所しかなく類似する事業は他にない。今後も食肉動物の新たな感染症が発生する可能性もあり、検査業務が高度化、複雑化することは避けられず、より分析機能の高い機器を導入することにより、業務の効率を図りたい。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ①本市ホームページ「食の安全ヨコハマWeb」に次年度の食品衛生監視指導計画案を掲載し、市民からの意見募集を行っている(パブリックコメント)。 ②外部有識者で構成される「食の安全・安心推進横浜会議」を設置し、専門的かつ客観的な立場から意見を収集し、施策に反映している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	国が定める検査方法(公定法)に対応するため、必要な検査機器を配備し、検査精度の信頼性確保に努めていく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松野 桂	池田 和規	森田 岳史

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 7 項 3 目 管理運営事業	所管区局・課	健康福祉局 食肉衛生検査所	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 3 2			
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的名称	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、横浜市食肉衛生検査所条例、横浜市食肉衛生検査所長委任規則、横浜市食肉衛生検査所処務規定				
	事業の目的 (事業開始の経緯)	食肉衛生検査所の検査業務を円滑に行うための管理運営業務を行う。						
	具体的な事業内容	①事業所の管理、運営 ②食肉衛生検査事業及びBSE(牛海綿状脳症)等検査事業の円滑な運営を図るための物品等の適正な管理 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。						
		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・執行額、事業費の推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		14,274千円	14,544千円	14,736千円	38,928千円	
		支出済額		13,765千円	13,977千円	14,651千円	36,830千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		509千円	567千円	85千円	2,098千円	
		執行率(%)		96%	96%	99%	95%	
		人件費	一般職職員		5.6人	5.6人	5.6人	5.6人
			再任用職員		0.8人	0.8人	0.8人	0.8人
			概算人件費		53,055千円	53,031千円	53,382千円	53,382千円
総事業費			66,820千円	67,008千円	68,033千円	90,212千円		
増▲減		—	188千円	1,025千円	22,179千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性							
	事業目的に対する有効性							
	本事業の効率性・類似性	当検査所は、市内に1箇所しかなく類似する事業は他にない。今後も食肉動物の新たな感染症が発生する可能性もあり、検査業務が高度化、複雑化することは避けられず、より分析機能の高い機器を導入することにより、業務の効率を図りたい。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	自己評価及び事業見直しの方向性	食肉市場関係者との連絡・調整・環境への配慮、所内システムの運用等を通じて、検査事業の円滑な運営を図っている。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 松野 桂	係長 池田 和規	係 森田 岳史			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 4目 公衆浴場確保対策事業		所管区局・課	健康福祉局 生活衛生課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-4 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、横浜市公衆浴場補助金交付要綱			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	公衆浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるため、昭和48年から市内公衆浴場に対して助成を行っている。その後、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨を鑑み、市民による利用の機会の確保を図り、公衆衛生の向上及び健康増進並びに市民の福祉の向上に寄与することを目的として、市内公衆浴場への助成等の事業を展開している。					
	具体的な 事業内容	市内公衆浴場に対し、主に次の補助金を交付して衛生確保等に資する対策を促進した。 ・設備改善補助金・衛生向上対策補助金・確保浴場対策補助金(近隣に公衆浴場がなく、利用者の少ない浴場に対する補助) ・活性化対策補助金(菖蒲湯の実施費用に対する補助)・利用促進対策補助金(浴場協同組合が行うPR経費に対する補助) 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		事業継続施設数	目標	予算案作成時(平成28年8月) 78	予算案作成時(平成29年8月) 70	予算案作成時(平成30年8月) 67	予算案作成時(令和元年8月) 60
			実績	平成29年11月 67	平成30年11月 66	令和元年11月 59	令和2年11月 55
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度 50,148千円	平成30年度 49,466千円	令和元年度 47,503千円	令和2年度 45,050千円
		支出済額		48,245千円	46,087千円	47,502千円	44,234千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,903千円	3,379千円	1千円	816千円
		執行率(%)		96%	93%	100%	98%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費		57,036千円	54,872千円	56,325千円	53,057千円		
増▲減		—	▲ 2,164千円	1,453千円	▲ 3,268千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	公衆浴場は、衛生的で快適な市民生活の確保の面で重要な施設である。また、災害時においては、地域住民の避難場所になるだけでなく、被災者等の衛生的な環境の維持等のため入浴機会を確保する役割もあり、市民にとって欠くことのできない施設となっている。更に今日では、地域住民にとってのコミュニケーションの場としての役割も担っている。しかしながら、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化等による経営環境の悪化、家族経営による長時間労働及び後継者の確保難等により転業及び廃業が進んでおり、施設の減少に歯止めをかけるためには本事業が必要となっている。					
	事業目的に 対する 有効性	設備改善補助金により老朽化対策が促進されている。具体的には釜やボイラー等浴場経営の根幹となる設備の老朽化対策にも使われ、経営継続につながっている。また、衛生向上対策補助金は、感染リスクの低減に寄与し、水質の安全性を確保する等、衛生環境の維持向上に有効となっている。更には、市内公衆浴場の経営は年々厳しくなっている中、多面的な支援を行えるようにすることで、市内公衆浴場の経営を様々な角度から支援できている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	設備改善補助金等は、各浴場の実費を補助対象として助成するもので、浴場ごとの状況に応じた助成を行えている。利用促進対策補助金については、補助事業を横浜市浴場協同組合が各浴場を取りまとめて行っており、スケールメリットを活かした効率的で効果的な運用が行われている。本事業については、他事業と重複する内容がなく独自性が高い。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に沿った事業であるため。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は市民生活の衛生確保等には欠かせない事業であり、横浜市浴場協同組合とも密に連携し、今後も引き続き実施する方針。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 池田 進	係長 望月 圭太	係 龍田 季代子		

事業評価書目次（令和3年度）

[健康福祉局]

款項目	評価書番号	事業名
7-7-5	1	墓地・霊堂事業
7-7-5	2	久保山斎場運営事業
7-7-5	3	南部斎場運営事業
7-7-5	4	北部斎場運営事業
7-7-5	5	戸塚斎場運営事業
7-7-5	6	市営斎場利用環境等向上事業
7-7-5	7	大規模施設跡地墓地整備事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 5目 墓地・霊堂事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-5 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	明治7年の久保山墓地開設に伴い、墓地の管理運営を開始し、その後、根岸外国人墓地(明治35年開設)、三ツ沢墓地(明治41年開設)及び日野公園墓地(昭和8年開設)の管理運営を実施している。さらに、久保山霊堂(昭和32年開設)の管理運営も実施している。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 墓地・霊堂の管理運営及び埋葬等が、市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の見地から永続的かつ安定的に行われるよう、墓地及び霊堂施設の維持・運営管理等を行う。 墓地・埋葬等に関する法律に基づき、申請受付、台帳管理を行うとともに、使用者の実態を調査した上で使用者から墓地使用料及び墓地管理料を徴収し、墓地管理に係る負担の適正化を図る。 老朽化している墓参環境や墓参道の安全性確保や墓地使用者の利便性向上のため、墓地の維持補修等のインフラ整備等を行う。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	墓地管理料 (徴収率、%)	目標	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	
		実績	87.5%	86.9%	86.7%	87.0%	
	霊堂使用料 (徴収率、%)	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		実績	99.8%	99.5%	100.0%	100.0%	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・執行額、事業費の推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	現計予算額		358,016千円	314,237千円	310,482千円	242,889千円	
	支出済額		337,691千円	294,317千円	312,547千円	219,588千円	
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
	差▲引		20,325千円	19,920千円	△ 2,065千円	23,301千円	
	執行率(%)		94%	94%	101%	90%	
	人件費	一般職職員	2.5人	4.5人	5.0人	4.0人	
再任用職員		2.0人	2.0人	3.0人	3.0人		
概算人件費		31,542千円	49,121千円	59,016千円	50,193千円		
総事業費		369,233千円	343,438千円	371,563千円	269,781千円		
増▲減		—	▲ 25,795千円	28,126千円	▲ 101,782千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	墓地等の公共性、公益性を理由に「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」(厚生省通知 平成12年12月6日生衛発第1764号「墓地経営・管理の指針等について」とされており、市営墓地・霊堂の管理運営及び埋葬等は、本市が永続的かつ安定的に実施していく必要がある。					
	事業目的に対する有効性	<ul style="list-style-type: none"> 墓地管理に係る負担の適正化を図るため、平成20年度から墓地管理料の徴収を開始し、平成27年度からは管理料未納者に対する督促を開始している。 高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である墓地需要に対し、継続的な供給ができています。 					
	本事業の効率性・類似性	毎年限られた予算で周辺住民や利用者からの要望等も踏まえながら優先順位をつけ整備工事や伐採、清掃等を行っているが、広範囲に及ぶ墓地の植栽管理や墓石倒壊等への対応は職員が手作業で行っており、維持整備に係る職員の負担が大きい。また、墓地使用者の利便性向上及び墓地管理料の徴収率向上のため、平成30年度分以降の管理料について口座振替による納入を導入した。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 窓口等でいただいた様々な意見や地元要望を墓地・霊堂の運営に反映している。また5年に一度、横浜市墓地に関する市民アンケート調査を実施し、墓地行政に係る市民の考えやニーズを把握し、将来の墓地需要数や供給方策の検討を行っている。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 管理料徴収率向上に向け、平成30年度分以降の墓地管理料について口座振替による納入を導入したが、電話納付案内の活用等、徴収方法の更なる効率化等を検討していく必要がある。 墓地の法面や霊堂設備は著しく老朽化しており、災害発生や設備故障の危険性がますます増加している。インフラ整備や設備修繕等は進めているものの、限られた予算の中で広範囲な墓地のインフラ整備や大規模施設修繕等を行っていくための方策を検討していく必要がある。 					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	半田 恒太郎	出丸 太一	山上 英明

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7 款 7 項 5 目 久保山斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 5 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市の中央地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		火葬件数	目標	9,656体	9,964体	10,110体	10,436体
			実績	9,183体	9,314体	9,798体	8,675体
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		430,863千円	457,060千円	454,141千円	351,150千円
		支出済額		424,051千円	389,435千円	406,502千円	362,976千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		6,812千円	67,625千円	47,639千円	△ 11,826千円
		執行率(%)		98%	85%	90%	103%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	17,582千円		17,570千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費		441,633千円	407,005千円	424,148千円	380,622千円		
増▲減		—	▲ 34,628千円	17,143千円	▲ 43,526千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。 なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特別な仕組みはないが、窓口等でいただいた様々な御意見を斎場運営に反映するよう努めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和2年度は令和元年度から引き続き、繁忙期における火葬可能時間帯を拡大し、15:30からの火葬枠(これまでは15:00が最大)を設定することで、増加する火葬需要に対応した。引き続き、運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。 またハード面については、令和2年度にトイレ洋式化工事等を実施し、利用環境の向上を図った。引き続き、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に行っていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 半田 恒太郎	係長 田島 彰	施設係 奥村 洋一		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 7 項 5 目 南部斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 5 3
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市南部地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、主に横浜市南部方面の火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。また、敷地内に併設された葬祭ホールの提供により、市民サービスの向上を図る。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		火葬件数	目標	6,957体	6,949体	7,050体	7,312体
			実績	6,493体	6,597体	6,300体	7,666体
		葬祭ホール件数 (件)	目標	688件	636件	645件	675件
	実績		608件	612件	541件	615件	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		485,682千円	381,717千円	365,378千円	265,394千円
		支出済額		425,192千円	367,106千円	338,203千円	267,138千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		60,490千円	14,611千円	27,175千円	△ 1,744千円
		執行率(%)		88%	96%	93%	101%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	17,582千円		17,570千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費		442,774千円	384,676千円	355,849千円	284,784千円		
増▲減		—	▲ 58,098千円	▲ 28,827千円	▲ 71,065千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供することで、使用者の利便性向上に資することが出来ている。なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 年に数回、地元自治会との協議の場として、連絡協議会を開催し、南部斎場の事業実績等を報告して、要望等があれば改善している。また、窓口等でいただいた会葬者や葬祭業者からのご意見を斎場運営に反映するよう努めている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	令和元年7月以降、特別枠(休憩室を使用しない火葬枠)の運用を通じて火葬枠を拡大するとともに、令和2年度は繁忙期における火葬可能時間帯を拡大し、新たに15:30からの火葬枠(これまでは15:00が最大)を設定することで、増加する火葬需要に対応した。引き続き、運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。またハード面についても、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に進めていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	半田 恒太郎	田島 彰	奥村 洋一

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7 款 7 項 5 目 北部斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7 - 7 - 5 4
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市北部地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、主に横浜市北部方面の火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。また、敷地内に併設された葬祭ホールの提供により、市民サービスの向上を図る。					
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		火葬件数	目標	10,370体	10,787体	10,945体	11,089体
			実績	9,677体	10,198体	10,408体	10,643体
		葬祭ホール件数 (件)	目標	1,402件	1,278件	1,296件	1,349件
			実績	1,238件	1,261件	1,218件	1,240件
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		619,166千円	615,869千円	604,954千円	567,783千円
		支出済額		626,629千円	616,158千円	552,678千円	563,041千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 7,463千円	△ 289千円	52,276千円	4,742千円
		執行率(%)		101%	100%	91%	99%
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
概算人件費			22,364千円	22,364千円	22,613千円	22,613千円	
総事業費		648,993千円	638,522千円	575,291千円	585,654千円		
増▲減		—	▲ 10,471千円	▲ 63,231千円	10,363千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供することで、使用者の利便性向上に資することが出来ている。なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		年に1度、地元自治会との協議の場として、連絡協議会を開催し、北部斎場の事業実績等を報告して、要望等があれば改善している。また、窓口等でいただいた会葬者や葬祭業者からのご意見を斎場運営に反映するよう努めている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	増加する火葬需要に対応するため、火葬受付時間帯の延長や開場日数の増加等のソフト面による運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。またハード面についても、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に行っていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。更に北部斎場は施設規模が大きく、消費エネルギーが膨大であるため、更なる省エネ化の推進も必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長
半田 恒太郎係長
田島 彰施設係
奥村 洋一

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 5目 戸塚斎場運営事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-5 5
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則、横浜市斎場条例、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	横浜市西部地域における人口増加や高齢者数の増加に伴い、主に横浜市西部方面の火葬需要に対応するために開設された。					
	具体的な 事業内容	市民の宗教的な感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、斎場の管理運営及び火葬業務を支障なく行う。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供により、市民サービスの向上を図る。更に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から小動物の火葬業務を行う。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		火葬件数	目標	5,231体	5,296体	5,369体	5,493体
			実績	4,905体	4,697体	4,965体	4,111体
		葬祭ホール件数 (件)	目標	699件	636件	645件	662件
	実績		629件	589件	607件	509件	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		262,328千円	333,525千円	361,286千円	319,025千円
		支出済額		277,236千円	338,180千円	303,904千円	297,352千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 14,908千円	△ 4,655千円	57,382千円	21,673千円
		執行率(%)		106%	101%	84%	93%
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,791千円		8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費		286,027千円	346,965千円	312,727千円	306,175千円		
増▲減		—	60,938千円	▲ 34,238千円	▲ 6,552千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	旧厚生省通知において「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限る」とされており、地方公共団体として市内の火葬需要に継続的に対応する責務があり、かつ公衆衛生の見地からも火葬行政を継続する必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	市営斎場の運営を通じ、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加等により年々増加傾向である火葬需要に継続的かつ有効に対応できている。また、敷地内に併設された葬祭ホールを提供することで、使用者の利便性向上に資することが出来ている。なお、事業目標は最新の市内死亡者数推移(政策局統計情報課「人口動態」)を踏まえ、毎年設定している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	今後ますます増え続けていく火葬需要に対応するため、月単位の火葬需要予測を基にした火葬受付枠の設定や、斎場の修繕期間時には他斎場の火葬受付枠を増減するなど、斎場運営方法の見直し・効率化等を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		年に1度、地元自治会との協議の場として、連絡協議会を開催し、戸塚斎場の事業実績等を報告して、要望等があれば改善している。また、窓口等でいただいた会葬者や葬祭業者からのご意見を斎場運営に反映するよう努めている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	増加する火葬需要に対応するため、火葬受付時間帯の延長や開場日数の増加等のソフト面による運営方法の更なる見直しを検討していくことで、今後も安定した火葬行政を確保する必要がある。またハード面については、令和2年度に葬祭ホール内装改修工事等を実施し、利用環境の向上を図った。引き続き、斎場設備の早急な小破修繕を講じて施設設備の老朽化対応や予防保全等を積極的に行っていく必要があるほか、限られた予算の中で他の斎場施設設備と比較を行いながら、課全体で優先順位を付けて大規模な予防保全・長寿命化対策等も検討していく必要がある。更に、火葬に使用する白灯油の値段が上昇傾向であり、更なる省エネ化の推進が必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長
半田 恒太郎係長
田島 彰施設 係
奥村 洋一

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		7款 7項 5目 市営斎場利用環境向上等事業		所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-5 6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市斎場条例		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	各市営斎場の資源物等(残骨灰)については、従来は処理業務委託を実施していたが、資源物等に含まれる有価金属の取扱等にかかる透明性・公平性を確保するため、他都市の動向も参考に契約方法の見直しを検討した結果、平成29年6月から売払契約に変更した。					
	具体的な 事業内容	資源物等の売払により得られる収入を、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用することで、斎場の利用環境向上を図る。 ・資源物等の売払にあたっては、遺族感情等に配慮し、資源物等に含まれる「残骨」は墓地等に適正に埋葬及び供養すること等を契約条件とした上で、残骨、有価金属、及び廃棄物等の各分別量や最終処分先等を記載した報告書の提出を求めるとともに、分別処理先や埋葬先の現地確認等を適時行う。 ・資源物等の売払により得られた収入については、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用することで、斎場の利用環境向上を図る。					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		残骨灰搬出量 (市営4斎場分)	目標	45,785 kg	54,417 kg	57,530 kg	60,900kg
			実績	45,829 kg	55,848 kg	54,585 kg	57,003kg
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		78,000千円	105,000千円	144,000千円	181,000千円
		支出済額		78,104千円	117,926千円	136,573千円	180,661千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 104千円	△ 12,926千円	7,427千円	339千円		
執行率(%)		100%	112%	95%	100%		
人 件 費		一般職職員		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		2,637千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円	
総事業費		80,741千円	120,562千円	139,220千円	183,308千円		
増▲減		—	39,820千円	18,658千円	44,088千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	各市営斎場での火葬に伴い排出される資源物等(残骨灰)の処理については、本市の責任において適正に行う必要があり、資源物等の売払にあたっては、遺族感情等に配慮するとともに、契約の透明性・公平性を確保する必要がある。 また、資源物等の売払により得られた収入については、これまで一般財源で対応できなかったもののうち、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用し、斎場の利用環境向上を図る。					
	事業目的に 対する 有効性	・斎場資源物等の処理にあたって、従来の処理業務委託から売払契約に変更したことは、入札の公平性・透明性を確保する上で有効である。 ・資源物等の売払により得られた収入を、これまで一般財源では対応しきれなかった、各斎場の利用環境向上等に活用することは、利用者サービス向上の観点から有効である。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各斎場事業においては、斎場利用者からの斎場使用料や一般財源等を、主として火葬や葬祭ホールの運営において必要な年間のランニングコストに充てている。 本事業においては、斎場資源物等の売払により得られた収入を、各斎場の経年劣化した什器や壁紙の更新、トイレの洋式化等、これまで各斎場事業では対応しきれなかった部分に活用することにより、斎場の利用環境向上という形で利用者への還元を行うことが出来る。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	各斎場を利用された市民や事業者の方々に窓口等でいただいたご意見を、斎場の利用環境向上に反映している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	斎場資源物等の処理について、従来の処理業務委託から売払契約に変更し、売払により得られる収入をこれまで一般財源で対応しきれなかった、各斎場の利用環境向上等に活用することで、斎場利用者に対するサービス向上につながっていると考えられる。 しかし、斎場資源物等に含まれる有価金属は、歯の治療で使用される金歯や銀歯等を主としており、これらは市場の動向によって価格が大きく変動するとともに、今後、減少していくことが見込まれることから、資源物等の売払を継続的に実施できるかは不確実な面もある。今後も、利用者等からいただいた意見等も参考にしつつ、現在の契約方式を継続していく予定であるが、執行状況によっては基金の設置や契約方式の見直し等、必要に応じて検討を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設係
	半田 恒太郎	田島 彰	米田 彩夏

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 5目 大規模施設跡地墓地整備事業	所管区局・課	健康福祉局 環境施設課	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-5 7		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成29年度に実施した市民アンケート調査等により、令和18年までの墓地の整備必要数を公民あわせて約10万区画と推計している。増加する墓地の需要に対応するため、大規模施設跡地において、新たな墓地整備計画を検討する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 旧深谷通信所では、環境影響評価配慮書の手続きに着手した。 旧上瀬谷通信施設では、令和元年度に作成した整備構想を元に、上瀬谷通信施設全体の土地利用検討状況とあわせて、墓地整備構想の内容を再検討した。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		旧深谷通信所	目標		基本計画検討	環境影響評価配慮書作成等	環境影響評価配慮書作成等
			実績		基本計画策定	環境影響評価配慮書作成等	環境影響評価配慮書作成等
		旧上瀬谷通信施設	目標		整備検討	基本計画策定	基本計画策定
	実績			整備構想作成	整備構想作成	整備構想検討	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		大規模施設跡地における墓地整備計画を進めるにあたり、必要な検討・手続きを行うことが当面の目標であるため、定量的な設定が困難である。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額			10,000千円	44,100千円	47,000千円
		支出済額			7,484千円	22,362千円	40,370千円
		繰越額			0千円	0千円	0千円
		差▲引			2,516千円	21,738千円	6,630千円
		執行率(%)			75%	51%	86%
		人 件 費	一般職職員			1.0人	1.0人
再任用職員				0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費				8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費				16,269千円	31,185千円	49,193千円	
増▲減			—	16,269千円	14,916千円	18,008千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	墓地等の公共性、公益性を理由に「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」(厚生省通知 平成12年12月6日生衛発第1764号「墓地経営・管理の指針等について」と)されており、増加する墓地の需要に本市が応えていく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	大規模施設跡地における墓地整備に向けて、環境影響評価配慮書の手続きに着手した。新たな墓地の整備により、増加する墓地の需要に応えていくことができる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	関係区局と連携しながら、大規模施設跡地での墓地整備計画等について検討を進めた。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 今後実施する、環境影響評価の説明会、公共事業評価、都市計画の素案説明会、縦覧及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく計画説明会で、周辺住民等の意見をいただく。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 旧深谷通信所については、平成29年度に策定した「深谷通信所跡地利用基本計画」も踏まえ、関係区局と連携しながら、公園型墓園の整備を進めていく。 旧上瀬谷通信施設については、跡地全体での土地利用計画の検討にあわせて、関係区局と連携しながら、公園型墓園の整備の可能性について検討を進めていく。 					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	山根 好行	係長	吉田 剛	施設係 榎本 開

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 6目 動物愛護センター運営事業		所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-6 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、 横浜市動物愛護センター条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和25年の狂犬病予防法の施行に伴い、南犬抑留所・磯子犬抑留所として昭和27年に業務を開始したのち、昭和44年に中区かもめ町に、犬の収容・保管・返還・譲渡・処分施設として畜犬センターを設置し業務継続。畜犬センター老朽化に伴い、平成23年に動物愛護行政の拠点として、動物愛護センター設立。					
	具体的な 事業内容	動物愛護行政の拠点及び市民交流の場として施設の管理運営を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		動物愛護センター 来場者数(人)	目標	9,000	9,000	8,000	6,100
			実績	6,664	5,628	4,965	1,871
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		33,749千円	32,619千円	32,788千円	30,758千円
		支出済額		32,997千円	30,886千円	29,464千円	29,183千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		752千円	1,733千円	3,324千円	1,575千円
		執行率(%)		98%	95%	90%	95%
		人 件 費	一般職職員		4.0人	4.0人	4.0人
再任用職員			1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
概算人件費			39,946千円	39,934千円	40,259千円	40,259千円	
総事業費		72,943千円	70,820千円	69,723千円	69,442千円		
増▲減		—	▲ 2,123千円	▲ 1,097千円	▲ 281千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法に基づく業務を行うとともに、市民交流の場としての機能を維持し、施設の運営管理を行う必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	動物の保護収容施設及び市民利用施設として、適切に使用されている。施設は市民交流の場として活発に利用されており、動物愛護活動者や学校関係者による施設見学や他都市からの視察等も恒常的にある。令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、施設利用人数の一部制限をしたため、市民利用施設の利用者数は減少している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	施設の維持管理に最低限必要な経費のみとし、空調の温度管理や節電や光熱費の削減にも取り組んでいる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	附属機関及び関係団体などから意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	明るく親しみやすい施設への工夫等を検討し、多くの方に興味を持っていただくことで、利用者数の増加を図る。施設・設備の経年劣化による不具合等の補修や、感染症予防の対策として施設の消毒等を徹底して行うことにより、市民利用施設として安全に利用できる環境を維持する。また、今後は空調機器など更新時期を迎える設備があるため、計画的に整備を進めていく必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 知子	係長 相澤 隆	運営企画 係 篠崎 由佳		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 6目 動物愛護普及啓発事業	所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-6 2		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	動物の愛護及び管理に関する法律、横浜市動物愛護セン ター条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	動物の愛護及び管理に関する法律(事業開始当時:動物の保護及び管理に関する法律)の施行により、動物の適正飼育や動物に起因する危害の発生防止及び動物愛護思想の普及・啓発を図るため事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のマナーや責務の意識向上及び動物愛護啓発のために普及啓発事業を実施した。 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業を実施した。 ・災害時のペット対策の推進のため、ガイドラインの改正を行った。 					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		啓発件数(回/人)	目標 実績	105回/16,500人 123回/15,604人	105回/16,500人 87回/25,078人	105回/16,500人 118回/1,405人	95回/16,500人 103回/246人
		猫の不妊去勢手術補助 頭数(頭)/マイクロチップ 装着補助頭数(頭)	目標 実績	5,700頭/500頭 4,098頭/401頭	5,700頭/500頭 3,922頭/532頭	5,700頭/500頭 3,884頭/537頭	4,500頭/800頭 4,075頭/477頭
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		37,854千円	37,165千円	36,047千円	31,602千円
		支出済額		26,682千円	27,169千円	27,050千円	23,410千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		11,172千円	9,996千円	8,997千円	8,192千円
		執行率(%)		70%	73%	75%	74%
		人 件 費	一般職職員	6.0人	7.0人	7.0人	7.0人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	52,746千円	61,495千円	61,761千円	61,761千円
	総事業費		79,428千円	88,664千円	88,811千円	85,171千円	
増▲減		—	9,236千円	147千円	▲3,640千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性	飼い主のマナーや適正飼育、飼い主の責務への理解不足に起因する相談等が多く寄せられていることから、人と動物が快適に暮らせる環境づくりを推進するべく、行政として普及啓発する必要がある。また、市民の生活環境を維持・向上させるために、飼い主のいない猫の繁殖防止、飼育動物の所有者明示をすることによる離散防止も必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	普及啓発については、飼い主をはじめ、児童、地域住民等様々な対象者にむけたセミナーや講習会・イベント等を年間を通じて設けている。猫の不妊去勢手術推進事業については、飼い主のいない猫の減少に繋げる取組として実施している。マイクロチップ装着については、所有者明示の推進の効果が見込めるため啓発事業として取り組んでいる。さらに、ペットの同行避難に対する理解を進めるため、啓発活動に取り組んでいる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	普及啓発については、セミナーや講習会等への市民参加を促進するため土・日・祝日開催を増やしている。また、動物愛護フェスタを大規模会場で開催しており、認知度や集客力を高めるように努めている。猫の不妊去勢手術・マイクロチップ装着推進事業については、ホームページをわかり易くすることや申請様式等の見直し、事務処理の効率化に向けて、申請者及び職員の負担軽減を検討する。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	附属機関及び関係団体などから意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直しの 方向性	普及啓発については、興味を持っていただけるような内容や題材となるような工夫をし、ホームページやSNS等の情報発信ツールを活用し発信していく必要がある。猫の不妊去勢手術推進事業については、活用しやすい制度改正や申請受付・事務処理の効率化に向けた改善の検討を行い、飼い主のいない猫の減少を図るための対策を効果的に進める必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 知子	係長 成田 俊之	係 篠崎 由佳		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 6目 動物保護管理事業	所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-6 3		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、 横浜市動物愛護センター条例			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和25年に狂犬病予防法が施行され、犬の保護収容業務等を開始。昭和49年には、動物の愛護及び管理に関する法律(施行当時: 動物の保護及び管理に関する法律)が施行され、動物の適正な取扱いや動物に起因する危害の発生防止といった観点からも事業を 行っている。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく、動物の保護収容 保護収容動物の飼養管理 保護収容動物の返還、譲渡 診療及び治療、不妊去勢手術の実施 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		犬/猫/その他の 譲渡数(頭)	目標	120頭/450頭/5頭	100頭/500頭/5頭	105頭/470頭/5頭	90頭/460頭/5頭
			実績	101頭/483頭/2頭	88頭/378頭/14頭	54頭/417頭/5頭	80頭/470頭/1頭
		犬/猫等の収容頭 数(頭)	目標	335頭/1,360頭	335頭/1,310頭	305頭/1,300頭	265頭/1,165頭
	実績		294頭/1,188頭	227頭/972頭	150頭/916頭	169頭/907頭	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		68,711千円	66,685千円	67,915千円	65,376千円
		繰越額		61,555千円	56,428千円	55,570千円	59,735千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		7,156千円	10,257千円	12,345千円	5,641千円		
執行率(%)		90%	85%	82%	91%		
人 件 費		一般職職員	10.0人	10.0人	10.0人	10.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	87,910千円	87,850千円	88,230千円	88,230千円		
総事業費		149,465千円	144,278千円	143,800千円	147,965千円		
増▲減		—	▲ 5,187千円	▲ 478千円	4,165千円		
事業評価 の視点に よる点検・ 検証・評価	本市が行う 必要性	動物の保護収容を行うとともに、保護収容した動物の飼養管理及び病気や怪我の治療等を適切に行い、譲渡対象となる動物を増やすことにより、出来る限り新しい飼い主へ譲渡を促進することは、行政として必要な事業である。					
	事業目的に 対する 有効性	日々保護収容される動物の適切な飼養管理を行い、必要な処置と個体の健康状態を維持し、譲渡の促進に繋がっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	収容動物の飼養管理については、一部業務を民間委託することによって、経費の節減や執行体制の見直しを行ってきた。譲渡対象動物を増やすべく、病気や怪我の治療と合わせて幼齢個体の飼養管理を行う中でワクチン接種を進める等、センター内での感染症防止対策の取組を進めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 附属機関及び関係団体などから意見を収集している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	感染症に対する防止対策(エリアごとの履物の履き替え徹底、ワクチン接種等)は効果を上げており、継続した取組が必要である。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 及川 知子	係長 成田 俊之	係 篠崎 由佳
--------------------	-------------	-------------	------------

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	7款 7項 6目 狂犬病予防事業		所管区局・課	健康福祉局 動物愛護センター	令和3年度 事業評価書 番号	7-7-6 4	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	狂犬病予防法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	昭和25年、狂犬病予防法の制定により事業を開始。犬の登録・狂犬病予防注射の接種を推進し、狂犬病の発生を未然に防止することを目的とする。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防事業 ・鑑札、注射済票交付 ・狂犬病予防注射の啓発、注射勧奨 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		狂犬病予防接種頭 数(頭)	目標	138,000頭	134,000頭	134,000頭	140,000頭
			実績	133,472頭	130,264頭	127,905頭	130,418頭
			目標 実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		60,731千円	63,806千円	62,721千円	62,891千円
		繰越額		59,583千円	58,970千円	60,702千円	63,866千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		1,148千円	4,836千円	2,019千円	△ 975千円
人 件 費		一般職職員	98%	92%	97%	102%	
		再任用職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
		概算人件費	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
総事業費		26,373千円	26,355千円	26,469千円	26,469千円		
増▲減		85,956千円	85,325千円	87,171千円	90,335千円		
		—	▲ 631千円	1,846千円	3,164千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	犬の登録と狂犬病予防注射接種を勧奨し接種することにより、未然に狂犬病の発生を防ぐとともに狂犬病発生時の感染拡大を防ぐことは、狂犬病予防法の中で行政として必要な事業となっている。あわせて、犬の鑑札や狂犬病予防注射済票の装着を勧奨することで、保護収容犬の飼い主への返還を間違いなく円滑に行うことができる。					
	事業目的に 対する 有効性	昭和32年を最後に現在まで、市内での狂犬病の発生は確認されていない。					
	本事業の 効率性・ 類似性	市内の動物病院等でも犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料収納の手続きができるようにし、市民の利便性の向上を図ることで、飼い主が犬の登録と狂犬病予防注射接種をしやすい環境を作っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無	附属機関及び関係団体などから意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	市民の利便性を向上させるため、市内の動物病院等で犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料収納の手続きができるようになった。狂犬病予防注射接種の必要性を機会を捉えて飼い主だけでなく市民に対して理解してもらうための普及啓発を行い、狂犬病発生を未然に防ぐための環境作りと更なる接種率の向上が必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 及川 知子	係長 相澤 隆	運営企画 係 篠崎 由佳		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		17 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局保険年金課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 1 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 ■	具体的な 名称	国民健康保険法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、横浜市国民健康保険条例、横浜市国民健康保険条例施行規則		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	国民健康保険事業運営に要する人件費、事務費及び保険給付費等に充当するため。					
	具体的な 事業内容	基盤安定繰出金(保険料軽減分)、基盤安定繰出金(保険者支援分)、財政安定化支援事業繰出金、出産育児一時金繰出金、職員給与費等繰出金、その他国民健康保険等充当繰出金(保険料緩和分等)について、一般会計から国民健康保険事業費会計への繰出しを行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		法により定められた基準で繰り入れるため、指標を設定することが困難。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		34,320,052千円	31,186,602千円	31,198,639千円	27,969,847千円
		支出済額		32,320,052千円	31,186,602千円	30,898,639千円	27,969,847千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		2,000,000千円	0千円	300,000千円	0千円		
執行率(%)		94%	100%	99%	100%		
人 件 費		一般職職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		32,320,052千円	31,186,602千円	30,898,639千円	27,969,847千円		
増▲減		-	▲ 1,133,450千円	▲ 287,963千円	▲ 2,928,792千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国民健康保険事業の適切な運営や保険料負担緩和のために必要である。					
	事業目的に 対する 有効性	国民健康保険事業の適切な運営や保険料負担緩和に寄与している。					
	本事業の 効率性・ 類似性	義務的繰出金については、法令等で定められているため改善の余地がない。 任意的繰出金については、必要性を検証して適切に実施していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		国民健康保険事務の適正な運営を図るため、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成される「国民健康保険運営協議会」を設置し、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議している。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	今後も適切に運営していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

海老原 雅司

係長

堀内 大悟

管理係

神崎 修

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	17 款 1 項 2 目 介護保険事業費会計繰出金	所管区局・課	健康福祉局 介護保険課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 2 1	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	介護保険法 等		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	介護保険制度が創設されたことに伴い、平成12年度から事業を開始。市費負担分。				
	具体的な 事業内容	3年ごとに、介護保険事業計画策定を行うとともに保険料を改定している。 介護保険制度実施のため、介護保険事業費会計へ繰出金を支出。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績				
		目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額	38,419,050千円	38,955,335千円	43,580,336千円	46,742,091千円
		繰越額	38,413,730千円	38,104,848千円	43,071,264千円	46,742,091千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	5,320千円	850,487千円	509,072千円	0千円
		執行率(%)	100%	98%	99%	100%
人 件 費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費	17,582千円	17,570千円	17,646千円	17,646千円		
総事業費	38,431,312千円	38,122,418千円	43,088,910千円	46,759,737千円		
増▲減	—	▲ 308,894千円	4,966,492千円	3,670,827千円		
事業評価の視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	法定業務である。				
	事業目的に 対する 有効性	介護保険制度を適切に運営している。				
	本事業の 効率性・ 類似性	法定業務のため、改善・見直しはなし。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組み 自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し	■ 有 □ 無 介護保険の重要事項を審議するため、市民代表等有識者で構成される「横浜市介護保険運営協議会」を設置し、本事業に関する 意見・提言を受けている。(年4回程度)				
	外部意見を 踏まえた 事業見直し	高齢化により、市費負担分は増加することが見込まれる。そのため、給付費適正化等の取組を強化する必要がある。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 壺井 達幸	係長 丸山 直樹	担当 阿部・小川	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		17 款 1 項 3 目 後期高齢者医療事業費会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局 医療援助課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 3 1
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称		高齢者の医療の確保に関する法律		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、平成20年度から事業開始。市費負担分。					
	具体的な 事業内容	一般会計から後期高齢者医療事業費会計への繰出金。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		32,870,004千円	32,808,698千円	35,260,600千円	37,002,892千円
		繰越額		32,861,164千円	32,808,698千円	35,160,600千円	37,002,891千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		8,840千円	0千円	100,000千円	1千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
人 件 費		一般職職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費		32,861,164千円	32,808,698千円	35,160,600千円	37,002,891千円		
増▲減		—	▲ 52,466千円	2,351,902千円	1,842,291千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	制度の改正等の状況に応じて、執行体制や事務処理の方法について見直しを行っていく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合ではモニター制度により広く意見を吸い上げている。また、本市広聴に寄せられた市民要望は広域連合に伝えている。			
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	各区保険年金課及び神奈川県後期高齢者医療広域連合との連携を密に行い、引き続き円滑な制度運営に向けた取り組みを実施している。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 佐藤 修一	係長 原田 夏美	高齢者医療係 石田 祥望	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金(ひとり親家庭等医療費 助成)		所管区局・課	健康福祉局医療援助課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 1
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程、 横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	ひとり親世帯等に対して上下水道料金の減免措置を行い、ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため事業開始					
	具体的な 事業内容	水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		減免実績(延べ件 数)	目標 実績	108,142	107,106	107,288	97,835
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		171,767千円	171,597千円	169,748千円	167,493千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,791千円	8,785千円	8,823千円	8,823千円	
総事業費		180,558千円	180,382千円	178,571千円	176,316千円		
増▲減		—	▲ 176千円	▲ 1,811千円	▲ 2,255千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	ひとり親世帯など、経済的負担の大きい世帯に対して、生活に直結する水道使用料のうち、基本料金を減免している。					
	事業目的に 対する 有効性	要件に該当し、申請のある世帯について水道使用料の基本料金を減免することにより、対象者世帯の生活支援につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	福祉要件による水道使用料金減免については類似した事業がない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局および子ども青少年局の各部署に関係しており、効率的な運用や改善を図るための連携体制を構築する必要がある。 このため、事務効率の向上や減免制度のあり方について所管課間での課題整理を行う。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉医療 係
	佐藤 修一	松本 瑞絵	加賀谷 瑞菜

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金 (身体・知的・重複障害)	所管区局・課	健康福祉局障害自立支 援課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 2		
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程、横浜市水道局 水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	・個人福祉減免として、昭和48年に、生活保護、身体障害、知的障害、高齢世帯等に対して上下水道料金の減免措置を行い、経済的負担の軽減を図る目的で事業開始。 ・その後、ひとり親世帯、特別児童扶養手当受給世帯、精神障害者世帯を減免対象として追加(生活保護世帯を廃止、生活保護ひとり親世帯を追加)。					
	具体的な 事業内容	身体障害者、知的障害者、重複障害者のいる世帯に対して、水道使用料の基本料金相当額(月額790円(税抜))を減免する。 水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		減免実績(件数)	目標 実績	46,836	46,305	46,231	47,441
			目標 実績				
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額	432,919千円	445,895千円	441,084千円	437,916千円	
		繰越額	432,919千円	445,895千円	441,084千円	437,916千円	
		差▲引	0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%)	100%	100%	100%	100%	
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	8,791千円		8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費	441,710千円	454,680千円	449,907千円	446,739千円			
増▲減	—	12,970千円	▲4,773千円	▲3,168千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	身体障害者、知的障害者、重複障害者のいる世帯に対して、生活に直結する水道使用料の基本料金相当額を減免することで、経済的負担の軽減を図っている。					
	事業目的に 対する 有効性	身体障害者、知的障害者、重複障害者の要件に該当し、申請のある世帯について水道使用料の基本料金を減免することにより、対象者世帯の経済支援、生活支援につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	身体障害者、知的障害者、重複障害者のいる世帯等への水道使用料金減免については類似した事業がない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局及び子ども青少年局の各部署が関係する事業であり、効率的な運用や改善を図るため、引き続き関係部署が連携して取り組みを進める必要がある。 障害要件(及び要介護要件)による減免に関しては、資格確認の効率化と適正化のため、令和3年度よりシステム化による事務改善を実施している。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉給付 係
	渡辺 文夫	奈木 修人	新美 弥生

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	17 款 1 項 16 目 水道事業会計繰出金 (要介護4又は5)	所管区局・課	健康福祉局 高齢在宅支援課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 16 3		
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的な 名称	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市水道条例 横浜市水道条例施行規程 横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱 			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	在宅の要介護4又は5の方がいる世帯に対し、水道料金の基本料金相当額を減免することにより、減免対象世帯の経済的負担の軽減を図る。					
	具体的な 事業内容	水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出した。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		減免実績(件数)	目標				
			実績	11,339	11,415	11,515	11,929
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		103,341千円	104,815千円	103,684千円	103,743千円
		支出済額		103,341千円	104,815千円	103,684千円	103,743千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円		
執行率(%)		100%	100%	100%	100%		
人 件 費		一般職職員		0.1人	0.3人	0.3人	0.3人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		879千円	2,636千円	2,647千円	2,647千円	
総事業費		104,220千円	107,451千円	106,331千円	106,390千円		
増▲減		—	3,230千円	▲1,120千円	59千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	在宅の要介護4又は5の方がいる世帯に対し、生活に直結する水道料金の基本料金相当額を減免することにより、減免対象世帯の経済的負担の軽減を図っている。					
	事業目的に 対する 有効性	要件に該当し、申請のある世帯について水道使用料の基本料金を減免することにより、対象者世帯の生活支援につながっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	要介護4又は5の方がいる世帯への水道料金減免については類似した事業はない。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質になじまないため。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	福祉要件による水道料金減免については、水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局及びこども青少年局の各部署に関係しており、効率的な運用や改善を図るための連携体制を構築する必要がある。このため、事務効率の向上や減免制度のあり方について所管課間での課題整理を引き続き行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	在宅支援係
	水野 直樹	正木 朋子	土居 志奈乃

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	17 款 1 項 18 目 自動車事業会計繰出金	所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 18 1		
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	敬老特別乗車証条例、福祉特別乗車券条例、敬老特別乗車証条例施行規則、福祉特別乗車券条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	【敬老特別乗車証】 高齢者が豊かで充実した生きがいのある生活を送ること(高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」)を目的として事業を開始した。 【福祉特別乗車券】 市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の「社会参加の支援」及び「福祉の増進」のため、市営交通機関及び民営バスの両方に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		高齢者及び障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		4,655,726千円	4,846,012千円	5,181,400千円	5,388,905千円
		支出済額		4,655,726千円	4,846,012千円	5,181,400千円	5,388,905千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円		
執行率(%)		100%	100%	100%	100%		
人 件 費		一般職職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費	3,516千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円		
総事業費		4,659,242千円	4,849,526千円	5,184,929千円	5,392,434千円		
増▲減		—	190,284千円	335,403千円	207,505千円		
事業評価 の視点 による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【敬老特別乗車証】 令和2年度末時点で対象者が76万人を超え、令和元年度末と比較して約2万人増加している。急激な高齢化が進展する中で、高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のため、事業の必要性はますます高まる一方、持続可能な制度運営が必要である。 【福祉特別乗車券】 本事業が廃止になった場合、対象者の支出のうち、交通費の占める割合が増え、外出を控えるようになる可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	【敬老特別乗車証】 令和2年度末時点の交付者数は40万人を超える事業となっており、利用実態調査(バス利用者)では、一日あたり延べ約27万人(平日)が利用していることから、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。 【福祉特別乗車券】 福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車券の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車券の受取り手続きが一連で可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【敬老特別乗車証】 平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。また、正確な利用実態の把握を目的とする敬老特別乗車証のIC化に向けた検討として、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全4回開催し、非交通系ICカードやQRコードなど各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。 【福祉特別乗車券】 平成29年度に第3期障害者プラン中間見直しに係る市民意見募集を実施した。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【敬老特別乗車証】 持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、非交通系ICカードやQRコード、ICタグを活用した敬老特別乗車証のIC化に向けたテストをバスや地下鉄等で実施した。また、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を開催し、非交通系ICカードやQRコードなどの各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。これらの検討結果を踏まえ、今後、敬老特別乗車証のIC化に向けたシステム構築等の仕組みづくりを推進するとともに、交通事業者の負担軽減についても並行して検討する。 【福祉特別乗車券】 交付者数が増加していることを考慮して、交通事業者の負担軽減のため、令和2年度から負担金積算手法を採用することとした。今後も、利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

喜内 亜澄
渡辺 文夫

係長

野澤 正美
東 宏子生きがい
移動支援 係小山田 哲朗
平野 昌之

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		17 款 1 項 19 目 高速鉄道事業会計繰出金		所管区局・課	健康福祉局 高齢健康福祉課 障害自立支援課	令和3年度 事業評価書 番号	17 - 1 - 19 1
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	敬老特別乗車証条例、福祉特別乗車券条例、敬老特別乗車証条例施行規則、福祉特別乗車券条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	【敬老特別乗車証】 高齢者が豊かで充実した生きがいのある生活を送ること(高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」)を目的として事業を開始した。 【福祉特別乗車券】 市内に居住する障害者及び被爆・戦傷者の行動範囲の拡大を図るため、事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	福祉対象者の「社会参加の支援」及び「福祉の増進」のため、市営交通機関及び民営バスの両方に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由		高齢者及び障害者の「社会参加」と「福祉の増進」の程度を定量的に測ることは困難であり、また本事業とそれらの相関関係を測るのが困難なため。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		2,082,012千円	1,906,581千円	1,699,845千円	1,883,240千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
執行率(%)		100%	100%	100%	100%		
人件費		一般職職員		0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
		概算人件費		3,516千円	3,514千円	3,529千円	3,529千円
総事業費		2,085,528千円	1,910,095千円	1,703,374千円	1,886,769千円		
増▲減		—	▲ 175,433千円	▲ 206,721千円	183,395千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	【敬老特別乗車証】 令和2年度末時点で対象者が76万人を超え、令和元年度末と比較して約2万人増加している。急激な高齢化が進展する中で、高齢者の「社会参加の支援」と「福祉の増進」のため、事業の必要性はますます高まる一方、持続可能な制度運営が必要である。 【福祉特別乗車券】 本事業が廃止になった場合、対象者の支出のうち、交通費の占める割合が増え、外出を控えるようになる可能性がある。					
	事業目的に 対する 有効性	【敬老特別乗車証】 令和2年度末時点の交付者数は40万人を超える事業となっており、利用実態調査(バス利用者)では、一日あたり延べ約27万人(平日)が利用していることから、高齢者の外出機会の維持・増加が図られている。 【福祉特別乗車券】 福祉特別乗車券の活用による障害者の外出機会の維持・増加が図られている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	乗車券の交付事務を効率化するため、事務の一部を郵便局へ委託しており、市内最寄りの郵便局で利用者負担金の納入及び、乗車券の受取り手続きが一連で可能となっている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 【敬老特別乗車証】 平成29年度から、利用実態を把握するために利用者アンケートを実施している。また、正確な利用実態の把握を目的とする敬老特別乗車証のIC化に向けた検討として、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を全4回開催し、非交通系ICカードやQRコードなど各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。 【福祉特別乗車券】 平成29年度に第3期障害者プラン中間見直しに係る市民意見募集を実施した。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	【敬老特別乗車証】 持続可能な制度への見直しに必須となる正確な利用実態の把握に向け、非交通系ICカードやQRコード、ICタグを活用した敬老特別乗車証のIC化に向けたテストをバスや地下鉄等で実施した。また、交通事業者により構成される「横浜市敬老特別乗車証IC化等技術検討連絡会」を開催し、非交通系ICカードやQRコードなどの各種媒体の技術的な課題に関する検討を実施した。これらの検討結果を踏まえ、今後、敬老特別乗車証のIC化に向けたシステム構築等の仕組みづくりを推進するとともに、交通事業者の負担軽減についても並行して検討する。 【福祉特別乗車券】 交付者数が増加していることを考慮して、交通事業者の負担軽減のため、令和2年度から負担金積算手法を採用することとした。今後も、利用実態の把握に努め、持続可能な制度の実施と適正な交付を図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生きがい 移動支援 係
	喜内 亜澄 渡辺 文夫	野澤 正美 東 宏子	小山田 哲朗 平野 昌之